法定点検等業務標準仕様書

１　業務名称　　平成 29 年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（北海道地区）における法定点検等業務

２　履行期間　　平成 29 年４月１日から平成 32 年３月 31 日

３　業務の対象

本業務の対象は、別紙１「点検対象団地等一覧表」に掲げる賃貸住宅団地（以下「点検対象団地」という。）に存する、本業務の発注者が管理する以下のもの（以下「点検対象物」という。）とする。

なお、原則として契約・支払事務手続きは、機構が行い、その他一切の行為は、当機構の委託により団地管理業務受託者が行う。

（１）敷地（居住者等の専有部分を除く）

（２）建物（賃貸住宅、賃貸施設、附帯施設（集会所、管理サービス事務所、防災センター及び給水施設等）及びその他構造物等。ただし、賃借人の専有部分は除く。）

（３）設備（給水施設の機器類、汚水処理施設の機器類、段差解消機以外の昇降機設備、自家用電気工作物（自家用電気室内の受電設備、発電設備）及び消防用設備は除く。ただし、給水施設の機器類及び自家用電気工作物（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）の定める排煙設備又は非常用の照明装置の自家用発電装置）の法定点検に係る部分は点検対象とする。）

（４）駐車場等施設（平面式駐車場、自走式立体駐車場、タワー式駐車場、バイク置場及び貸倉庫）

（５）工作物等（建物の屋上階で不特定多数の人が利用する広場に設置しているものも含む。）

４　業務の内容

本業務の受注者は、次の（１）から（４）に掲げる業務を、本仕様書に定めるところにより実施するものとする。（なお、地域暖房設備点検業務については、別添地域暖房設備点検業務仕様書による。

（１）点検業務

点検対象団地の点検対象物について、次のイからニに掲げる点検区分及び業務区分に応じ、それぞれの対象物の安全性及び劣化状況等に係る内容を実地に点検する業務、及びその結果を記録する業務（別添様式１から３７、法定点検については法の定める様式、緊急点検についての様式は担当職員へ確認すること）。

イ　法定点検

建築基準法第１２条第１項、３項及びエネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）第７５条第５項、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）第 16 条第１項に定めるもの、その他法令等の定めに基づき点検する業務及び特定行政庁等への報告書類の作成、提出及び協議に係る業務。（省エネ法第７５条第５項の定めに基づき、特定行政庁等への報告書類は別途業務で点検する昇降機も含めて作成することとし、報告書類の記載内容は、事前に担当職員へ確認すること。）（なお、省エネ法に基づく業務については、

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）の施行に伴い全国的に廃止予定のため、当初数量には見込んでいないが、平成２９年度４月以降定期報告等の業務が必要となった場合は、別途変更契約とする。）

ロ　安全点検

お住まいのお客様等の事故等を未然に防止するため、建築、土木･造園、機械及び電気に区分し、別紙２「点検項目及び点検内容等一覧表」の安全点検に掲げる内容について、安全性を欠く恐れのあるもの及び居住上支障を来す恐れのあるもの等を点検する業務。（外壁の安全点検を「安全点検（外壁）」という。）

ハ　計画点検

一定の期間を経た点検対象物を対象として、建築、土木･造園、機械及び電気に区分し、別紙２「点検項目及び点検内容等一覧表」の計画点検に掲げる内容について、修繕計画策定上の一要素となる損耗・劣化の進行度合を点検する業務。なお、外壁の計画点検（以下「計画点検（建物診断）」という。）に伴う仮設も本業務に含む。

ニ　緊急点検

上記のイ～ハ以外に発注者が必要とし指示する緊急的に行う点検業務（別途精算）。

（２）点検結果の整理集計業務

（１）により記録した点検結果について、整理集計する業務（別添様式１から３２）。ただし、業務に当たっては基本的に法定点検等システムにより行うものとする（登録方法等は参考資料（法定点検等システム概要資料）による）。

（３）外壁点検に係る予備調査業務

計画点検（建物診断）を行うための予備調査を行う業務。

（４）応急措置等を施す業務

（１）、（３）の業務により発見された著しい劣化等部分において、事故等の発生を未然に防止し、又は発生した場合の被害を最小限に止めるため必要な別紙イからホの応急措置等を施す業務。また、別紙イからホの応急措置以外にも、立入り禁止措置等の応急措置が必要なものについては、携帯の工具、備品で対応可能な措置を施す業務。

５　業務の実施体制等

（１）管理技術者

イ　受注者は、業務請負契約書第６条に基づき、管理技術者を専任すること。なお、管理技術者は業務担当者を兼ねることができるものとする。

ロ　管理技術者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、業務担当者を代表し、担当職員との打ち合わせ、業務担当者の指導・教育、及び各業務の管理・統括を行うとともに、４の業務結果の取りまとめ、及び担当職員へ９の業務報告等を行うものとする。

ハ　管理技術者は、一級建築士又は特定建築物調査員資格者証の交付を受けている者であること。

（２）業務担当者

受注者は、別紙２に示す業務区分ごとに、別紙３「業務担当者の資格」欄に掲げるいずれかの資格を有する者を責任者として配置すること。ただし、６（４）の煙道点

検の業務担当者は特定ガス消費機器設置工事監督者の資格を有する者とする。

（３）点検班の構成等

受注者は、業務の実施に際し、点検班編成を行うとともに、点検班の編成表及び業務担当者の氏名、資格、資格者証の写しを契約後速やかに発注者に提出する。

なお、受注者は、業務担当者の変更、資格の喪失等により、その内容が変更となる場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

（４）点検業務実施計画書等の提出

契約初年度の点検業務実施計画書（年間）、初月度の業務実施計画書及び業務実施日程表については、契約後速やかに提出し承認を受けるものとする。なお、翌年度の業務実施計画書は当該翌年度の業務実施前に策定し、毎月の業務実施計画書及び業務実施日程表は前月に担当職員に提出し承認を受けるものとする。（別添様式３３、３４、３６）

（５）業務の実施時間

受注者は、業務の実施を、原則として団地管理業務受託者の通常勤務日における就業時間内に行うものとする。

ただし、緊急点検及び応急措置等を施す業務の実施時間については、この限りではない。

（６）点検工具･備品等の携行

受注者は、業務の実施に当たり、原則として、別紙４「標準工具等一覧表」に掲げる工具及び備品を標準とし、点検内容に応じ必要なものを携行することとする。ただし、応急措置等に使用する工具等については、必要な都度取り揃えることとしてもよい。なお、工具等の費用は受注者の負担とする。

（７）業務の事前準備

受注者は、点検業務の実施にあたり、管理主任等から、情報収集に努めその内容について確認を行うものとする。

（８）点検の実施回数、実施時期

各点検項目における点検回数は別紙２に定めるところによる。

なお、安全点検の各点検項目における各回の実施時期は偏りがないようにするものとし、計画点検の実施時期については、各年度の 11 月までとする。

（９）服装等

イ　業務担当者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施するものとする。

ロ　業務担当者は、名札（顔写真入り）をつけて業務を行うものとする。また、身分証明書も携帯し、関係者から請求があった場合はそれを提示するものとする。

(10) 駐車場の利用

駐車場は自ら確保することを原則とし、機構敷地内の駐車場の利用及び駐車方法については、担当職員の指示による。

(11) 給水施設等への立ち入り

イ　給水施設へ立ち入る場合は、事前に水道法第２１条及び同法施行規則第１６条に

規定する健康診断を受診し、適合の証明を給水施設の管理者等へ提出するとともに、点検計画等について協議を行い、許可を受けることとし、立ち入り後の報告を直ちに実施すること。

ロ　受変電設備室、発電機室へ立ち入る場合は、事前に担当職員へ連絡し、指示を受けること。

6　点検方法等

次の（1）から（5）に掲げる点検方法等により業務を実施するものとする。なお、前回の安全点検による点検の結果、判定基準「B」に該当した部分について、劣化等の経過を確認する。

（1）法定点検

法のめるところによる。ただし、法定点検の実施時期に安全点検及び計画点検で実施する法定点検と同一の調査項目等は、重複して点検を実施しない。

また、自家用発電装置の点検において、その作動に必要な操作は、別途業務の自家用電気工作物の維持管理業者が行うものとし、実施にあたっては、事前に維持管理業者と協議・調整するものとする。

（2）安全点検及び計画点検（6（1）及び（3）から（5）を除く）

点検の方法は、目視（必要に応じ光学機器（双眼鏡、カメラ等）を使用する）、打診、聴診、触診及び計測等によるものとする。

（3）モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検方法等は、次による。

イ 安全点検(外壁)

(イ)全見付外壁面から手摺金物部及び見付開口部を除いた部分の範囲、バルコニー、車路、車室等上裏及び外部に開放された共用廊下の上裏・袖壁、外部に開放された階段室の上裏・内壁の奥行き1.0mの範囲、庇等上端及び手摺等笠木部分（以下「外壁点検範囲」という。）について、モルタル、タイル及びコンクリートの剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆の流出、浮き等の有無を目視により点検するとともに、共用廊下、共用バルコニー、階段室、建物周り、屋上等から安全を考慮し手の届く範囲内を打診（以下「部分打診」という。）により点検する。

（ロ）安全点検（外壁）による点検の結果、剥落、ひび割れ等が判定基準「A－2」に該当すると認められた場合で、発注者が必要と判断した場合、発注者及び団地管理業務受託者の指示する範囲について、打診、部分的な赤外線装置法のうちいずれか又は併用により点検を行う。(別途精算)

（ハ）安全点検（外壁）による点検の結果、剥落、ひび割れ等が判定基準「A－1」に該当すると認められた場合は、発注者及び団地管理業務受託者の指示するところにより、計画点検（建物診断）を実施するものとする。(別途精算)

(ニ) 建物周りの調査

安全点検（外壁）実施時に、災害危険度の大きい壁面において、災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無を現地調査する。

ロ 計画点検（建物診断）

駐車場等施設を除く外壁全体について、剥落、白華現象、ひび割れ、鉄筋露出、錆

の流出、浮き、その他の有無を目視により点検するとともに、次の（イ）から（ハ）のいずれかの打診等点検を行う。ただし、上記イ（ハ）の安全点検(外壁)の実施結果により計画点検（建物診断）を実施する場合は、目視及び部分打診による点検は要しない。

（イ）バルコニー等上裏・袖壁の奥行き 0.5m、庇等上端及び手摺等笠木を含めた全見付外壁面から手摺金物部、見付開口部及び奥行き 0.5mを超えるバルコニー壁面等を除いた範囲のうち基礎等を除く外壁全体について行う打診（以下「全面打診」という。）及び全面打診以外の範囲の部分打診との併用による点検

（ロ）全面打診範囲のうち、壁面の前面かつ壁面高さの概ね２分の１の水平面内に、不特定又は多数の人が通行する道路、通路、広場等を有するもので、壁面直下に鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の落下物防御施設（屋根、庇等）が設置され、又は植込み、フェンス等により、完全にさえぎられ、災害の危険がないと判断される部分を除く壁面（以下「災害危険度の大きい壁面」という。）について行う打診（以下「一部打診」という。）及び一部打診以外の範囲の部分打診との併用による点検

（ハ）全面的な赤外線装置法と部分打診との併用により行う点検

赤外線装置法による場合は、事前に担当職員に仕様等について確認すること。

（ニ）計画点検時のコンクリート調査

発注者の指示する住棟（原則、点検対象団地のうち３回目の計画点検を実施する区分所有建物を除く住棟）のコンクリート調査を行う。(別紙５「計画点検時コンクリート調査仕様」参照)

ハ 外壁点検に係る予備調査（別添様式３２）

（イ）外壁点検面積、全面打診面積及び一部打診面積等を外壁の仕上げ別又は住居・施設別（駐車場等施設を除く）に行う調査

なお、面積の算出において１箇所 0.5 ㎡以下の開口部は控除の対象としない。

（ロ）災害危険に対し有効な落下防御施設、植栽等設置の有無についての現地調査を行う。

（ハ）点検に必要な仮設の設置可否、仕様及び設置範囲の数量について現地調査を行う。

（４）煙道点検

イ 煙道の大気開放部にあっては目視等による。

ロ 煙道の内部にあってはファイバースコープ等の内視鏡を用いた点検を行う。

(別紙２「点検項目及び点検内容等一覧表」)

（５）緊急点検

発注者及び団地管理業務受託者の指示する方法とする。

７　判定方法等

（１）法定点検の判定方法は、法の定めるところによる。

（２）安全点検は、業務担当者が業務区分及び点検項目に応じ、別紙イからホに掲げる方法により事象毎に評価するものとする。

（３）上記（２）の評価内容について、団地管理業務受託者および受注者の間で定期に点検会議（以下「会議」という。）を開催し、評価内容に加え修繕予定や落下対

策の有無等による修繕の要否を踏まえて、双方合意により判定するものとする。

（４）計画点検の評価方法等は、業務区分及び点検項目に応じ、別紙へ及び別添様式７から３０に掲げる方法によるものとする。

（５）緊急点検の判定方法は、発注者及び団地管理業務受託者の指示するところによる。

８　お住まいのお客様等への周知等

受注者は、業務を実施するために賃貸住宅団地内に立ち入る際は、次の事項を遵守する。

（１）お住まいのお客様への周知にあたっては、５（４）による点検業務実施計画書及び法定点検等業務実施日程表に基づき、管理主任等に対し、点検業務実施日程、お住まいのお客様への周知内容等を事前に連絡するものとする。その後、点検日時等についての文書を掲示する等の方法により、お住まいのお客様へ周知するものとする。なお、掲示内容等については、団地管理業務受託者と協議の上、決定する。

（２）　業務の実施に当たっては、受注者の業務従事者であることを表示する腕章等を着用するとともに、受注者の発行する身分証明書を所持し、お住まいのお客様等からの提示を求められた場合はこれを提示するものとする。

９　業務結果の報告等

受注者は、次のとおり業務結果の報告等を行うものとする。

（１）安全点検については、点検会議において報告を行う。なお、会議における判定に際して評価の見直しを行った場合は、理由を記録する。

（２）受注者は、４（１）イからハ及び（３）の業務結果については、受注者が準備するインターネット環境を整備したパソコンに、発注者が貸与するシステムソフトをインストールし、そのシステムに点検結果等を入力するものとする。また点検結果の報告については、入力結果を出力し、月毎、業務区分毎に推定される劣化状況等の要因を併せて、担当職員に提出することを原則とする（別添様式１から３２、３５）。ただし、計画点検については、原則として、毎年度 12 月末日までにそれぞれ報告するものとし、４（１）イ法定点検の結果は特定行政庁等への報告様式での提出とする。

（３）業務結果のうち、安全性上、緊急性が高いものについては、速やかに担当職員へ報告し、劣化規模等の状況によっては、発注者及び団地管理業務受託者の指示する方法により、被害を最小限に止めるために必要な応急措置等を施すこととする。

（４）受注者は、発注者が契約上必要として提出を求める書類及び発注者及び団地管理業務受託者が点検結果の一部を必要として提出を求める場合は速やかに提出しなければならない。

（５）受注者は、法定点検の業務結果については、特定行政庁等の定めによる時期及び様式に整理し、特定行政庁等及び担当職員へ報告するものとする。

（６）受注者は、緊急点検の業務結果については、発注者の指示するところにより、担当職員へ報告するものとする。

（７）点検対象物が点検困難な位置にある場合、判定が困難な場合及び点検対象物について、数量表と現地数量に相違がある場合は、担当職員にその状況が確認できる資

料と合わせて報告するものとする。

（８）（１）から（３）までの提出資料等は、Ａ判サイズとし、原則としてファイルに綴じて、点検区分及び業務区分毎に２部ずつ提出するものとする。

（９）受注者は、特定行政庁等から発行された検査報告済証を担当職員へ提出するものとする。

１０　資料の貸与等

（１）発注者及び団地管理業務受託者は、①から③の資料を含め、発注者の所有するもので、各種図面等業務の実施に必要な資料は、必要時受注者に貸与するものとする。

資料名

①各団地の配置図

②各団地の貸与敷地図（当該敷地は点検対象外。）

③点検対象施設図　等

（２）受注者は、貸与された資料が必要なくなった場合は、ただちに返却するものとする。

（３）受注者は、貸与された資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

（４）受注者は、貸与された資料については、業務に関する資料の作成以外の目的で使用、複写等してはならない。

（５）受注者は、貸与された資料を第三者に貸与、閲覧、複写、譲渡又は使用させてはならない。

１１　業務の下請け等

業務請負契約第４条第１項の規定により、第三者に委任又は請負わせることのできないものは、管理技術者に係る業務とする。

１２　契約終了に伴う業務引継ぎ

契約の終了にあっては、発注者の指定する新たな受注者への業務引継ぎを実施するものとする。業務引継ぎの終了後、発注者及び団地管理業務受託者が必要と認めて問い合わせたときは、これに協力するものとする。

１３　安全対策について

受注者は、労働安全衛生法その他関係法規に従い、業務中の事故等を未然に防止するための措置を講じること。

１４　暴力団員等による不当介入を受けた場合の処理

（１）　業務の履行に際して、暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（２）　（１）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者及び団地管理業務受託者に報告すること。

（３）　暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者及び団地管理業務受託者と協議を行うこと。

１５　その他

（１）請負代金の支払いについては、受注者は契約書に定めた部分払い請求のほか、各年度末を指定部分とした部分引渡しをすることにより、部分引き渡しに係る請負代金を請求することができる。

（２）受注者は、本仕様書に疑義を生じた事項については、発注者及び団地管理業務受託者と協議するものとする。

以　上

別紙1-1　　点検対象団地等一覧表(共通)

管轄住宅管理センターコード	管轄住宅管理センター名	団地コード	団地名	所在地	棟数	戸数	敷地面積	管理開始年度	団地タイプ※
					棟	戸	㎡	年	
60	北海道	27	薄野	札幌市中央区南6条西4丁目11-1	1	55	1,372	S33	市
60	北海道	75	南三条	札幌市中央区南3条西2丁目6	1	111	1,747	S36	市
60	北海道	105	あけぼの	札幌市南区真駒内曙町1-1	32	1,240	113,451	S38	団
60	北海道	159	大麻宮町	江別市大麻宮町4	15	420	35,458	S42	団
60	北海道	161	円山北町	札幌市中央区北6条西28丁目2	4	140	8,663	S42	団
60	北海道	172	大麻園町	江別市大麻園町23、34	20	446	42,151	S43	団
60	北海道	189	大麻中町	江別市大麻中町27、28	11	110	16,393	S44	団
60	北海道	194	札幌豊平	札幌市豊平区豊平4条1丁目3	1	116	1,676	S45	市
60	北海道	199	札幌菊水	札幌市白石区菊水5条1丁目8番14	1	91	1,652	S45	市
60	北海道	215	札幌琴似	札幌市西区琴似2条4丁目1	1	112	1,968	S46	市
60	北海道	222	五輪	札幌市南区真駒内緑町4-1	22	830	72,350	S47	団
60	北海道	223	札幌南三条第二	札幌市中央区南3条西8丁目7	1	112	1,388	S47	市
60	北海道	226	札幌北十二条	札幌市中央区北12条西23丁目1-2	1	72	3,007	S46	市
60	北海道	236	札幌南三条第三	札幌市中央区南3条西11丁目330-2	1	170	3,952	S47	市
60	北海道	245	札幌北二十四条	札幌市北区北24条西6丁目1-7	1	170	8,530	S48	市
60	北海道	246	札幌本郷	札幌市白石区本郷通3丁目北2	3	140	6,779	S48	市
60	北海道	249	札幌琴似第二	札幌市西区琴似2条7丁目1	1	140	6,297	S48	市
60	北海道	256	札幌月寒中央通	札幌市豊平区月寒中央通10丁目6	1	70	2,503	S49	市
60	北海道	257	札幌平岸	札幌市豊平区平岸6条10丁目1	2	116	6,627	S49	市
60	北海道	274	東札幌六条	札幌市白石区東札幌6条3丁目1	4	483	19,021	S51	市
60	北海道	278	西月寒	札幌市豊平区月寒西4条9丁目3	6	208	28,102	S51	団
60	北海道	279	北広島駅前	北広島市栄町1丁目2	2	140	9,247	S51	市
60	北海道	287	札幌北一条	札幌市中央区北1条西8丁目2	1	45	1,303	S52	市
60	北海道	305	澄川	札幌市南区澄川6条3丁目2番	9	394	33,895	S53	団
60	北海道	316	札幌北十一条	札幌市東区北11条東7丁目1	1	140	7,378	S53	市
60	北海道	317	北広島北進町	北広島市北進町2丁目1	9	290	41,963	S53	団
60	北海道	318	花川中央	石狩市花川北3条3丁目4	13	430	71,640	S53	団
60	北海道	323	羊ヶ丘	札幌市豊平区月寒東2条16丁目他	6	120	19,439	S54	団
60	北海道	326	札幌北十条	札幌市東区北10条東7丁目1･2	2	91	2,720	S54	面
60	北海道	339	札幌狸小路	札幌市中央区南2条西10丁目1001	2	117	3,319	S56	市
60	北海道	340	菊水三条	札幌市白石区菊水3条5丁目2番	6	236	20,393	S56	面
60	北海道	351	北広島若葉町	北広島市若葉町2丁目1	9	200	26,530	S58	団
60	北海道	622	新木の花	札幌市豊平区平岸1条4-3他	9	421	15,701	H12	面

※各団地タイプにおける、屋外施設の一例:別添図面を参照。

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検					法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)															建物診断			PC目地	建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
																	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検					
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	27	薄野	0000000	2	2	1	5	55	4,610.078			1958	2016		1991			55	有	有								有				1,705	203		○	○		
60	75	南三条	0000000	2	5	2・3	7	111	9,849.090			1961	2014		2007		111	111	有	有		有			有									○			
60	105	あけぼの	0000001	1	2	1	5	40	1,978.090			1967	2015		2006		40		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000002	1	2	1	5	40	1,978.090			1967	2015		2006		40		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000003	1	2	1	4	32	1,582.850			1963	2016		2005				有	有						有						318.8	1,273.0					
60	105	あけぼの	0000004	1	2	1	4	32	1,582.850			1963	2016		2005				有	有						有						322.2	1,269.7					
60	105	あけぼの	0000005	1	2	1	4	40	1,714.370			1963	2016		2005				有	有						有						284.2	1,425.8					
60	105	あけぼの	0000006	1	2	1	4	48	2,057.210			1963	2016		2005				有	有						有						363.2	1,678.5					
60	105	あけぼの	0000007	1	2	1	5	60	2,570.930			1965	2016		2005				有	有						有						603.3	1,879.5					
60	105	あけぼの	0000008	1	2	1	5	10	561.900			1965	2016		2005				有	有						有						158.5	526.3					
60	105	あけぼの	0000009	1	2	1	4	32	1,582.850			1963	2015		2006		32		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000010	1	2	1	4	32	1,673.680			1964	2015		2006		32		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000011	1	2	1	4	32	1,673.680			1964	2015		2006		32		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000012	1	2	1	4	32	1,673.680			1964	2015		2006		32		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000013	1	2	1	5	40	2,091.600			1965	2015		2006		40		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000014	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006		10		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000015	1	2	1	5	50	2,142.470			1965	2015		2006		50		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000016	1	2	1	4	40	1,714.370			1964	2015		2006		40		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000017	1	2	1	4	40	1,714.370			1964	2015		2006		40		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000018	1	2	1	4	40	1,714.370			1964	2015		2006		40		有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	105	あけぼの	0000019	1	2	1	4	40	1,714.370			1965	2015		2006		40		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000020	1	2	1	5	60	3,137.300			1965	2016		2005				有	有						有						137.8	1,937.8					
60	105	あけぼの	0000021	1	2	1	5	40	2,091.600			1966	2015		2006		40		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000022	1	2	1	5	10	561.900			1966	2015		2006		10		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000023	1	2	1	5	10	561.900			1966	2015		2006		10		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000024	1	2	1	5	10	561.900			1966	2015		2006		10		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000025	1	2	1	5	60	3,345.160			1966	2015		2006		60		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000026	1	2	1	5	60	2,570.930			1966	2015		2006		60		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000027	1	2	1	5	60	2,570.930			1966	2015		2006		60		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000028	1	2	1	5	50	2,142.470			1966	2015		2006		50		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000029	1	2	1	5	50	2,142.470			1966	2015		2006		50		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000030	1	2	1	5	50	2,142.470			1967	2015		2006		50		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000031	1	2	1	5	60	2,570.930			1967	2015		2006		60		有	有						有												
60	105	あけぼの	0000032	1	2	1	5	30	1,568.740			1967	2015		2006		30		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000001	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2016		2005			40	有	有						有						682.0	1,053.8		○	○		
60	159	大麻宮町	0000002	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2016		2005			40	有	有						有						621.1	1,114.7		○	○		
60	159	大麻宮町	0000003	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2016		2005			40	有	有						有						592.4	1,143.4		○	○		
60	159	大麻宮町	0000004	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006		10		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000005	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006		10		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000006	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006		10		有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検													単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)													建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	159	大麻宮町	0000007	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2006		40	40	有	有						有									○			
60	159	大麻宮町	0000008	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2006		30	30	有	有						有									○			
60	159	大麻宮町	0000009	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2006		40	40	有	有						有									○			
60	159	大麻宮町	0000010	1	2	1	5	10	561.900			1968	2008		2007		10		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000011	1	2	1	5	10	561.900			1968	2008		2007		10		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000012	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2007		40	40	有	有						有									○			
60	159	大麻宮町	0000013	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2007		30	30	有	有						有									○			
60	159	大麻宮町	0000014	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2007		40	40	有	有						有									○			
60	159	大麻宮町	0000015	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2007		30	30	有	有						有									○			
60	161	円山北町	0000001	1	2	1	5	30	1,568.740			1967	2012	2014	2002		30	30	有	有					有	有									○			
60	161	円山北町	0000002	1	2	1	5	30	1,568.740			1967	2012	2014	2002		30	30	有	有						有									○			
60	161	円山北町	0000003	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2011	2014	2003		40	40	有	有						有									○			
60	161	円山北町	0000004	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2011	2014	2003		40	40	有	有					有	有									○			
60	172	大麻園町	0000001	1	2	1	5	36	1,542.420			1971	2016		2005			36	有	有						有						316.4	1,237.1		○	○		
60	172	大麻園町	0000002	1	2	1	5	20	857.100			1971	2016		2005			20	有	有						有						187.8	742.4					
60	172	大麻園町	0000003	1	2	1	3	12	514.620			1971	2016		2005	1993		12	有	有						有						104.6	502.0					
60	172	大麻園町	0000004	1	2	1	5	20	857.100			1971	2015		2006		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000005	1	2	1	5	20	857.100			1971	2015		2006		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000006	1	2	1	5	30	1,285.560			1970	2014		2006		30	30	有	有						有									○			
60	172	大麻園町	0000007	1	2	1	5	20	857.100			1970	2015		2006		20		有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	172	大麻園町	0000008	1	2	1	3	12	514.620			1970	2008		2007	1993	12		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000009	1	2	1	5	20	857.100			1970	2008		2007		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000010	1	2	1	5	20	857.100			1970	2008		2007		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000011	1	2	1	5	30	1,285.560			1969	2014		2007		30	30	有	有						有										○			
60	172	大麻園町	0000012	1	2	1	5	30	1,285.560			1969	2014		2007		30	30	有	有						有										○			
60	172	大麻園町	0000013	1	2	1	3	18	771.840			1969	2008		2007	1993	18		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000014	1	2	1	5	20	857.100			1969	2008		2007		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000015	1	2	1	5	20	857.100			1969	2008		2007		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000016	1	2	1	5	30	1,285.560			1969	2014		2009		30	30	有	有						有										○			
60	172	大麻園町	0000017	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2009		30	30	有	有						有										○			
60	172	大麻園町	0000018	1	2	1	3	18	771.840			1969	2015		2009	1993			有	有						有												
60	172	大麻園町	0000019	1	2	1	5	20	857.100			1968	2015		2009				有	有						有												
60	172	大麻園町	0000020	1	2	1	5	20	857.100			1968	2015		2009				有	有						有												
60	189	大麻中町	0000001	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000002	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000003	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000004	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000005	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000006	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000007	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2011		10		有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検													単独施設棟	外壁予備調査	計画点検					法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	住棟 外壁	住棟 外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○) 外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			建物診断 全面打診	建物診断 一部打診	建物診断 外観目視点検	PC目地	建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	189	大麻中町	0000008	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993			有	有						有												
60	189	大麻中町	0000009	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993			有	有						有												
60	189	大麻中町	0000010	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993			有	有						有												
60	189	大麻中町	0000011	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993			有	有						有												
60	194	札幌豊平	0000000	2	5	2	11	116	9,340.454			1970	2015		2010	1988			有	有		有																
60	199	札幌菊水	0000000	2	2	3	10	91	3,843.560			1970	2016		1990	1997	91		有	有																		
60	215	札幌琴似	0000000	2	2	2	10	112	8,490.226			1971	2016	2010	1998	1995	112	112	有	有		有																○			
60	222	五輪	0000001	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2007		30		有	有						有												
60	222	五輪	0000002	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2007		30		有	有						有												
60	222	五輪	0000003	1	2	1	5	50	2,824.900			1975	2015		2010				有	有						有												
60	222	五輪	0000005	1	2	1	5	50	2,457.240			1972	2015		2007		50		有	有						有												
60	222	五輪	0000006	1	2	1	5	50	2,457.240			1972	2015		2007		50		有	有						有												
60	222	五輪	0000007	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2007		40		有	有						有												
60	222	五輪	0000008	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2008				有	有						有												
60	222	五輪	0000009	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2008				有	有						有												
60	222	五輪	0000010	1	2	1	5	20	983.020			1972	2009		2008				有	有						有												
60	222	五輪	0000011	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2008				有	有						有												
60	222	五輪	0000012	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2008				有	有						有												
60	222	五輪	0000014	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2008				有	有						有												
60	222	五輪	0000015	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2009				有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検					法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)																建物診断			PC目地				
																	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	222	五輪	0000016	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2009				有	有						有													
60	222	五輪	0000017	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2009				有	有						有													
60	222	五輪	0000018	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2009				有	有						有													
60	222	五輪	0000019	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2011	1993			有	有						有													
60	222	五輪	0000020	1	2	1	5	40	2,259.900			1975	2015		2010				有	有						有													
60	222	五輪	0000021	1	2	1	5	50	2,824.900			1975	2015		2010				有	有						有													
60	222	五輪	0000023	1	2	1	5	30	1,807.390			1972	2015		2011	1993			有	有						有													
60	222	五輪	0000024	1	2	1	5	30	1,807.390			1972	2015		2011	1993			有	有						有													
60	222	五輪	0000025	1	2	1	5	30	1,807.390			1972	2015		2011	1993			有	有						有													
60	223	札幌南三条第二	0000000	2	5	2	10	112	7,719.125			1972	2014		2011	1995	112	112	有	有																	○			
60	226	札幌北十二条	0000000	2	4	2	7	72	5,701.588			1971	2016		2015	1996		72	有	有		有															○			
60	236	札幌南三条第三	0000000	2	5	2	13	170	13,480.617			1972	2016		1993	1996		170	有	有		有												1558	3120		○	○		
60	245	札幌北二十四条	0000000	2	5	2	11	170	10,130.510			1973	2016		2013				有	有		有																	
60	246	札幌本郷	0000001	2	2	1	5	40	1,727.360			1973	2016		2006		40		有	有						有													
60	246	札幌本郷	0000002	2	2	1	5	30	1,295.520			1973	2016		2006		30		有	有						有						30							
60	246	札幌本郷	0000003	2	2	2	7	70	4,117.560			1973	2016		2007		70		有	有						有						70							
60	249	札幌琴似第二	0000000	2	2	2	11	140	8,125.040			1973	2016		2013			140	有	有		有				有										○			
60	256	札幌月寒中央通	0000000	2	2	2	6	70	6,825.650			1974	2016		1996		70		有	有		有																	
60	257	札幌平岸	0000001	2	2	2	7	96	7,402.780			1974	2015		2010	1990			有	有						有													
60	257	札幌平岸	0000002	2	2	1	5	20	1,179.830			1974	2015		2010				有	有						有													

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検					法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	274	東札幌六条	0000001	2	2	1	11	120	8,408.780			1976	2016		2010				有	有					有													
60	274	東札幌六条	0000002	2	2	1	11	117	8,302.042			1976	2016		2011				有	有					有													
60	274	東札幌六条	0000003	2	2	1	10	162	10,837.954			1976	2016		2012				有	有					有			有										
60	274	東札幌六条	0000004	2	2	1	7	84	5,884.361			1978	2016		2013	1993			有	有					有													
60	278	札幌西月寒	0000001	1	2	1	5	50	3,021.050			1977	2015		2009				有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000002	1	2	1	4	24	1,451.960			1977	2015		2010				有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000003	1	2	1	4	24	1,451.960			1976	2015		2010				有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000004	1	2	1	5	40	2,418.000			1976	2015		2009				有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000005	1	2	1	5	20	1,211.900			1977	2015		2011	1993			有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000006	1	2	1	5	50	3,021.050			1977	2015		2011	1993			有	有						有												
60	279	北広島駅前	0000001	2	3	2	8	70	17,174.864			1977	2014		2016			70	有	有					有											○			
60	279	北広島駅前	0000002	2	3	2	8	70	0.000			1976	2014		2016			70	有	有					有													
60	287	札幌北一条	0000000	2	3	2	10	45	3,367.360			1977	2014		1999		45	45	有	有					有											○			
60	305	澄川	0000001	1	2	1	4	16	1,166.840			1978	2016	2009	1997		16		有	有						有												
60	305	澄川	0000002	1	2	1	4	16	1,166.840			1978	2016	2009	1997		16		有	有						有												
60	305	澄川	0000003	1	2	1	5	20	1,478.810			1978	2016	2009	1997		20		有	有					有	有												
60	305	澄川	0000004	1	2	1	5	20	1,478.810			1978	2016	2009	1997		20		有	有					有	有												
60	305	澄川	0000005	1	3	1	11	132	9,556.690			1980	2016	2011	2015	1995			有	有					有	有		有										
60	305	澄川	0000006	1	3	1	11	106	7,758.450			1982	2016	2011	2015	1995			有	有					有	有		有										
60	305	澄川	0000007	1	2	1	5	30	2,185.400			1978	2016	2009	1998		30		有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検													外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●　前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)										単独施設棟		建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	305	澄川	0000008	1	2	1	5	30	2,205.660			1979	2016	2009	1998		30		有	有					有	有											
60	305	澄川	0000009	1	2	1	4	24	1,748.320			1979	2016	2009	1998		24		有	有						有											
60	316	札幌北十一条	0000000	2	3	2	13	140	20,836.756			1978	2016	2009	2015				有	有					有	有											
60	317	北広島北進町	0000001	1	2	1	5	30	2,185.400			1978	2016	2010	2016			30	有	有						有									○			
60	317	北広島北進町	0000002	1	2	1	5	30	2,185.400			1978	2016	2010	2016			30	有	有						有									○			
60	317	北広島北進町	0000003	1	2	1	5	40	2,912.200			1979	2016	2010	2016			40	有	有						有									○			
60	317	北広島北進町	0000004	1	2	1	5	30	2,185.400			1979	2016	2010	2016			30	有	有						有									○			
60	317	北広島北進町	0000005	1	2	1	5	40	2,912.200			1979	2016	2010	2016			40	有	有						有									○			
60	317	北広島北進町	0000006	1	2	1	5	40	2,912.200			1980	2016	2010	2016			40	有	有						有									○			
60	317	北広島北進町	0000007	1	2	1	5	20	1,458.550			1980	2016	2010	2016			20	有	有						有									○			
60	317	北広島北進町	0000008	1	2	1	5	30	2,185.400			1981	2016	2011	1999		30	30	有	有						有									○			
60	317	北広島北進町	0000009	1	2	1	5	30	2,185.400			1981	2016	2011	1999		30	30	有	有						有									○			
60	318	花川中央	0000005	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015				有	有						有											
60	318	花川中央	0000006	1	2	1	5	30	1,767.400			1978	2016		2015				有	有						有											
60	318	花川中央	0000007	1	2	1	5	20	1,179.800			1979	2016		2015				有	有						有											
60	318	花川中央	0000009	1	2	1	5	30	1,767.400			1979	2016		2015				有	有						有											
60	318	花川中央	0000010	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015				有	有						有											
60	318	花川中央	0000011	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015				有	有						有											
60	318	花川中央	0000012	1	2	1	5	40	2,355.000			1980	2016	2010	2016				有	有						有											
60	318	花川中央	0000013	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015				有	有						有											

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●、前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	318	花川中央	0000014	1	2	1	5	40	2,355.000			1980	2016	2010	2016				有	有						有												
60	318	花川中央	0000015	1	2	1	5	30	1,767.400			1980	2016	2010	2016				有	有						有												
60	318	花川中央	0000016	1	2	1	5	30	2,185.350			1983	2016	2011	2000		30		有	有						有												
60	318	花川中央	0000017	1	2	1	5	30	2,185.350			1983	2016	2011	2000		30		有	有						有												
60	318	花川中央	0000018	1	2	1	5	20	1,458.510			1982	2016	2011	2000		20		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000001	1	2	1	4	24	1,413.920			1979	2016	2009	1998		24		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000002	1	2	1	4	24	1,413.920			1979	2016	2009	1998		24		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000003	1	2	1	4	24	1,768.640			1979	2016	2009	1998		24		有	有					有	有												
60	323	羊ヶ丘	0000004	1	2	1	4	16	1,166.840			1980	2016	2009	1998		16		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000005	1	2	1	4	16	1,166.840			1980	2016	2009	1998		16		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000006	1	2	1	4	16	1,187.160			1980	2016	2009	1998		16		有	有					有	有												
60	326	札幌北十条	0000001	3	3	2	9	42	6,744.152			1979	2016	2010	2015				有	有					有													
60	326	札幌北十条	0000002	3	3	1	5	49	3,305.975			1979	2016	2010	2015				有	有																		
60	339	札幌狸小路	0000001	2	3	2	10	64	13,795.287			1981	2014		1999		64	64	有	有					有						1,996.0		338.0		○			
60	339	札幌狸小路	0000002	2	3	2	10	53	0.000			1981	2014		1999		53	53	有	有					有						1,480.0		586.0					
60	340	菊水三条	0000001	3	3	2	9	80	6,883.480			1981	2016		1999				有	有						有												
60	340	菊水三条	0000002	3	3	1	5	40	2,241.100			1983	2016		1999				有	有						有												
60	340	菊水三条	0000003	3	3	1	5	30	1,996.250			1983	2016		1999				有	有						有												
60	340	菊水三条	0000004	3	3	1	5	30	1,996.250			1983	2016		1999				有	有						有												
60	340	菊水三条	0000005	3	3	1	5	26	2,000.020			1982	2016		1999				有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検					法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	340	菊水三条	0000006	3	3	1	5	30	2,131.250			1982	2016		1999				有	有						有													
60	351	北広島若葉町	0000001	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20	20	有	有						有										○			
60	351	北広島若葉町	0000002	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20	20	有	有						有										○			
60	351	北広島若葉町	0000003	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20	20	有	有						有										○			
60	351	北広島若葉町	0000004	1	2	1	5	30	2,185.350			1984	2016	2011	1999		30	30	有	有						有										○			
60	351	北広島若葉町	0000005	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20	20	有	有						有										○			
60	351	北広島若葉町	0000006	1	2	1	5	20	1,458.510			1983	2016	2011	1999		20	20	有	有						有										○			
60	351	北広島若葉町	0000007	1	2	1	5	20	1,458.510			1983	2016	2011	1999		20	20	有	有						有										○			
60	351	北広島若葉町	0000008	1	2	1	5	20	1,458.510			1983	2016	2011	1999		20	20	有	有						有										○			
60	351	北広島若葉町	0000009	1	2	1	5	30	2,185.350			1983	2016	2011	1999		30	30	有	有						有										○			
60	622	新木の花	4010001	3	3	2	7	42	3,684.200			2002	2012	2015					有	有																		
60	622	新木の花	4010002	3	3	2	9	64	5,931.860			2002	2012	2015					有	有																		
60	622	新木の花	4010003	3	3	2	9	76	5,450.390			2004	2015	2016					有	有																		
60	622	新木の花	4030001	3	3	2	9	54	4,479.830			2000	2012	2015					有	有				有														
60	622	新木の花	4030002	3	3	2	10	59	5,148.920			2000	2012	2015					有	有																		
60	622	新木の花	5020027	3	3	2	10	41	3,612.520			2000	2012	2014			41		有	有																		
60	622	新木の花	5020028	3	3	2	10	45	3,892.670			2000	2012	2014			45		有	有																		
60	622	新木の花	5020029	3	3	2	6	20	1,835.600			2002	2012	2015					有	有																		
60	622	新木の花	5020030	3	3	2	6	20	1,865.300			2002	2012	2015					有	有																		
								8,554			0						3,872	2,494											0	100	3,476	6,250	19,828	0	48	6	0	0

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)											単独施設棟		建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	27	薄野	0000000	2	2	1	5	55	4,610.078			1958	2016		1991				有	有								有										
60	75	南三条	0000000	2	5	2･3	7	111	9,849.090			1961	2014		2007		111	*111*				有														●	
60	105	あけぼの	0000001	1	2	1	5	40	1,978.090			1967	2015		2006			40	有	有						有						508.07	1426.53		○	○		
60	105	あけぼの	0000002	1	2	1	5	40	1,978.090			1967	2015		2006			40	有	有						有						482.94	1451.66		○	○		
60	105	あけぼの	0000003	1	2	1	4	32	1,582.850			1963	2016		2005			32	有	有						有									○	○		
60	105	あけぼの	0000004	1	2	1	4	32	1,582.850			1963	2016		2005			32	有	有						有									○	○		
60	105	あけぼの	0000005	1	2	1	4	40	1,714.370			1963	2016		2005			40	有	有						有									○	○		
60	105	あけぼの	0000006	1	2	1	4	48	2,057.210			1963	2016		2005			48	有	有						有									○	○		
60	105	あけぼの	0000007	1	2	1	5	60	2,570.930			1965	2016		2005			60	有	有						有									○	○		
60	105	あけぼの	0000008	1	2	1	5	10	561.900			1965	2016		2005				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000009	1	2	1	4	32	1,582.850			1963	2015		2006			32	有	有						有						314.33	1277.52		○	○		
60	105	あけぼの	0000010	1	2	1	4	32	1,673.680			1964	2015		2006			32	有	有						有						292.65	1388.93		○	○		
60	105	あけぼの	0000011	1	2	1	4	32	1,673.680			1964	2015		2006			32	有	有						有						250.2	1427.54		○	○		
60	105	あけぼの	0000012	1	2	1	4	32	1,673.680			1964	2015		2006			32	有	有						有						281.77	1395.97		○	○		
60	105	あけぼの	0000013	1	2	1	5	40	2,091.600			1965	2015		2006			40	有	有						有						233.76	1443.98		○	○		
60	105	あけぼの	0000014	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006			10	有	有						有						106.21	578.6					
60	105	あけぼの	0000015	1	2	1	5	50	2,142.470			1965	2015		2006			50	有	有						有						528.88	1570.08		○	○		
60	105	あけぼの	0000016	1	2	1	4	40	1,714.370			1964	2015		2006			40	有	有						有						330.85	1379.1		○	○		
60	105	あけぼの	0000017	1	2	1	4	40	1,714.370			1964	2015		2006			40	有	有						有						323.11	1386.84		○	○		
60	105	あけぼの	0000018	1	2	1	4	40	1,714.370			1964	2015		2006			40	有	有						有						330.15	1379.8		○	○		

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)													建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J	単独施設棟		全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	105	あけぼの	0000019	1	2	1	4	40	1,714.370			1965	2015		2006			40	有	有						有							347.43	1362.52		○	○		
60	105	あけぼの	0000020	1	2	1	5	60	3,137.300			1965	2016		2005			60	有	有						有										○	○		
60	105	あけぼの	0000021	1	2	1	5	40	2,091.600			1966	2015		2006			40	有	有						有							447.38	1597.5		○	○		
60	105	あけぼの	0000022	1	2	1	5	10	561.900			1966	2015		2006			10	有	有						有							104.8	580.01					
60	105	あけぼの	0000023	1	2	1	5	10	561.900			1966	2015		2006			10	有	有						有							175.87	508.94					
60	105	あけぼの	0000024	1	2	1	5	10	561.900			1966	2015		2006			10	有	有						有							147.47	537.34					
60	105	あけぼの	0000025	1	2	1	5	60	3,345.160			1966	2015		2006			60	有	有						有							253.32	2705.29		○	○		
60	105	あけぼの	0000026	1	2	1	5	60	2,570.930			1966	2015		2006			60	有	有						有							583.91	1898.89		○	○		
60	105	あけぼの	0000027	1	2	1	5	60	2,570.930			1966	2015		2006			60	有	有						有							613.35	1869.45		○	○		
60	105	あけぼの	0000028	1	2	1	5	50	2,142.470			1966	2015		2006			50	有	有						有							480.72	1618.24		○	○		
60	105	あけぼの	0000029	1	2	1	5	50	2,142.470			1966	2015		2006			50	有	有						有							479.71	1619.25		○	○		
60	105	あけぼの	0000030	1	2	1	5	50	2,142.470			1967	2015		2006			50	有	有						有							480.51	1618.45		○	○		
60	105	あけぼの	0000031	1	2	1	5	60	2,570.930			1967	2015		2006			60	有	有						有							590.77	1892.03		○	○		
60	105	あけぼの	0000032	1	2	1	5	30	1,568.740			1967	2015		2006			30	有	有						有							319.03	1302.34		○	○		
60	159	大麻宮町	0000001	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2016		2005				有	有						有													
60	159	大麻宮町	0000002	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2016		2005				有	有						有													
60	159	大麻宮町	0000003	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2016		2005				有	有						有													
60	159	大麻宮町	0000004	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006			10	有	有						有							385.25	279.85					
60	159	大麻宮町	0000005	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006			10	有	有						有							422.69	242.41					
60	159	大麻宮町	0000006	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006			10	有	有						有							412.69	252.41					

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)										単独施設棟		建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	159	大麻宮町	0000007	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2006				有	有						有						471.68	1264.14					
60	159	大麻宮町	0000008	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2006				有	有						有						465.37	880.66					
60	159	大麻宮町	0000009	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2006				有	有						有						530.88	1204.94					
60	159	大麻宮町	0000010	1	2	1	5	10	561.900			1968	2008		2007		10		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000011	1	2	1	5	10	561.900			1968	2008		2007		10		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000012	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2007		40		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000013	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2007		30		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000014	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2007		40		有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000015	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2007		30		有	有						有												
60	161	円山北町	0000001	1	2	1	5	30	1,568.740			1967	2012	2014	2002		30		有	有					有	有											
60	161	円山北町	0000002	1	2	1	5	30	1,568.740			1967	2012	2014	2002		30		有	有						有												
60	161	円山北町	0000003	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2011	2014	2003		40		有	有						有												
60	161	円山北町	0000004	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2011	2014	2003		40		有	有					有	有											
60	172	大麻園町	0000001	1	2	1	5	36	1,542.420			1971	2016		2005				有	有						有												
60	172	大麻園町	0000002	1	2	1	5	20	857.100			1971	2016		2005				有	有						有												
60	172	大麻園町	0000003	1	2	1	3	12	514.620			1971	2016		2005	1993			有	有						有												
60	172	大麻園町	0000004	1	2	1	5	20	857.100			1971	2015		2006			20	有	有						有						271.69	658.5					
60	172	大麻園町	0000005	1	2	1	5	20	857.100			1971	2015		2006			20	有	有						有						245.76	684.43					
60	172	大麻園町	0000006	1	2	1	5	30	1,285.560			1970	2014		2006				有	有						有						290.6	1016.37					
60	172	大麻園町	0000007	1	2	1	5	20	857.100			1970	2015		2006			20	有	有						有						226.54	700.95					

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)										単独施設棟		建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	172	大麻園町	0000008	1	2	1	3	12	514.620			1970	2008		2007	1993	12		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000009	1	2	1	5	20	857.100			1970	2008		2007		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000010	1	2	1	5	20	857.100			1970	2008		2007		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000011	1	2	1	5	30	1,285.560			1969	2014		2007		30		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000012	1	2	1	5	30	1,285.560			1969	2014		2007		30		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000013	1	2	1	3	18	771.840			1969	2008		2007	1993	18		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000014	1	2	1	5	20	857.100			1969	2008		2007		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000015	1	2	1	5	20	857.100			1969	2008		2007		20		有	有						有												
60	172	大麻園町	0000016	1	2	1	5	30	1,285.560			1969	2014		2009				有	有						有												
60	172	大麻園町	0000017	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2009				有	有						有												
60	172	大麻園町	0000018	1	2	1	3	18	771.840			1969	2015		2009	1993	18	18	有	有						有												
60	172	大麻園町	0000019	1	2	1	5	20	857.100			1968	2015		2009		20	20	有	有						有												
60	172	大麻園町	0000020	1	2	1	5	20	857.100			1968	2015		2009		20	20	有	有						有												
60	189	大麻中町	0000001	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000002	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000003	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000004	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000005	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000006	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007		10		有	有						有												
60	189	大麻中町	0000007	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2011				有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J					全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	189	大麻中町	0000008	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993	10	10	有	有						有												
60	189	大麻中町	0000009	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993	10	10	有	有						有												
60	189	大麻中町	0000010	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993	10	10	有	有						有												
60	189	大麻中町	0000011	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993	10	10	有	有						有												
60	194	札幌豊平	0000000	2	5	2	11	116	9,340.454			1970	2015		2010	1988	116	116	有	有		有														○		●	
60	199	札幌菊水	0000000	2	2	3	10	91	3,843.560			1970	2016		1990	1997	91		有	有																		
60	215	札幌琴似	0000000	2	2	2	10	112	8,490.226			1971	2016	2010	1998	1995	112	*112*				有															●	
60	222	五輪	0000001	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2007		30	30	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000002	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2007		30	30	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000003	1	2	1	5	50	2,824.900			1975	2015		2010		50	50	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000005	1	2	1	5	50	2,457.240			1972	2015		2007		50	50	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000006	1	2	1	5	50	2,457.240			1972	2015		2007		50	50	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000007	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2007		40	40	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000008	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2008		40	40	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000009	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2008		40	40	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000010	1	2	1	5	20	983.020			1972	2009		2008		20		有	有						有													
60	222	五輪	0000011	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2008		40	40	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000012	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2008		40	40	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000014	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2008		40	40	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000015	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2009		40	40	有	有						有										○			

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	222	五輪	0000016	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2009		30	30	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000017	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2009		40	40	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000018	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2009		30	30	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000019	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2011	1993	40	40	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000020	1	2	1	5	40	2,259.900			1975	2015		2010		40	40	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000021	1	2	1	5	50	2,824.900			1975	2015		2010		50	50	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000023	1	2	1	5	30	1,807.390			1972	2015		2011	1993	30	30	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000024	1	2	1	5	30	1,807.390			1972	2015		2011	1993	30	30	有	有						有										○			
60	222	五輪	0000025	1	2	1	5	30	1,807.390			1972	2015		2011	1993	30	30	有	有						有										○			
60	223	札幌南三条第二	0000000	2	5	2	10	112	7,719.125			1972	2014		2011	1995			有	有																			
60	226	札幌北十二条	0000000	2	4	2	7	72	5,701.588			1971	2016		2015	1996	72	*72*				有																●	
60	236	札幌南三条第三	0000000	2	5	2	13	170	13,480.617			1972	2016		1993	1996		*170*				有																●	
60	245	札幌北二十四条	0000000	2	5	2	11	170	10,130.510			1973	2016		2013				有	有		有																	
60	246	札幌本郷	0000001	2	2	1	5	40	1,727.360			1973	2016		2006				有	有						有							0	0					
60	246	札幌本郷	0000002	2	2	1	5	30	1,295.520			1973	2016		2006				有	有						有							0	0					
60	246	札幌本郷	0000003	2	2	2	7	70	4,117.560			1973	2016		2007		70		有	有						有					70								
60	249	札幌琴似第二	0000000	2	2	2	11	140	8,125.040			1973	2016		2013			*249*				有																●	
60	256	札幌月寒中央通	0000000	2	2	2	6	70	6,825.650			1974	2016		1996		70	70	有	有		有											2783	1720			○	○	●	
60	257	札幌平岸	0000001	2	2	2	7	96	7,402.780			1974	2015		2010	1990	96	96	有	有						有										○			
60	257	札幌平岸	0000002	2	2	1	5	20	1,179.830			1974	2015		2010		20	20	有	有						有										○			

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検					法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	274	東札幌六条	0000001	2	2	1	11	120	8,408.780			1976	2016		2010				有	有					有													
60	274	東札幌六条	0000002	2	2	1	11	117	8,302.042			1976	2016		2011				有	有					有													
60	274	東札幌六条	0000003	2	2	1	10	162	10,837.954			1976	2016		2012				有	有					有			有										
60	274	東札幌六条	0000004	2	2	1	7	84	5,884.361			1978	2016		2013	1993			有	有					有													
60	278	札幌西月寒	0000001	1	2	1	5	50	3,021.050			1977	2015		2009		50	50	有	有						有									○			
60	278	札幌西月寒	0000002	1	2	1	4	24	1,451.960			1977	2015		2010		24	24	有	有						有									○			
60	278	札幌西月寒	0000003	1	2	1	4	24	1,451.960			1976	2015		2010		24	24	有	有						有									○			
60	278	札幌西月寒	0000004	1	2	1	5	40	2,418.000			1976	2015		2009		40	40	有	有						有									○			
60	278	札幌西月寒	0000005	1	2	1	5	20	1,211.900			1977	2015		2011	1993	20	20	有	有						有									○			
60	278	札幌西月寒	0000006	1	2	1	5	50	3,021.050			1977	2015		2011	1993	50	50	有	有						有									○			
60	279	北広島駅前	0000001	2	3	2	8	70	17,174.864			1977	2014		2016				有	有					有													
60	279	北広島駅前	0000002	2	3	2	8	70	0.000			1976	2014		2016				有	有					有													
60	287	札幌北一条	0000000	2	3	2	10	45	3,367.360			1977	2014		1999				有	有					有													
60	305	澄川	0000001	1	2	1	4	16	1,166.840			1978	2016	2009	1997		16	16	有	有						有									○			
60	305	澄川	0000002	1	2	1	4	16	1,166.840			1978	2016	2009	1997		16	16	有	有						有									○			
60	305	澄川	0000003	1	2	1	5	20	1,478.810			1978	2016	2009	1997		20	20	有	有					有	有									○			
60	305	澄川	0000004	1	2	1	5	20	1,478.810			1978	2016	2009	1997		20	20	有	有					有	有									○			
60	305	澄川	0000005	1	3	1	11	132	9,556.690			1980	2016	2011	2015	1995	132	132	有	有					有	有		有							○			
60	305	澄川	0000006	1	3	1	11	106	7,758.450			1982	2016	2011	2015	1995	106	106	有	有					有	有		有							○			
60	305	澄川	0000007	1	2	1	5	30	2,185.400			1978	2016	2009	1998		30	30	有	有						有									○			

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検													単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				PC目地	法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	住棟 外壁	住棟 外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外壁以外の主な項目の有無(有の場合○) 外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			建物診断 全面打診	建物診断 一部打診	建物診断 外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	305	澄川	0000008	1	2	1	5	30	2,205.660			1979	2016	2009	1998		30	30	有	有					有	有									○			
60	305	澄川	0000009	1	2	1	4	24	1,748.320			1979	2016	2009	1998		24	24	有	有						有									○			
60	316	札幌北十一条	0000000	2	3	2	13	140	20,836.756			1978	2016	2009	2015		140		有	有					有	有												
60	317	北広島北進町	0000001	1	2	1	5	30	2,185.400			1978	2016	2010	2016				有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000002	1	2	1	5	30	2,185.400			1978	2016	2010	2016				有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000003	1	2	1	5	40	2,912.200			1979	2016	2010	2016				有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000004	1	2	1	5	30	2,185.400			1979	2016	2010	2016				有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000005	1	2	1	5	40	2,912.200			1979	2016	2010	2016				有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000006	1	2	1	5	40	2,912.200			1980	2016	2010	2016				有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000007	1	2	1	5	20	1,458.550			1980	2016	2010	2016				有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000008	1	2	1	5	30	2,185.400			1981	2016	2011	1999		30		有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000009	1	2	1	5	30	2,185.400			1981	2016	2011	1999		30		有	有						有												
60	318	花川中央	0000005	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015		40	40	有	有						有									○			
60	318	花川中央	0000006	1	2	1	5	30	1,767.400			1978	2016		2015		30	30	有	有						有									○			
60	318	花川中央	0000007	1	2	1	5	20	1,179.800			1979	2016		2015		20	20	有	有						有									○			
60	318	花川中央	0000009	1	2	1	5	30	1,767.400			1979	2016		2015		30	30	有	有						有									○			
60	318	花川中央	0000010	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015		40	40	有	有						有									○			
60	318	花川中央	0000011	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015		40	40	有	有						有									○			
60	318	花川中央	0000012	1	2	1	5	40	2,355.000			1980	2016	2010	2016			40	有	有						有									○			
60	318	花川中央	0000013	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015		40	40	有	有						有									○			

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検					法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J				全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	318	花川中央	0000014	1	2	1	5	40	2,355.000			1980	2016	2010	2016			40	有	有						有										○			
60	318	花川中央	0000015	1	2	1	5	30	1,767.400			1980	2016	2010	2016			30	有	有						有										○			
60	318	花川中央	0000016	1	2	1	5	30	2,185.350			1983	2016	2011	2000		30	30	有	有						有										○			
60	318	花川中央	0000017	1	2	1	5	30	2,185.350			1983	2016	2011	2000		30	30	有	有						有										○			
60	318	花川中央	0000018	1	2	1	5	20	1,458.510			1982	2016	2011	2000		20	20	有	有						有										○			
60	323	羊ヶ丘	0000001	1	2	1	4	24	1,413.920			1979	2016	2009	1998		24	24	有	有						有										○			
60	323	羊ヶ丘	0000002	1	2	1	4	24	1,413.920			1979	2016	2009	1998		24	24	有	有						有										○			
60	323	羊ヶ丘	0000003	1	2	1	4	24	1,768.640			1979	2016	2009	1998		24	24	有	有					有	有										○			
60	323	羊ヶ丘	0000004	1	2	1	4	16	1,166.840			1980	2016	2009	1998		16	16	有	有						有										○			
60	323	羊ヶ丘	0000005	1	2	1	4	16	1,166.840			1980	2016	2009	1998		16	16	有	有						有										○			
60	323	羊ヶ丘	0000006	1	2	1	4	16	1,187.160			1980	2016	2009	1998		16	16	有	有					有	有										○			
60	326	札幌北十条	0000001	3	3	2	9	42	6,744.152			1979	2016	2010	2015		42		有	有					有														
60	326	札幌北十条	0000002	3	3	1	5	49	3,305.975			1979	2016	2010	2015		49		有	有																			
60	339	札幌狸小路	0000001	2	3	2	10	64	13,795.287			1981	2014		1999				有	有					有														
60	339	札幌狸小路	0000002	2	3	2	10	53	0.000			1981	2014		1999				有	有					有														
60	340	菊水三条	0000001	3	3	2	9	80	6,883.480			1981	2016		1999				有	有						有														
60	340	菊水三条	0000002	3	3	1	5	40	2,241.100			1983	2016		1999				有	有						有														
60	340	菊水三条	0000003	3	3	1	5	30	1,996.250			1983	2016		1999				有	有						有														
60	340	菊水三条	0000004	3	3	1	5	30	1,996.250			1983	2016		1999				有	有						有														
60	340	菊水三条	0000005	3	3	1	5	26	2,000.020			1982	2016		1999				有	有						有														

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)										単独施設棟		建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	340	菊水三条	0000006	3	3	1	5	30	2,131.250			1982	2016		1999				有	有						有												
60	351	北広島若葉町	0000001	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20		有	有						有												
60	351	北広島若葉町	0000002	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20		有	有						有												
60	351	北広島若葉町	0000003	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20		有	有						有												
60	351	北広島若葉町	0000004	1	2	1	5	30	2,185.350			1984	2016	2011	1999		30		有	有						有												
60	351	北広島若葉町	0000005	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20		有	有						有												
60	351	北広島若葉町	0000006	1	2	1	5	20	1,458.510			1983	2016	2011	1999		20		有	有						有												
60	351	北広島若葉町	0000007	1	2	1	5	20	1,458.510			1983	2016	2011	1999		20		有	有						有												
60	351	北広島若葉町	0000008	1	2	1	5	20	1,458.510			1983	2016	2011	1999		20		有	有						有												
60	351	北広島若葉町	0000009	1	2	1	5	30	2,185.350			1983	2016	2011	1999		30		有	有						有												
60	622	新木の花	4010001	3	3	2	7	42	3,684.200			2002	2012	2015			42	42	有	有																●			
60	622	新木の花	4010002	3	3	2	9	64	5,931.860			2002	2012	2015			64	64	有	有																●			
60	622	新木の花	4010003	3	3	2	9	76	5,450.390			2004	2015	2016			76	76	有	有																●			
60	622	新木の花	4030001	3	3	2	9	54	4,479.830			2000	2012	2015			54	54	有	有				有												○			
60	622	新木の花	4030002	3	3	2	10	59	5,148.920			2000	2012	2015			59	59	有	有																○			
60	622	新木の花	5020027	3	3	2	10	41	3,612.520			2000	2012	2014				41	有	有																○			
60	622	新木の花	5020028	3	3	2	10	45	3,892.670			2000	2012	2014				45	有	有																○			
60	622	新木の花	5020029	3	3	2	6	20	1,835.600			2002	2012	2015			20	20	有	有																○			
60	622	新木の花	5020030	3	3	2	6	20	1,865.300			2002	2012	2015			20	20	有	有																○			
								8,554			0						4,496	5,027											0	70		15,513	44,121	0	95	27	7	0

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)											単独施設棟		建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	27	薄野	0000000	2	2	1	5	55	4,610.078			1958	2016		1991				有	有								有										
60	75	南三条	0000000	2	5	2･3	7	111	9,849.090			1961	2014		2007			*111*				有										937.95	1831.54				○	
60	105	あけぼの	0000001	1	2	1	5	40	1,978.090			1967	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000002	1	2	1	5	40	1,978.090			1967	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000003	1	2	1	4	32	1,582.850			1963	2016		2005				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000004	1	2	1	4	32	1,582.850			1963	2016		2005				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000005	1	2	1	4	40	1,714.370			1963	2016		2005				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000006	1	2	1	4	48	2,057.210			1963	2016		2005				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000007	1	2	1	5	60	2,570.930			1965	2016		2005				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000008	1	2	1	5	10	561.900			1965	2016		2005				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000009	1	2	1	4	32	1,582.850			1963	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000010	1	2	1	4	32	1,673.680			1964	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000011	1	2	1	4	32	1,673.680			1964	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000012	1	2	1	4	32	1,673.680			1964	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000013	1	2	1	5	40	2,091.600			1965	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000014	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000015	1	2	1	5	50	2,142.470			1965	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000016	1	2	1	4	40	1,714.370			1964	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000017	1	2	1	4	40	1,714.370			1964	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000018	1	2	1	4	40	1,714.370			1964	2015		2006				有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J				全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	105	あけぼの	0000019	1	2	1	4	40	1,714.370			1965	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000020	1	2	1	5	60	3,137.300			1965	2016		2005				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000021	1	2	1	5	40	2,091.600			1966	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000022	1	2	1	5	10	561.900			1966	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000023	1	2	1	5	10	561.900			1966	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000024	1	2	1	5	10	561.900			1966	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000025	1	2	1	5	60	3,345.160			1966	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000026	1	2	1	5	60	2,570.930			1966	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000027	1	2	1	5	60	2,570.930			1966	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000028	1	2	1	5	50	2,142.470			1966	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000029	1	2	1	5	50	2,142.470			1966	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000030	1	2	1	5	50	2,142.470			1967	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000031	1	2	1	5	60	2,570.930			1967	2015		2006				有	有						有												
60	105	あけぼの	0000032	1	2	1	5	30	1,568.740			1967	2015		2006				有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000001	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2016		2005				有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000002	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2016		2005				有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000003	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2016		2005				有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000004	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006				有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000005	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006				有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000006	1	2	1	5	10	561.900			1967	2015		2006				有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)													建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J	単独施設棟		全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	159	大麻宮町	0000007	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2006				有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000008	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2006				有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000009	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2006				有	有						有												
60	159	大麻宮町	0000010	1	2	1	5	10	561.900			1968	2008		2007				有	有						有							419.46	245.64					
60	159	大麻宮町	0000011	1	2	1	5	10	561.900			1968	2008		2007				有	有						有							406.13	258.97					
60	159	大麻宮町	0000012	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2007				有	有						有							617.63	1118.19					
60	159	大麻宮町	0000013	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2007				有	有						有							540.14	805.89					
60	159	大麻宮町	0000014	1	2	1	5	40	1,714.020			1968	2014		2007				有	有						有							608.64	1127.18					
60	159	大麻宮町	0000015	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2007				有	有						有							516.68	829.35					
60	161	円山北町	0000001	1	2	1	5	30	1,568.740			1967	2012	2014	2002		30		有	有					有	有													
60	161	円山北町	0000002	1	2	1	5	30	1,568.740			1967	2012	2014	2002		30		有	有						有													
60	161	円山北町	0000003	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2011	2014	2003		40		有	有						有													
60	161	円山北町	0000004	1	2	1	5	40	1,714.020			1967	2011	2014	2003		40		有	有					有	有													
60	172	大麻園町	0000001	1	2	1	5	36	1,542.420			1971	2016		2005				有	有						有													
60	172	大麻園町	0000002	1	2	1	5	20	857.100			1971	2016		2005				有	有						有													
60	172	大麻園町	0000003	1	2	1	3	12	514.620			1971	2016		2005	1993			有	有						有													
60	172	大麻園町	0000004	1	2	1	5	20	857.100			1971	2015		2006				有	有						有													
60	172	大麻園町	0000005	1	2	1	5	20	857.100			1971	2015		2006				有	有						有													
60	172	大麻園町	0000006	1	2	1	5	30	1,285.560			1970	2014		2006				有	有						有													
60	172	大麻園町	0000007	1	2	1	5	20	857.100			1970	2015		2006				有	有						有													

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)													建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J	単独施設棟			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	172	大麻園町	0000008	1	2	1	3	12	514.620			1970	2008		2007	1993			有	有						有							93.91	512.7					
60	172	大麻園町	0000009	1	2	1	5	20	857.100			1970	2008		2007				有	有						有							289.7	640.49					
60	172	大麻園町	0000010	1	2	1	5	20	857.100			1970	2008		2007				有	有						有							255.6	674.59					
60	172	大麻園町	0000011	1	2	1	5	30	1,285.560			1969	2014		2007				有	有						有							305.32	1001.65					
60	172	大麻園町	0000012	1	2	1	5	30	1,285.560			1969	2014		2007				有	有						有							293.8	1013.17					
60	172	大麻園町	0000013	1	2	1	3	18	771.840			1969	2008		2007	1993			有	有						有							115.62	738.62					
60	172	大麻園町	0000014	1	2	1	5	20	857.100			1969	2008		2007				有	有						有							298.24	631.95					
60	172	大麻園町	0000015	1	2	1	5	20	857.100			1969	2008		2007				有	有						有							237.54	692.65					
60	172	大麻園町	0000016	1	2	1	5	30	1,285.560			1969	2014		2009		30		有	有						有													
60	172	大麻園町	0000017	1	2	1	5	30	1,285.560			1968	2014		2009		30		有	有						有													
60	172	大麻園町	0000018	1	2	1	3	18	771.840			1969	2015		2009	1993	18		有	有						有													
60	172	大麻園町	0000019	1	2	1	5	20	857.100			1968	2015		2009		20		有	有						有													
60	172	大麻園町	0000020	1	2	1	5	20	857.100			1968	2015		2009		20		有	有						有													
60	189	大麻中町	0000001	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007				有	有						有							61.33	559.88					
60	189	大麻中町	0000002	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007				有	有						有							42.47	578.74					
60	189	大麻中町	0000003	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007				有	有						有							237.21	384					
60	189	大麻中町	0000004	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007				有	有						有							55.19	566.02					
60	189	大麻中町	0000005	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007				有	有						有							42.92	578.29					
60	189	大麻中町	0000006	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2007				有	有						有							46.4	574.81					
60	189	大麻中町	0000007	1	2	1	5	10	558.594			1969	2008		2011				有	有						有													

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検													単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J				全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	189	大麻中町	0000008	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993			有	有						有												
60	189	大麻中町	0000009	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993			有	有						有												
60	189	大麻中町	0000010	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993			有	有						有												
60	189	大麻中町	0000011	1	2	1	5	10	561.010			1975	2015		2011	1993			有	有						有												
60	194	札幌豊平	0000000	2	5	2	11	116	9,340.454			1970	2015		2010	1988		*116*				有															○	
60	199	札幌菊水	0000000	2	2	3	10	91	3,843.560			1970	2016		1990	1997	91	91	有	有																○			
60	215	札幌琴似	0000000	2	2	2	10	112	8,490.226			1971	2016	2010	1998	1995	112	*112*				有															○	
60	222	五輪	0000001	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2007				有	有						有							250.61	825.68					
60	222	五輪	0000002	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2007				有	有						有							162.6	913.69					
60	222	五輪	0000003	1	2	1	5	50	2,824.900			1975	2015		2010				有	有						有												
60	222	五輪	0000005	1	2	1	5	50	2,457.240			1972	2015		2007				有	有						有							313.48	1589.56					
60	222	五輪	0000006	1	2	1	5	50	2,457.240			1972	2015		2007				有	有						有							259.06	1643.98					
60	222	五輪	0000007	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2007				有	有						有							402.5	1268.6					
60	222	五輪	0000008	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2008		40		有	有						有												
60	222	五輪	0000009	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2008		40		有	有						有												
60	222	五輪	0000010	1	2	1	5	20	983.020			1972	2009		2008		20		有	有						有												
60	222	五輪	0000011	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2008		40		有	有						有												
60	222	五輪	0000012	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2008		40		有	有						有												
60	222	五輪	0000014	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2008		40		有	有						有												
60	222	五輪	0000015	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2009		40		有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)										単独施設棟		建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	222	五輪	0000016	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2009		30		有	有						有												
60	222	五輪	0000017	1	2	1	5	40	1,965.960			1972	2015		2009		40		有	有						有												
60	222	五輪	0000018	1	2	1	5	30	1,474.400			1972	2015		2009		30		有	有						有												
60	222	五輪	0000019	1	2	1	5	40	1,965.830			1972	2015		2011	1993			有	有						有												
60	222	五輪	0000020	1	2	1	5	40	2,259.900			1975	2015		2010				有	有						有												
60	222	五輪	0000021	1	2	1	5	50	2,824.900			1975	2015		2010				有	有						有												
60	222	五輪	0000023	1	2	1	5	30	1,807.390			1972	2015		2011	1993			有	有						有												
60	222	五輪	0000024	1	2	1	5	30	1,807.390			1972	2015		2011	1993			有	有						有												
60	222	五輪	0000025	1	2	1	5	30	1,807.390			1972	2015		2011	1993			有	有						有												
60	223	札幌南三条第二	0000000	2	5	2	10	112	7,719.125			1972	2014		2011	1995			有	有																	
60	226	札幌北十二条	0000000	2	4	2	7	72	5,701.588			1971	2016		2015	1996		*72*				有														○	
60	236	札幌南三条第三	0000000	2	5	2	13	170	13,480.617			1972	2016		1993	1996		*170*				有														○	
60	245	札幌北二十四条	0000000	2	5	2	11	170	10,130.510			1973	2016		2013		170	170	有	有		有												○			
60	246	札幌本郷	0000001	2	2	1	5	40	1,727.360			1973	2016		2006			40	有	有						有								○	○		
60	246	札幌本郷	0000002	2	2	1	5	30	1,295.520			1973	2016		2006			30	有	有						有								○	○		
60	246	札幌本郷	0000003	2	2	2	7	70	4,117.560			1973	2016		2007			70	有	有						有						0	0		○	○		
60	249	札幌琴似第二	0000000	2	2	2	11	140	8,125.040			1973	2016		2013		140	*140*				有														○	
60	256	札幌月寒中央通	0000000	2	2	2	6	70	6,825.650			1974	2016		1996			*70*				有														○	
60	257	札幌平岸	0000001	2	2	2	7	96	7,402.780			1974	2015		2010	1990			有	有						有												
60	257	札幌平岸	0000002	2	2	1	5	20	1,179.830			1974	2015		2010				有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検													外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)												建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J	単独施設棟		全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	274	東札幌六条	0000001	2	2	1	11	120	8,408.780			1976	2016		2010		120	120	有	有					有										○			
60	274	東札幌六条	0000002	2	2	1	11	117	8,302.042			1976	2016		2011		117	117	有	有					有										○			
60	274	東札幌六条	0000003	2	2	1	10	162	10,837.954			1976	2016		2012		162	162	有	有					有			有							○			
60	274	東札幌六条	0000004	2	2	1	7	84	5,884.361			1978	2016		2013	1993	84	84	有	有					有										○			
60	278	札幌西月寒	0000001	1	2	1	5	50	3,021.050			1977	2015		2009		50		有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000002	1	2	1	4	24	1,451.960			1977	2015		2010				有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000003	1	2	1	4	24	1,451.960			1976	2015		2010				有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000004	1	2	1	5	40	2,418.000			1976	2015		2009		40		有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000005	1	2	1	5	20	1,211.900			1977	2015		2011	1993			有	有						有												
60	278	札幌西月寒	0000006	1	2	1	5	50	3,021.050			1977	2015		2011	1993			有	有						有												
60	279	北広島駅前	0000001	2	3	2	8	70	17,174.864			1977	2014		2016		70		有	有					有													
60	279	北広島駅前	0000002	2	3	2	8	70	0.000			1976	2014		2016		70		有	有					有													
60	287	札幌北一条	0000000	2	3	2	10	45	3,367.360			1977	2014		1999		45		有	有					有													
60	305	澄川	0000001	1	2	1	4	16	1,166.840			1978	2016	2009	1997		16		有	有						有												
60	305	澄川	0000002	1	2	1	4	16	1,166.840			1978	2016	2009	1997		16		有	有						有												
60	305	澄川	0000003	1	2	1	5	20	1,478.810			1978	2016	2009	1997		20		有	有					有	有												
60	305	澄川	0000004	1	2	1	5	20	1,478.810			1978	2016	2009	1997		20		有	有					有	有												
60	305	澄川	0000005	1	3	1	11	132	9,556.690			1980	2016	2011	2015	1995			有	有					有	有		有										
60	305	澄川	0000006	1	3	1	11	106	7,758.450			1982	2016	2011	2015	1995			有	有					有	有		有										
60	305	澄川	0000007	1	2	1	5	30	2,185.400			1978	2016	2009	1998		30		有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)											単独施設棟		建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	305	澄川	0000008	1	2	1	5	30	2,205.660			1979	2016	2009	1998		30		有	有					有	有												
60	305	澄川	0000009	1	2	1	4	24	1,748.320			1979	2016	2009	1998		24		有	有						有												
60	316	札幌北十一条	0000000	2	3	2	13	140	20,836.756			1978	2016	2009	2015			140	有	有					有	有										○			
60	317	北広島北進町	0000001	1	2	1	5	30	2,185.400			1978	2016	2010	2016		30		有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000002	1	2	1	5	30	2,185.400			1978	2016	2010	2016		30		有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000003	1	2	1	5	40	2,912.200			1979	2016	2010	2016		40		有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000004	1	2	1	5	30	2,185.400			1979	2016	2010	2016		30		有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000005	1	2	1	5	40	2,912.200			1979	2016	2010	2016		40		有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000006	1	2	1	5	40	2,912.200			1980	2016	2010	2016		40		有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000007	1	2	1	5	20	1,458.550			1980	2016	2010	2016		20		有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000008	1	2	1	5	30	2,185.400			1981	2016	2011	1999		30		有	有						有												
60	317	北広島北進町	0000009	1	2	1	5	30	2,185.400			1981	2016	2011	1999		30		有	有						有												
60	318	花川中央	0000005	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015				有	有						有												
60	318	花川中央	0000006	1	2	1	5	30	1,767.400			1978	2016		2015				有	有						有												
60	318	花川中央	0000007	1	2	1	5	20	1,179.800			1979	2016		2015				有	有						有												
60	318	花川中央	0000009	1	2	1	5	30	1,767.400			1979	2016		2015				有	有						有												
60	318	花川中央	0000010	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015				有	有						有												
60	318	花川中央	0000011	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015				有	有						有												
60	318	花川中央	0000012	1	2	1	5	40	2,355.000			1980	2016	2010	2016		40		有	有						有												
60	318	花川中央	0000013	1	2	1	5	40	2,355.000			1979	2016		2015				有	有						有												

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検														単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J				全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	318	花川中央	0000014	1	2	1	5	40	2,355.000			1980	2016	2010	2016		40		有	有						有												
60	318	花川中央	0000015	1	2	1	5	30	1,767.400			1980	2016	2010	2016		30		有	有						有												
60	318	花川中央	0000016	1	2	1	5	30	2,185.350			1983	2016	2011	2000		30		有	有						有												
60	318	花川中央	0000017	1	2	1	5	30	2,185.350			1983	2016	2011	2000		30		有	有						有												
60	318	花川中央	0000018	1	2	1	5	20	1,458.510			1982	2016	2011	2000		20		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000001	1	2	1	4	24	1,413.920			1979	2016	2009	1998		24		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000002	1	2	1	4	24	1,413.920			1979	2016	2009	1998		24		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000003	1	2	1	4	24	1,768.640			1979	2016	2009	1998		24		有	有					有	有												
60	323	羊ヶ丘	0000004	1	2	1	4	16	1,166.840			1980	2016	2009	1998		16		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000005	1	2	1	4	16	1,166.840			1980	2016	2009	1998		16		有	有						有												
60	323	羊ヶ丘	0000006	1	2	1	4	16	1,187.160			1980	2016	2009	1998		16		有	有					有	有												
60	326	札幌北十条	0000001	3	3	2	9	42	6,744.152			1979	2016	2010	2015			42	有	有					有											○			
60	326	札幌北十条	0000002	3	3	1	5	49	3,305.975			1979	2016	2010	2015			49	有	有																○			
60	339	札幌狸小路	0000001	2	3	2	10	64	13,795.287			1981	2014		1999				有	有					有													
60	339	札幌狸小路	0000002	2	3	2	10	53	0.000			1981	2014		1999				有	有					有													
60	340	菊水三条	0000001	3	3	2	9	80	6,883.480			1981	2016		1999		80	80	有	有						有											○			
60	340	菊水三条	0000002	3	3	1	5	40	2,241.100			1983	2016		1999		40	40	有	有						有											○			
60	340	菊水三条	0000003	3	3	1	5	30	1,996.250			1983	2016		1999		30	30	有	有						有											○			
60	340	菊水三条	0000004	3	3	1	5	30	1,996.250			1983	2016		1999		30	30	有	有						有											○			
60	340	菊水三条	0000005	3	3	1	5	26	2,000.020			1982	2016		1999		26	26	有	有						有											○			

別紙1-2　　点検対象団地等一覧表(建築(住棟・単独施設棟))【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	住棟			単独施設棟		管理開始年度	点検・修繕実施年度(直近)				安全点検													単独施設棟	外壁予備調査	計画点検				法定点検(新規の場合●前回報告書有り又は報告対象は○)			
																	住棟		外壁以外点検の主な項目の有無(有の場合○)														建物診断			PC目地				
							階数	戸数	延床面積	延床面積	換算戸数		安全点検	計画点検(建物診断)	外壁改修工事	屋根防水工事	外壁	外壁以外(主な項目の有無は右欄)	外回り鉄部・建具(塗装)	屋外工作物(塗装)	クーラー室外機置場	防火戸(感知器連動型を除く)	防火シャッター(感知器連動型を除く)	落下防止庇	高置水槽	自転車置場等(独立型)	排煙窓	EXP・J			全面打診	一部打診	外観目視点検		建築基準法第12条第1項に定めるもの	国土交通省告示282号に基づく調査	建築基準法第12条第3項(防火設備)に定めるもの	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの
							階	戸	㎡	㎡	戸	年度	年度	年度	年度	年度	戸	戸	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	戸	戸	㎡	㎡	㎡	戸	○●	○	○●	○
60	340	菊水三条	0000006	3	3	1	5	30	2,131.250			1982	2016		1999		30	30	有	有						有										○			
60	351	北広島若葉町	0000001	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20		有	有						有													
60	351	北広島若葉町	0000002	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20		有	有						有													
60	351	北広島若葉町	0000003	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20		有	有						有													
60	351	北広島若葉町	0000004	1	2	1	5	30	2,185.350			1984	2016	2011	1999		30		有	有						有													
60	351	北広島若葉町	0000005	1	2	1	5	20	1,458.510			1984	2016	2011	1999		20		有	有						有													
60	351	北広島若葉町	0000006	1	2	1	5	20	1,458.510			1983	2016	2011	1999		20		有	有						有													
60	351	北広島若葉町	0000007	1	2	1	5	20	1,458.510			1983	2016	2011	1999		20		有	有						有													
60	351	北広島若葉町	0000008	1	2	1	5	20	1,458.510			1983	2016	2011	1999		20		有	有						有													
60	351	北広島若葉町	0000009	1	2	1	5	30	2,185.350			1983	2016	2011	1999		30		有	有						有													
60	622	新木の花	4010001	3	3	2	7	42	3,684.200			2002	2012	2015					有	有																			
60	622	新木の花	4010002	3	3	2	9	64	5,931.860			2002	2012	2015					有	有																			
60	622	新木の花	4010003	3	3	2	9	76	5,450.390			2004	2015	2016			76		有	有																			
60	622	新木の花	4030001	3	3	2	9	54	4,479.830			2000	2012	2015					有	有				有															
60	622	新木の花	4030002	3	3	2	10	59	5,148.920			2000	2012	2015					有	有																			
60	622	新木の花	5020027	3	3	2	10	41	3,612.520			2000	2012	2014					有	有																			
60	622	新木の花	5020028	3	3	2	10	45	3,892.670			2000	2012	2014					有	有																			
60	622	新木の花	5020029	3	3	2	6	20	1,835.600			2002	2012	2015					有	有																			
60	622	新木の花	5020030	3	3	2	6	20	1,865.300			2002	2012	2015					有	有																			
								8,554			0						3,593	2,278											0	0		7,810	21,606	0	18	3	7	0

別紙1-3 【平成29年度】　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）

所轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	安全点検										計画点検								
					排水施設	道路	法面・擁壁	遊戯施設	休息施設	通路	囲障	調整池	橋梁	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁	参照図面番号
			戸	㎡	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	
	105	あけぼの	1,240	113,451			有	有			有					1400	176						
	159	大麻宮町	420	35,458	有	有	有	有	有	有	有					217	200						
	161	円山北町	140	8,663	有	有	有	有	有	有	有				15								
	172	大麻園町	446	42,151	有	有	有	有	有	有	有				24								
	189	大麻中町	110	16,393			有	有			有				9								
	222	五輪	830	72,350			有	有			有									390			
	246	札幌本郷	140	6,779			有	有			有												
	257	札幌平岸	116	6,627			有	有			有									70			
	274	東札幌六条	483	19,021				有			有												
	278	札幌西月寒	208	28,102			有	有			有				38		506						
	288	札幌山の手	78	4,125	有	有		有	有	有	有												
	305	澄川	394	33,895			有	有			有				35		477			250			
	317	北広島北進町	290	41,963	有	有	有	有	有	有	有				72								
	318	花川中央	560	71,640	有	有		有	有	有	有				50	900			100				

別紙1-3 【平成29年度】　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）

所轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	安全点検										計画点検								
					排水施設	道路	法面・擁壁	遊戯施設	休息施設	通路	囲障	調整池	橋梁	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁	参照図面番号
			戸	㎡	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	
	323	羊ヶ丘	120	19,439			有	有			有				35		300						
	326	札幌北十条	91	2,720							有												
	331	もみじ台西ﾀｳﾝ	170	22,430			有	有			有				48		1020						
	340	菊水三条	236	20,393			有	有			有				27								
	351	北広島若葉町	200	26,530	有	有	有	有	有	有	有				55				80				
	622	新木の花	421	15,701			有	有			有												

別紙1-3 【平成30年度】　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）

所轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	安全点検										計画点検								
					排水施設	道路	法面・擁壁	遊戯施設	休息施設	通路	囲障	調整池	橋梁	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁	参照図面番号
			戸	㎡	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	
	105	あけぼの	1,240	113,451	有	有	有	有	有	有	有					1400	176						
	159	大麻宮町	420	35,458			有	有			有					217	200						
	161	円山北町	140	8,663			有	有			有				15								
	172	大麻園町	446	42,151			有	有			有				24								
	189	大麻中町	110	16,393			有	有			有				9								
	222	五輪	830	72,350	有	有	有	有	有	有	有									390			
	246	札幌本郷	140	6,779			有	有			有												
	257	札幌平岸	116	6,627	有	有	有	有	有	有	有									70			
	274	東札幌六条	483	19,021				有			有												
	278	札幌西月寒	208	28,102	有	有	有	有	有	有	有				38		506						
	288	札幌山の手	78	4,125				有			有												
	305	澄川	394	33,895	有	有	有	有	有	有	有				35		477			250			
	317	北広島北進町	290	41,963			有	有			有				72								
	318	花川中央	560	71,640				有			有				50	900			100				

別紙1-3 【平成30年度】　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）

所轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	安全点検										計画点検								
					排水施設	道路	法面・擁壁	遊戯施設	休息施設	通路	囲障	調整池	橋梁	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁	参照図面番号
			戸	㎡	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	
	323	羊ヶ丘	120	19,439	有	有	有	有	有	有	有				35		300						
	326	札幌北十条	91	2,720							有												
	331	もみじ台西ﾀｳﾝ	170	22,430	有	有	有	有	有	有	有				48		1020						
	340	菊水三条	236	20,393			有	有			有				27								
	351	北広島若葉町	200	26,530			有	有			有				55				80				
	622	新木の花	421	15,701	有	有	有	有	有	有	有												

別紙1-3 【平成31年度】　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）

所轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	安全点検										計画点検								
					排水施設	道路	法面・擁壁	遊戯施設	休息施設	通路	囲障	調整池	橋梁	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁	参照図面番号
			戸	㎡	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	
	105	あけぼの	1,240	113,451			有	有			有					1400	176						
	159	大麻宮町	420	35,458			有	有			有					217	200						
	161	円山北町	140	8,663			有	有			有				15								
	172	大麻園町	446	42,151			有	有			有				24								
	189	大麻中町	110	16,393	有	有	有	有	有	有	有				9								
	222	五輪	830	72,350			有	有			有									390			
	246	札幌本郷	140	6,779	有	有	有	有	有	有	有												
	257	札幌平岸	116	6,627			有	有			有									70			
	274	東札幌六条	483	19,021	有	有		有	有	有	有												
	278	札幌西月寒	208	28,102			有	有			有				38		506						
	288	札幌山の手	78	4,125				有			有												
	305	澄川	394	33,895			有	有			有				35		477			250			
	317	北広島北進町	290	41,963			有	有			有				72								
	318	花川中央	560	71,640				有			有				50	900			100				

別紙1-3 【平成31年度】　　点検対象団地等一覧表（土木・造園）

所轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	戸数	敷地面積	安全点検										計画点検								
					排水施設	道路	法面・擁壁	遊戯施設	休息施設	通路	囲障	調整池	橋梁	サクラ大径木	下水管	道路	法面・擁壁	遊戯施設	通路	外柵	雨水浸透施設	橋梁	参照図面番号
			戸	㎡	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	㎡	箇所	本	個	m	㎡	基	m	m	箇所	箇所	
	323	羊ヶ丘	120	19,439			有	有			有				35		300						
	326	札幌北十条	91	2,720	有	有			有	有	有												
	331	もみじ台西ﾀｳﾝ	170	22,430			有	有			有				48		1020						
	340	菊水三条	236	20,393	有	有	有	有	有	有	有				27								
	351	北広島若葉町	200	26,530			有	有			有				55				80				
	622	新木の花	421	15,701			有	有			有												

別紙1-4

点検対象団地等一覧表(機械)【平成 29年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検 屋内給排水設備	安全点検 屋内給排水設備 ガス設備	安全点検 屋内給排水設備 トレンチ・ピット	安全点検 屋内給排水設備 排水・湧水槽	安全点検 屋内給排水設備 共同便所ピット	安全点検 屋外給水設備	安全点検 地域暖房給湯設備	安全点検 地域暖房給湯設備 トレンチ・ピット	安全点検 煙道 大気開放部	安全点検 煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	計画点検 雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	27	薄野	0	1958	市	5	55		55		有			1																					
60	75	南3条第1	0	1961	市	7	111	2016	111		有		1	1			16	75																	
60	105	あけぼの	1	1967		5	40							1																					
60	105	あけぼの	2	1967		5	40							1																					
60	105	あけぼの	3	1963		4	32							1																					
60	105	あけぼの	4	1963		4	32							1																					
60	105	あけぼの	5	1963		4	40							1																					
60	105	あけぼの	6	1963		4	48							1																					
60	105	あけぼの	7	1965		5	60							1																					
60	105	あけぼの	8	1965		5	10							1																					
60	105	あけぼの	9	1963		4	32							1																					
60	105	あけぼの	10	1964		4	32							1																					
60	105	あけぼの	11	1964		4	32							1																					
60	105	あけぼの	12	1964		4	32							1																					
60	105	あけぼの	13	1965		5	40							1																					
60	105	あけぼの	14	1967		5	10							1																					
60	105	あけぼの	15	1965		5	50							1																					
60	105	あけぼの	16	1964		4	40							1																					
60	105	あけぼの	17	1964		4	40							1																					
60	105	あけぼの	18	1964		4	40							1																					
60	105	あけぼの	19	1965		4	40							1																					
60	105	あけぼの	20	1965		5	60							1																					
60	105	あけぼの	21	1966		5	40							1																					
60	105	あけぼの	22	1966		5	10							1																					
60	105	あけぼの	23	1966		5	10							1																					
60	105	あけぼの	24	1966		5	10							1																					
60	105	あけぼの	25	1966		5	60							1																					
60	105	あけぼの	26	1966		5	60							1																					
60	105	あけぼの	27	1966		5	60							1																					
60	105	あけぼの	28	1966		5	50							1																					
60	105	あけぼの	29	1966		5	50							1																					
60	105	あけぼの	30	1967		5	50							1																					
60	105	あけぼの	31	1967		5	60							1																					
60	105	あけぼの	32	1967		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	1	1967		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	2	1967		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	3	1967		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	4	1967		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	5	1967		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	6	1967		5	10							1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成 29年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF-D型煙道内部点検実施年度(直近)	安全点検 屋内給排水設備	安全点検 ガス設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 排水・湧水槽	安全点検 共同便所ピット	安全点検 屋外給水設備	安全点検 地域暖房給湯設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 煙道 大気開放部	安全点検 煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	計画点検 雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	159	大麻宮町	7	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	8	1968		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	9	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	10	1968		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	11	1968		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	12	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	13	1968		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	14	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	15	1968		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	0	1968		0	0																									1	1		
60	161	円山北町	1	1967		5	30							1																					
60	161	円山北町	2	1967		5	30							1																					
60	161	円山北町	3	1967		5	40							1																					
60	161	円山北町	4	1967		5	40							1																					
60	172	大麻園町	1	1971		5	36							1																					
60	172	大麻園町	2	1971		5	20							1																					
60	172	大麻園町	3	1971		3	12							1																					
60	172	大麻園町	4	1971		5	20							1																					
60	172	大麻園町	5	1971		5	20							1																					
60	172	大麻園町	6	1970		5	30							1																					
60	172	大麻園町	7	1970		5	20							1																					
60	172	大麻園町	8	1970		3	12							1																					
60	172	大麻園町	9	1970		5	20							1																					
60	172	大麻園町	10	1970		5	20							1																					
60	172	大麻園町	11	1969		5	30							1																					
60	172	大麻園町	12	1969		5	30							1																					
60	172	大麻園町	13	1969		3	18							1																					
60	172	大麻園町	14	1969		5	20							1																					
60	172	大麻園町	15	1969		5	20							1																					
60	172	大麻園町	16	1969		5	30							1																					
60	172	大麻園町	17	1968		5	30							1																					
60	172	大麻園町	18	1969		3	18							1																					
60	172	大麻園町	19	1968		5	20							1																					
60	172	大麻園町	20	1968		5	20							1																					
60	189	大麻中町	1	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	2	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	3	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	4	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	5	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	6	1969		5	10							1																					

別紙1-4

点検対象団地等一覧表(機械)【平成 29年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検実施年度(直近)	安全点検 屋内給排水設備	安全点検 屋内給排水設備 ガス設備	安全点検 屋内給排水設備 トレンチ・ピット	安全点検 屋内給排水設備 排水・湧水槽	安全点検 屋内給排水設備 共同便所ピット	安全点検 屋外給水設備	安全点検 地域暖房給湯設備	安全点検 地域暖房給湯設備 トレンチ・ピット	安全点検 煙道 大気開放部	安全点検 煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	計画点検 雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	189	大麻中町	7	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	8	1975		5	10							1																					
60	189	大麻中町	9	1975		5	10							1																					
60	189	大麻中町	10	1975		5	10							1																					
60	189	大麻中町	11	1975		5	10							1																					
60	194	札幌豊平	0	1970	市	11	116	2016	116		有	1		1			13																		
60	199	札幌菊水	0	1970	市	10	91	2016	91		有	1		1			13																		
60	215	札幌琴似第1	0	1971	市	10	112	2016	112		有			1			14																		
60	222	五輪	1	1972		5	30							1																					
60	222	五輪	2	1972		5	30							1																					
60	222	五輪	3	1975		5	50							1																					
60	222	五輪	5	1972		5	50							1																					
60	222	五輪	6	1972		5	50							1																					
60	222	五輪	7	1972		5	40							1																					
60	222	五輪	8	1972		5	40							1																					
60	222	五輪	9	1972		5	40							1																					
60	222	五輪	10	1972		5	20							1																					
60	222	五輪	11	1972		5	40							1																					
60	222	五輪	12	1972		5	40							1																					
60	222	五輪	14	1972		5	40							1																					
60	222	五輪	15	1972		5	40							1																					
60	222	五輪	16	1972		5	30							1																					
60	222	五輪	17	1972		5	40							1																					
60	222	五輪	18	1972		5	30							1																					
60	222	五輪	19	1972		5	40							1																					
60	222	五輪	20	1975		5	40							1																					
60	222	五輪	21	1975		5	50							1																					
60	222	五輪	23	1972		5	30							1																					
60	222	五輪	24	1972		5	30							1																					
60	222	五輪	0	1972		0	0																									2	2		
60	222	五輪	25	1972		5	30							1																					
60	223	南3条第2	0	1972	市	10	112		112	112	有	1		1																					
60	226	札幌北12条	0	1971	市	7	72	2016	72		有			1			12																		
60	236	南3条第3	0	1972	市	13	170		170	170	有			1																					
60	245	札幌北24条	0	1973	市	11	170	2016	170		有			1			17																		
60	246	札幌本郷	1	1973	市	5	40		40		有			1																					
60	246	札幌本郷	2	1973	市	5	30		30		有			1																					
60	246	札幌本郷	3	1973	市	7	70	2016	70		有			1			10																		
60	249	札幌琴似第2	0	1973	市	11	140	2016	140		有	1		1			14																		
60	256	月寒中央通	0	1974	市	6	70	2016	70		有			1			14																		

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成 29年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検 屋内給排水設備	安全点検 屋内給排水設備 ガス設備	安全点検 屋内給排水設備 トレンチ・ピット	安全点検 屋内給排水設備 排水・湧水槽	安全点検 屋内給排水設備 共同便所ピット	安全点検 屋外給水設備	安全点検 地域暖房給湯設備	安全点検 地域暖房給湯設備 トレンチ・ピット	安全点検 煙道 大気開放部	安全点検 煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	計画点検 雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	257	札幌平岸	1	1974	市	7	96	2016	96		有			1			14																		
60	257	札幌平岸	2	1974	市	5	20		20		有			1																					
60	274	東札幌6条	1	1976	市	11	120		120		有			1																					
60	274	東札幌6条	2	1976	市	11	117		117		有			1																					
60	274	東札幌6条	3	1976	市	10	162		162		有			1																					
60	274	東札幌6条	4	1978	市	7	84		84		有			1																					
60	274	東札幌6条	0	1978	市	0	0																									1	1		
60	278	西月寒	1	1977		5	50							1																					
60	278	西月寒	2	1977		4	24							1																					
60	278	西月寒	3	1976		4	24							1																					
60	278	西月寒	4	1976		5	40							1																					
60	278	西月寒	5	1977		5	20							1																					
60	278	西月寒	6	1977		5	50							1																					
60	279	北広島駅前	1	1977	市	8	70		70		有			1																					
60	279	北広島駅前	2	1976	市	8	70		70		有			1																					
60	287	札幌北1条	0	1977	市	10	45		45		有			1																					
60	305	澄川	1	1978		4	16							1																					
60	305	澄川	2	1978		4	16							1																					
60	305	澄川	3	1978		5	20							1																					
60	305	澄川	4	1978		5	20							1																					
60	305	澄川	5	1980		11	132		132		有			1																					
60	305	澄川	6	1982		11	106		106		有			1																					
60	305	澄川	7	1978		5	30							1																					
60	305	澄川	8	1979		5	30							1																					
60	305	澄川	9	1979		4	24							1																					
60	316	札幌北11条	0	1978	市	13	140	2016	140		有	1		1			6																		
60	317	北広島北進町	1	1978		5	30							1																					
60	317	北広島北進町	2	1978		5	30							1																					
60	317	北広島北進町	3	1979		5	40							1																					
60	317	北広島北進町	4	1979		5	30							1																					
60	317	北広島北進町	5	1979		5	40							1																					
60	317	北広島北進町	6	1980		5	40							1																					
60	317	北広島北進町	7	1980		5	20							1																					
60	317	北広島北進町	8	1981		5	30							1																					
60	317	北広島北進町	9	1981		5	30							1																					
60	318	花川中央	5	1979		5	40							1																					
60	318	花川中央	6	1978		5	30							1																					
60	318	花川中央	7	1979		5	20							1																					
60	318	花川中央	9	1979		5	30							1																					
60	318	花川中央	10	1979		5	40							1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成 29年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF-D型煙道内部点検実施年度(直近)	安全点検 屋内給排水設備	安全点検 ガス設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 排水・湧水槽	安全点検 共同便所ピット	安全点検 屋外給水設備	安全点検 地域暖房給湯設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 煙道 大気開放部	安全点検 煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	計画点検 雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	318	花川中央	11	1979		5	40							1																					
60	318	花川中央	12	1980		5	40							1																					
60	318	花川中央	13	1979		5	40							1																					
60	318	花川中央	14	1980		5	40							1																					
60	318	花川中央	15	1980		5	30							1																					
60	318	花川中央	16	1983		5	30							1																					
60	318	花川中央	17	1983		5	30							1																					
60	318	花川中央	18	1982		5	20							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	1	1979		4	24							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	2	1979		4	24							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	3	1979		4	24							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	4	1980		4	16							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	5	1980		4	16							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	6	1980		4	16							1																					
60	326	札幌北10条	1	1979		9	42		42		有	1		1																					
60	326	札幌北10条	2	1979		5	49							1																					
60	339	札幌狸小路	1	1981	市	10	64		64		有	1		1																					
60	339	札幌狸小路	2	1981	市	10	53		53		有			1																					
60	340	菊水3条	1	1981		9	80		80		有			1																					
60	340	菊水3条	2	1983		5	40							1																					
60	340	菊水3条	3	1983		5	30							1																					
60	340	菊水3条	4	1983		5	30							1																					
60	340	菊水3条	5	1982		5	26							1																					
60	340	菊水3条	6	1982		5	30							1																					
60	351	北広島若葉町	1	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	2	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	3	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	4	1984		5	30							1																					
60	351	北広島若葉町	5	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	6	1983		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	7	1983		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	8	1983		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	9	1983		5	30							1																					
60	622	新木の花	4-3-1	2000		10	54		54		有			1																					
60	622	新木の花	4-3-2	2000		10	59		59		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-27	2000		10	41		41		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-28	2000		10	45		45		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-29	2002		6	20		20		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-30	2002		6	20		20		有			1																					
60	622	新木の花	4-1-1	2002		7	42		42		有			1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成 29年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検										計画点検		法定点検																	
									屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	622	新木の花	4-1-2	2002		9	64		64		有			1																						
60	622	新木の花	4-1-3	2004		9	76		76					1																						
60	622	新木の花	0	2004		0	0																										5	8		

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成　29年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検										計画点検		法定点検																	
									屋内給排水設備					屋外給水設備	地域暖房給湯設備		煙道		屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの									省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの				
																					換気設備				排煙設備					給水設備及び排水設備		簡易点検		定期点検	
										ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット		トレンチ・ピット	大気開放部	煙道内部			無窓居室	火気使用室	居室等	空気調和設備・冷暖房設備	特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー	居室等	排煙機	予備電源			室外機	室内機	室外機	室内機
							戸		戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台

別紙1-4

点検対象団地等一覧表(機械)【平成　30年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検実施年度(直近)	安全点検										計画点検		法定点検															
									屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	火気使用室	居室等	空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー	居室等	排煙機	予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	室内機	定期点検 室外機	室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	27	薄野	0	1958	市	5	55		55		有			1																					
60	75	南3条第1	0	1961	市	7	111	2016	111		有		1	1			16	75																	
60	105	あけぼの	1	1967		5	40							1																					
60	105	あけぼの	2	1967		5	40							1																					
60	105	あけぼの	3	1963		4	32							1																					
60	105	あけぼの	4	1963		4	32							1																					
60	105	あけぼの	5	1963		4	40							1																					
60	105	あけぼの	6	1963		4	48							1																					
60	105	あけぼの	7	1965		5	60							1																					
60	105	あけぼの	8	1965		5	10							1																					
60	105	あけぼの	9	1963		4	32							1																					
60	105	あけぼの	10	1964		4	32							1																					
60	105	あけぼの	11	1964		4	32							1																					
60	105	あけぼの	12	1964		4	32							1																					
60	105	あけぼの	13	1965		5	40							1																					
60	105	あけぼの	14	1967		5	10							1																					
60	105	あけぼの	15	1965		5	50							1																					
60	105	あけぼの	16	1964		4	40							1																					
60	105	あけぼの	17	1964		4	40							1																					
60	105	あけぼの	18	1964		4	40							1																					
60	105	あけぼの	19	1965		4	40							1																					
60	105	あけぼの	20	1965		5	60							1																					
60	105	あけぼの	21	1966		5	40							1																					
60	105	あけぼの	22	1966		5	10							1																					
60	105	あけぼの	23	1966		5	10							1																					
60	105	あけぼの	24	1966		5	10							1																					
60	105	あけぼの	25	1966		5	60							1																					
60	105	あけぼの	26	1966		5	60							1																					
60	105	あけぼの	27	1966		5	60							1																					
60	105	あけぼの	28	1966		5	50							1																					
60	105	あけぼの	29	1966		5	50							1																					
60	105	あけぼの	30	1967		5	50							1																					
60	105	あけぼの	31	1967		5	60							1																					
60	105	あけぼの	32	1967		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	1	1967		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	2	1967		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	3	1967		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	4	1967		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	5	1967		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	6	1967		5	10							1																					

別紙1-4

点検対象団地等一覧表(機械)【平成 30年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検 屋内給排水設備	安全点検 屋内給排水設備 ガス設備	安全点検 屋内給排水設備 トレンチ・ピット	安全点検 屋内給排水設備 排水・湧水槽	安全点検 屋内給排水設備 共同便所ピット	安全点検 屋外給水設備	安全点検 地域暖房給湯設備	安全点検 地域暖房給湯設備 トレンチ・ピット	安全点検 煙道 大気開放部	安全点検 煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	計画点検 雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	159	大麻宮町	7	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	8	1968		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	9	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	10	1968		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	11	1968		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	12	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	13	1968		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	14	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	15	1968		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	0	1968		0	0																									1	1		
60	161	円山北町	1	1967		5	30							1																					
60	161	円山北町	2	1967		5	30							1																					
60	161	円山北町	3	1967		5	40							1																					
60	161	円山北町	4	1967		5	40							1																					
60	172	大麻園町	1	1971		5	36							1																					
60	172	大麻園町	2	1971		5	20							1																					
60	172	大麻園町	3	1971		3	12							1																					
60	172	大麻園町	4	1971		5	20							1																					
60	172	大麻園町	5	1971		5	20							1																					
60	172	大麻園町	6	1970		5	30							1																					
60	172	大麻園町	7	1970		5	20							1																					
60	172	大麻園町	8	1970		3	12							1																					
60	172	大麻園町	9	1970		5	20							1																					
60	172	大麻園町	10	1970		5	20							1																					
60	172	大麻園町	11	1969		5	30							1																					
60	172	大麻園町	12	1969		5	30							1																					
60	172	大麻園町	13	1969		3	18							1																					
60	172	大麻園町	14	1969		5	20							1																					
60	172	大麻園町	15	1969		5	20							1																					
60	172	大麻園町	16	1969		5	30							1																					
60	172	大麻園町	17	1968		5	30							1																					
60	172	大麻園町	18	1969		3	18							1																					
60	172	大麻園町	19	1968		5	20							1																					
60	172	大麻園町	20	1968		5	20							1																					
60	189	大麻中町	1	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	2	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	3	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	4	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	5	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	6	1969		5	10							1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成　30年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検										計画点検		法定点検																	
									屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	189	大麻中町	7	1969		5	10							1																						
60	189	大麻中町	8	1975		5	10							1																						
60	189	大麻中町	9	1975		5	10							1																						
60	189	大麻中町	10	1975		5	10							1																						
60	189	大麻中町	11	1975		5	10							1																						
60	194	札幌豊平	0	1970	市	11	116	2016	116		有	1		1			13																				
60	199	札幌菊水	0	1970	市	10	91	2016	91		有	1		1			13																				
60	215	札幌琴似第1	0	1971	市	10	112	2016	112		有			1			14																				
60	222	五輪	1	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	2	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	3	1975		5	50							1																						
60	222	五輪	5	1972		5	50							1																						
60	222	五輪	6	1972		5	50							1																						
60	222	五輪	7	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	8	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	9	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	10	1972		5	20							1																						
60	222	五輪	11	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	12	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	14	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	15	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	16	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	17	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	18	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	19	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	20	1975		5	40							1																						
60	222	五輪	21	1975		5	50							1																						
60	222	五輪	23	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	24	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	0	1972		0	0																											2	2		
60	222	五輪	25	1972		5	30							1																						
60	223	南3条第2	0	1972	市	10	112		112	112	有	1		1																						
60	226	札幌北12条	0	1971	市	7	72	2016	72		有			1			12																				
60	236	南3条第3	0	1972	市	13	170		170	170	有			1																						
60	245	札幌北24条	0	1973	市	11	170	2016	170		有			1			17																				
60	246	札幌本郷	1	1973	市	5	40		40		有			1																						
60	246	札幌本郷	2	1973	市	5	30		30		有			1																						
60	246	札幌本郷	3	1973	市	7	70	2016	70		有			1			10																				
60	249	札幌琴似第2	0	1973	市	11	140	2016	140		有	1		1			14																				
60	256	月寒中央通	0	1974	市	6	70	2016	70		有			1			14																				

別紙1-4

点検対象団地等一覧表(機械)【平成 30年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検 屋内給排水設備	安全点検 ガス設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 排水・湧水槽	安全点検 共同便所ピット	安全点検 屋外給水設備	安全点検 地域暖房給湯設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 煙道 大気開放部	安全点検 煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	計画点検 雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	257	札幌平岸	1	1974	市	7	96	2016	96		有			1			14																		
60	257	札幌平岸	2	1974	市	5	20		20		有			1																					
60	274	東札幌6条	1	1976	市	11	120		120		有			1																					
60	274	東札幌6条	2	1976	市	11	117		117		有			1																					
60	274	東札幌6条	3	1976	市	10	162		162		有			1																					
60	274	東札幌6条	4	1978	市	7	84		84		有			1																					
60	274	東札幌6条	0	1978	市	0	0																									1	1		
60	278	西月寒	1	1977		5	50							1																					
60	278	西月寒	2	1977		4	24							1																					
60	278	西月寒	3	1976		4	24							1																					
60	278	西月寒	4	1976		5	40							1																					
60	278	西月寒	5	1977		5	20							1																					
60	278	西月寒	6	1977		5	50							1																					
60	279	北広島駅前	1	1977	市	8	70		70		有			1																					
60	279	北広島駅前	2	1976	市	8	70		70		有			1																					
60	287	札幌北1条	0	1977	市	10	45		45		有			1																					
60	305	澄川	1	1978		4	16							1																					
60	305	澄川	2	1978		4	16							1																					
60	305	澄川	3	1978		5	20							1																					
60	305	澄川	4	1978		5	20							1																					
60	305	澄川	5	1980		11	132		132		有			1																					
60	305	澄川	6	1982		11	106		106		有			1																					
60	305	澄川	7	1978		5	30							1																					
60	305	澄川	8	1979		5	30							1																					
60	305	澄川	9	1979		4	24							1																					
60	316	札幌北11条	0	1978	市	13	140	2016	140		有	1		1			6																		
60	317	北広島北進町	1	1978		5	30							1																					
60	317	北広島北進町	2	1978		5	30							1																					
60	317	北広島北進町	3	1979		5	40							1																					
60	317	北広島北進町	4	1979		5	30							1																					
60	317	北広島北進町	5	1979		5	40							1																					
60	317	北広島北進町	6	1980		5	40							1																					
60	317	北広島北進町	7	1980		5	20							1																					
60	317	北広島北進町	8	1981		5	30							1																					
60	317	北広島北進町	9	1981		5	30							1																					
60	318	花川中央	5	1979		5	40							1																					
60	318	花川中央	6	1978		5	30							1																					
60	318	花川中央	7	1979		5	20							1																					
60	318	花川中央	9	1979		5	30							1																					
60	318	花川中央	10	1979		5	40							1																					

別紙1-4

点検対象団地等一覧表(機械)【平成 30年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF-D型煙道内部点検実施年度(直近)	安全点検 屋内給排水設備 (戸)	安全点検 ガス設備 (戸)	安全点検 トレンチ・ピット (有無)	安全点検 排水・湧水槽 (箇所)	安全点検 共同便所ピット (箇所)	安全点検 屋外給水設備 (棟)	安全点検 地域暖房給湯設備 (戸)	安全点検 トレンチ・ピット (有無)	安全点検 煙道 大気開放部 (箇所)	安全点検 煙道 煙道内部 (系統)	計画点検 屋内給水管 (箇所)	計画点検 雑排水管 (箇所)	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室 (ヶ所)	換気設備 火気使用室 (ヶ所)	換気設備 居室等 (ヶ所)	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備 (ヶ所)	排煙設備 特別避難階段の付室 (区画)	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー (区画)	排煙設備 居室等 (区画)	排煙設備 排煙機 (台)	排煙設備 予備電源 (有無)	給水設備及び排水設備 (戸)	省エネ法第75条第5項に定めるもの (有無)	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機 (台)	簡易点検 室内機 (台)	定期点検 室外機 (台)	定期点検 室内機 (台)
60	318	花川中央	11	1979		5	40							1																					
60	318	花川中央	12	1980		5	40							1																					
60	318	花川中央	13	1979		5	40							1																					
60	318	花川中央	14	1980		5	40							1																					
60	318	花川中央	15	1980		5	30							1																					
60	318	花川中央	16	1983		5	30							1																					
60	318	花川中央	17	1983		5	30							1																					
60	318	花川中央	18	1982		5	20							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	1	1979		4	24							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	2	1979		4	24							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	3	1979		4	24							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	4	1980		4	16							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	5	1980		4	16							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	6	1980		4	16							1																					
60	326	札幌北10条	1	1979		9	42		42		有	1		1																					
60	326	札幌北10条	2	1979		5	49							1																					
60	339	札幌狸小路	1	1981	市	10	64		64		有	1		1																					
60	339	札幌狸小路	2	1981	市	10	53		53		有			1																					
60	340	菊水3条	1	1981		9	80		80		有			1																					
60	340	菊水3条	2	1983		5	40							1																					
60	340	菊水3条	3	1983		5	30							1																					
60	340	菊水3条	4	1983		5	30							1																					
60	340	菊水3条	5	1982		5	26							1																					
60	340	菊水3条	6	1982		5	30							1																					
60	351	北広島若葉町	1	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	2	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	3	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	4	1984		5	30							1																					
60	351	北広島若葉町	5	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	6	1983		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	7	1983		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	8	1983		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	9	1983		5	30							1																					
60	622	新木の花	4-3-1	2000		10	54		54		有			1																					
60	622	新木の花	4-3-2	2000		10	59		59		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-27	2000		10	41		41		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-28	2000		10	45		45		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-29	2002		6	20		20		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-30	2002		6	20		20		有			1																					
60	622	新木の花	4-1-1	2002		7	42		42		有			1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成　30年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検										計画点検		法定点検																	
									屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	622	新木の花	4-1-2	2002		9	64		64		有			1																						
60	622	新木の花	4-1-3	2004		9	76		76					1																						
60	622	新木の花	0	2004		0	0																										5	8		

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成 31年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検										計画点検		法定点検																	
									屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	煙道			屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの										給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの				
																トレンチ・ピット	大気開放部	煙道内部			換気設備				排煙設備								簡易点検		定期点検	
																					無窓居室	火気使用室	居室等	空気調和設備・冷暖房設備	特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー	居室等	排煙機	予備電源					室外機	室内機	室外機	室内機
							戸		戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	27	薄野	0	1958	市	5	55		55		有			1																					
60	75	南3条第1	0	1961	市	7	111	2016	111		有		1	1			16	75																	
60	105	あけぼの	1	1967		5	40							1																					
60	105	あけぼの	2	1967		5	40							1																					
60	105	あけぼの	3	1963		4	32							1																					
60	105	あけぼの	4	1963		4	32							1																					
60	105	あけぼの	5	1963		4	40							1																					
60	105	あけぼの	6	1963		4	48							1																					
60	105	あけぼの	7	1965		5	60							1																					
60	105	あけぼの	8	1965		5	10							1																					
60	105	あけぼの	9	1963		4	32							1																					
60	105	あけぼの	10	1964		4	32							1																					
60	105	あけぼの	11	1964		4	32							1																					
60	105	あけぼの	12	1964		4	32							1																					
60	105	あけぼの	13	1965		5	40							1																					
60	105	あけぼの	14	1967		5	10							1																					
60	105	あけぼの	15	1965		5	50							1																					
60	105	あけぼの	16	1964		4	40							1																					
60	105	あけぼの	17	1964		4	40							1																					
60	105	あけぼの	18	1964		4	40							1																					
60	105	あけぼの	19	1965		4	40							1																					
60	105	あけぼの	20	1965		5	60							1																					
60	105	あけぼの	21	1966		5	40							1																					
60	105	あけぼの	22	1966		5	10							1																					
60	105	あけぼの	23	1966		5	10							1																					
60	105	あけぼの	24	1966		5	10							1																					
60	105	あけぼの	25	1966		5	60							1																					
60	105	あけぼの	26	1966		5	60							1																					
60	105	あけぼの	27	1966		5	60							1																					
60	105	あけぼの	28	1966		5	50							1																					
60	105	あけぼの	29	1966		5	50							1																					
60	105	あけぼの	30	1967		5	50							1																					
60	105	あけぼの	31	1967		5	60							1																					
60	105	あけぼの	32	1967		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	1	1967		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	2	1967		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	3	1967		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	4	1967		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	5	1967		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	6	1967		5	10							1																					

別紙1-4

点検対象団地等一覧表(機械)【平成 31年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF-D型煙道内部点検実施年度(直近)	安全点検 屋内給排水設備	安全点検 ガス設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 排水・湧水槽	安全点検 共同便所ピット	安全点検 屋外給水設備	安全点検 地域暖房給湯設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 煙道 大気開放部	安全点検 煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	計画点検 雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	159	大麻宮町	7	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	8	1968		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	9	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	10	1968		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	11	1968		5	10							1																					
60	159	大麻宮町	12	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	13	1968		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	14	1968		5	40							1																					
60	159	大麻宮町	15	1968		5	30							1																					
60	159	大麻宮町	0	1968		0	0																									1	1		
60	161	円山北町	1	1967		5	30							1																					
60	161	円山北町	2	1967		5	30							1																					
60	161	円山北町	3	1967		5	40							1																					
60	161	円山北町	4	1967		5	40							1																					
60	172	大麻園町	1	1971		5	36							1																					
60	172	大麻園町	2	1971		5	20							1																					
60	172	大麻園町	3	1971		3	12							1																					
60	172	大麻園町	4	1971		5	20							1																					
60	172	大麻園町	5	1971		5	20							1																					
60	172	大麻園町	6	1970		5	30							1																					
60	172	大麻園町	7	1970		5	20							1																					
60	172	大麻園町	8	1970		3	12							1																					
60	172	大麻園町	9	1970		5	20							1																					
60	172	大麻園町	10	1970		5	20							1																					
60	172	大麻園町	11	1969		5	30							1																					
60	172	大麻園町	12	1969		5	30							1																					
60	172	大麻園町	13	1969		3	18							1																					
60	172	大麻園町	14	1969		5	20							1																					
60	172	大麻園町	15	1969		5	20							1																					
60	172	大麻園町	16	1969		5	30							1																					
60	172	大麻園町	17	1968		5	30							1																					
60	172	大麻園町	18	1969		3	18							1																					
60	172	大麻園町	19	1968		5	20							1																					
60	172	大麻園町	20	1968		5	20							1																					
60	189	大麻中町	1	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	2	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	3	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	4	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	5	1969		5	10							1																					
60	189	大麻中町	6	1969		5	10							1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成　31年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検										計画点検		法定点検																	
									屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	189	大麻中町	7	1969		5	10							1																						
60	189	大麻中町	8	1975		5	10							1																						
60	189	大麻中町	9	1975		5	10							1																						
60	189	大麻中町	10	1975		5	10							1																						
60	189	大麻中町	11	1975		5	10							1																						
60	194	札幌豊平	0	1970	市	11	116	2016	116		有	1		1			13	13																		
60	199	札幌菊水	0	1970	市	10	91	2016	91		有	1		1			13	13																		
60	215	札幌琴似第1	0	1971	市	10	112	2016	112		有			1			14	14																		
60	222	五輪	1	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	2	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	3	1975		5	50							1																						
60	222	五輪	5	1972		5	50							1																						
60	222	五輪	6	1972		5	50							1																						
60	222	五輪	7	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	8	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	9	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	10	1972		5	20							1																						
60	222	五輪	11	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	12	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	14	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	15	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	16	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	17	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	18	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	19	1972		5	40							1																						
60	222	五輪	20	1975		5	40							1																						
60	222	五輪	21	1975		5	50							1																						
60	222	五輪	23	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	24	1972		5	30							1																						
60	222	五輪	0	1972		0	0																											2	2		
60	222	五輪	25	1972		5	30							1																						
60	223	南3条第2	0	1972	市	10	112		112	112	有	1		1																						
60	226	札幌北12条	0	1971	市	7	72	2016	72		有			1			12	12																		
60	236	南3条第3	0	1972	市	13	170		170	170	有			1																						
60	245	札幌北24条	0	1973	市	11	170	2016	170		有			1			17	17																		
60	246	札幌本郷	1	1973	市	5	40		40		有			1																						
60	246	札幌本郷	2	1973	市	5	30		30		有			1																						
60	246	札幌本郷	3	1973	市	7	70	2016	70		有			1			10	10																		
60	249	札幌琴似第2	0	1973	市	11	140	2016	140		有	1		1			14	14																		
60	256	月寒中央通	0	1974	市	6	70	2016	70		有			1			14	14																		

別紙1-4

点検対象団地等一覧表(機械)【平成 31年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF-D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検 屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	火気使用室	居室等	空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	非常用エレベーターの乗降ロビー	居室等	排煙機	予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	室内機	定期点検 室外機	室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	257	札幌平岸	1	1974	市	7	96	2016	96		有			1			14	14																
60	257	札幌平岸	2	1974	市	5	20		20		有			1																				
60	274	東札幌6条	1	1976	市	11	120		120		有			1																				
60	274	東札幌6条	2	1976	市	11	117		117		有			1																				
60	274	東札幌6条	3	1976	市	10	162		162		有			1																				
60	274	東札幌6条	4	1978	市	7	84		84		有			1																				
60	274	東札幌6条	0	1978	市	0	0																								1	1		
60	278	西月寒	1	1977		5	50							1																				
60	278	西月寒	2	1977		4	24							1																				
60	278	西月寒	3	1976		4	24							1																				
60	278	西月寒	4	1976		5	40							1																				
60	278	西月寒	5	1977		5	20							1																				
60	278	西月寒	6	1977		5	50							1																				
60	279	北広島駅前	1	1977	市	8	70		70		有			1																				
60	279	北広島駅前	2	1976	市	8	70		70		有			1																				
60	287	札幌北1条	0	1977	市	10	45		45		有			1																				
60	305	澄川	1	1978		4	16							1																				
60	305	澄川	2	1978		4	16							1																				
60	305	澄川	3	1978		5	20							1																				
60	305	澄川	4	1978		5	20							1																				
60	305	澄川	5	1980		11	132		132		有			1																				
60	305	澄川	6	1982		11	106		106		有			1																				
60	305	澄川	7	1978		5	30							1																				
60	305	澄川	8	1979		5	30							1																				
60	305	澄川	9	1979		4	24							1																				
60	316	札幌北11条	0	1978	市	13	140	2016	140		有	1		1			6	6																
60	317	北広島北進町	1	1978		5	30							1																				
60	317	北広島北進町	2	1978		5	30							1																				
60	317	北広島北進町	3	1979		5	40							1																				
60	317	北広島北進町	4	1979		5	30							1																				
60	317	北広島北進町	5	1979		5	40							1																				
60	317	北広島北進町	6	1980		5	40							1																				
60	317	北広島北進町	7	1980		5	20							1																				
60	317	北広島北進町	8	1981		5	30							1																				
60	317	北広島北進町	9	1981		5	30							1																				
60	318	花川中央	5	1979		5	40							1																				
60	318	花川中央	6	1978		5	30							1																				
60	318	花川中央	7	1979		5	20							1																				
60	318	花川中央	9	1979		5	30							1																				
60	318	花川中央	10	1979		5	40							1																				

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成 31年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF―D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検 屋内給排水設備	安全点検 ガス設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 排水・湧水槽	安全点検 共同便所ピット	安全点検 屋外給水設備	安全点検 地域暖房給湯設備	安全点検 トレンチ・ピット	安全点検 煙道 大気開放部	安全点検 煙道 煙道内部	計画点検 屋内給水管	計画点検 雑排水管	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	318	花川中央	11	1979		5	40							1																					
60	318	花川中央	12	1980		5	40							1																					
60	318	花川中央	13	1979		5	40							1																					
60	318	花川中央	14	1980		5	40							1																					
60	318	花川中央	15	1980		5	30							1																					
60	318	花川中央	16	1983		5	30							1																					
60	318	花川中央	17	1983		5	30							1																					
60	318	花川中央	18	1982		5	20							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	1	1979		4	24							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	2	1979		4	24							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	3	1979		4	24							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	4	1980		4	16							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	5	1980		4	16							1																					
60	323	札幌羊ケ丘	6	1980		4	16							1																					
60	326	札幌北10条	1	1979		9	42		42		有	1		1																					
60	326	札幌北10条	2	1979		5	49							1																					
60	339	札幌狸小路	1	1981	市	10	64		64		有	1		1																					
60	339	札幌狸小路	2	1981	市	10	53		53		有			1																					
60	340	菊水3条	1	1981		9	80		80		有			1																					
60	340	菊水3条	2	1983		5	40							1																					
60	340	菊水3条	3	1983		5	30							1																					
60	340	菊水3条	4	1983		5	30							1																					
60	340	菊水3条	5	1982		5	26							1																					
60	340	菊水3条	6	1982		5	30							1																					
60	351	北広島若葉町	1	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	2	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	3	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	4	1984		5	30							1																					
60	351	北広島若葉町	5	1984		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	6	1983		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	7	1983		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	8	1983		5	20							1																					
60	351	北広島若葉町	9	1983		5	30							1																					
60	622	新木の花	4-3-1	2000		10	54		54		有			1																					
60	622	新木の花	4-3-2	2000		10	59		59		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-27	2000		10	41		41		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-28	2000		10	45		45		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-29	2002		6	20		20		有			1																					
60	622	新木の花	5-2-30	2002		6	20		20		有			1																					
60	622	新木の花	4-1-1	2002		7	42		42		有			1																					

別紙1-4　　点検対象団地等一覧表(機械)【平成　31年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	管理開始年度	団地種別	階数	戸数	BF－D型煙道内部点検実施年度（直近）	安全点検										計画点検		法定点検																	
									屋内給排水設備	ガス設備	トレンチ・ピット	排水・湧水槽	共同便所ピット	屋外給水設備	地域暖房給湯設備	トレンチ・ピット	煙道 大気開放部	煙道 煙道内部	屋内給水管	雑排水管	建築基準法第12条第3項に定めるもの 換気設備 無窓居室	換気設備 火気使用室	換気設備 居室等	換気設備 空気調和設備・冷暖房設備	排煙設備 特別避難階段の付室	排煙設備 非常用エレベーターの乗降ロビー	排煙設備 居室等	排煙設備 排煙機	排煙設備 予備電源	給水設備及び排水設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの	フロン排出抑制法第16条第1項に定めるもの 簡易点検 室外機	簡易点検 室内機	定期点検 室外機	定期点検 室内機
									戸	戸	有無	箇所	箇所	棟	戸	有無	箇所	系統	箇所	箇所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	ヶ所	区画	区画	区画	台	有無	戸	有無	台	台	台	台
60	622	新木の花	4-1-2	2002		9	64		64		有			1																						
60	622	新木の花	4-1-3	2004		9	76		76					1																						
60	622	新木の花	0	2004		0	0																										5	8		

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	主開閉器(盤)	集合計器盤	共用灯盤	制御盤(操作盤含む)	動力分電盤	端子盤	LAN設備収容箱	隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	機器収容箱	雷保護設備 突針	接地極	接地抵抗測定以外	接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	案内・掲示板	屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	カメラ 下期分	録画装置(付帯機器含む) 上期分	録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い電気単独で届出のもの)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	27	薄野		5	55	55	97	有	無	有	無	有	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	55	0	0	無	無	0	0	0	0	0	0	0	17			0	0	0	41	無		○	
60	75	南三条		7	111	111	127	有	無	無	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	3	0	1	0	111	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0	34			0	0	0	69	無		○	
60	105	あけぼの	1	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40	76	5	無	無	0	0	0	0	0	0	0			23	0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	2	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	3	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	4	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	5	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	6	4	48	48	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	48				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	7	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	8	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	9	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	10	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	11	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	12	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	13	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	14	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	15	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	16	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	17	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い電気単独で届出のもの)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	105	あけぼの	18	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	19	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	20	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	21	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	22	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	23	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	24	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	25	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	26	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	27	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	28	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	29	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	30	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	31	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	32	5	30	30	18	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	集会所	1	0	0		有	無	有	無	無	無	無	無							0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	8	無		○	
60	159	大麻宮町	1	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40	33	2	無	無	0	0	0	0	0	0	0	12		10	0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	2	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	3	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(アンテナ U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備(照明設備の修繕に伴い届出のもの)電気単独で)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	159	大麻宮町	4	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	5	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	6	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	7	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	8	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	9	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	10	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	11	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	12	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	13	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	14	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	15	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	集会所	1	0	0		有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	1	5	30		21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30	9	1	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	2	5	30		21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	3	5	40		28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	4	5	40		28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	集会所	1	0	0								無								0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	6	無		○	
60	161	円山北町	給水施設	1	0	0								有								0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(アンテナ U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い届出のもの)(電気単独で)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	172	大麻園町	1	5	36	36	26	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	36	36	4	無	無	0	0	0	0	0	0	0	11			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	2	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	3	3	12	12	10	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	12				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	4	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	5	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	6	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	7	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	8	3	12	12	10	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	12				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	9	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	10	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	11	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	12	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	13	3	18	18	15	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	18				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	14	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	15	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	16	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	17	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	18	3	18	18	15	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	18				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	19	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(U・BSアンテナ計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備修繕に伴い電気単独で届出のもの)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	172	大麻園町	20	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	集会所	1	0	0		有	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	1	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10	13	2	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	2	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	3	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	4	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	5	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	6	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	7	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	8	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	189	大麻中町	9	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	189	大麻中町	10	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	189	大麻中町	11	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	199	札幌菊水	0	10	91	91	91	有	無	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	1	0	0	0	91	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	8	6	0	無			
60	215	札幌琴似	0	10	112	112	128	有	無	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	無	有	1	1	1	1	112	2	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	2	無		○	
60	222	五輪	1	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30	88	3	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	2	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	3	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	222	五輪	5	5	50	50	30	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 (アンテナ(U・BS計))	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い電気単独で届出のもの)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	222	五輪	6	5	50	50	30	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	7	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	8	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	9	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	10	5	20	20	12	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	11	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	12	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	14	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	15	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	16	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	17	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	18	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	19	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	20	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	222	五輪	21	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	222	五輪	23	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	24	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	25	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	給水施設	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール・	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備の修繕に伴い電気単独で届出のもの)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	222	五輪	集会所	1	0	0								無								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	2	無		○	
60	223	札幌南三条第二	0	10	112	112	188	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	112	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	3	無		○	
60	226	札幌北十二条	0	7	72		126	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	72	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	57	無		○	
60	236	札幌南三条第三	0	13	170	170	221	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	170	2	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無		○	
60	245	札幌北二十四条	0	11	170	170	231	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	1	1	1	1	170	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0	51			1	10	20	224	無		○	
60	246	札幌本郷	1	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40	6	1	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	246	札幌本郷	2	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	246	札幌本郷	3	7	70	70	115	有	有	有	無	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	1	0	0	0	70				無	0	0	0	0	0	0	0				1	6	12	70	無		○	
60	248	札幌本郷	集会所	1	0	0		有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	249	札幌琴似第二	0	11	140	140	182	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	無	有	1	1	1	1	140	1	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0	42			0	0	0	179	無		○	
60	256	札幌月寒中央通	0	6	70	70	105	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	2	2	1	2	70	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0	21			0	0	0	83	無		○	
60	257	札幌平岸	1	7	96	96	163	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	無	有	1	1	1	1	96	11	1	無	無	0	0	0	0	0	0	0	29			0	0	0	154	無		○	
60	257	札幌平岸	2	5	20	20	14	有	有	無	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	10	無		○	
60	274	東札幌六条	1	11	120		182	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	6	4			120	35	3	有	無	0	0	0	0	0	0	0			11	12	114	66	170	無		○	
60	274	東札幌六条	2	11	117		180	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	3	4			117				無	0	0	0	0	0	0	0							180	無		○	
60	274	東札幌六条	3	10	162		251	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	7	6			162				無	0	0	0	0	0	0	0							250	無		○	
60	274	東札幌六条	4	7	84		128	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	5	4			84				無	0	0	0	0	0	0	0				3	29	18	120	無		○	
60	278	札幌西月寒	1	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50	26	2	無	無	0	0	0	0	0	0	0	15		8	0	0	0	25	無		○	
60	278	札幌西月寒	2	4	24	24	15	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	24				無	0	0	0	0	0	0	0	8			0	0	0	12	無		○	

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(照明設備の修繕に伴い届出のもの(電気単独で))
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	278	札幌西月寒	3	4	24	24	15	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	24				無	0	0	0	0	0	0	0	8			0	0	0	12	無		○	
60	278	札幌西月寒	4	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	20	無		○	
60	278	札幌西月寒	5	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	10	無		○	
60	278	札幌西月寒	6	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0	15			0	0	0	25	無		○	
60	278	札幌西月寒	管理事務所	1	0	0								無								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	278	札幌西月寒	給水施設	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	279	北広島駅前	1	8	70		120	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	有	無	有	有	1	1			70	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	22	15	108	無		○	
60	279	北広島駅前	2	8	70		124	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	有	無	有	有	1	1			70	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	22	15	112	無		○	
60	287	札幌北一条	0	10	45		103	有	有	有	無	無	有	有	有	有	無	無	無	有	有	1	2			45	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	19	19	91	無		○	
60	305	澄川	1	4	16	16	12	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0	0	0	0	16	40	4	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	8	無		○	
60	305	澄川	2	4	16	16	12	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0	0	0	0	16				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	8	無		○	
60	305	澄川	3	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	305	澄川	4	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	305	澄川	5	11	132	132	162	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	2				132				無	0	0	0	0	0	0	0				1	18	11	150	無		○	
60	305	澄川	6	11	106	106	133	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	2				106				無	0	0	0	0	0	0	0				1	18	11	123	無		○	
60	305	澄川	7	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0				30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	305	澄川	8	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	1				30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	305	澄川	9	4	24	24	18	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0				24				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	12	無		○	
60	305	澄川	管理棟	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(アンテナ U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備 修繕に伴い届出のもの) 電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	316	札幌北十一条	0	13	140		322	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	3	6	1	6	140	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				2	35	37	263	無		○	
60	317	北広島北進町	1	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30	33	3	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	2	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	3	5	40		24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	317	北広島北進町	4	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	5	5	40		24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	317	北広島北進町	6	5	40		24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	317	北広島北進町	7	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	317	北広島北進町	8	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	9	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	管理事務所	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	318	花川中央	5	5	40		28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	6	5	30		21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	7	5	20		14	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	318	花川中央	9	5	30		21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	10	5	40		28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	11	5	40		28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	12	5	40		28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	13	5	40		28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備 (戸)	照明器具 照明器具 (灯)	配線器具 スイッチ・コンセント (有無)	配線器具 自動点滅器 (有無)	盤類 引込開閉器(盤) (有無)	盤類 主開閉器(盤) (有無)	盤類 集合計器盤 (有無)	盤類 共用灯盤 (有無)	盤類 制御盤(操作盤含む) (有無)	盤類 動力分電盤 (有無)	盤類 端子盤 (有無)	盤類 LAN設備収容箱 (有無)	盤類 隔測量水器盤 (有無)	換気設備 換気扇 (有無)	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ (有無)	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱 (有無)	雷保護設備 突針 (基)	雷保護設備 接地極 (ヶ所)	雷保護設備 接地抵抗測定以外 (式)	雷保護設備 接地抵抗測定 (ヶ所)	屋外電気設備 屋外電気設備 (戸)	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む) (基)	屋外灯設備 案内・掲示板 (基)	屋外灯設備 屋外分電盤 (有無)	地中配線設備 ハンドホール・マンホール (有無)	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く) (式)	段差解消機(※2) 上期分 (基)	段差解消機(※2) 下期分 (基)	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分 (台)	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分 (台)	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分 (台)	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分 (台)	計画点検 共用灯設備 (灯)	計画点検 テレビ受信設備(U・BSアンテナ計) (基)	計画点検 屋外灯設備 (基)	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤 (面)	防火戸設備 防火戸閉鎖装置 (個)	防火戸設備 煙感知器 (個)	非常用の照明装置 照明装置 (灯)	非常用の照明装置 自家用発電装置 (有無)	防火戸設備 (○●)	建築設備 (○●)	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備修繕に伴い届出のもの(電気単独で)) (有無)
60	318	花川中央	14	5	40		28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	15	5	30		21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	16	5	30		21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	17	5	30		21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	18	5	20		14	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	318	花川中央	集会所1	1	0	0																0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		無			
60	318	花川中央	集会所2	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		無			
60	326	札幌北十条	1	9	42	42	108	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	4			42	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	7	14	59	無		○	
60	326	札幌北十条	2	5	49	49	35	有	有	無	有	無	有	有	無	無	無		無	無	有	0	0	0	0	49	0			有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	339	札幌狸小路	1	10	64		106	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	2	2			64	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	91	無		○	
60	339	札幌狸小路	2	10	53		103	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	2	2			53	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	94	無		○	
60	340	菊水三条	1	9	80	80	156	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	有	有	3	3		3	80	27	3	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	16	0	141	無		○	
60	340	菊水三条	2	5	40	40	28	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	340	菊水三条	3	5	30	30	21	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	340	菊水三条	4	5	30	30	21	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	340	菊水三条	5	5	26	26	19	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	26				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	13	無		○	
60	340	菊水三条	6	5	30	30	21	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	351	北広島若葉町	1	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20	31	2	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	2	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 29 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検																																計画点検			法定点検								
						屋内電気設備																雷保護設備				屋外電気設備					太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2)		防犯カメラ設備(※1)				共用灯設備	テレビ受信設備	屋外灯設備	建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)							省エネ法第75条第5項に定めるもの
						屋内電気設備	照明器具	配線器具		盤類									換気設備	テレビ・FM共同受信設備						屋外電気設備	屋外灯設備			地中配線設備				カメラ		録画装置(付帯機器含む)					防火戸設備			非常用の照明装置		防火戸設備	建築設備	(照明設備の修繕に伴い届出のもの)照明設備
							照明器具	スイッチ・コンセント	自動点滅器	引込開閉器(盤)	主開閉器(盤)	集合計器盤	共用灯盤	制御盤(操作盤含む)	動力分電盤	端子盤	LAN収容箱	隔測量水器盤	換気扇	アンテナ	機器収容箱	突針	接地極	接地抵抗測定以外	接地抵抗測定		照明器具(太陽光・風力含む)	案内・掲示板	屋外分電盤	ハンドホール・マンホール		上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分		アンテナ(U・BS計)		操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置			電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	351	北広島若葉町	3	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	4	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	351	北広島若葉町	5	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	6	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	7	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	8	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	9	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	622	新木の花	4010001	7	42	42		有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	42	67		有	有	0	0	0	0	0	0	0	13										
60	622	新木の花	4010002	9	64	64		有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	64				有	0	0	0	0	0	0	0	20										
60	622	新木の花	4010003	9	76	76		有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	3	4	1	2	76				有	0	0	0	0	0	0	0	23										
60	622	新木の花	4030001	9	54	54	177	有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	54				有	0	0	0	0	0	0	0	17			0	17	22	70	無		○	
60	622	新木の花	4030002	10	59	59	204	有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	59				有	0	0	0	0	0	0	0	18						89	無		○	
60	622	新木の花	5020027	10	41	41	180	有	有	無	有	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	1	2	1	2	41				有	0	0	0	0	0	0	0	13						79	無		○	
60	622	新木の花	5020028	10	45	45	164	有	有	無	有	無	有	有		有	無	無	有	有	有	2	2	1	2	45				有	0	0	0	0	0	0	0	14						70	無		○	
60	622	新木の花	5020029	6	20	20	93	有	有	無	有	無	有	有		有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0	6			0	6	7	30	無		○	
60	622	新木の花	5020030	6	20	20	91	有	有	無	有	無	有	有		有	無	無	有	無	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0	6						30	無		○	
60	622	新木の花	第2集会所	1	0	0		有	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		無		○	

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。

※2　法定点検を実施する場合も含む。

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備の修繕に伴い電気単独で届出のもの)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	27	薄野		5	55	55	97	有	無	有	無	有	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	55	0	0	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	41	無		○	
60	75	南三条		7	111	111	127	有	無	無	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	3	0	1	0	111	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	69	無		○	
60	105	あけぼの	1	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40	76	5	無	無	0	0	0	0	0	0	0	12		23	0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	2	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	3	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0	10			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	4	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0	10			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	5	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	6	4	48	48	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	48				無	0	0	0	0	0	0	0	15			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	7	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0	18			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	8	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	9	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0	10			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	10	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0	10			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	11	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0	10			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	12	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0	10			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	13	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	14	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	15	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0	15			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	16	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	17	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	安全点検 屋内電気設備 照明器具 照明器具	安全点検 屋内電気設備 配線器具 スイッチ・コンセント	安全点検 屋内電気設備 配線器具 自動点滅器	安全点検 屋内電気設備 盤類 引込開閉器(盤)	安全点検 屋内電気設備 盤類 主開閉器(盤)	安全点検 屋内電気設備 盤類 集合計器盤	安全点検 屋内電気設備 盤類 共用灯盤	安全点検 屋内電気設備 盤類 制御盤(操作盤含む)	安全点検 屋内電気設備 盤類 動力分電盤	安全点検 屋内電気設備 盤類 端子盤	安全点検 屋内電気設備 盤類 LAN設備収容箱	安全点検 屋内電気設備 盤類 隔測量水器盤	安全点検 屋内電気設備 換気設備 換気扇	安全点検 屋内電気設備 テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	安全点検 屋内電気設備 テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	安全点検 雷保護設備 突針	安全点検 雷保護設備 接地極	安全点検 雷保護設備 接地抵抗測定以外	安全点検 雷保護設備 接地抵抗測定	安全点検 屋外電気設備 屋外電気設備	安全点検 屋外電気設備 屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	安全点検 屋外電気設備 屋外灯設備 案内・掲示板	安全点検 屋外電気設備 屋外灯設備 屋外分電盤	安全点検 屋外電気設備 地中配線設備 ハンドホール・マンホール	安全点検 太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	安全点検 段差解消機(※2) 上期分	安全点検 段差解消機(※2) 下期分	安全点検 防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	安全点検 防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	安全点検 防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	安全点検 防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	法定点検 同 防火戸設備 防火戸閉鎖装置	法定点検 同 防火戸設備 煙感知器	法定点検 同 非常用の照明装置 照明装置	法定点検 同 非常用の照明装置 自家用発電装置	法定点検 同 防火戸設備	法定点検 同 建築設備	法定点検 省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い届出のもの)電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	105	あけぼの	18	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	19	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	20	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0	18			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	21	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	22	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	23	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	24	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	25	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0	18			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	26	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0	18			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	27	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0	18			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	28	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0	15			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	29	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0	15			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	30	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0	15			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	31	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0	18			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	32	5	30	30	18	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	集会所	1	0	0		有	無	有	無	無	無	無	無									0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	8	無		○	
60	159	大麻宮町	1	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40	33	2	無	無	0	0	0	0	0	0	0			10	0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	2	5	40	40	28	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	3	5	40	40	28	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い届出のもの)(電気単独で)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	159	大麻宮町	4	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	5	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	6	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	7	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	8	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	9	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	10	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	11	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	12	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	13	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	14	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	15	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	集会所	1	0	0		有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	1	5	30		21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	30	9	1	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	2	5	30		21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	3	5	40		28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	4	5	40		28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	集会所	1	0	0								無								0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	6	無		○	
60	161	円山北町	給水施設	1	0	0								有								0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検/屋内電気設備/屋内電気設備	照明器具/照明器具	配線器具/スイッチ・コンセント	配線器具/自動点滅器	盤類/引込開閉器(盤)	盤類/主開閉器(盤)	盤類/集合計器盤	盤類/共用灯盤	盤類/制御盤(操作盤含む)	盤類/動力分電盤	盤類/端子盤	盤類/LAN設備収容箱	盤類/隔測量水器盤	換気設備/換気扇	テレビ・FM共同受信設備/アンテナ	テレビ・FM共同受信設備/機器収容箱	雷保護設備/突針	雷保護設備/接地極	雷保護設備/接地抵抗以外測定	雷保護設備/接地抵抗測定	屋外電気設備/屋外電気設備	屋外電気設備/屋外灯設備/照明器具(太陽光・風力含む)	屋外電気設備/屋外灯設備/案内・掲示板	屋外電気設備/屋外分電盤	屋外電気設備/地中配線設備/ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2)/上期分	段差解消機(※2)/下期分	防犯カメラ設備(※1)/カメラ/上期分	防犯カメラ設備(※1)/カメラ/下期分	防犯カメラ設備(※1)/録画装置(付帯機器含む)/上期分	防犯カメラ設備(※1)/録画装置(付帯機器含む)/下期分	計画点検/共用灯設備	計画点検/テレビ受信設備/アンテナ(U・BS計)	計画点検/屋外灯設備	法定点検/建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)/防火戸設備/操作盤	防火戸設備/防火戸閉鎖装置	防火戸設備/煙感知器	非常用の照明装置/照明装置	非常用の照明装置/自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの/照明設備(修繕に伴い電気単独で届出のもの)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	172	大麻園町	1	5	36	36	26	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	36	36	4	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	2	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	3	3	12	12	10	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	12				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	4	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	5	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	6	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	7	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	8	3	12	12	10	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	12				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	9	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	10	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	11	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	12	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	13	3	18	18	15	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	18				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	14	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	15	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	16	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	17	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	18	3	18	18	15	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	18				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	19	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 付帯機器(録画装置含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 付帯機器(録画装置含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備の修繕に伴い届出のもの)電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	172	大麻園町	20	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	集会所	1	0	0		有	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	1	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10	13	2	無	無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	2	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	3	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	4	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	5	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	6	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	7	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0	5			0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	8	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	189	大麻中町	9	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	189	大麻中町	10	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	189	大麻中町	11	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	199	札幌菊水	0	10	91	91	91	有	無	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	1	0	0	0	91	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	8	6	0	無			
60	215	札幌琴似	0	10	112	112	128	有	無	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	無	有	1	1	1	1	112	2	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	2	無		○	
60	222	五輪	1	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30	88	3	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	2	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	3	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	222	五輪	5	5	50	50	30	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検																																計画点検			法定点検							
						屋内電気設備																雷保護設備				屋外電気設備					太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2)		防犯カメラ設備(※1)				共用灯設備	テレビ受信設備	屋外灯設備	建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)							省エネ法第75条第5項に定めるもの
						屋内電気設備	照明器具	配線器具		盤類									換気設備	テレビ・FM共同受信設備						屋外電気設備	屋外灯設備			地中配線設備				カメラ		録画装置(付帯機器含む)					防火戸設備			非常用の照明装置		防火戸設備	建築設備	
							照明器具	スイッチ・コンセント	自動点滅器	引込開閉器(盤)	主開閉器(盤)	集合計器盤	共用灯盤	制御盤(操作盤含む)	動力分電盤	端子盤	LAN収容箱	隔測量水器盤	換気扇	アンテナ	機器収容箱	突針	接地極	接地抵抗測定以外	接地抵抗測定		照明器具(太陽光・風力含む)	案内・掲示板	屋外分電盤	ハンドホール・マンホール		上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分		アンテナ(U・BS計)		操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	照明装置	自家用発電装置			照明設備(照明設備の修繕に伴い届出のもの)電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	222	五輪	6	5	50	50	30	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	7	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	8	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	9	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	10	5	20	20	12	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	11	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	12	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	14	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	15	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	16	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	17	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	18	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	19	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	20	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	222	五輪	21	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	222	五輪	23	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	24	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	25	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	222	五輪	給水施設	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器（盤）	盤類 主開閉器（盤）	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤（操作盤含む）	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具（太陽光・風力含む）	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備（屋外灯一体型を除く）	段差解消機（※2） 上期分	段差解消機（※2） 下期分	防犯カメラ設備（※1） カメラ 上期分	防犯カメラ設備（※1） カメラ 下期分	防犯カメラ設備（※1） 録画装置（付帯機器含む） 上期分	防犯カメラ設備（※1） 録画装置（付帯機器含む） 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備（アンテナ・U・BS計）	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの（新規の場合●、前回報告書がある場合は○） 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの（照明設備修繕に伴い届出のもの）電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	222	五輪	集会所	1	0	0								無								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	2	無		○	
60	223	札幌南三条第二	0	10	112	112	188	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	112	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	3	無		○	
60	226	札幌北十二条	0	7	72	72	126	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	72	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	57	無		○	
60	236	札幌南三条第三	0	13	170	170	221	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	170	2	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無		○	
60	245	札幌北二十四条	0	11	170	170	231	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	1	1	1	1	170	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	10	20	224	無	●	○	
60	246	札幌本郷	1	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40	6	1	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	246	札幌本郷	2	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	246	札幌本郷	3	7	70	70	115	有	有	有	無	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	1	0	0	0	70				無	0	0	0	0	0	0	0				1	6	12	70	無	●	○	
60	248	札幌本郷	集会所	1	0	0		有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	249	札幌琴似第二	0	11	140	140	182	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	無	有	1	1	1	1	140	1	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	179	無		○	
60	256	札幌月寒中央通	0	6	70	70	105	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	2	2	1	2	70	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	83	無		○	
60	257	札幌平岸	1	7	96	96	163	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	無	有	1	1	1	1	96	11	1	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	154	無		○	
60	257	札幌平岸	2	5	20	20	14	有	有	無	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	274	東札幌六条	1	11	120		182	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	6	4			120	35	3	有	無	0	0	0	0	0	0	0			11	12	114	66	170	無	●	○	
60	274	東札幌六条	2	11	117		180	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	3	4			117				無	0	0	0	0	0	0	0							180	無		○	
60	274	東札幌六条	3	10	162		251	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	7	6			162				無	0	0	0	0	0	0	0							250	無		○	
60	274	東札幌六条	4	7	84		128	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	5	4			84				無	0	0	0	0	0	0	0				3	29	18	120	無	●	○	
60	278	札幌西月寒	1	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50	26	2	無	無	0	0	0	0	0	0	0			8	0	0	0	25	無		○	
60	278	札幌西月寒	2	4	24	24	15	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	24				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	12	無		○	

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検：屋内電気設備：屋内電気設備	屋内電気設備：照明器具：照明器具	配線器具：スイッチ・コンセント	配線器具：自動点滅器	盤類：引込開閉器(盤)	盤類：主開閉器(盤)	盤類：集合計器盤	盤類：共用灯盤	盤類：制御盤(操作盤含む)	盤類：動力分電盤	盤類：端子盤	盤類：LAN収容箱	盤類：隔測量水器盤	換気設備：換気扇	テレビFM共同受信設備：アンテナ	テレビFM共同受信設備：機器収容箱	雷保護設備：突針	雷保護設備：接地極	雷保護設備：接地抵抗測定以外	雷保護設備：接地抵抗測定	屋外電気設備：屋外電気設備	屋外灯設備：照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備：案内・掲示板	屋外灯設備：屋外分電盤	地中配線設備：ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2)：上期分	段差解消機(※2)：下期分	防犯カメラ設備(※1)：カメラ：上期分	防犯カメラ設備(※1)：カメラ：下期分	防犯カメラ設備(※1)：録画装置(付帯機器含む)：上期分	防犯カメラ設備(※1)：録画装置(付帯機器含む)：下期分	計画点検：共用灯設備	計画点検：テレビ受信設備(U・BS計)アンテナ	計画点検：屋外灯設備	法定点検：建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)：防火戸設備：操作盤	防火戸設備：防火戸閉鎖装置	防火戸設備：煙感知器	非常用の照明装置：照明装置	非常用の照明装置：自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの：照明設備(修繕に伴い届出のもの)(電気単独で)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	278	札幌西月寒	3	4	24	24	15	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	24				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	12	無		○	
60	278	札幌西月寒	4	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	278	札幌西月寒	5	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	278	札幌西月寒	6	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	278	札幌西月寒	管理事務所	1	0	0								無								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	278	札幌西月寒	給水施設	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	279	北広島駅前	1	8	70	70	120	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	有	無	有	有	1	1			70	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	22	15	108	無	●	○	
60	279	北広島駅前	2	8	70	70	124	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	有	無	有	有	1	1			70	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	22	15	112	無	●	○	
60	287	札幌北一条	0	10	45		103	有	有	有	無	無	有	有	有	有	無	無	無	有	有	1	2			45	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	19	19	91	無	●	○	
60	305	澄川	1	4	16	16	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	16	40	4	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	8	無		○	
60	305	澄川	2	4	16	16	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	16				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	8	無		○	
60	305	澄川	3	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	305	澄川	4	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	305	澄川	5	11	132	132	162	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	2				132				無	0	0	0	0	0	0	0				1	18	11	150	無	●	○	
60	305	澄川	6	11	106	106	133	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	2				106				無	0	0	0	0	0	0	0				1	18	11	123	無	●	○	
60	305	澄川	7	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0				30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	305	澄川	8	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	1				30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	305	澄川	9	4	24	24	18	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0				24				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	12	無		○	
60	305	澄川	管理棟	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN収容箱 LAN設備	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い届出のもの)(電気単独で)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	316	札幌北十一条	0	13	140		322	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	3	6	1	6	140	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				2	35	37	263	無	●	○	
60	317	北広島北進町	1	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30	33	3	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	2	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	3	5	40		24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	317	北広島北進町	4	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	5	5	40		24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	317	北広島北進町	6	5	40		24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	317	北広島北進町	7	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	317	北広島北進町	8	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	9	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	管理事務所	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	318	花川中央	5	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	6	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	7	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	318	花川中央	9	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	10	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	11	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	12	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	13	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	屋内電気設備 照明器具 照明器具	屋内電気設備 配線器具 スイッチ・コンセント	屋内電気設備 配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(アンテナ・U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備の修繕に伴い届出のもの)電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	318	花川中央	14	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	15	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	16	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	17	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	18	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	318	花川中央	集会所1	1	0	0																0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		無			
60	318	花川中央	集会所2	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		無			
60	326	札幌北十条	1	9	42	42	108	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	4			42	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	7	14	59	無	●	○	
60	326	札幌北十条	2	5	49	49	35	有	有	無	有	無	有	有	無	無	無		無	無	有	0	0	0	0	49	0			有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	339	札幌狸小路	1	10	64		106	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	2	2			64	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	91	無		○	
60	339	札幌狸小路	2	10	53		103	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	2	2			53	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	94	無		○	
60	340	菊水三条	1	9	80	80	156	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	有	有	3	3		3	80	27	3	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	16	0	141	無	●	○	
60	340	菊水三条	2	5	40	40	28	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	340	菊水三条	3	5	30	30	21	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	340	菊水三条	4	5	30	30	21	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	340	菊水三条	5	5	26	26	19	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	26				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	13	無		○	
60	340	菊水三条	6	5	30	30	21	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	351	北広島若葉町	1	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20	31	2	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	2	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 30 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	安全点検 屋内電気設備 照明器具 照明器具	安全点検 屋内電気設備 配線器具 スイッチ・コンセント	安全点検 屋内電気設備 配線器具 自動点滅器	安全点検 屋内電気設備 盤類 引込開閉器(盤)	安全点検 屋内電気設備 盤類 主開閉器(盤)	安全点検 屋内電気設備 盤類 集合計器盤	安全点検 屋内電気設備 盤類 共用灯盤	安全点検 屋内電気設備 盤類 制御盤(操作盤含む)	安全点検 屋内電気設備 盤類 動力分電盤	安全点検 屋内電気設備 盤類 端子盤	安全点検 屋内電気設備 盤類 LAN収容箱	安全点検 屋内電気設備 盤類 隔測量水器盤	安全点検 屋内電気設備 換気設備 換気扇	安全点検 屋内電気設備 テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	安全点検 屋内電気設備 テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	安全点検 雷保護設備 突針	安全点検 雷保護設備 接地極	安全点検 雷保護設備 接地抵抗測定以外	安全点検 雷保護設備 接地抵抗測定	安全点検 屋外電気設備 屋外電気設備	安全点検 屋外電気設備 屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	安全点検 屋外電気設備 屋外灯設備 案内・掲示板	安全点検 屋外電気設備 屋外灯設備 屋外分電盤	安全点検 屋外電気設備 地中配線設備 ハンドホール・マンホール	安全点検 太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	安全点検 段差解消機(※2) 上期分	安全点検 段差解消機(※2) 下期分	安全点検 防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	安全点検 防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	安全点検 防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	安全点検 防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(アンテナ・U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 防火戸設備 防火戸閉鎖装置	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 防火戸設備 煙感知器	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 非常用の照明装置 照明装置	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 非常用の照明装置 自家用発電装置	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 防火戸設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの 建築設備	法定点検 省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い届出のもの)電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	351	北広島若葉町	3	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	4	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	351	北広島若葉町	5	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	6	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	7	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	8	5	20		12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	9	5	30		18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	622	新木の花	4010001	7	42			有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	42	67		有	有	0	0	0	0	0	0	0											
60	622	新木の花	4010002	9	64			有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	64				有	0	0	0	0	0	0	0											
60	622	新木の花	4010003	9	76			有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	3	4	1	2	76				有	0	0	0	0	0	0	0											
60	622	新木の花	4030001	9	54		177	有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	54				有	0	0	0	0	0	0	0				0	17	22	70	無	●	○	
60	622	新木の花	4030002	10	59		204	有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	59				有	0	0	0	0	0	0	0							89	無		○	
60	622	新木の花	5020027	10	41		180	有	有	無	有	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	1	2	1	2	41				有	0	0	0	0	0	0	0							79	無		○	
60	622	新木の花	5020028	10	45		164	有	有	無	有	無	有	有		有	無	無	有	有	有	2	2	1	2	45				有	0	0	0	0	0	0	0							70	無		○	
60	622	新木の花	5020029	6	20		93	有	有	無	有	無	有	有		有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	6	7	30	無	●	○	
60	622	新木の花	5020030	6	20		91	有	有	無	有	無	有	有		有	無	無	有	無	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0							30	無		○	
60	622	新木の花	第2集会所	1	0	0		有	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		無		○	

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。
※2　法定点検を実施する場合も含む。

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い届出のもの)電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	27	薄野		5	55	55	97	有	無	有	無	有	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	55	0	0	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	41	無		○	
60	75	南三条		7	111	111	127	有	無	無	有	有	有	有	有	有	無	無	無	有	有	3	0	1	0	111	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	69	無		○	
60	105	あけぼの	1	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40	76	5	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	2	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	3	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	4	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	5	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	6	4	48	48	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	48				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	7	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	8	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	9	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	10	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	11	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	12	4	32	32	20	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	32				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	13	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	14	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	15	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	16	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	17	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い届出のもの) 電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	105	あけぼの	18	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	19	4	40	40	25	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	20	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	21	5	40	40	24	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	22	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	23	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	24	5	10	10	6	有	無	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	25	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	26	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	27	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	28	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	29	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	30	5	50	50	30	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	31	5	60	60	36	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	60				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	32	5	30	30	18	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	105	あけぼの	集会所	1	0	0		有	無	有	無	無	無	無	無							0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	8	無		○	
60	159	大麻宮町	1	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40	33	2	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	2	5	40	40	28	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	3	5	40	40	28	有	無	有	有	無	無	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備 (戸)	照明器具 (灯)	配線器具 スイッチ・コンセント (有無)	配線器具 自動点滅器 (有無)	盤類 引込開閉器(盤) (有無)	盤類 主開閉器(盤) (有無)	盤類 集合計器盤 (有無)	盤類 共用灯盤 (有無)	盤類 制御盤(操作盤含む) (有無)	盤類 動力分電盤 (有無)	盤類 端子盤 (有無)	盤類 LAN設備収容箱 (有無)	盤類 隔測量水器盤 (有無)	換気設備 換気扇 (有無)	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ (有無)	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱 (有無)	雷保護設備 突針 (基)	雷保護設備 接地極 (ヶ所)	雷保護設備 接地抵抗測定以外 (式)	雷保護設備 接地抵抗測定 (ヶ所)	屋外電気設備 屋外電気設備 (戸)	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む) (基)	屋外灯設備 案内・掲示板 (基)	屋外分電盤 (有無)	地中配線設備 ハンドホール・マンホール (有無)	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く) (式)	段差解消機(※2) 上期分 (基)	段差解消機(※2) 下期分 (基)	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分 (台)	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分 (台)	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分 (台)	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分 (台)	計画点検 共用灯設備 (灯)	計画点検 テレビ受信設備(アンテナU・BS計) (基)	計画点検 屋外灯設備 (基)	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤 (面)	防火戸設備 防火戸閉鎖装置 (個)	防火戸設備 煙感知器 (個)	非常用の照明装置 照明装置 (灯)	非常用の照明装置 自家用発電装置 (有無)	防火戸設備 (○●)	建築設備 (○●)	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(修繕に伴い届出のもの)(電気単独で) (有無)
60	159	大麻宮町	4	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	5	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	6	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	7	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	8	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	9	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	10	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	11	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	12	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	13	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	14	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	15	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	159	大麻宮町	集会所	1	0	0		有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	1	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	30	9	1	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	2	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	3	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	4	5	40	40	28	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	161	円山北町	集会所	1	0	0								無								0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	6	無		○	
60	161	円山北町	給水施設	1	0	0								有								0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	主開閉器(盤)	集合計器盤	共用灯盤	制御盤(操作盤含む)	動力分電盤	端子盤	LAN設備収容箱	隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	機器収容箱	雷保護設備 突針	接地極	接地抵抗測定以外	接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	案内・掲示板	屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	下期分	録画装置(付帯機器含む) 上期分	下期分	計画点検 共用灯設備	テレビ受信設備(アンテナ(U・BS計))	屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸閉鎖装置	煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備の修繕に伴い届出のもの)電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	172	大麻園町	1	5	36	36	26	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	36	36	4	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	2	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	3	3	12	12	10	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	12				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	4	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	5	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	6	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	7	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	8	3	12	12	10	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	12				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	9	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	10	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	11	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	12	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	13	3	18	18	15	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	18				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	14	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	15	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	16	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	17	5	30	30	21	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	18	3	18	18	15	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	18				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	19	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(アンテナ・U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備の修繕に伴い届出のもの)照明設備 電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	172	大麻園町	20	5	20	20	14	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	172	大麻園町	集会所	1	0	0		有	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	1	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10	13	2	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	2	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	3	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	4	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	5	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	6	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	7	5	10	10	7	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	189	大麻中町	8	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	189	大麻中町	9	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	189	大麻中町	10	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	189	大麻中町	11	5	10	10	7	有	有	有	無	無	有	無	無	無	無	無	無	有	有	0	0	0	0	10				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	5	無		○	
60	199	札幌菊水	0	10	91	91	91	有	無	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	1	0	0	0	91	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	8	6	0	無			
60	215	札幌琴似	0	10	112	112	128	有	無	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	無	有	1	1	1	1	112	2	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	2	無		○	
60	222	五輪	1	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30	88	3	無	無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	2	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	3	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	222	五輪	5	5	50	50	30	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0	15			0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検／屋内電気設備／屋内電気設備	安全点検／屋内電気設備／照明器具／照明器具	安全点検／屋内電気設備／配線器具／スイッチ・コンセント	安全点検／屋内電気設備／配線器具／自動点滅器	安全点検／屋内電気設備／盤類／引込開閉器(盤)	安全点検／屋内電気設備／盤類／主開閉器(盤)	安全点検／屋内電気設備／盤類／集合計器盤	安全点検／屋内電気設備／盤類／共用灯盤	安全点検／屋内電気設備／盤類／制御盤(操作盤含む)	安全点検／屋内電気設備／盤類／動力分電盤	安全点検／屋内電気設備／盤類／端子盤	安全点検／屋内電気設備／盤類／LAN収容箱	安全点検／屋内電気設備／盤類／隔測量水器盤	安全点検／屋内電気設備／換気設備／換気扇	安全点検／屋内電気設備／テレビ・FM共同受信設備／アンテナ	安全点検／屋内電気設備／テレビ・FM共同受信設備／機器収容箱	安全点検／雷保護設備／突針	安全点検／雷保護設備／接地極	安全点検／雷保護設備／接地抵抗測定以外	安全点検／雷保護設備／接地抵抗測定	安全点検／屋外電気設備／屋外電気設備	安全点検／屋外電気設備／屋外灯設備／照明器具(太陽光・風力含む)	安全点検／屋外電気設備／屋外灯設備／案内・掲示板	安全点検／屋外電気設備／屋外灯設備／屋外分電盤	安全点検／屋外電気設備／地中配線設備／ハンドホール・マンホール	安全点検／太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	安全点検／段差解消機(※2)／上期分	安全点検／段差解消機(※2)／下期分	安全点検／防犯カメラ設備(※1)／カメラ／上期分	安全点検／防犯カメラ設備(※1)／カメラ／下期分	安全点検／防犯カメラ設備(※1)／録画装置(付帯機器含む)／上期分	安全点検／防犯カメラ設備(※1)／録画装置(付帯機器含む)／下期分	計画点検／共用灯設備	計画点検／テレビ受信設備／アンテナ(U・BS計)	計画点検／屋外灯設備	法定点検／建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)／防火戸設備／操作盤	法定点検／建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)／防火戸設備／防火戸閉鎖装置	法定点検／建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)／防火戸設備／煙感知器	法定点検／建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)／非常用の照明装置／照明装置	法定点検／建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)／非常用の照明装置／自家用発電装置	法定点検／建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)／防火戸設備	法定点検／建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○)／建築設備	法定点検／省エネ法第75条第5項に定めるもの／照明設備(修繕に伴い届出のもの)(電気単独で)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	222	五輪	6	5	50	50	30	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0	15			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	7	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	8	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	9	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	10	5	20	20	12	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0	6			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	11	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	12	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	14	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	15	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	16	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	17	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	18	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	19	5	40	40	24	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0	12			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	20	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	222	五輪	21	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	222	五輪	23	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	24	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	25	5	30	30	18	有	無	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0	9			0	0	0	0	無			
60	222	五輪	給水施設	1	0									有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(アンテナ・U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの 照明設備(照明設備の修繕に伴い届出のもの(電気単独で))
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	222	五輪	集会所	1	0	0								無								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	2	無		○	
60	223	札幌南三条第二	0	10	112	112	188	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	112	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	3	無		○	
60	226	札幌北十二条	0	7	72	72	126	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	72	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	57	無		○	
60	236	札幌南三条第三	0	13	170	170	221	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	170	2	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無		○	
60	245	札幌北二十四条	0	11	170	170	231	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	1	1	1	1	170	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	10	20	224	無	○	○	
60	246	札幌本郷	1	5	40	40	24	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40	6	1	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	246	札幌本郷	2	5	30	30	18	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	246	札幌本郷	3	7	70	70	115	有	有	有	無	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	1	0	0	0	70				無	0	0	0	0	0	0	0				1	6	12	70	無	○	○	
60	248	札幌本郷	集会所	1	0	0		有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無	0	0	0	0	0	0	0	0	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	249	札幌琴似第二	0	11	140	140	182	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	無	有	1	1	1	1	140	1	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	179	無		○	
60	256	札幌月寒中央通	0	6	70	70	105	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	2	2	1	2	70	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	83	無		○	
60	257	札幌平岸	1	7	96	96	163	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	無	有	1	1	1	1	96	11	1	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	154	無		○	
60	257	札幌平岸	2	5	20	20	14	有	有	無	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	274	東札幌六条	1	11	120	120	182	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	6	4			120	35	3	有	無	0	0	0	0	0	0	0				12	114	66	170	無	○	○	
60	274	東札幌六条	2	11	117	117	180	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	3	4			117				無	0	0	0	0	0	0	0							180	無		○	
60	274	東札幌六条	3	10	162	162	251	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	7	6			162				無	0	0	0	0	0	0	0							250	無		○	
60	274	東札幌六条	4	7	84	84	128	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	有	有	有	5	4			84				無	0	0	0	0	0	0	0				3	29	18	120	無	○	○	
60	278	札幌西月寒	1	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50	26	2	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	278	札幌西月寒	2	4	24	24	15	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	24				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	12	無		○	

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(アンテナ・U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備修繕に伴い電気単独で届出のもの)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	278	札幌西月寒	3	4	24	24	15	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	24				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	12	無		○	
60	278	札幌西月寒	4	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	278	札幌西月寒	5	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	278	札幌西月寒	6	5	50	50	30	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	無	無	無	有	0	0	0	0	50				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	278	札幌西月寒	管理事務所	1	0	0								無								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	278	札幌西月寒	給水施設	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	279	北広島駅前	1	8	70	70	120	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	有	無	有	有	1	1			70	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	22	15	108	無	○	○	
60	279	北広島駅前	2	8	70	70	124	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	有	無	有	有	1	1			70	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	22	15	112	無	○	○	
60	287	札幌北一条	0	10	45	45	103	有	有	有	無	無	有	有	有	有	無	無	無	有	有	1	2			45	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	19	19	91	無	○	○	
60	305	澄川	1	4	16	16	12	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0	0	0	0	16	40	4	無	無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	8	無		○	
60	305	澄川	2	4	16	16	12	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0	0	0	0	16				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	8	無		○	
60	305	澄川	3	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	305	澄川	4	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	1	1	1	1	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	305	澄川	5	11	132	132	162	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	2				132				無	0	0	0	0	0	0	0				1	18	11	150	無	○	○	
60	305	澄川	6	11	106	106	133	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	2				106				無	0	0	0	0	0	0	0				1	18	11	123	無	○	○	
60	305	澄川	7	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0				30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	305	澄川	8	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	1				30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	305	澄川	9	4	24	24	18	有	有	有	有	無	有	無	無	有	無	無	無	無	有	0				24				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	12	無		○	
60	305	澄川	管理棟	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 (アンテナ(U・BS計))	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備修繕に伴い電気単独で届出のもの)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	316	札幌北十一条	0	13	140	140	322	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	3	6	1	6	140	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				2	35	37	263	無	○	○	
60	317	北広島北進町	1	5	30	30	18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30	33	3	無	無	0	0	0	0	0	0	0			10	0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	2	5	30	30	18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	3	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	317	北広島北進町	4	5	30	30	18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	5	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	317	北広島北進町	6	5	40	40	24	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	317	北広島北進町	7	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	317	北広島北進町	8	5	30	30	18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	9	5	30	30	18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	317	北広島北進町	管理事務所	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	無			
60	318	花川中央	5	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	6	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	7	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	318	花川中央	9	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	10	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	11	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	12	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	13	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN設備収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビFM共同受信設備 アンテナ	テレビFM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗測定以外	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外灯設備 屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備(アンテナ(U・BS計))	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備(修繕に伴い届出のもの)電気単独で)
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	318	花川中央	14	5	40	40	28	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	318	花川中央	15	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	16	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	17	5	30	30	21	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	318	花川中央	18	5	20	20	14	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	318	花川中央	集会所1	1	0	0																0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		無			
60	318	花川中央	集会所2	1	0	0								有								0	0	0	0	0					0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		無			
60	326	札幌北十条	1	9	42	42	108	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	1	4			42	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				1	7	14	59	無	○	○	
60	326	札幌北十条	2	5	49	49	35	有	有	無	有	無	有	有	無	無	無		無	無	有	0	0	0	0	49	0			有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	25	無		○	
60	339	札幌狸小路	1	10	64	64	106	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	2	2			64	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	91	無		○	
60	339	札幌狸小路	2	10	53	53	103	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	無	有	2	2			53	0	0	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	94	無		○	
60	340	菊水三条	1	9	80	80	156	有	有	無	有	無	有	有	有	有	無	無	無	有	有	3	3		3	80	27	3	無	有	0	0	0	0	0	0	0			9	0	16	0	141	無	○	○	
60	340	菊水三条	2	5	40	40	28	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	40				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	20	無		○	
60	340	菊水三条	3	5	30	30	21	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	340	菊水三条	4	5	30	30	21	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	340	菊水三条	5	5	26	26	19	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	26				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	13	無		○	
60	340	菊水三条	6	5	30	30	21	有	有	有	無	無	有	無	無	有	無	無	無	有	有	0	0	0	0	30				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	351	北広島若葉町	1	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20	31	2	無	有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	2	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	

別紙1-5　　点検対象団地等一覧表(電気)【平成 31 年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	棟番号	階数	戸数	安全点検 屋内電気設備 屋内電気設備	照明器具 照明器具	配線器具 スイッチ・コンセント	配線器具 自動点滅器	盤類 引込開閉器(盤)	盤類 主開閉器(盤)	盤類 集合計器盤	盤類 共用灯盤	盤類 制御盤(操作盤含む)	盤類 動力分電盤	盤類 端子盤	盤類 LAN収容箱	盤類 隔測量水器盤	換気設備 換気扇	テレビ・FM共同受信設備 アンテナ	テレビ・FM共同受信設備 機器収容箱	雷保護設備 突針	雷保護設備 接地極	雷保護設備 接地抵抗以外測定	雷保護設備 接地抵抗測定	屋外電気設備 屋外電気設備	屋外灯設備 照明器具(太陽光・風力含む)	屋外灯設備 案内・掲示板	屋外分電盤	地中配線設備 ハンドホール・マンホール	太陽光発電設備(屋外灯一体型を除く)	段差解消機(※2) 上期分	段差解消機(※2) 下期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 上期分	防犯カメラ設備(※1) カメラ 下期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 上期分	防犯カメラ設備(※1) 録画装置(付帯機器含む) 下期分	計画点検 共用灯設備	計画点検 テレビ受信設備 アンテナ(U・BS計)	計画点検 屋外灯設備	法定点検 建築基準法第12条第3項に定めるもの(新規の場合●、前回報告書がある場合は○) 防火戸設備 操作盤	防火戸設備 防火戸閉鎖装置	防火戸設備 煙感知器	非常用の照明装置 照明装置	非常用の照明装置 自家用発電装置	防火戸設備	建築設備	省エネ法第75条第5項に定めるもの (照明設備の修繕に伴い届出のもの)照明設備 電気単独で
						戸	灯	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	基	ヶ所	式	ヶ所	戸	基	基	有無	有無	式	基	基	台	台	台	台	灯	基	基	面	個	個	灯	有無	○●	○●	有無
60	351	北広島若葉町	3	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	4	5	30	30	18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	351	北広島若葉町	5	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	6	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	7	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	8	5	20	20	12	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	10	無		○	
60	351	北広島若葉町	9	5	30	30	18	有	有	有	有	無	有	無	無	無	無	有	無	有	有	0	0	0	0	30				有	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	15	無		○	
60	622	新木の花	4010001	7	42	42		有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	42	67		有	有	0	0	0	0	0	0	0											
60	622	新木の花	4010002	9	64	64		有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	64				有	0	0	0	0	0	0	0											
60	622	新木の花	4010003	9	76	76		有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	3	4	1	2	76				有	0	0	0	0	0	0	0											
60	622	新木の花	4030001	9	54	54	177	有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	54				有	0	0	0	0	0	0	0				0	17	22	70	無	○	○	
60	622	新木の花	4030002	10	59	59	204	有	有	有	無	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	2	3	1	2	59				有	0	0	0	0	0	0	0							89	無		○	
60	622	新木の花	5020027	10	41	41	180	有	有	無	有	無	有	有	無	有	無	無	有	有	有	1	2	1	2	41				有	0	0	0	0	0	0	0							79	無		○	
60	622	新木の花	5020028	10	45	45	164	有	有	無	有	無	有	有		有	無	無	有	有	有	2	2	1	2	45				有	0	0	0	0	0	0	0							70	無		○	
60	622	新木の花	5020029	6	20	20	93	有	有	無	有	無	有	有		有	無	無	有	有	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0				0	6	7	30	無	○	○	
60	622	新木の花	5020030	6	20	20	91	有	有	無	有	無	有	有		有	無	無	有	無	有	0	0	0	0	20				有	0	0	0	0	0	0	0							30	無		○	
60	622	新木の花	第2集会所	1	0	0		有	無	無	無	無	有	無	無	無	無	無	有	無	無	0	0	0	0	0				無	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		無		○	

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。
※2　法定点検を実施する場合も含む。

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場)【平成29年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築				土木・造園		機械	電気																			
			安全点検				安全点検		安全点検	安全点検														計画点検			法定点検		
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	貸倉庫	電動シャッター	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備		屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備				雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	動力盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの		省エネ法第75条第5項に定めるもの
										自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		カーゲート、カーゲート用送受信機、車路管制設備		J型受信機	突針	接地極				非常用の照明装置		照明設備(電気単独で届出のもの)
													上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							照明装置	自家用発電装置	
			台	台	箇所	箇所	台	有無	箇所	台	台	基	台	台	台	台	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	灯	有無	有無
2060	105	あけぼの																									無
2060	159	大麻宮町					295	有																			無
2060	161	円山北町					76	有																			無
2060	172	大麻園町					278	有																			無
2060	189	大麻中町																									無
2060	222	五輪																									無
2060	246	札幌本郷										1												1			無
2060	274	東札幌六条											2	2	1	1											無
2060	278	札幌西月寒																									無
2060	287	札幌北一条					7	有																			無
2060	288	札幌山の手					49	有				2												2			無
2060	305	澄川																									無
2060	313	苫小牧旭町					35	有																			無
2060	317	北広島北進町					290	有				6												5			無

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場)【平成29年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築				土木・造園		機械	電気																			
			安全点検				安全点検		安全点検	安全点検													計画点検			法定点検			
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	貸倉庫	電動シャッター	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備		屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備			雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	動力盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの		省エネ法第75条第5項に定めるもの
										自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		カーゲート、カーゲート用送受信機、車路管制設備		J型受信機	突針	接地極				非常用の照明装置		照明設備(電気単独で届出のもの)
													上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							照明装置	自家用発電装置	
			台	台	箇所	箇所	台	有無	箇所	台	台	基	台	台	台	台	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	灯	有無	有無
2060	318	花川中央					493	有				4											4				無
2060	323	羊ヶ丘										3											3				無
2060	331	もみじ台西ﾀｳﾝ																									無
2060	340	菊水三条																									無
2060	351	北広島若葉町					199	有				1											1				無
2060	622	新木の花										20											6				無
		計	0	0	0	0	1722	0	0	0	0	37	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	22	0	0	0	0

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場)【平成30年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築				土木・造園		機械	電気																			
			安全点検				安全点検		安全点検	安全点検													計画点検			法定点検			
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	貸倉庫	電動シャッター	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備		屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備			雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	動力盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの		省エネ法第75条第5項に定めるもの
										自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		カーゲート、カーゲート用送受信機、車路管制設備		J型受信機	突針	接地極				非常用の照明装置		照明設備(電気単独で届出のもの)
													上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							照明装置	自家用発電装置	
			台	台	箇所	箇所	台	有無	箇所	台	台	基	台	台	台	台	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	灯	有無	有無
2060	105	あけぼの					762	有																			無
2060	159	大麻宮町																									無
2060	161	円山北町																									無
2060	172	大麻園町																									無
2060	189	大麻中町																									無
2060	222	五輪					530	有																			無
2060	246	札幌本郷										1															無
2060	274	東札幌六条											2	2	1	1											無
2060	278	札幌西月寒					164	有																			無
2060	287	札幌北一条																									無
2060	288	札幌山の手										2															無
2060	305	澄川					290	有																			無
2060	313	苫小牧旭町																									無
2060	317	北広島北進町										6															無

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場)【平成30年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築				土木・造園		機械	電気																			
			安全点検				安全点検		安全点検	安全点検													計画点検			法定点検		
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	貸倉庫	電動シャッター	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備		屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備				雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	動力盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの		省エネ法第75条第5項に定めるもの
										自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		カーゲート、カーゲート用送受信機、車路管制設備		J型受信機	突針	接地極				非常用の照明装置		照明設備(電気単独で届出のもの)
													上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							照明装置	自家用発電装置	
			台	台	箇所	箇所	台	有無	箇所	台	台	基	台	台	台	台	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	灯	有無	有無
2060	318	花川中央										4															無
2060	323	羊ヶ丘					112	有				3															無
2060	331	もみじ台西ﾀｳﾝ					140	有																			無
2060	340	菊水三条																									無
2060	351	北広島若葉町										1															無
2060	622	新木の花					309	有				20															無

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場)【平成31年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築				土木・造園		機械	電気																			
			安全点検				安全点検		安全点検	安全点検													計画点検			法定点検			
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	貸倉庫	電動シャッター	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備		屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備			雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	動力盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの		省エネ法第75条第5項に定めるもの
										自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		カーゲート、カーゲート用送受信機、車路管制設備		J型受信機	突針	接地極				非常用の照明装置		照明設備(電気単独で届出のもの)
													上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							照明装置	自家用発電装置	
			台	台	箇所	箇所	台	有無	箇所	台	台	基	台	台	台	台	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	灯	有無	有無
2060	105	あけぼの																									無
2060	159	大麻宮町																									無
2060	161	円山北町																									無
2060	172	大麻園町																									無
2060	189	大麻中町					78	有																			無
2060	222	五輪																									無
2060	246	札幌本郷					50	有				1															無
2060	274	東札幌六条					321	有					2	2	1	1											無
2060	278	札幌西月寒																									無
2060	287	札幌北一条																									無
2060	288	札幌山の手										2															無
2060	305	澄川																									無
2060	313	苫小牧旭町																									無
2060	317	北広島北進町										6															無

別紙1-6　　点検対象団地等一覧表(駐車場)【平成31年度】

管轄住宅管理センターコード	団地コード	点検対象団地名	建築				土木・造園		機械	電気																		
			安全点検				安全点検		安全点検	安全点検													計画点検			法定点検		
			自走式立体駐車場	タワー式駐車場	貸倉庫	電動シャッター	駐車場(道路)	駐車場(囲障)	屋外排水設備	屋内電気設備		屋外電気設備	防犯カメラ設備(※1)				駐車場管制設備			雷保護設備		共用灯設備	屋外灯設備	動力盤	建築基準法第12条第3項に定めるもの		省エネ法第75条第5項に定めるもの
										自走式立体・タワー式駐車場	機械式駐車場	自立型屋外灯	カメラ		録画装置(付帯機器含む)		カーゲート、カーゲート用送受信機、車路管制設備		J型受信機	突針	接地極				非常用の照明装置		照明設備(電気単独で届出のもの)
													上期分	下期分	上期分	下期分	上期分	下期分							照明装置	自家用発電装置	
			台	台	箇所	箇所	台	有無	箇所	台	台	基	台	台	台	台	箇所	箇所	台	基	ヶ所	灯	基	面	灯	有無	有無
2060	318	花川中央										4															無
2060	323	羊ヶ丘										3															無
2060	331	もみじ台西ﾀｳﾝ																									無
2060	340	菊水三条					165	有																			無
2060	351	北広島若葉町										1															無
2060	622	新木の花										20															無

※1　エレベータかご内の防犯カメラ及びエレベーター専用の録画装置は、点検対象外とする。

別紙1-7　　コード表

本部等エリア名	支社コード	住まいセンター・住宅管理センター	センターコード
東日本賃貸住宅本部 東京エリア	20	東京東住まいセンター	01
		北多摩住まいセンター	02
		東京北住まいセンター	03
		南多摩住まいセンター	04
		東京南住まいセンター	05
		城北住まいセンター	06
		北海道住まいセンター	60
東日本賃貸住宅本部 千葉エリア	30	千葉住まいセンター	01
		千葉西住まいセンター	02
		松戸住まいセンター	03
		松戸住まいセンター　茨城分室	80
東日本賃貸住宅本部 神奈川エリア	40	横浜住まいセンター	01
		神奈川西住まいセンター	02
		横浜南住まいセンター	03
東日本賃貸住宅本部 埼玉エリア	50	東埼玉住まいセンター	01
		浦和住まいセンター	02
		西埼玉住宅管理センター	03
中部支社	70	名古屋住まいセンター	01
		大曽根住まいセンター	03
西日本支社	80	千里住まいセンター	01
		大阪住まいセンター	03
		泉北住まいセンター	05
		兵庫住まいセンター	06
		阪神住まいセンター	07
		奈良住まいセンター	08
		京都住まいセンター	09
九州支社	90	北九州住まいセンター	01
		福岡住まいセンター	02

棟分類コード	1	2	3	5	6
団地区分	一般団地	一般市街地	面開発市街地	施設	駐車場等

外壁部位仕様コード	1	2	3	4	5
外壁仕様	打込タイル仕上げ	モルタル下地のうえ塗装仕上げ	打放しのうえ塗装仕上げ	打放しのうえタイル仕上げ	モルタル下地のうえタイル仕上げ

※部分的にタイルが張ってあるものは、タイル仕上げとする。

棟形式区分コード	1	2	3
棟形式区分	階段室型	片廊下型	中廊下型

別紙2-1　　点検項目及び点検内容等一覧表

点検区分	業務区分	点検項目	点検内容と判定基準	様式	点検の実施回数	備考
安全点検	建築	建物及び駐車場等 ①外壁 (1)バルコニー・車路・車室等上裏・袖壁、階段室で外部に開放された上裏・内壁の奥行き概ね 1.0 m、庇等上端及び手摺等笠木を含めた全見付面積から手摺金物部及び見付開口部を除いた部分の壁面 (2)その他指示するもの ②外壁以外 (1)階段室等壁・天井　(7)付属金物等　(13)自転車置場・ｵｰﾄﾊﾞｲ置場 (2)階段室等床　(8)屋根　(14)看板・広告塔 (3)建具等　(9)エキスパンション・ジョイント　(15)自走式立体駐車場内 (4)防火戸　(10)落下防止庇　(16)その他指示するもの (5)手摺り等　(11)クーラー用室外機置き場 (5)雨樋等　(12)高置水槽	別紙-イ及びロによる。	別添様式1	(建物) 原則、3年に1回。 (駐車場等) 別紙1-6において指定する年度に1回。	建物は建基法12条1項の点検年度に同時実施とする。ただし、外壁修繕実施年度の法定点検時は安全点検(外壁)を実施しない。
	土木・造園	①排水施設 ②道路(駐車場上部・下部構造、暫定平面駐車場含む) ③法面・擁壁 ④遊戯施設 ⑤休息施設 ⑥通路 ⑦囲障 ⑧調整池 ⑨橋梁 ⑩サクラ大径木 ⑪その他指示するもの	別紙-ハによる。	別添様式2	3年に1回。 ただし、③法面・擁壁、④遊戯施設、⑦囲障、⑨橋梁については各年度に1回。	
	機械	①屋内給水設備(管)　⑤煙道点検　⑥屋外給水設備 ②屋内排水設備(管)　(1)CF型風呂釜用煙道　⑦屋外排水設備 ③屋内ガス設備(管)　(2)FF型風呂釜用煙道　⑧その他指示するもの ④地域暖房給湯設備(管)　(3)BF-D型風呂釜用ﾀﾞｸﾄ型煙道 (住棟セントラルを含む)	別紙-ニによる。	別添様式3 別添様式4	各年度に1回。ただし、屋外排水設備(駐車場)については、各年度に3回(4ヶ月ごと)。	
	電気	①共用灯設備　⑦屋外灯設備　⑫防犯カメラ設備 ②配線器具　(鋼管ポール含む)　⑬駐車場管制設備 ③盤類　⑧架空配線設備　(ｶｰｹﾞｰﾄ、 ④換気設備　⑨地中配線設備　ｶｰｹﾞｰﾄ用送受信機、 ⑤テレビ・FM共同受信設備　⑩太陽光発電設備　車路管制設備を含む) ⑥雷保護設備　⑪段差解消機　⑭J型受信機 ⑮その他指示するもの	別紙-ホによる。	別添様式5-1 別添様式5-2 別添様式5-3 別添様式6	各年度に1回。(⑪、⑫及び⑬を除く) うち、①共用灯設備、②配線器具、④換気設備、⑤テレビ・FM共同受信設備(アンテナ一式除く)の実施対象は、全量の1/2以上でよいものとする。 ⑪段差解消機、⑫防犯カメラ設備、⑬駐車場管制設備については、各年度に2回。	段差解消機で設置時に計画通知(確認申請)を行っているものは、併せて法定点検を各年度に1回行うこと。
計画点検	建築	建物診断	モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の打診を行い、壁面に生じた劣化等現象について種別毎の発生量を点検する。	別添様式7 別添様式8	別紙1-2において指定する年度に1回。	
		PC目地	計画点検(建物診断)時に指示する建物の壁面の目地に生じた劣化現象 について、種別毎の発生量等を点検する。	別添様式9		

別紙2-1　　点検項目及び点検内容等一覧表

点検区分	業務区分	点検項目		点検内容と判定基準		様式	点検の実施回数	備考
計画点検	土木・造園	下水管	①桝・人孔	当該団地の指示する桝・人孔の内部に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。	判定基準は別紙一へによる	別添様式10 別添様式11	別紙1-3において指定する年度に1回。	
		道　路	①アスファルト舗装等(街渠、縁石、桝を含む。)	当該団地の道路等(指示する線区)全面に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式12 別添様式13		
		法面・擁壁	①複合法面　②単独擁壁(排水施設を含む。)③単独法面(排水施設含む。)	当該団地の指示する法面・擁壁に生じた変状等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式14 別添様式15		
		遊戯施設	①遊戯施設(金属製)　②遊戯施設(コンクリート、木、FRP等)	当該団地の指示する遊戯施設に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式16 別添様式17		
		通　路	①コンクリート舗装　②それ以外	当該団地の通路柵(指示する線区)全面に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式18 別添様式19 別添様式20		
		外　柵	①金網柵②パイプ柵	当該団地の外柵(指示する線区)全面に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式21 別添様式22 別添様式23		
		雨水浸透施設	①浸透桝・人孔②浸透管渠	当該団地の指示する浸透桝・人孔の内部及び浸透管渠に生じた劣化等現象について、種別毎に発生量等を点検する。		別添様式24 別添様式25		
		橋　梁	①橋梁定期点検要領(案)に定めるもの ②橋梁における第三者被害予防措置要領(案)に定めるもの	左記要領に定めるところによる。		左記要領の定めるところによる。		
	機　械	屋内給水管		当該団地において、1個所／30戸を標準に、管の外面等に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式26	別紙1-4において指定する年度に1回。	
		雑排水管				別添様式27		
	電　気	共用灯設備		当該団地の共用灯設備に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式28	別紙1-5、別紙1-6において指定する年度に1回。	
		テレビ・FM共同受信設備		当該団地のテレビ受信設備(共聴アンテナ)に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式29		
		屋外灯設備		当該団地の屋外の照明設備に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量等を点検する。		別添様式30		
		動力設備		当該団地駐車場の動力制御盤に生じた劣化等現象について、種別毎の発生量を点検する。		別添様式31		
法定点検	建築基準法	①　建築基準法第12条第1項に定めるもの		建築基準法等に定めるところによる。		特定行政庁等に定めるところによる。	特定行政庁等に定めるところによる。	安全点検及び計画点検と同一項目を重複して実施しない。
		②　建築基準法第12条第3項に定めるもの						
	エネルギーの使用の合理化に関する法律	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項に定めるもの		エネルギーの使用の合理化に関する法律等に定めるところによる。		所管行政庁等の定めるところによる。	所管行政庁等の定めるところによる。	安全点検及び計画点検と同一項目を重複して実施しない。
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条第1項に定めるもの		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に定めるところによる。		所管行政庁等の定めるところによる。	「簡易点検」は3月に1回、「定期点検」は別紙1-4において指定する年度に1回	

※各点検項目について、人工地盤(建築物の屋上階を広場利用しているもの)に係るものについても対象とする。業務区分については、別紙2-2を参照とする。

別紙2-2　人工地盤の業務区分

形式	業務区分	
	躯体(※1)	屋上施設(※2)
人工地盤 ・住棟と一体の建物とみなされる複合用途建築物のR階の広場利用 ・単独用途建築物のR階の広場利用	建築	土木・造園

※　1 躯体:外壁、梁・柱、床版等
ただし、人工地盤間、又は建物と人工地盤を結ぶブリッジの業務区分については、別途指示する。

※　2 遊戯施設、休息施設、通路、囲障等
ただし、電気設備の管理区分は「電気」、機械設備は「機械」。

別紙3　　業務担当者の資格

検区	業務区分	業　務　担　当　者　の　資　格
安全点検・計画点検	建　築	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の2に規定する建築物調査員のうち建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査資格者 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級建築施工管理技士
	土木・造園	・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の2に規定する建築物調査員のうち建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第1項に規定する特定建築物調査資格者 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級土木施工管理技士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級造園施工管理技士 ・ 技術士法（昭和58年法律第25号）に規定する技術士（建設部門又は上下水道部門） ・（社）建設コンサルタンツ協会の定款に規定するRCCM（道路部門、下水道部門、造園部門、又は鋼構造及びコンクリート部門）
	機 械	・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級管工事施工管理技士 ・特定ガス消費機器の設置工事に関する法律(昭和54年法律第33号）第4条に規定する特定ガス消費機器設置工事監督者（煙道点検に適用）
	電 気	・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士 ・建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する一級又は二級電気工事施工管理技士 ・電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する第一種又は第二種電気工事士
法定点検	建築基準法 第12条第1項	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の2に規定する建築物調査員のうち建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5に規定する特定建築物調査資格者
	建築基準法 第12条第3項	・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に規定する二級建築士 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する建築設備検査員資格者 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する昇降機等検査員資格者 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の3に規定する建築設備等調査員のうち建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5第2項に規定する防火設備検査員資格者
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第16条1項（定期点検のみ）	・冷媒フロン類取扱技術者 ・一定の資格等を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者　（一定の資格：冷凍空調技士他5資格） ・十分な実務経験を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※橋梁計画点検の資格要件及び実績要件

計画点検	資格要件	・橋梁技術全般の高度な知識と豊富な経験を有し、橋梁保全業務の1年以上の実務経験と下記1）～3）いずれかの有資格者 1）技術士（建設部門又は総合技術監理部門-建設） 2）RCCM（技術士と同様の部門に限る） 3）土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）
	実績要件	・過去10年間の同種又は類似の業務の実績 同種：国等が発注した橋梁診断業務 類似：国等が発注した橋梁点検業務

別紙4　標準工具等一覧表

業務の実施に当り、原則として、下表の工具等を標準とし、点検内容に応じ必要な工具等を携行することとする。ただし、応急措置等に使用する工具等については、必要な都度取り揃えることとしてもよい。なお、数量については必要最低限とする。また、下表以外で必要な工具等については、追加し取り揃えることとする。また、発電機・工具等低騒音型を使用すること。

	品名	形状・寸法	建築	土木・造園	機械	電気	備考
工具	スケール	JIS1級3.5m×16mm程度	○	○	○	○	
	クラックスケール		○				
	巻尺	50m×12mm程度		○		○	
	三角スケール	15cm程度		○		○	
	ノギス	150mm程度		○		○	
	テストハンマー	1/4ポンド程度	○	○	○	○	
	カメラ	劣化部位が判断できるもの	○	○	○	○	
	双眼鏡	劣化部位が判断できるもの（光学8倍以上）	○			○	
	懐中電灯		○	○	○	○	
	土木用潜望鏡			○			
	酸欠測定検知器			○	○		
	絶縁抵抗計					○	
	接地抵抗計					○	
	回路計					○	
	検電器					○	
	照度計	低照度測定用照度計				○	
	モンキーレンチ	200～375mm程度	○	○	○	○	
	パイプレンチ	300mm程度			○		
	ペンチ（ラジオペンチ）	125～200mm程度	○	○	○	○	
	プライヤー	150～200mm程度	○	○	○	○	
	ドライバー		○	○	○	○	
	ハンマー	2ポンド程度	○	○	○	○	
	木槌			○			
	ピンポール	L600㎜程度		○			
	バール	60cm程度	○	○	○	○	
	スコップ			○	○		
	マンホールあけ			○	○	○	
	鋸	木工用		○			
	制水弁開栓器				○		
	油さし			○	○	○	
	ワイヤーブラシ		○	○	○		
	バケツ	8リットル程度			○		
	電工バンド					○	
	梯子	折畳み式1.5m程度	○	○	○	○	
	画像確認用モニター					○	
	加煙試験器	煙用				○	
	加熱試験器	熱用				○	
備品	立入禁止テープ		○	○	○	○	
	標識ロープ	黄黒20m×12mm程度	○	○	○	○	
	カラーコーン		○	○	○	○	
	コーンバー		○	○	○	○	
	ガムテープ		○	○	○	○	
	カラー鉄線	＃16程度		○			
	養生シート		○	○	○	○	
	親綱（命綱）	20m程度	○	○	○	○	
	安全帯	フック、ロープ付のベルト	○	○	○	○	
	親綱支持金物	昇降移動用（ロリップ等）	○	○	○	○	
	ヘルメット		○	○	○	○	
	腕章	※1	○	○	○	○	
	車両表示板	※2	○	○	○	○	
	点検表示板	※3	○	○	○	○	
	立入禁止板	※4	○	○	○	○	
	使用禁止板	※5	○	○	○	○	

※1 「巡回点検者　○○会社」の表示されたもの
※2 「巡回点検車　○○会社」の表示されたもの
※3 「点検中　○○会社」の表示されたもの
※4 「立入禁止　はいってはいけません　UR都市機構」等の表示されたもの
※5 「使用禁止　つかってはいけません　UR都市機構」等の表示されたもの

別紙５

計画点検時コンクリート調査仕様

１　調査対象住棟（北海道住まいセンター管轄及び区分所有建物を除く）

（１）躯体コンクリートの状態を確認するため、点検対象団地のうち３回目の計画点検（建物診断）を実施する住棟を調査対象住棟とする。

（２）調査対象住棟は、発注者の指示による。

（３）発注者は、調査対象住棟が決定した場合、速やかにＵＲ技術管理分室へ報告すること。

２　調査項目（東賃本部・各支社共通）

調　査　項　目	調　査　内　容
(1)圧縮強度	採取したコアについて、圧縮強度試験を行う
(2)中性化深さ	圧縮強度試験後に試料を割って、中性化深さの測定を行う。

３　採取方法（東賃本部・各支社共通）

JIS A 1107「コンクリートからのコアの採取方法」による他以下のとおりとする。

項　目	摘要
(1)径	７５φ
(2)本数	中層棟：各階「最大本数 15 本（３階段×５階)」 高層棟：奇数階各４本 「(例) 10 階建て 1.3.5.7.9 の 5 階×4 本＝20 本」
(3)採取方法	湿式採取とし、供試体高さと直径との比 1.00 以上確保すること（原則として貫通採取はしない）
(4)採取高さ・位置等	階段室等共用部の内壁を対象として、床面から概ね 50 cm程度とし、RC レーダー等により鉄筋位置を避けること
(5)採取記録（別紙様式１）	別紙様式１に記載する項目の記録と写真撮影（保全工事写真撮影要領）を必ず実施すること
(6)採取後の躯体処理	コア採取後は、孔を速やかに補修（モルタル詰めのうえ塗装等仕上げ）する。(補修方法は、保全工事共通仕様書による。)

※採取部位は共用部分とし、発注者に指示による。

４　圧縮強度試験・中性化試験方法及び試験機関

（１）圧縮強度試験：JIS A 1107「圧縮強度試験方法」による。

（２）中性化深さ試験：JIS A 1152「コンクリートの中性化深さの測定方法」による。

（３）試験機関

①東日本賃貸住宅本部管轄「ＵＲ技術管理分室」

②中部、西日本、九州支社管轄「ISO/IEC 17025:2005（JIS Q 17025:2005）：試験方法区分 JIS A 1107 」に適合する試験事業者

５　供試体及び試験結果の送付先

（１）東日本賃貸住宅本部管轄団地の試験は、ＵＲ技術管理分室で実施する。
コンクリートコア採取後、供試体を速やかに送付のこと。(別紙様式 5-2)

（２）中部、西日本、九州支社管轄団地の試験は、上記４（３）②の指定機関で実施する。
コンクリートコア採取後、速やかに指定の試験機関で実施し、試験結果をＵＲ技術管理分室に送付のこと。(別紙様式 5-3)

６　その他

（１） 圧縮強度、中性化試験結果によっては、含水率調査を別途指示する場合がある。

以　上

『資料等』

- ●計画点検時コンクリート調査フロー
- ●コンクリートコア採取記録表（別紙様式 5-1）
- ●供試体送付書（別紙様式 5-2）
- ●試験結果送付書（別紙様式 5-3）

計画点検時コンクリート調査フロー

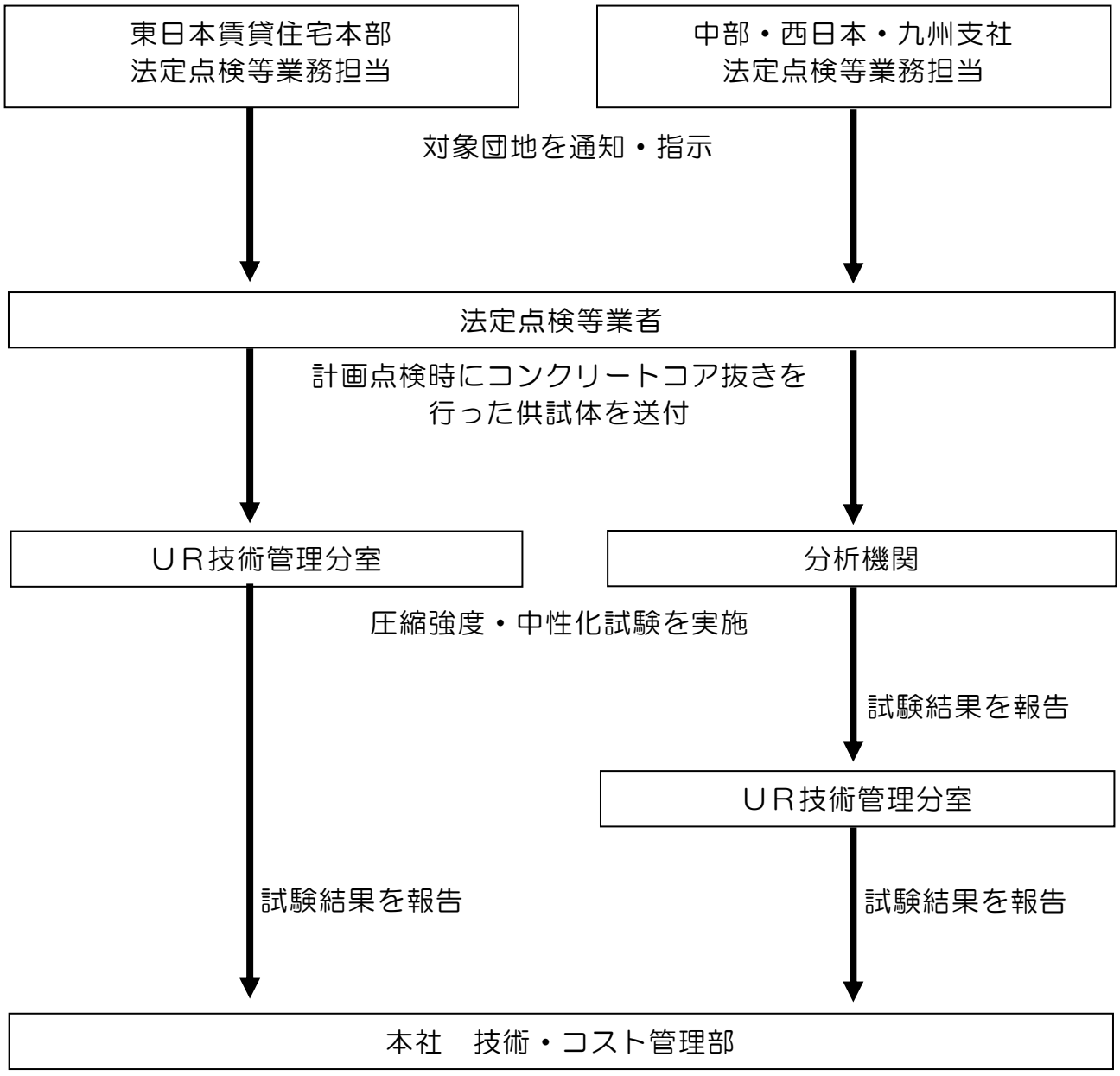

別紙様式 5-1

コンクリートコア採取記録表

年度	本部・支社	団地	号棟
造	階建て	採取期間	年　月　日～　年　月　日

採取日	供試体 ＮＯ	採取場所 （※立面図に供試体ＮＯを記入）		方位	モルタル等 仕上げ厚さ （㎜）
(例)9/10	*1*	*1階*	*第一階段室1階～2階踊り場*	*北*	*25*
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			
		階			

※ 立面図は必要枚数添付すること

別紙様式 5-2

供試体送付書

（東日本賃貸住宅本部用）

独立行政法人都市再生機構
技術・コスト管理部技術管理分室　行

計画点検時コンクリートコア抜き調査の供試体を別紙様式１のとおり送付いたします。

送付年月日	平成　　年　　月　　日			
≪送付元情報≫				
本部・支社名		部　署		
担　当　者		連絡先		
団地名			号棟数	供試体数
１				
２				
３				
４				
５				
６				
７				
８				
９				
１０				
計	団地		棟	数

送付先：〒192-0032　東京都八王子市石川町 2683-3
独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理部
技術管理分室　宛

別紙様式 5-3

試験結果送付書

（中部・西日本・九州支社用）

独立行政法人都市再生機構
技術・コスト管理部技術管理分室　行

別紙様式１で採取した供試体の試験結果を送付いたします。

送付年月日	平成　　年　　月　　日		
≪送付元情報≫			
本部・支社名		部　署	
担　当　者		連絡先	
≪試験機関≫			
分析機関名			
分析機関所在地	TEL		

	団地名	号棟数	供試体数
１			
２			
３			
４			
５			
６			
７			
８			
９			
１０			
計	団地	棟	数

送付先：〒192-0032　東京都八王子市石川町 2683-3
独立行政法人都市再生機構 技術・コスト管理部
技術管理分室　宛

平成29年度東日本賃貸住宅本部管轄団地
（北海道地区）における法定点検等業務
（地域暖房設備点検業務仕様書）

平成 29 年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（北海道地区）における
法定点検等業務（地域暖房設備点検業務）仕様書

1 業務名称　平成 29 年度東日賃貸住宅本部管轄団地（北海道地区）における
法定点検等業務（地域暖房設備点検業務）

2 履行期間　平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日

3　業務の対象

本業務の対象は、「平成 29 年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（北海道地区）における法定点検等業務」の発注者（以下「甲」という。）が管理する別紙１「地域暖房設備点検対象団地一覧表」（以下「対象団地」という。）に掲げる賃貸住宅団地に存する、地域暖房設備の機器及び配管類等（以下「設備等」という。）の定期点検、月例点検に関する業務とする。

なお、本仕様書に記載のない範囲については、「平成 29 年度東日本賃貸住宅本部管轄団地（北海道地区）における法定点検等業務」の仕様書によるものとする。

4　適用範囲

本仕様書は、「３　業務の対象」の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

なお、本仕様書に規定する事項については、別の定めがある場合を除き請負者の責任において履行するものとする。

5　適用法令等

本業務は、この仕様書に定めるもののほか、労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号、以下「労働安全衛生法」という。）、ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和４７年労働省令第３３号）、消防法（昭和２３年法律第１８６号）、危険物の規則に関する政令（昭和３４年政令第３０６号）、その他関係法令、地方公共団体が定める条例に定めるところによる。

6　用語の定義

本仕様書において用いる用語の定義は以下のとおりとする。

(1)「性能点検」とは、労働安全衛生法第 41 条 2 項、人事院規則 10-4 第 32 第 1 項に定める定期検査に該当するものをいう。

(2)「月例点検」とは、労働安全衛生法第 45 条 1 項、人事院規則 10-4 第 32 第 1 項に定める定期検査に該当するものをいう。

(3)「シーズンイン点検」(IN)とは、暖房期間開始直前に行う点検をいう。

(4)「シーズンオン点検」(ON)とは、暖房期間中に行う点検をいう。

(5)「シーズンオフ点検」(OFF)とは、暖房期間終了直前に行う点検をいう。

7　業務の内容

本業務の請負者（以下「乙」という。）は、別紙２「地域暖房設備点検対象団地施設概要書」に掲げる地域暖房設備について、居住者等への給湯・暖房温水の供給にあたり、緊急事故等の防止のため、次に掲げる業務を仕様書の定めるところにより実施するものとする。また、点検は巡回方式により実施するものとし、点検回数及び点検内

容は別紙２により実施するものとする。
なお、本請負者は、以下の 24 時間 365 日、地域暖房施設の機器・配管等の故障等に際し、小規模修繕業者(※)と連携が図れる体制を有すること。
※ 小規模修繕業者とは、点検業務において発見された不良個所及び経常的に生じる不具合や損耗について、事故等の発生の防止を目的として、機構職員の指示により修繕を実施する業者をいう。

8　業務の実施等
本業務の履行に当たり、業務担当者、点検担当者の配置等については、以下による。
なお、業務担当者、点検担当者については弟三者へ委任又は請負わせることができるものとする。
⑴業務担当者の配置
乙は、設備の維持管理において点検者等の指導・監督を行う業務担当者として、「第一 種圧力容器取扱作業主任者」を配置することとし、別紙３「業務担当者名簿」を提出すること。また、資格者証の写しを併せて提出のこと。
なお、乙は業務担当者の変更、資格の喪失等によりその内容が変更となる場合は速やかに甲に報告するものとする。
⑵点検班の構成等
乙は業務の実施に際し、点検班の編成表、点検担当者の氏名、担当団地等について、「点検担当者名簿」（別紙４）を甲に提出する。
⑶点検実施計画書等
請負者は、業務の実施に先立ち、「地域暖房設備点検計画書」（別紙５）を甲に提出し、その承諾を受けるものとする。
⑷業務の実施
乙は、業務の工程を「地域暖房設備点検計画書」（別紙５）を標準として、実施するものとする。
⑸業務の実施時間等
乙は、原則として甲の就業時間内に業務を実施するものとし、月曜日～土曜日において行うものとする。但し、緊急事故等に必要な対応については、この限りではない。
⑹官公庁等への協議、届出等
乙は、業務の実施に当たり、所轄行政へ遅滞なく必要な協議、報告等を行うものとする。
なお、公的機関における検査等においては、甲の指示により立ち会いを行うこと。
⑺防護具等の着用
乙は、必要に応じ防護具等を着用して、業務を実施するものとする。
⑻遵守義務
業務に従事する者は、担当職員が地域暖房設備の機能維持のためにする指示には、従わなければならない。

9　安全対策
乙は、業務の実施に当たり、業務に従事する者以外の立入りを防ぐ措置及び危険箇所の危険表示等について、「甲」の指示により防護処置を行うものとする。

１０　運転操作等

乙は、業務の実施に当たり、地域暖房設備の運転又は停止等を行う場合は、その対象となる住戸に対し、共用部分及び各戸への周知ビラの掲示・広報を行うこと。

なお、運転・停止とは施設の運転又は停止作業を実施し、居住者の生活に支障が発生する場合をいう。

１１　応急措置等

管理技術者は、業務の実施に当たり緊急事故が発生した場合は、ただちに作業を中止し、応急措置を講じるとともに、担当職員に報告するものとする。

１２　業務の報告

乙は、実施した業務等については、以下のとおり業務結果の報告を行うものとする。

但し、点検結果において安全上、緊急性が高いと判断されるものについては、速やかに「甲」に報告するとともに、その対応等について指示を受けるものとする。

(1) 月例点検結果の報告

実施した業務について、翌月 5 日までに「地域暖房設備点検業務結果報告書」（別紙６）及び「地域暖房設備点検表」（別紙７）により報告するものとする。

(2) 性能定期検査報告

実施した業務について、翌月 15 日までに「性能定期検査業務報告書」（別紙８）により報告するものとする。

なお、性能定期検査報告書には検査実施機関における「定期検査報告書」及び「定期検査報告書」を添付し報告を行うこと。又点検手数料は別途清算とする。

(3)事故処理の報告

事故等が発生した場合は、緊急対応を図ると共に、速やかに「事故処理報告書」（別紙９）により報告するものとする。

(4)不具合箇所の報告

点検により不具合個所又は不具合が発生すると想定される個所が確認された場合は、その都度「不具合箇所報告書」（別紙 10）により報告するものとする。

１３保守の範囲

点検の結果に応じて実施する保守の範囲は次のとおりとし、費用は本契約に含むものとする。

(1) 汚れ、詰り、付着等がある部品又は点検部の清掃
(2) 取付不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
(3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の調整
(4) 次に示す消耗品の交換又は補充
　① 潤滑油、グリス、充填油等
　② ランプ類、ヒューズ類
　③ パッキン、ガスケット、O リング等
　④ 精製水
(5) 接触部分、回転部分への注油
(6) 軽微な損傷がある部分への補修
(7) 塗装（タッチペイント）
(8) その他これらに類する軽微な作業

１４　居住者への周知等

乙は、緊急事故時により、供給停止等が発生する場合は、あらかじめ影響を及ぼす全ての住戸にチラシ等により、速やかに周知を行う。また、作業完了後についても各住戸について、 復旧後に事故等が発生しないことを確認すること。

１５　共通事項

(1) 施設内の清掃を行うこと。
(2) 熱供給事業者の熱源プラントの工事実施時等、必要に応じて昼夜間のバルブ操作を行う。
(3) 施設内の調査及び修繕工事等に伴い施設立会いを行うこと。
(4) 緊急の機器調査については必要な資料を作成報告すること。
(5) 業務の引継ぎは、「甲」の指示に従うこと。
(6) 点検業務実施日以外及び、就業時間外での施設での立会い、鍵開け業等が発生した場合の費用は別途清算とする。

以　上

別紙１

地域暖房設備点検対象団地一覧表

団地名	住所	管理開始年度	棟数	戸数
五輪	札幌市南真駒内緑町４丁目１番	昭和 47 年度	22	830
北十一条	札幌市東区北 11 条東７丁目１番	昭和 53 年度	1	140
花川中央	石狩市花川北３条３丁目４番・６番	昭和 53 年度	13	430
北十条	札幌市東区北 10 条東７丁目１番・２番	昭和 54 年度	2	91

別紙２

地域暖房設備点検対象団地

施　設　概　要　書

維　持　管　理　表

対象団地

１．五輪団地

２．札幌北十一条市街地住宅

３．花川中央団地

４．札幌北十条市街地住宅

地域暖房施設点検業務

施　設　概　要　書

維　持　管　理　表

（五 輪 団 地）

五　輪　団　地

団地概要

住宅戸数　　８３０戸
住 棟 数　　２２棟

設備概要

暖房設備	供給配管方式 ◎床下ピット 床下引き込みバルブより ◎暖房横主管　　床下配管 ◎暖房立管　　専用住戸内に設置

【点検内容及び点検頻度等】（五輪）

点検部位	点検項目	点検時期 内容	点検内容	点検回数
共通	暖房	①供給開始(IN)及び供給停止(OFF)	・バルブ等の開閉作業 ・システム全体の機能点検作動状況確認及び調整 ・暖房温水温度・圧力、流量の点検調整	1回/年 ※開始時及び停止時に各1回/年
住棟（ピット内含む）	暖房配管	①月例点検	【配管類】 ・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認 ・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認 ・伸縮継ぎ手の作動状態、漏れ及び取付状態の確認 ・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認	1回/年
			【その他】 ・床下換気口の開閉状態の確認	1回/年
		②供給開始(IN)及び供給停止(OFF) （暖房配管）	【配管類】 ・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認 ・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認 ・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認	2回/年 ※開始時及び停止時に各1回/年
			【その他】 ・床下換気口の開閉状態の確認	同上

地域暖房施設点検業務

施　設　概　要　書

維　持　管　理　表

（北　１１条（市）住 宅）

北１１条（市）住宅

団地概要

住宅戸数　　１４０戸
住 棟 数　　１棟

機 械 室　　施設棟地階

設備概要

暖房設備	熱交換方式 ◎機械室 温水発生器（シエルＡＮＤチューブ型）　１基 （第一種圧力容器） 暖房循環ポンプ　80A-5.5KW　１台 膨張タンク（開放型 、電磁弁水位制御）　１台 薬液注入ポンプ（流量計制御）　１台 サイレンサー、自動エア抜弁、カロリーメータ 自動制御　二方弁 ◎暖房横主管　配管階 ◎暖房立管　専用住戸内に設置、伸縮継手

【点検内容及び点検頻度等】（札幌北十一条）

点検部位	点検項目	点検時期 内容	点検内容	点検回数
共通	暖房	①月例点検	・システム全体の機能点検作動状況確認及び調整 ・暖房温水温度・圧力、流量の点検確認及び調整	3回/月
		②供給開始(IN)及び供給停止(OFF)	供給開始及び供給停止 ・バルブ等の開閉作業 ・システム全体の機能点検、作動状況確認及び調整 ・暖房温水温度・圧力、流量の点検調整	2回/年 ※開始時及び停止時に各1回/年
検査	暖房	①定期性能検査	・定期性能検査業務 ・定期性能検査の受検準備、機器（安全弁、制御弁等）の点検	1回/年
		②検査業務	・ストレージタンク電気防食装置点検修理 ・機器（安全弁、制御弁等）の点検	1回/年
		③検査時点検	・ストレージタンク点検清掃 ・熱交換器の漏水点検 ・ストレーナ等の清掃 ・ポンプメカニカルシールの点検 ・ポンプ付属機器（温度計、ＦＪ継手、弁類）等の漏水点検	1回/年
機械室内	暖房	①月例点検	【温水発生器】 ・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認 ・本体の腐食、損傷状況の確認 ・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認 ・圧力計、温度計等の取付状態及び漏れ、汚れの確認 ・各種弁類の取付状態及び漏れ、汚れの確認	3回/月
			【自動調整】 ・差圧調整（ﾍｯﾀﾞｰﾊﾞｲﾊﾟｽ制御）の作動確認	3回/月
			【膨張タンク】 ・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認 ・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損傷の有無の確認 ・本体の腐食、損傷状況の確認 ・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認 ・内部の付着物、堆積物の確認	3回/月

点検部位	点検項目	点検時期 内容	点検内容	点検回数
機械室内	暖房	①月例点検	【循環ポンプ】	
			・基礎、固定部及び本体取付状態の確認	1回/6カ月
			・防護材、ストッパー等の劣化及び本体取付状態の確認	1回/6カ月
			・本体の腐食、損傷及び漏れの確認	1回/月
			・軸継手ゴムの損傷等の確認、芯だしの良否の確認	1回/6カ月
			・ベルトの損傷等の確認	1回/月
			・圧力計の確認、軸封の漏水の有無の確認	1回/月
			・電流値、異音、発熱及び温度の確認	1回/月
			・回転方向の確認	1回/年
			・絶縁抵抗値の確認	1回/6カ月
			・運転電流値が定格以下であることの確認	1回/月
			【配管類】 ・配管の漏れ、結露の確認 ・異常音、異常振動の確認 ・塗装剤又は保温材の剥離、脱落等の確認 ・弁類からの漏れ、作動状況の確認 ・支持、固定金具の取付状態の確認	1回/月
			【その他】 ・警報類の点検調整 ・防錆剤等の濃度測定及び注入	3回/月
		②供給開始(IN)及び供給停止(OFF)	・月例点検 ・ポンプ類の運転監視状態の確認 ・動力盤、温度制御盤の作動状態の確認、調整 ・ポンプ類の潤滑剤の注入 ・ストレーナ清掃(IN)	2回/年 ※開始時及び停止時に各1回/年
		①月例点検	【温水ヘッダー】 ・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認 ・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損傷の有無の確認 ・本体の腐食、損傷状況の確認 ・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認 ・圧力計、温度計等計器類取付部の漏れ、汚れの有無の確認 ・弁類からの漏れ、作動状況の確認	3回/月

点検部位	点検項目	点検時期 内容	点検内容	点検回数
住棟（ピット内含む）	暖房	①月例点検	【配管類】 ・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認 ・シャフト内配管接続部の漏れの有無の確認 ・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認 ・伸縮継ぎ手の作動状態、漏れ及び取付状態の確認 ・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認	1回/年
			【その他】 ・排水ポンプの作動確認 ・給湯用メーター取付部からの漏れの有無の確認	1回/年
		②供給開始(IN)及び供給停止(OFF) （暖房配管）	【配管類】 ・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認 ・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認 ・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認	2回/年 ※開始時及び停止時に各1回/年

地域暖房施設点検業務

施　設　概　要　書

維　持　管　理　表

（花川中央団地）

花　川　中　央　団　地

団地概要　　住宅戸数　　４３０戸
住 棟 数　　１３棟

サブステーション数　５基地（⑨、⑩、⑬、⑭、⑱号棟）
（ＳＳ）

設備概要

暖房設備	ブリードイン方式 ◎サブステーション（床下ピット） 暖房循環ポンプ　40-32A-1.5KW　　１３台 サイレンサー　　自動エア抜弁 自動制御　　外気補修、二方弁 温度警報 ◎暖房横主管　　床下ピット ◎暖房立管　　専用住戸内に設置

給湯設備	ストレージタンク方式 ◎サブステーション ストレージタンクSUS　　５基 （第一種圧力容器） プレート型熱交換器　　５基 給湯循環ポンプ32A-0.4KW　　５台 安全弁、自動エア抜弁、流量計 自動制御　二方弁 ◎給湯主管　　地下埋設　　材質　ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管 床下ピット　　〃　銅管 ◎給湯立管　　共用ＰＳ内に設置　　給湯メータ

【点検内容及び点検頻度等】（花川中央）

点検部位	点検項目	点検時期 内容	点検内容	点検回数
住棟（ピット内含む）	暖房 ・ 給湯 配管	①月例点検	【配管類】 ・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認 ・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認 ・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認	1回/年
			【その他】 ・給湯用メーター取付部からの漏れの有無の確認	1回/年
		②供給開始(IN)及び供給停止(OFF) （暖房配管）	【配管類】 ・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認 ・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認 ・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認	2回/年 ※開始時及び停止時に各1回/年

地域暖房施設点検業務

施　設　概　要　書

維　持　管　理　表

（北１０条（市）住宅）

北十条（市）住宅

団地概要　　住宅戸数　　９１戸
住 棟 数　　２棟

機 械 室　　１号棟　地階

設備概要

暖房備設	◎機械室 熱交換方式 温水発生器　２基（第一種圧力容器） 膨張タンク　２台（１号棟設置） 薬液注入ポンプ　２台 循環ポンプ　80A-5.5KW-2台　（給湯暖房） 80A-2.2KW　〃 自動制御　差圧調整（ﾍｯﾀｰﾊﾞｲﾊﾟｽ 制御） ◎一次高温水　１号棟地下ピット ◎暖房立管　共用ＰＳ内に設置 ◎暖房横主管　配管階及び地下ピット ◎住戸内放熱器　サーモバルブ内蔵

給湯設備	◎機械室 温水ヘッダより給湯用暖房水供給 ◎給湯用温水管主管　１号棟　配管階 ２号棟　地下ピット及び床下ピット ◎給湯用温水立管　共用ＰＳ内設置 ◎住戸別熱交換器 パルホット型　ｼｴﾙANDﾁｭｰﾌﾞｺｲﾙ 安全弁、温調弁、減圧弁、給湯メータ

【点検内容及び点検頻度等】（北十条）

点検部位	点検項目	点検時期 内容	点検内容	点検回数
共通	暖房	①月例点検	・システム全体の機能点検、作動状況確認及び調整 ・暖房温水温度・圧力、流量の確認及び調整	3回/月
		②供給開始(IN)及び供給停止(OFF)	供給開始及び供給停止 ・バルブ等の開閉作業 ・システム全体の機能点検、作動状況確認及び調整 ・暖房温水温度・圧力、流量の点検調	2回/年 ※開始時及び停止時に各1回/年
	給湯	①月例点検	・給湯温度、圧力の点検調整	3回/月
検査	暖房	①定期性能検査	・定期性能検査業務 定期性能検査の受検準備、機器（安全弁、制御弁等）の点検	1回/年
		②検査業務	・ストレージタンク電気防食装置点検修理 ・機器（安全弁、制御弁等）の点検	1回/年
		③検査時点検	・ストレージタンク点検清掃及び ・熱交換器の漏水点検 ・ストレーナ等の清掃 ・ポンプメカニカルシールの点検 ・ポンプ付属機器（温度計、ＦＪ継手、弁類）等の漏水点検	1回/年
機械室内	暖房	①月例点検	【温水発生器】 ・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認 ・本体の腐食、損傷状況の確認 ・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認 ・圧力計、温度計等の取付状態及び漏れ、汚れの確認 ・各種弁類の取付状態及び漏れ、汚れの確認	3回/月
			【自動調整】 ・差圧調整（ﾍｯﾀﾞｰﾊﾞｲﾊﾟｽ制御）の作動確認	3回/月
			【膨張タンク】（開放型） ・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認 ・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損傷の有無の確認 ・本体の腐食、損傷状況の確認 ・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認 ・内部の付着物、堆積物の確認	3回/月

点検部位	点検項目	点検時期 内容	点検内容	点検回数
機械室内	暖房	①月例点検	【循環ポンプ】	
			・基礎、固定部及び本体取付状態の確認	1回/6カ月
			・防護材、ストッパー等の劣化及び本体取付状態の確認	1回/6カ月
			・本体の腐食、損傷及び漏れの確認	1回/月
			・軸継手ゴムの損傷等の確認、芯だしの良否の確認	1回/6カ月
			・ベルトの損傷等の確認	1回/月
			・圧力計の確認、軸封の漏水の有無の確認	1回/月
			・電流値、異音、発熱及び温度の確認	1回/月
			・回転方向の確認	1回/年
			・絶縁抵抗値の確認	1回/6カ月
			・運転電流値が定格以下であることの確認	1回/月
			【配管類】 ・配管の漏れ、結露の確認 ・異常音、異常振動の確認 ・塗装剤又は保温材の剥離、脱落等の確認 ・弁類からの漏れ、作動状況の確認 ・支持、固定金具の取付状態の確認	1回/月
			【その他】 ・警報類の点検調整 ・防錆剤等の濃度測定及び注入	1回/月
	暖房	②供給開始(IN)及び供給停止(OFF)	・月例点検 ・ポンプ類の運転監視状態の確認 ・動力盤、温度制御盤の作動状態の確認、調整 ・ポンプ類の潤滑剤の注入 ・ストレーナ清掃(IN)	2回/年 ※開始時及び停止時に各1回/年
		①月例点検	【温水ヘッダー】 ・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認 ・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損傷の有無の確認 ・本体の腐食、損傷状況の確認 ・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認 ・圧力計、温度計等計器類取付部の漏れ、汚れの有無の確認 ・弁類からの漏れ、作動状況の確認	3回/月

点検部位	点検項目	点検時期 内容	点検内容	点検回数
住棟（ピット内含む）	暖房	①月例点検	【配管類】 ・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認 ・シャフト内配管接続部の漏れの有無の確認 ・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認 ・伸縮継ぎ手の作動状態、漏れ及び取付状態の確認 ・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認	1回/年
			【その他】 ・排水ポンプの作動確認 ・給湯用メーター取付部からの漏れの有無の確認	1回/年
		②供給開始(IN)及び供給停止(OFF) （暖房配管）	【配管類】 ・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認 ・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認 ・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認	2回/年 ※開始時及び停止時に各1回/年

※北十条（市）住宅の点検期間は通年とする。

別紙３

業　務　担　当　者　名　簿

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　本部長　岡　雄一　殿

請負者　住 所

氏 名　　印

業務名

上記の工事等について、下記のとおり定めたので届けます。

記

氏　　名	取得資格	有効期限

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４判とする。

別紙４

点　検　担　当　者　名　簿

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
　本部長　岡　雄一　殿

請負者　住 所

氏 名　　印

業務名

上記の工事等について、下記のとおり定めたので届けます。

記

氏　　名	担 当 団 地 名	取得資格

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４判とする。

別紙５

地域暖房設備点検計画書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　岡　雄一　殿

点検業務請負者　住 所

氏 名　　印

業務名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

契約年月日　　平成　年　月　日

履 行 期 間　　平成　年　月　日から　平成　年　月　日まで

団地名	棟番号		4　月			5　月			6　月			7　月			8　月			9　月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	
団地名	棟番号		10　月			11　月			12　月			1　月			2　月			3　月		
			10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20	

（注）　①　日程は傍線で記入し、日付を明示する。
（暖房期間中、暖房開始作業、暖房終了作業、給湯保守管理、定期検査の項目で記入）
②　定期検査については、特記する。

別紙６

北海道住まいセンター 地域暖房設備点検業務果報告書 （　月）		課　長	係　長	主　任	担　当

実施時期	平成　年　月　日から 平成　年　月　日まで	業務会議 日時場所	平成　年　月　日 北海道住まいセンター

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長　岡　雄一　殿

別添のとおり、平成　年　月の地域暖房設備点検業務を実施しましたので報告します。

点検業務請負者

住　所

氏　名　　印

別紙　　地域暖房設備点検表

団地　　枚

別紙７

地域暖房設備点検表

●●　㈱

団地名　五輪団地

管理技術者	業務担当者

地域暖房方式

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
共通	暖房①	・バルブ等の開閉作業			
		・システム全体の機能点検作動状況確認及び調整			
		・暖房温水温度・圧力、流量の点検調整			
住棟（ピット内配管含む）	暖房①	【配管類】			
		・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認			
		・伸縮継ぎ手の作動状態、漏れ及び取付状態の確認			
		・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認			
		【その他】			
		・床下換気口の開閉状態の確認			
	暖房②	【配管類】			
		・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認			
		・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認			
		【その他】			
		・床下換気口の開閉状態の確認			
【特記事項】					

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

●●　　㈱

団地名　　北十一条

管理技術者	業務担当者

地域暖房方式

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
共通	暖房①	・ステム全体の機能点検作動状況確認及び調整			
		・暖房温水温度・圧力、流量の点検確認及び調整			
	暖房②	・バルブ等の開閉作業			
		・システム全体の機能点検、作動状況確認及び調整			
		・暖房温水温度・圧力、流量の点検調整			
検査	暖房①	・定期性能検査業務			
		・定期性能検査の受検準備、機器（安全弁、制御弁等）の点検			
	暖房②	・ストレージタンク電気防食装置点検修理			
		・機器（安全弁、制御弁等）の点検			
	暖房③	・ストレージタンク点検清掃			
		・熱交換器の漏水点検			
		・ストレーナ等の清掃			
		・ポンプメカニカルシールの点検			
		・ポンプ付属機器（温度計、ＦＪ継手、弁類）等の漏水点検			
【特記事項】					

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

団地名　　北十一条

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
機械室内	暖房①	【温水発生器】			
		・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認			
		・本体の腐食、損傷状況の確認			
		・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認			
		・圧力計、温度計等の取付状態及び漏れ、汚れの確認			
		・各種弁類の取付状態及び漏れ、汚れの確認			
		【自動調整】			
		・差圧調整（ﾍｯﾀﾞｰﾊﾞｲﾊﾟｽ制御）の作動確認			
		【膨張タンク】			
		・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認			
		・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損			
		傷の有無の確認 ・本体の腐食、損傷状況の確認			
		・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認			
		・内部の付着物、堆積物の確認			
		【循環ポンプ】			
		・基礎、固定部及び本体取付状態の確認			
		・防護材、ストッパー等の劣化及び本体取付状態の確認			
		・本体の腐食、損傷及び漏れの確認			
		・軸継手ゴムの損傷等の確認、芯だしの良否の確認			
		・ベルトの損傷等の確認			
		・圧力計の確認、軸封の漏水の有無の確認			
		・電流値、異音、発熱及び温度の確認			
		・回転方向の確認			
		・絶縁抵抗値の確認			
		・運転電流値が定格以下であることの確認			

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

団地名　　北十一条

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
機械室内	暖房①	【配管類】			
		・配管の漏れ、結露の確認			
		・異常音、異常振動の確認			
		・塗装剤又は保温材の剥離、脱落等の確認			
		・弁類からの漏れ、作動状況の確認			
		・支持、固定金具の取付状態の確認			
		【その他】			
		・警報類の点検調整			
		・防錆剤等の濃度測定及び注入			
	暖房②	・ポンプ類の運転監視状態の確認			
		・動力盤、温度制御盤の作動状態の確認、調整			
		・ポンプ類の潤滑剤の注入			
		・ストレーナ清掃(IN)			
	暖房③	【温水ヘッダー】			
		・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認			
		・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損傷の有無の確認			
		・本体の腐食、損傷状況の確認			
		・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認			
		・圧力計、温度計等計器類取付部の漏れ、汚れの有無の確認			
		・弁類からの漏れ、作動状況の確認			
住棟（ピット内配管含む）	暖房①	【配管類】			
		・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・シャフト内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認			
		・伸縮継ぎ手の作動状態、漏れ及び取付状態の確認			
		・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認			

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

団地名　　北十一条

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
住棟（ピット内配管含む）	暖房①	【その他】			
		・床下換気口の開閉状態の確認			
		・排水ポンプの作動確認			
		・給湯用メーター取付部からの漏れの有無の確認			
	暖房②	【配管類】			
		・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認			
		・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認			
		【その他】			
		・床下換気口の開閉状態の確認			

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

●●　　㈱

団地名　　花川中央

管理技術者	業務担当者

地域暖房方式

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
共通	暖房①	・バルブ等の開閉作業			
		・システム全体の機能点検、作動状況確認及び調整			
		・暖房温水温度・圧力、流量の点検調整			
	給湯①	・システム全体の機能点検、作動状況確認及び調整			
		・給湯温度、圧力の点検調整			
検査	給湯①	・定期性能検査業務			
		・定期性能検査の受検準備、機器（安全弁、制御弁等）の点検			
	給湯②	・ストレージタンク電気防食装置点検修理			
		・機器（安全弁、制御弁等）の点検			
	給湯③	・ストレージタンク点検清掃			
		・熱交換器の漏水点検			
		・ストレーナ等の清掃			
		・ポンプメカニカルシールの点検			
		・ポンプ付属機器（温度計、ＦＪ継手、弁類）等の漏水点検			
【特記事項】					

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

地域暖房設備点検表

団地名　　花川中央

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
機械室内	暖房①	【循環ポンプ】			
		・基礎、固定部及び本体取付状態の確認			
		・防護材、ストッパー等の劣化及び本体取付状態の確認			
		・本体の腐食、損傷及び漏れの確認			
		・軸継手ゴムの損傷等の確認、芯だしの良否の確認			
		・ベルトの損傷等の確認			
		・圧力計の確認、軸封の漏水の有無の確認			
		・電流値、異音、発熱及び温度の確認			
		・回転方向の確認			
		・絶縁抵抗値の確認			
		・運転電流値が定格以下であることの確認			
		【配管類】			
		・配管の漏れ、結露の確認			
		・異常音、異常振動の確認			
		・塗装剤又は保温材の剥離、脱落等の確認			
		・弁類からの漏れ、作動状況の確認			
		・支持、固定金具の取付状態の確認			
	暖房②	・ポンプ類の運転監視状態の確認			
		・動力盤、温度制御盤の作動状態の確認、調整			
		・ポンプ類の潤滑剤の注入			
		・ストレーナ清掃(IN)			
	給湯 ①	【ストレージタンク】			
		・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認			
		・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損傷の有無の確認			
		・本体の腐食、損傷状況の確認			
		・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認			
		・圧力計、温度計等計器類取付部の漏れ、汚れの有無の確認			
		・弁類からの漏れ、作動状況の確認			

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

団地名　　花川中央

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
機械室内	給湯①	【熱交換器】			
		・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認			
		・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損傷の有無の確認			
		・本体の腐食、損傷状況の確認			
		・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認			
		・圧力計、温度計等計器類取付部の漏れ、汚れの有無の確認			
		・弁類からの漏れ、作動状況の確認			
		【循環ポンプ】			
		・基礎、固定部及び本体取付状態の確認			
		・防護材、ストッパー等の劣化及び本体取付状態の確認			
		・本体の腐食、損傷及び漏れの確認			
		・軸継手ゴムの損傷等の確認、芯だしの良否の確認			
		・ベルトの損傷等の確認			
		・圧力計の確認、軸封の漏水の有無の確認			
		・電流値、異音、発熱及び温度の確認			
		・回転方向の確認			
		・絶縁抵抗値の確認			
		・運転電流値が定格以下であることの確認			
		【配管類】			
		・配管の漏れ、結露の確認			
		・異常音、異常振動の確認			
		・塗装剤又は保温材の剥離、脱落等の確認			
		・弁類からの漏れ、作動状況の確認			
		・支持、固定金具の取付状態の確認			

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

団地名　　花川中央

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
住棟（ピット内配管含む）	暖房、給湯①	【配管類】			
		・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認			
		・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認			
		【その他】			
		・床下換気口の開閉状態の確認			
		・給湯用メーター取付部からの漏れの有無の確認			
	暖房、給湯②	【配管類】			
		・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認			
		・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認			
		【その他】 ・床下換気口の開閉状態の確認			

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

●●　　㈱

団地名　　北十条

管理技術者	業務担当者

地域暖房方式

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
共通	暖房①	・ステム全体の機能点検作動状況確認及び調整			
		・暖房温水温度・圧力、流量の点検確認及び調整			
	暖房②	・バルブ等の開閉作業			
		・システム全体の機能点検、作動状況確認及び調整			
		・暖房温水温度・圧力、流量の点検調整			
検査	暖房①	・定期性能検査業務			
		・定期性能検査の受検準備、機器（安全弁、制御弁等）の点検			
	暖房②	・ストレージタンク電気防食装置点検修理			
		・機器（安全弁、制御弁等）の点検			
	暖房③	・ストレージタンク点検清掃			
		・熱交換器の漏水点検			
		・ストレーナ等の清掃			
		・ポンプメカニカルシールの点検			
		・ポンプ付属機器（温度計、ＦＪ継手、弁類）等の漏水点検			
【特記事項】					

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

団地名　　北十条

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
機械室内	暖房①	【温水発生器】			
		・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認			
		・本体の腐食、損傷状況の確認			
		・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認			
		・圧力計、温度計等の取付状態及び漏れ、汚れの確認			
		・各種弁類の取付状態及び漏れ、汚れの確認			
		【自動調整】			
		・差圧調整（ﾍｯﾀﾞｰﾊﾞｲﾊﾟｽ制御）の作動確認			
		【膨張タンク】			
		・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認			
		・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損			
		傷の有無の確認 ・本体の腐食、損傷状況の確認			
		・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認			
		・内部の付着物、堆積物の確認			
		【循環ポンプ】			
		・基礎、固定部及び本体取付状態の確認			
		・防護材、ストッパー等の劣化及び本体取付状態の確認			
		・本体の腐食、損傷及び漏れの確認			
		・軸継手ゴムの損傷等の確認、芯だしの良否の確認			
		・ベルトの損傷等の確認			
		・圧力計の確認、軸封の漏水の有無の確認			
		・電流値、異音、発熱及び温度の確認			
		・回転方向の確認			
		・絶縁抵抗値の確認			
		・運転電流値が定格以下であることの確認			

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

団地名　　北十条

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
機械室内	暖房①	【配管類】			
		・配管の漏れ、結露の確認			
		・異常音、異常振動の確認			
		・塗装剤又は保温材の剥離、脱落等の確認			
		・弁類からの漏れ、作動状況の確認			
		・支持、固定金具の取付状態の確認			
		【その他】			
		・警報類の点検調整			
		・防錆剤等の濃度測定及び注入			
	暖房②	・ポンプ類の運転監視状態の確認			
		・動力盤、温度制御盤の作動状態の確認、調整			
		・ポンプ類の潤滑剤の注入			
		・ストレーナ清掃(IN)			
	暖房③	【温水ヘッダー】			
		・基礎、固定部の劣化及び本体取付状態の確認			
		・架台のさび、損傷状態の確認、及び基礎及び取付ボルトの緩み、損傷の有無の確認			
		・本体の腐食、損傷状況の確認			
		・本体保温材の脱落、損傷の有無の確認			
		・圧力計、温度計等計器類取付部の漏れ、汚れの有無の確認			
		・弁類からの漏れ、作動状況の確認			
住棟（ピット内配管含む）	暖房①	【配管類】			
		・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・シャフト内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認			
		・伸縮継ぎ手の作動状態、漏れ及び取付状態の確認			
		・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認			

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙７

地域暖房設備点検表

団地名　　北十条

部　位	項　目	点検内容	点検日・点検結果		
住棟（ピット内配管含む）	暖房①	【その他】			
		・床下換気口の開閉状態の確認			
		・排水ポンプの作動確認			
		・給湯用メーター取付部からの漏れの有無の確認			
	暖房②	【配管類】			
		・住棟内配管接続部の漏れの有無の確認			
		・住棟内付属機器（温度計、圧力計、ブロー弁、エア抜き弁）からの漏れの有無の確認			
		・保温材の脱落、剥離又は塗装の剥離の有無の確認			
		【その他】			
		・床下換気口の開閉状態の確認			

※点検結果は、○：異常なし、△：要経過観察及び×：要修理の３段階で評価する。なお、△、×は甲の担当者へ報告する。

※特記事項へは、評価△、×の項目について詳細な状況の記載及び点検項目以外での注意内容等を記載する。

別紙８

性能定期検査業務報告書

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　岡　雄一　殿

別紙のとおり、平成　　年度の定期検査業務を完了したので、報告します。

平成　　年　　月　　日

点検業務請負者

住　所

氏　名　　印

別紙　　定　期　検　査　報　告　書　　（正・副）

定　期　検　査　成　績　書　　（正・副）

別紙９

事 故 等 報 告 書

平成　　年　　月　　日

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
本部長　岡　雄一　殿

点検業務請負者

氏名　　印

事故等の条件					
施設の概要		団地名・号棟	団地　　号棟		
		所在地			
	事故発生日時	平成　年　月　日（　）　時　分		保守管理会社処置者	
	通報受付日時	平成　年　月　日（　）　時　分		通報者	
	事故等関係者 住所・氏名・年齢等	人	大人　人 小人　人	氏名等	
	事故等の内容 （人身事故及び損傷の有無並びに状況）				
	事故等の原因				
	措置時間				
	措置（処理）方法				
	復旧見込時間	月　日　時　分	復旧　時　分	月　日　時　分	

（備考）

別紙10

平成　年　月　日

様

不具合箇所報告書

○○株式会社

修　繕　要　望　書

番号	施設名称	写真番号	図面番号	不具合指摘事項	緊急度 ・処置完了 ・先行手配 ・指示待ち	改善策・修繕策	備考及び注意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							

一般団地系-1

key plan

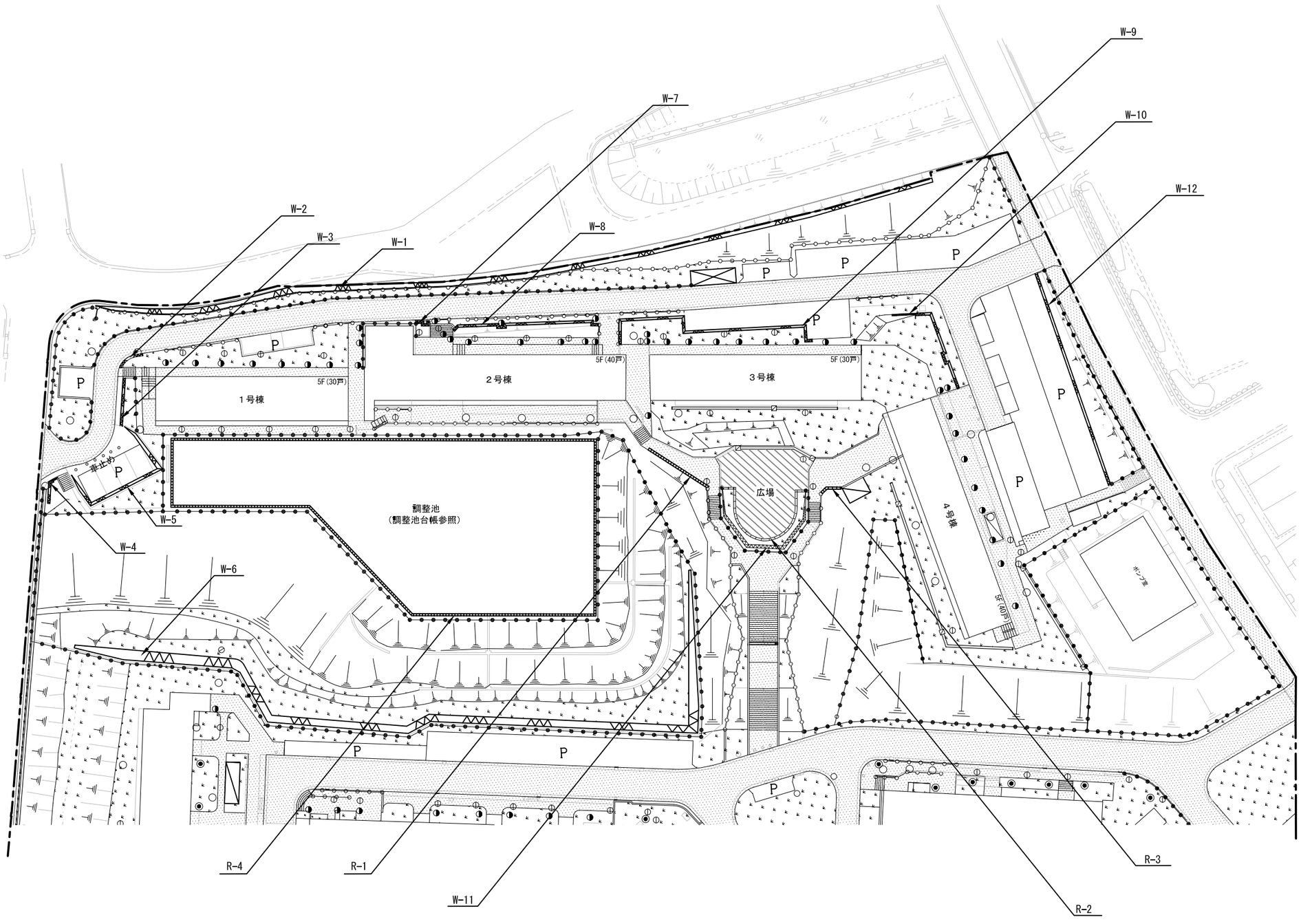

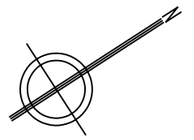

凡　　例

記号	名称
	U形側溝
	雨水人孔
	雨水桝
	汚水人孔
	汚水桝
	U形桝
	石積・雑割擁壁
	RC擁壁
	法面
	メッシュ・金網フェンス等
	パイプ柵等
	厨雑芥置場
	自転車置場
P	駐車場
	広場
	緑地
	通路・道路
	境界

一般団地系-2

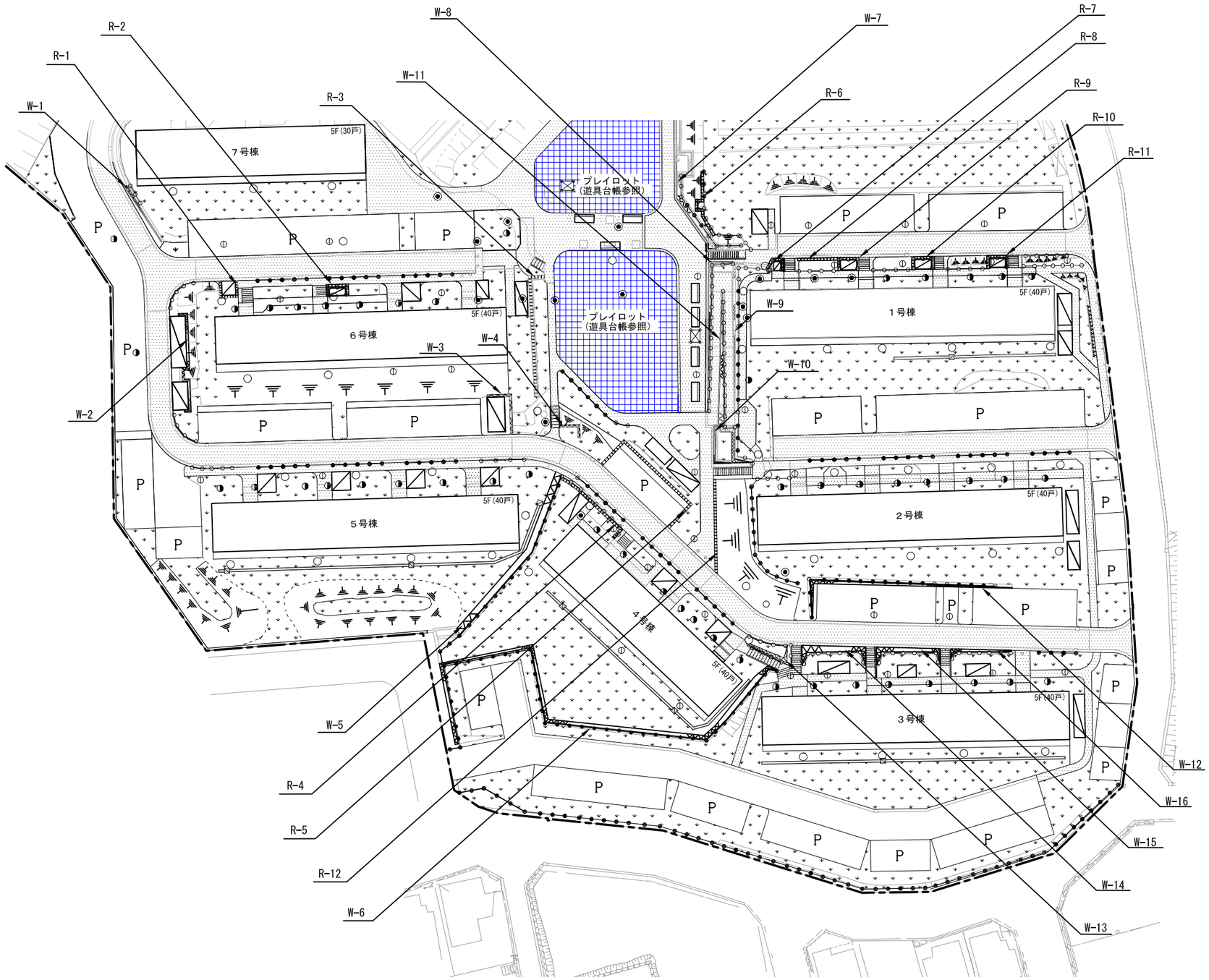

key plan

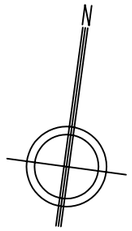

凡　　例

記号	名称
	U形側溝
	雨水人孔
	雨水桝
	汚水人孔
	汚水桝
	U形桝
W	石積・雑割擁壁
R	RC擁壁
	法面
	ベンチ、スツール
	あずまや、パーゴラ、シェルター
	メッシュ・金網フェンス等
	パイプ柵等
	厨雑芥置場
	自転車置場
P	駐車場
	緑地
	通路・道路
	境界

市街地系

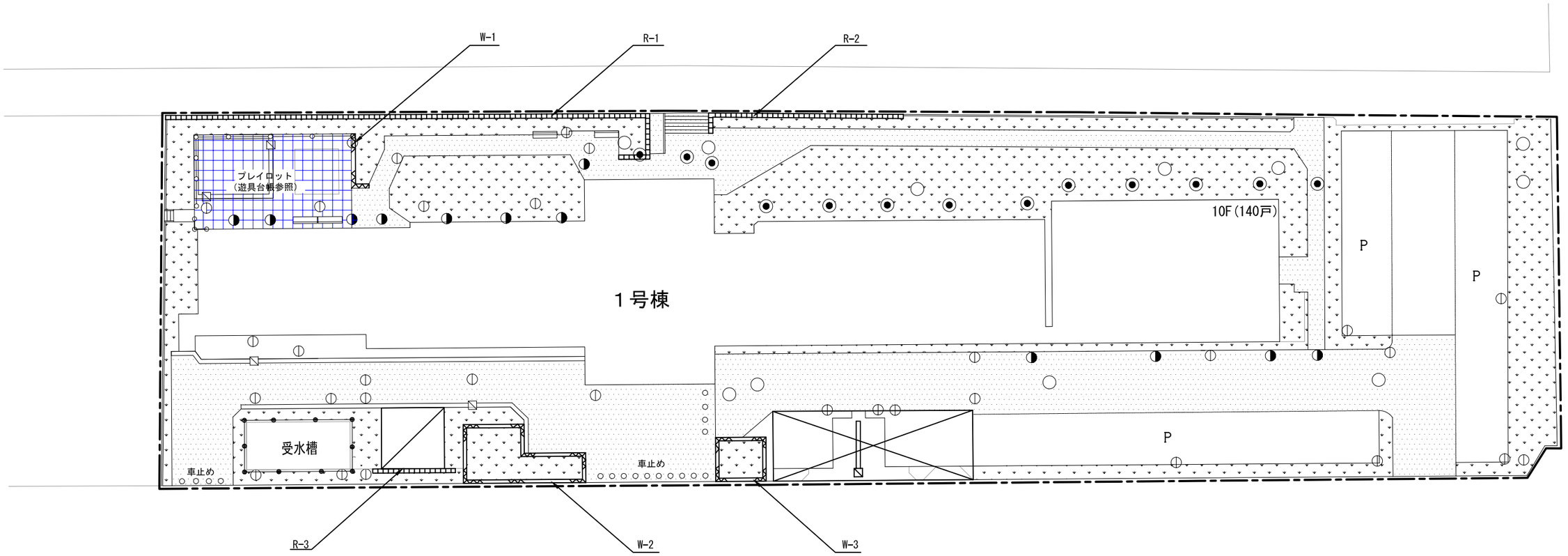

凡　　例

記号	名称
	U形側溝
○	雨水人孔
◐	雨水桝
◉	汚水人孔
◑	汚水桝
▧	U形桝
W	石積・雑割擁壁
R	RC擁壁
	ベンチ、スツール
	メッシュ・金網フェンス等
	パイプ柵等
	厨雑芥置場
	自転車置場
P	駐車場
	緑地
	通路・道路
	境界

面開系

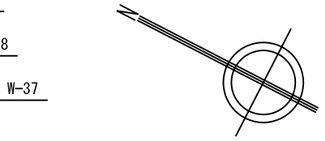

key plan

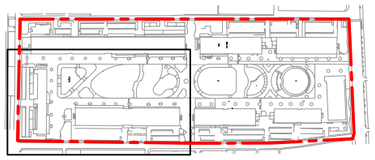

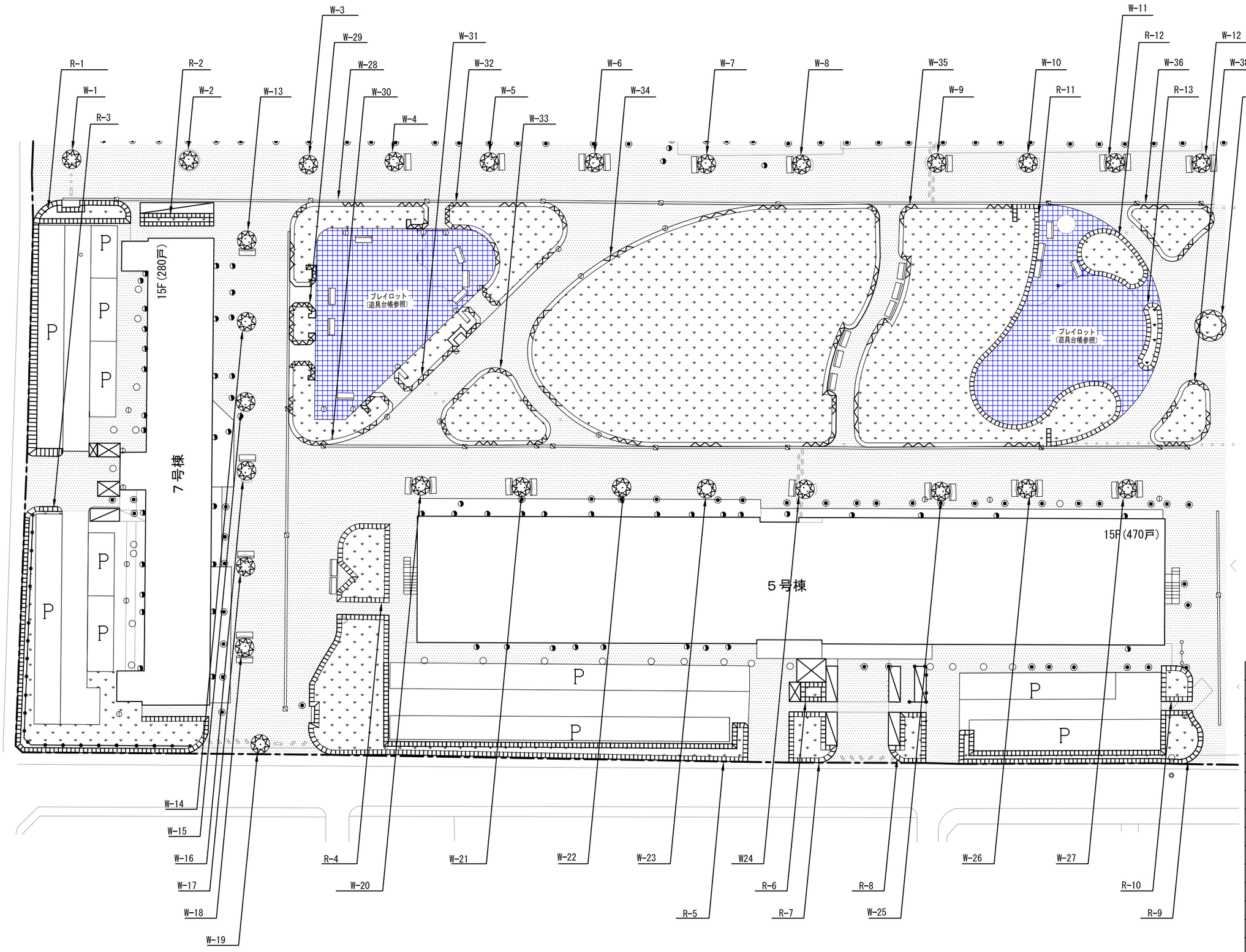

凡　例

記号	名称
	U形側溝
○	雨水人孔
◐	雨水桝
◉	汚水人孔
◑	汚水桝
▧	U形桝
W	石積・雑割擁壁
R	RC擁壁
	ベンチ、スツール
	メッシュ・金網フェンス等
	パイプ柵等
	厨雑芥置場
	自転車置場
P	駐車場
	緑地
	通路・道路
	境界

一般団地系-1　機械

key plan

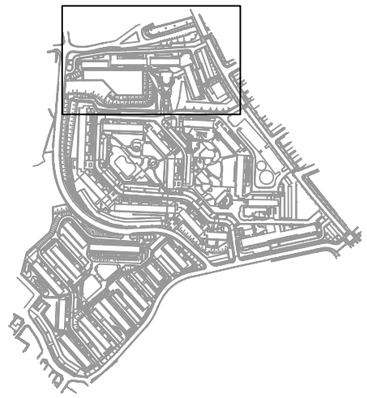

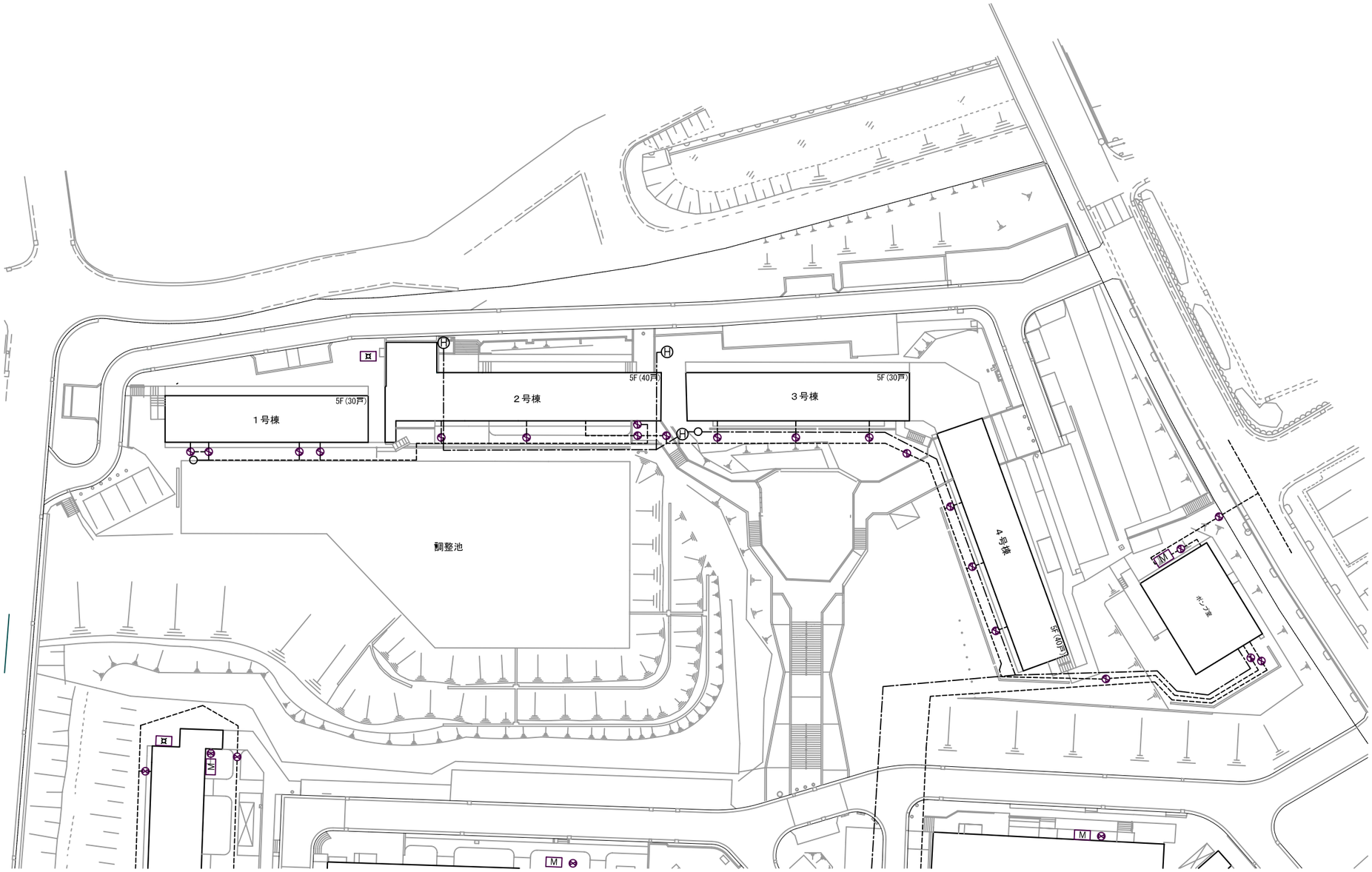

凡　　例

記号	名称
-----	給水管
—·—	消火用配管
⊗	バルブ
Ⓜ	量水器
⊠	散水栓
Ⓗ	消火栓
○	排泥弁

一般団地系-2　機械

key plan

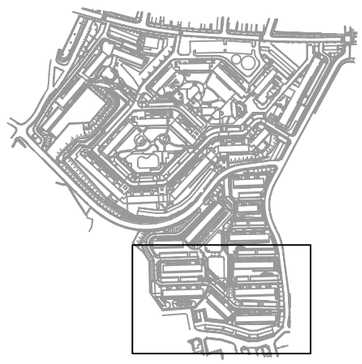

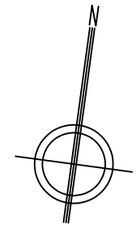

凡　　例

記号	名称
-----	給水管
⊗	バルブ
Ⓜ	量水器
⊠	散水栓
Ⓗ	消火栓
○	排泥弁

市街地系　機械

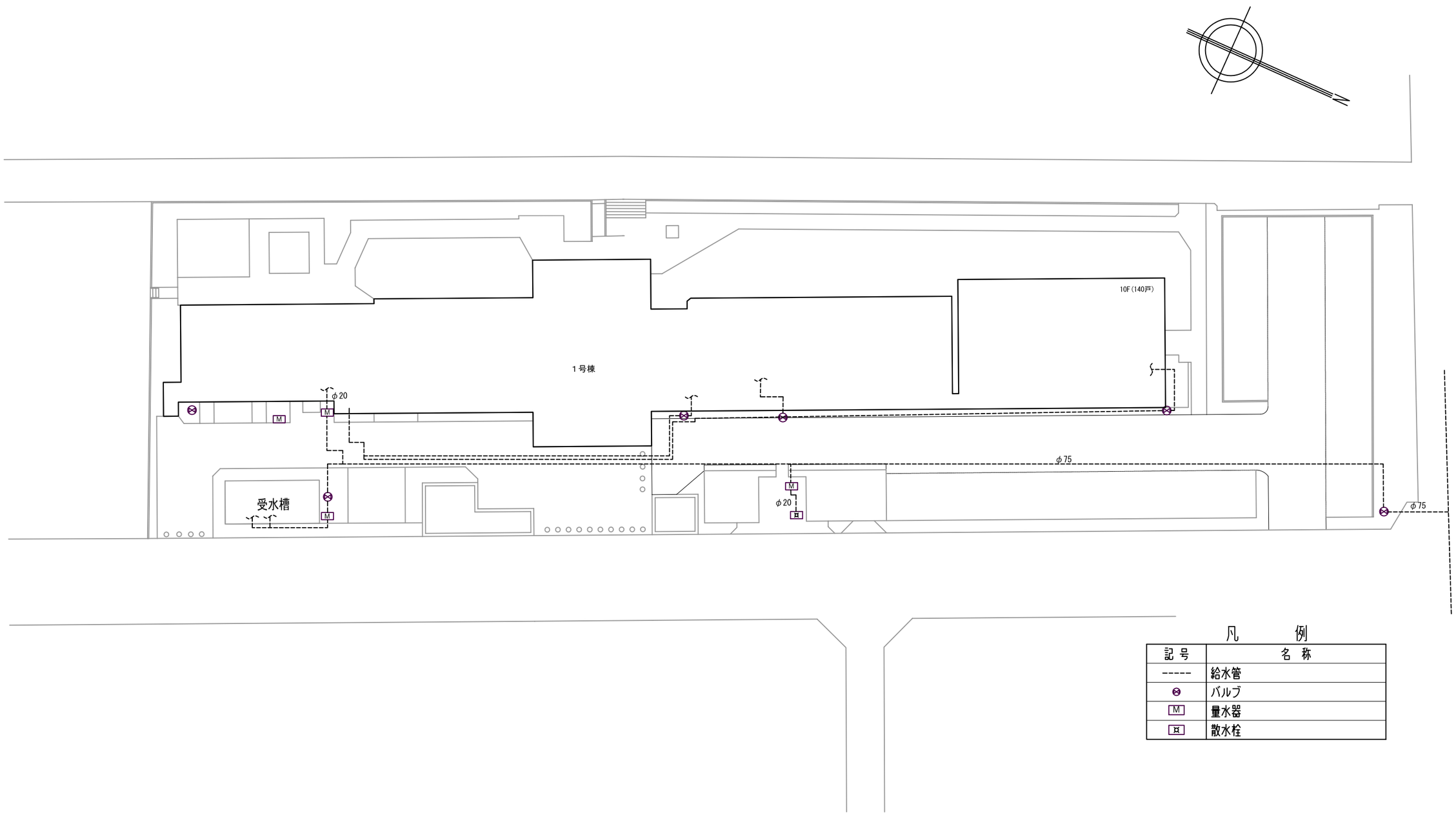

凡　　例

記号	名称
-----	給水管
⊗	バルブ || M	量水器
⊠	散水栓

面開系　機械

key plan

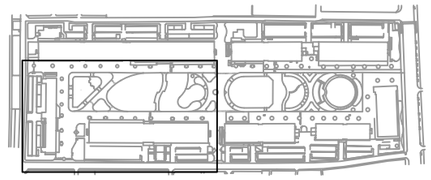

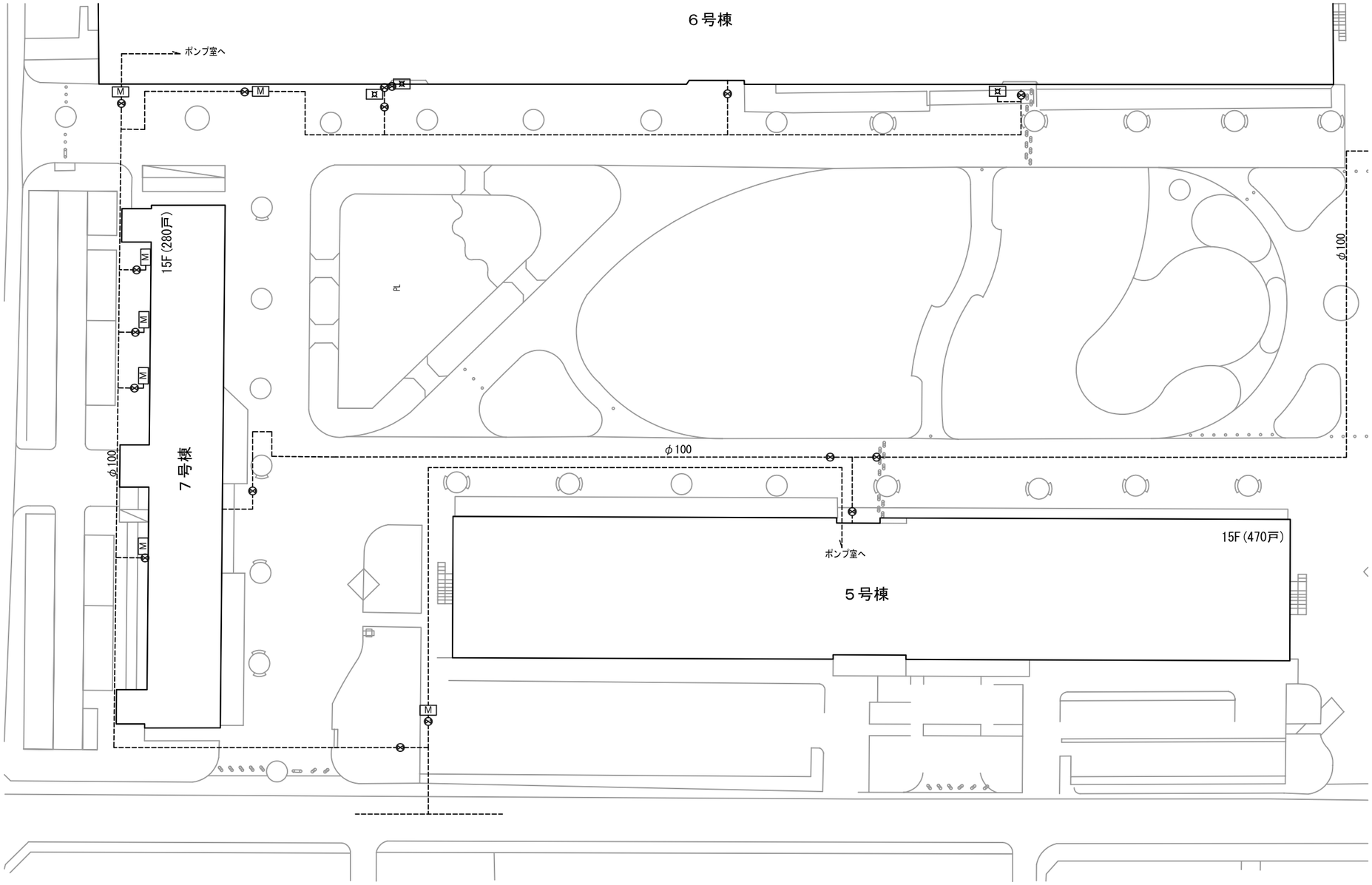

凡　　例

記号	名称
-----	給水管
⊗	バルブ
M	量水器
⌑	散水栓

一般団地系-1　電気

key plan

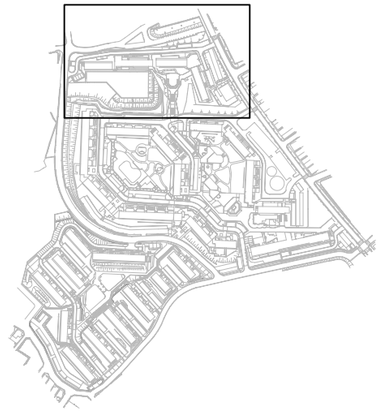

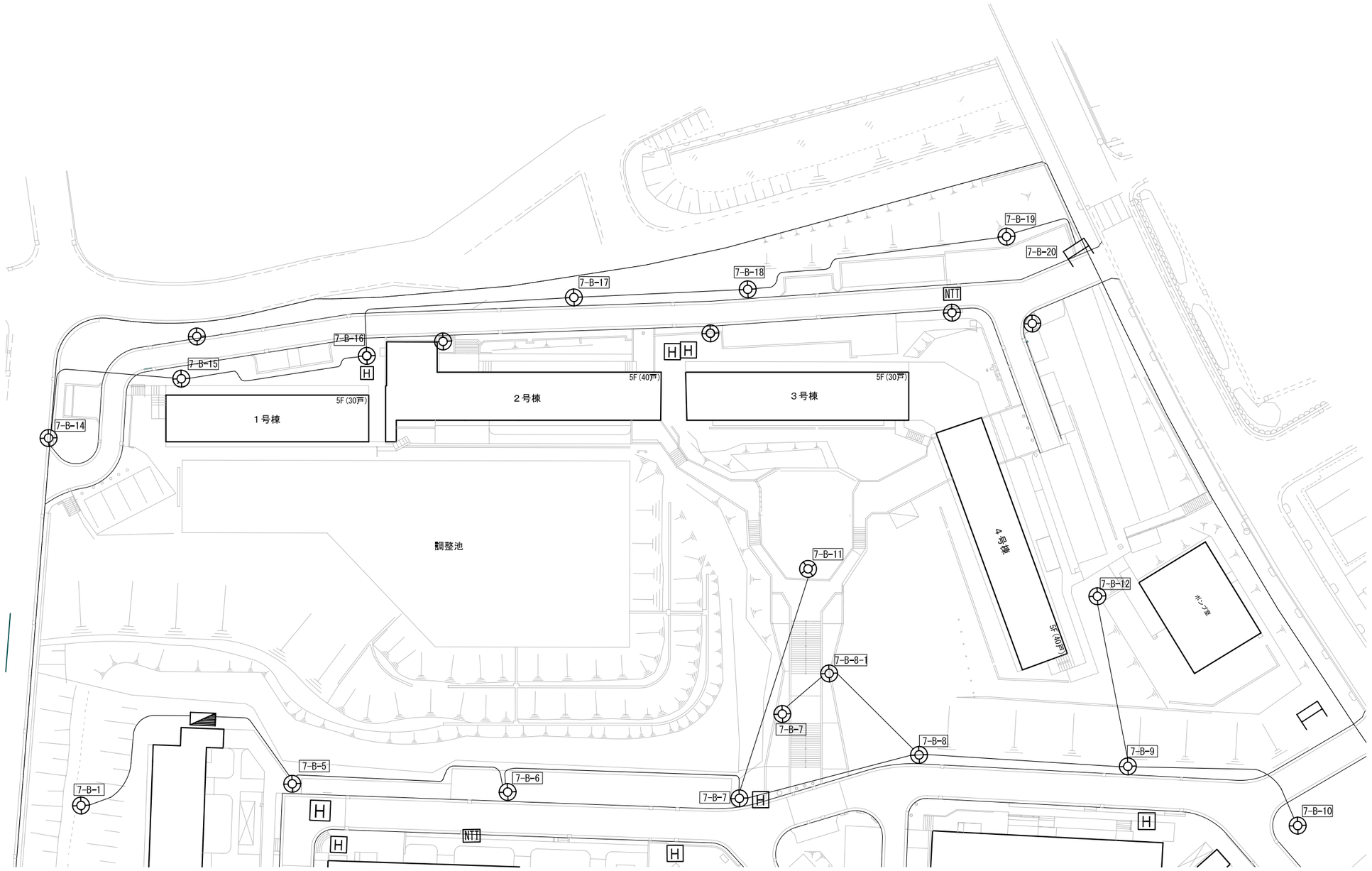

凡　　例

記号	名称
⊕	蛍光灯
◉	水銀灯
⊓	案内板
◪	分電盤
H	ハンドホール
NTT	ハンドホール(NTT)

一般団地系-2　電気

key plan

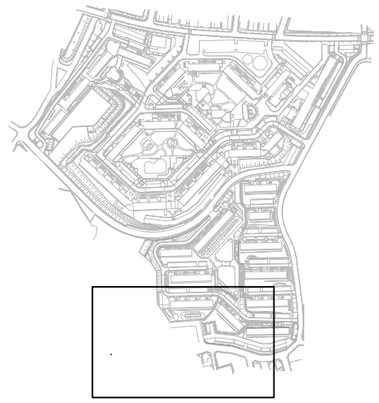

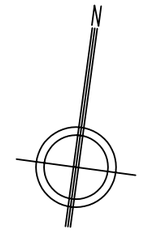

凡　　例

記号	
⊕	蛍光灯
◈	水銀灯
凸	案内板
◢	分電盤
H	ハンドホール
NTT	ハンドホール(NTT)

市街地系　電気

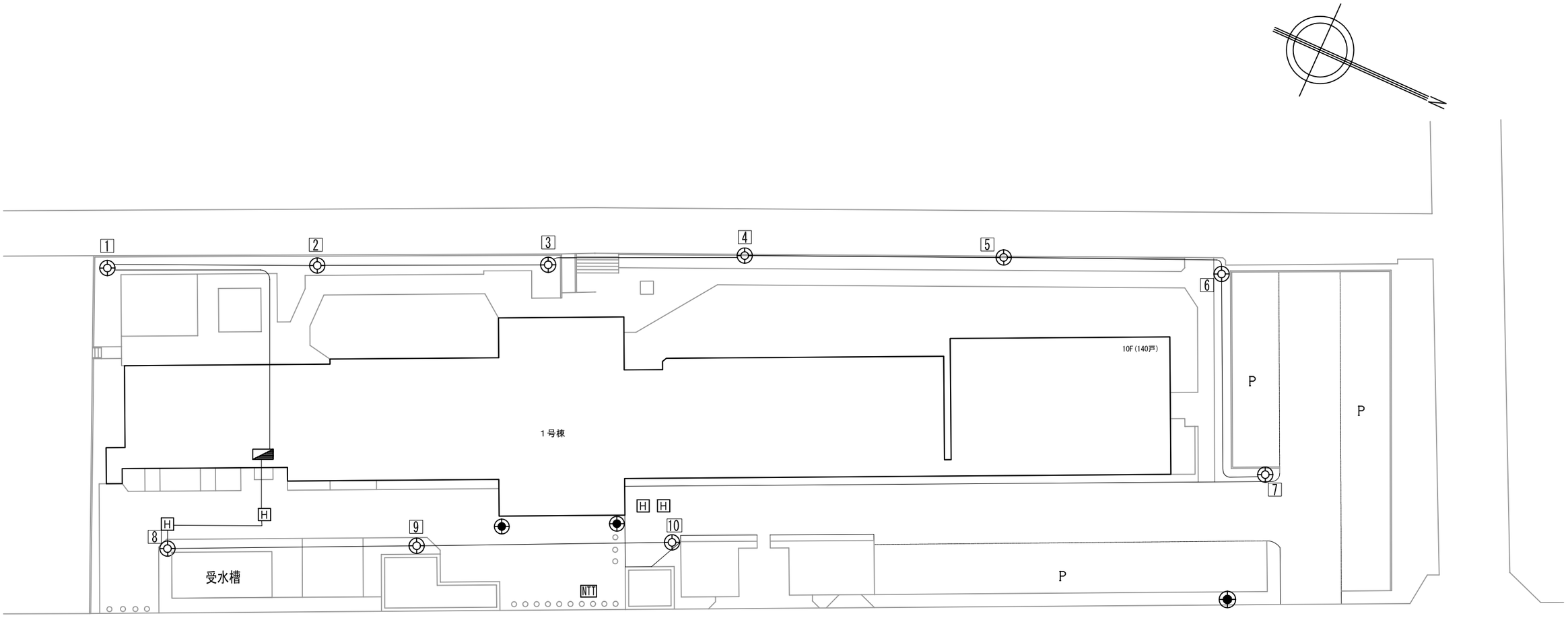

凡　　例

記号	名称
◎	蛍光灯
◉	水銀灯
◪	分電盤
H	ハンドホール
NTT	ハンドホール(NTT)

面開系　電気

key plan

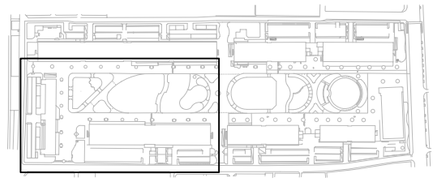

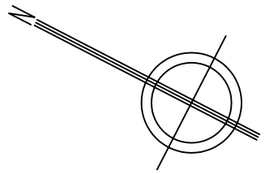

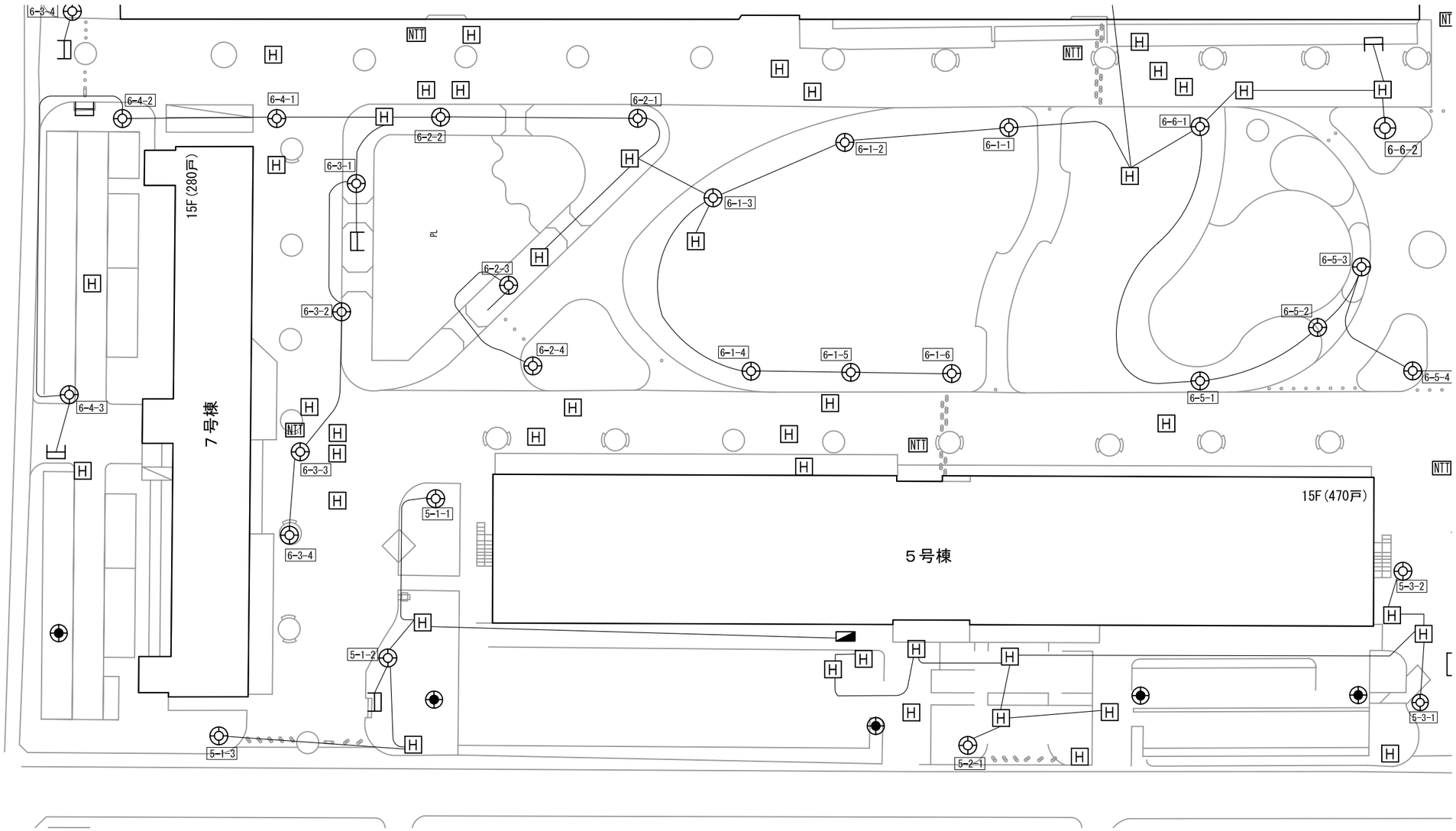

凡　　例

記号	名称
⊕	蛍光灯
◈	水銀灯
凸	案内板
◪	分電盤
H	ハンドホール
NTT	ハンドホール(NTT)

別紙一イ　　安全点検の点検内容と判定基準(建築)　　No.1

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等		点　検　内　容	応急措置等	判定　A－1 部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	判定　A－2 部分的な緊急修繕を要するもの	判定　B 継続的な経過観察等を要するもの（A-2まで至らないもの）
外壁	基礎	イ 沈下、亀裂、欠損等上部構造に影響を及ぼす劣化が現れていないか点検する。 ロ 地中梁、杭頭の露出等がないか点検する。 ハ その他別紙一ロに準じる。	落下の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。		・建物周囲の沈下等により、通行上著しく支障をきたしているもの。 ・杭頭が露出しているもの。 ・その他別紙－ロに準じる。	・地盤沈降の形跡がみられるもの。 ・特異な亀裂(発生の原因が不明なもの等)。 ・地中梁が露出しているもの。 ・その他別紙－ロに準じる。
	モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁	別紙－ロによる。				
	上記以外の仕上げの外壁	(コンクリート造) イ 建物の傾斜、変形等を点検する。(特に、ﾊﾞﾙｺﾆｰ、大庇等に注意する。) ロ その他別紙－ロに準じる。 (鉄骨造) ハ 建物の傾斜、変形等を点検する。 ニ その他別紙－ロに準じる。 (その他の構造) ホ 別紙－ロに準じる。	・ﾎﾞﾙﾄ、ﾅｯﾄに緩みがある場合は、締め直す。 ・障害物には注意書を記する。 ・落下の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。	・別紙－ロに準じる。	・片持ち構造の基部に亀裂が生じているもの。 ・片持ち構造のものが、撓んでいるもの。 ・建物の変形、傾斜及び著しい腐食がみられるもの。 ・その他別紙－ロに準じる。	・特異な亀裂(発生の原因が不明なもの等)。 ・A-2まで至らないが、腐食がみられるもの。 ・その他別紙－ロに準じる。
	その他	イ お住まいのお客様等の所有物を含め落下の恐れのある物の有無を点検する。	・落下の恐れのある物を甲へ報告する。			
外壁以外	階段室等壁・天井 (外壁点検に含まれない、階段室・共用廊下等の壁又は天井)	イ 別紙-ロに準じる	落下の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。		・別紙－ロに準じる。	・別紙－ロに準じる。
	階段室等床 (階段室・共用廊下等の床及びノンスリップを含む床仕上げ材)	イ 欠損等による通行上の障害等の有無及び床仕上げ材・ノンスリップ等の取付状態を点検する。	・通行上危険で撤去可能なものは撤去し、不可能なものは養生する。		・変形、破損等が著しく、通行上支障のあるもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
	建　具　等 (煙感知器連動を除く排煙窓、自動扉を含む共用部分の建具、電動ｼｬｯﾀｰ、各住戸の外回り建具、ﾏﾝﾎｰﾙ蓋等)	イ 建具等が落下する恐れがないか点検する。 ロ 建具の変形、破損等を点検する。 ハ 金物の不具合等により、建具機能に障害がないか点検する。 ニ 施錠すべきところに施錠されているか点検する。 ホ 各住戸の外回り建具は、外観目視でのみ点検する。 ヘ 塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・落下又は脱落の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・枠等の腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの。 ・ガラスが破損しているもの。 ・開閉しないもの。 ・錠が破損又は滅失しているもの。	・建具周囲の抱き部分にひび割れが生じているもの。 ・建具周辺に一定方向のひび割れが生じているもの。 ・腐食等があり、建具としての機能が疑わしいもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等		点　検　内　容	応急措置等	判定　A－1 部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	判定　A－2 部分的な緊急修繕を要するもの	判定　B 継続的な経過観察等を要するもの (A-2まで至らないもの)
外壁以外	防　火　戸 (煙感知器と連動しているものは除く。)	イ　防火戸の閉鎖を妨げる障害物又は可燃物が置かれてないか点検する。 ロ　円滑に閉鎖できるか点検する。 ハ　取付枠と著しい隙間がないか点検する。 ニ　自動閉鎖装置が非常時に作動する状態にあるか点検する。 ホ　各階の主要な防火戸1ヶ所の閉鎖時間(最大に開放した状態から閉鎖するまでの時間)を測定し、扉のW寸法が1m以下で閉鎖時間4秒未満のもの及び扉のW寸法が1mを超えているものは閉鎖時間にかかわらず、運動エネルギーを確認するとともに、扉の閉じ力を測定する。 ヘ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。 扉の閉じ力＝閉鎖している扉が枠を押し付ける力の強さ(扉が閉鎖している状態で、戸先をば	・障害物等は、撤去又は移動する。 ・自動閉鎖装置が機能していない場合は、防火戸を閉め注意書を記する。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・丁番の異常により、脱落の恐れのあるもの。 ・丁番の不具合、建具の変形等により、閉鎖時に隙間等が生じるもの。 ・自動閉鎖機構が作動しないもの。 ・腐食が著しく、防火戸として機能しないもの。 ・扉が人と接触し5cm以内で停止しないもの。 ・扉の閉じ力が150Nを超えるもの。 ・扉の運動エネルギーが10Jを超えるもの。【運動エネルギー(J)は、0.5×扉の質量(kg)×閉鎖速度(m/秒)の2乗で算出】 扉の質量(kg)＝40×扉の面積(㎡) 閉鎖速度(m/秒)＝戸先の円周に沿った距離(m)／閉鎖時間(秒)	・腐食等があり、防火戸としての機能が疑わしいもの。
	手　摺　り　等 (共用廊下、バルコニー、階段、及び屋上等の手摺り、防風スクリーン、転落防止柵、ガードレール、排気ガス防止板)	イ　金属性部材等の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　目隠しパネル等の腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ハ　塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・脱落の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。 ・足がかりとなるものがあれば、撤去又は移動する。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの。 ・手摺り等がぐらつくもの。 ・取付けボルトの破損又は滅失しているもの。 ・取付ボルトナットに緩みがあり、締め直しが必要な場合。 ・目隠しパネル等が破損しているもの。 ・大平板等、目隠しパネル等材が脱落する恐れがあるもの。 ・支持部、コンクリート脚部等にひび割れが生じ脱落又は転倒、転落の恐れのあるもの。 ・ガラスが破損しているもの。	・塗装塗膜の劣化の著しいもの。 ・エンドキャップ等保護部材の破損・欠損のあるもの。
	雨　樋　等 (樋、枡、人孔、U字構、側溝、ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ、その他)	イ　雨樋及び支持金物の欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　共用部のドレイン破損などによる排水機能の低下の有無を点検する。 ハ　枡又は、人孔からの溢水の有無(痕跡はないか)及び、蓋の異常、変形(破損、がたつき等)の有無を点検する。 ニ　枡、人孔と地表面との差異を点検する。 ホ　U字溝の通水状況を点検する。 ヘ　蓋のズレ、破損の状況を点検する。 ト　U字溝破損の有無。モルタル目地切れの有無を点検する。 チ　蓋の紛失の有無を点検する。 リ　排水施設の異常による土砂、ゴミの堆積	・脱落の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。 ・ドレン及びU字溝廻りに排水詰りがある場合、異物を撤去し排水状態を確保する。 ・蓋、受等の紛失箇所または破損が著しく、足を挟む恐れのあるものは、カラーコーン、コーンバー、立入禁止テープ等で立入禁止措置後、報告する。		・取付金物が腐食し、脱落又はその恐れのあるもの。 ・樋が破損しているもの、又は脱落する恐れがあるもの。 ・ドレインが破損しているもの。 ・枡、人孔から溢水しているもの。 ・蓋、受等の紛失箇所または破損の著しいもの。 ・U字溝から溢水しているもの。 ・U字溝破損、モルタル目地切れが著しく、機能を果たしていないもの。 ・土砂堆積等が著しく、機能を果たしていないもの。	・A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・枡、人孔の蓋や口環、U字溝及び蓋に軽微な傾きや損傷があるが、通行に支障のないもの。 ・排水勾配が悪く、常時滞水しているもの。 ・横断通行部において蓋のがたつきがあるもの、又は蓋(鋼製)の連結材がないもの。

安全点検の点検内容と判定基準(建築)

点検内容 判定基準 等 / 点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A－1 部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	判定　A－2 部分的な緊急修繕を要するもの	判定　B 継続的な経過観察等を要するもの（A-2まで至らないもの）
外壁以外	付属金物等 (煙突、臭突、看板、棟番号、掲示板、ﾀﾞｽﾄｼｭｰﾄ、TVｱﾝﾃﾅ支持金物、排気筒天蓋、カーブミラー、交通標識、標示板その他)	イ　支持金物の欠損等の有無及び取付状態を点検する。 ロ　標識板、標示板、カーブミラー、支柱の腐食、割れ、変形、変色の有無を点検する。	・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・落下または飛散、倒壊の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。		・通路上にある金物で、著しく腐食しているもの。 ・取付金物等が脱落又は飛散の恐れのあるもの。 ・褪色、変色、磨耗が著しく、表示内容の判読ができないもの。 ・カーブミラー(反射面)の破損があり、目的物の確認が正確に出来ないもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの裾付方向の悪いもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に腐食があり危険なもの。 ・基礎が著しくぐらついて危険なもの。	・A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に軽微な腐食があるもの。
	屋　根	(共通) イ　下地の不陸、ドレイン破損・土砂堆積などによる排水機能の低下を点検する。 ロ　落下又は飛散の恐れのある物の有無を点検する。 ハ　コンクリート立上り(パラペット、マンホール廻り)等のひび割れ、欠損等の有無を点検する。 (露出アスファルト) ニ　防水層のふくれ、破れ、はがれ、ひび割れ、端末部の口開き等の有無を点検する。 ホ　押え金物のはがれ、欠損等の有無を点検する。 (塗膜防水) ヘ　塗膜防水層のふくれ、破れ、はがれ、ひび割れ等の有無を点検する。 (押えコンクリート) ト　押えコンクリートのひび割れ、浮き上がり等の有無を点検する。 (コンクリートブロック) チ　コンクリートブロック及び縁石部のひび割れ、破損等の有無を点検する。 リ　押さえプレート及びジョイナー等のはがれ、欠損等の有無を点検する。 (アスファルト成形板) ヌ　アスファルト成形板及び縁石部のひび割れ、はね上り、破損等の有無を点検する。 (コロニアル・瓦葺き) ル　屋根の割れ、はがれ、欠損等の有無を点検する。 (屋上緑化) ヲ　縁石、プランターの破損及び土壌の流出を点検する。	・残材等が落下または飛散の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。 ・ドレン廻りに排水詰りがある場合、異物を撤去し排水状態を確保する。		(共通) ・防水層の中に水が回っているもの。 ・溜水している部分の防水層に破れや剥離があるもの。 ・ひび割れ、破損、欠損等が著しいもの丸、または、飛散の恐れのあるもの。(押えコンクリート、コンクリートブロック、アスファルト成形板、コロニアル、瓦、排気筒天蓋、マンホール蓋等、押え金物等を含む。) (露出アスファルト) ・防水層接合部の口開き、剥離があるもの。 ・防水層の浮き又はふくれが全体的(面積比30%程度)に発生しているもの。 ・防水層に2㎡程度のまとまった浮き又はふくれがあるもの。 ・防水層立ち上がり部のズレ落ち、倒れ、水のはらみ、押え金物の脱落、張り仕舞いの口開きが見られるもの。 ・防水貫通管廻りのシール切れ及び押え金物の剥れが見られるもの。 (塗膜防水) ・塗膜防水層の破れ、はがれにより、漏水しているもの。 (屋上緑化) ・縁石のひび割れ、破損が著しく、飛散の恐れ又は土壌　流出の恐れがあるもの。 ・プランターの破損が著しく、土壌流出の恐れがあるもの。 ・植物の成長により通気管等を塞いでいるもの。	(共通) A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 (露出アスファルト) ・防水層の表面が中間不織布層まで破断、損傷しているもの。 ・防水層表面の砂落ちが著しく(面積比80%程度)中間層基材の露出が見られるもの。 ・防水層表面保護塗料の退色が著しい(面積比30%程度)もの。 (塗膜防水) ・保護仕上げ層のひび割れ及び表面保護塗料の消失が著しい(面積比30%程度)もの。 (アスファルト成形板) ・成形板に貫通ひび割れが見られるもの。 ・成形板表面の砂落ちが著しい(面積比80%程度)もの
	エキスパンション・ジョイント	イ　建物間の隙間の変異追随状態を点検する。 ロ　漏水、変形、さび、腐食及び塗装の劣化の有無並びに取り付け状態の良否を点検する。 ハ　シーリング材の破断、だれ、変形、被着面からの剥離及び漏水の有無を点検する。	・脱落の恐れのある場合、危険防止等の措置を行う。		・著しく腐食しているもの。 ・脱落の恐れのあるもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。

点検項目			点検内容 判定基準 等	点検内容	応急措置等	判定　A－1	判定　A－2	判定　B
						部分的な緊急修繕の上全面的な点検を要するもの	部分的な緊急修繕を要するもの	継続的な経過観察等を要するもの (A-2まで至らないもの)
外壁以外	工作物	落下防止庇		イ 腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検 する。 ロ 塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・落下物が庇上にあれば甲へ報告する。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・庇部の破損により、落下物が通過する恐れのあるもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
		クーラー用室外機置き場		イ 腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態 を点検する。 ロ 室外機の取付状態を点検する。 ハ 排水設備の腐食、変形、欠損等の有無及び 取付状態を点検する。 ニ 塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・脱落の恐れのある場合、危険防止等(養生)の措置を行う。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・取付ボルトの破損又は滅失しているもの。 ・取付ボルト及び取付材料の腐食が著しく、脱落の恐れがあるもの。 ・室外機の取付が不十分と思われるもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
		高置水槽		イ 腐食、変形、欠損等の有無及び取付状態を点検 する。 ロ 架台、ルーバー等の腐食、変形、欠損等の有 無及び取付状態を点検する。 ハ 水漏れの有無等を点検する。 ニ 塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・脱落の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・架台の腐食が著しく、折損の恐れがあるもの。 ・水槽が著しく移動しているもの。 ・水漏れしているもの。	・A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・架台に腐食が見られるもの。 ・水槽移動の形跡が見られるもの。 (現象の程度、量、範囲等について点検票にコメントすること。)
		自転車置場等 (独立型・ｵｰﾄﾊﾞｲ置場)		イ 腐食、変形、欠損等の有無を点検する。 ロ 屋根材等の取付状態を点検する。 ハ 床部分の欠損等の有無を点検する。 ニ 塗装部の剥れ・錆の度合いを点検する。	・軽微な変形は矯正する。 ・ボルト、ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・鉄部塗装面の平均的な劣化状況について写真報告する。		・柱、梁等の腐食により、転倒の恐れのあるもの。 ・プレートの変形等による鋭利な部分があるもの。 ・取付金物の腐食により、屋根板等が飛散する恐れのあるもの。 ・ボルト、ナット等の締め付け直しが必要な場合。 ・床が著しく陥没しているもの。	A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
	その他	自走式立体駐車場内 (主要構造部、車路・車室(壁・天井を含む)、機械式駐車場の車室部及び下部構造、ｽﾛｰﾌﾟ、車止め、区画線、その他)		イ 主要構造部は別紙ロによる他、変形の状況、錆び及び損傷等の状況、ボルト・ナット弛み及び欠損等の状況、防火被覆の欠損等の有無を点検する。 ロ 通行上の支障に係るアスファルト及びコンクリート舗装面の変状〔ポット・ホール(局部的な小穴)、 段差、ｸﾗｯｸ等〕の有無を点検する。 ハ 通行上の支障に係わる水溜りの有無を点検する。 ニ 車止め(擬石、鋳鉄、鉄製等)の破損、曲がりの有無及び固定状態の良否を点検する。 ホ 区画線、路面標示等の磨耗の有無を点検する。 ヘ 機械式駐車場の車室部及び下部構造に係る部 分は、「 別紙ハ(2)道路」による。 ト その他別紙一ロに準じる。	・事故の発生が予想される危険箇所のポット・ホールや段差等は常温合材等ですり付けを行うか、又はカラーコーン、コーンバー、立入禁止テープ等で立入禁止措置後、報告する。 ・ボルト・ナットに弛みがある場合は締め直す。 ・ボルト・ナットに弛み、欠損等がある場合は報告する。 ・落下の恐れのある場合、危険防止等(撤去または養生)の措置を行う。		・腐食等が著しく機能上支障をきたすもの。 ・ボルト・ナットが破損または滅失しているもの。 ・ボルト・ナットに弛みがあり、締め直しが必要なもの。 ・防火被覆が破損または滅失しているもの。 ・ポット・ホールが著しく(径20cm以上、深さ2cm以上)通行上支障があるもの。 ・段差が生じて(2cm以上)通行上支障があるもの。 ・舗装材等が破損又は欠損し、不陸を生じて通行上支障があるもの。 ・車止めの破損、曲がり及びぐらつきが著しく、機能上支障があるもの。 ・区画線、路面標示等の磨耗が著しく、内容が識別できないもの ・機械式駐車場の車室部及び下部構造に係る部分は、「 別紙ハ(2)道路」による。 ・その他別紙一ロに準じる。	・A－2まで至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。 ・ポット・ホール(局部的小穴)、段差、亀裂等を生じているものの判定A基準値以下にあるもの。 ・舗装面の荒れが目立ち、軽微な剥離が点在するもの。 ・舗装面に不陸が生じているが部分的なもの。 ・軽微な破損、曲がり等あるものの固定状態は良好なもの。 ・区画線、路面標示等の磨耗があるもの。 ・機械式駐車場の車室部及び下部構造に係る部分は、「 別紙ハ(2)道路」による。 ・その他別紙一ロに準じる。

別紙ロ　モルタル塗り下地及びコンクリート打放しの上に、塗装又はタイル張りにより仕上げた外壁の点検内容と判定基準

劣化種別	点検内容	応急措置等	判定 A－1	判定 A－2	判定 B
			部分的な緊急修繕の上、計画点検(建物診断)を要するもの。	部分的な緊急修繕を要するもの。	継続的な経過観察等を要するもの。(A-2まで至らないもの)
①剥落（欠損）	剥落箇所の有無を点検する。	落下の恐れのある場合、危険防止等（撤去または養生）の措置を行う。	1㎡程度のまとまった剥落箇所（欠損）が1箇所以上あるもの。	0.01㎡（10㎝×10㎝）程度の剥落箇所（欠損）があるもの。	
②白華現象（ｴﾌﾛﾚｯｾﾝｽ）・漏水	白華現象（エフロレッセンス）・漏水の発生の有無を点検する。			白華現象(エフロレッセンス)・漏水の発生が著しいもの。	僅かに白華現象(エフロレッセンス)・漏水らしい現象が見られるもの。
③ひび割れ	ひび割れの有無を点検する。		ひび割れが壁面に全体的に発生しているもの。	ひび割れの巾が著しく大きく、漏水の恐れのあるもの。	軽微なひび割れがあるもの。
④鉄筋露出	鉄筋、鉄骨の露出及び腐食等の有無を点検する。			鉄筋の露出（ひび割れの併発及び錆汁発生を含む）しているもの。	
⑤錆の流出	錆の流出の有無を点検する。			ひび割れ部等に著しい錆の流出が見られるもの。	僅かに錆の流出らしい現象が見られるもの。
⑥浮き（ふくれ）	浮き及びふくれの有無を点検する。		浮き及びふくれが壁面に全体的（外壁点検面積の30%程度）に発生しているもの。 3㎡程度のまとまった浮き又はふくれ箇所があるもの。	浮き又はふくれがあり、剥落の恐れのあるもの。	多少の浮き又はふくれはあるが、剥落の恐れのないもの。
⑦その他（外壁塗膜）	外壁塗膜の経年による劣化であるふくれ、はがれ、変退色、白亜化、粉塵・カビ等による汚れ具合を点検する。(但し、落書き等による汚れは除く。)				全体的に著しい場合。

点検内容／判定基準／点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（1）排水施設	桝、人孔	イ. 桝又は、人孔からの溢水の有無（痕跡はないか）及び、蓋の異常、変形の有無。 ロ. 管路の直上地上部の陥没、又は管露出の有無。 ハ. 桝、人孔回りの地表面の陥没の有無。 ニ. 桝、人孔と地表面との差異。	・蓋のズレは補正する。 ・桝、人孔の蓋の紛失箇所はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ、コンクリートパネル等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。	・桝、人孔から溢水しているもの。 ・蓋の欠損、ズレが著しく足をはさむ恐れのあるもの。 ・漏水によるものと思われる地表面陥落が生じているもの。 ・通行部分に下水管渠が露出しているもの。 ・桝、人孔の蓋が紛失しているもの ・桝、人孔の嵩上が必要なもの。 ・桝、人孔の口環の傾きが著しいもの。	・桝、人孔の蓋や口環に軽微な傾きや損傷があるもの。 ・桝、人孔回りの地表面に軽微な陥没があるもの。
	U字溝	イ. U字溝の通水状況。 ロ. 蓋のズレ、破損の有無。 ハ. U字溝破損の有無。モルタル目地切れの有無。 ニ. 蓋の紛失の有無。 ホ. 排水施設の異常による土砂、ゴミの堆積状況。	・障害物により滞水している場合には、軽微な障害物は除去を行う。 ・横断通行部の蓋の欠損は通行上支障のない蓋と並び替えが可能な場合は並び替え、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 ・蓋ズレは位置補正が可能なものは位置補正を行い、必要に応じカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。	・U字溝から溢水しているもの。 ・横断通行部において蓋の欠損、ズレが著しく転落の危険があるもの。 ・通行部において蓋が紛失しているもの。 ・U字溝破損、モルタル目地切れが著しく機能を果していないもの。 ・土砂堆積等が著しく機能を果していないもの。	・排水勾配が悪く、常時滞水しているもの。 ・U字溝及び蓋の欠損はあるが通行に支障がないもの。 ・横断通行部において蓋のがたつきがあるもの、又は蓋（鋼製）の連結材がないもの。
	敷地排水	イ. 敷地の水はけ状況。 ロ. 遊戯施設回りの水はけ状況。	・危険を伴う通路沿いや通路横断部での異常滞水は排水処置を施すか、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・敷地排水の誘導が悪いため、のり肩方向に排水が集中し著しく支障のあるもの。 ・棟回り等の水はけが悪く、いつもじめじめ しているもの。 ・遊戯施設回り等で、降雨後も水はけが悪く使用に支障をきたすもの。	・水はけの悪い部分がスポット的にあるもの。
	水路、柵渠 人工川、ｺﾝｸﾘｰﾄ水路	イ. 水路の通水状況。 ロ. 側壁、柱、梁のたわみ、破損の有無。 ハ. 排水施設の変形、破損等による土砂、ゴミの堆積状況。	・側溝等の変形、破損が著しく倒壊の恐れがあるものは、異常箇所周辺をカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・側壁等の変形、破損が著しく、倒壊の恐れがあるもの。 ・土砂、ゴミが異常に堆積しているもの。 ・溢水しているもの。または、その恐れがあるもの。	・側壁等の変形、破損はあるが軽微なもの。 ・排水勾配が悪く、常時滞水しているもの。
（2）道路及び暫定平面化駐車場（駐車場上部構造、駐車場下部構造）含む（部空間あり）	舗装 （ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞﾌﾞﾛｯｸ、ｺﾝｸﾘｰﾄ）	イ. 通行上の支障に係る舗装面の変状〔ポットホール（局部的な小穴）、段差、ｸﾗｯｸ等〕の有無。	・事故の発生が予想される危険箇所のポットホールや段差は常温合材等で埋め戻す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・ポットホール（局部的な小穴）が著しく（径20㎝以上、深さ2㎝以上）通行上支障があるもの。 ・段差が生じ（2㎝以上）通行上支障があるもの。 ・亀裂が著しく（幅5㎜）通行上支障があるもの。 ・ブロックのぐらつきが大きく通行上支障があるもの。	・ポットホール（局部的な小穴）、段差、亀裂等を生じているもののA判定基準値以下の状況にあるもの。 ・舗装面の荒れが目立ち、軽微な剥離が点在するもの。 ・ﾌﾞﾛｯｸのぐらつきがあるもの。
	車室部 （鋼製床）	イ. 錆び及び損傷等の状況	・部材の腐食、磨耗、破損、変形等が著しく、危険なものは機構担当部署へ報告。	・腐食等が著しく、機能上支障をきたすもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
	街渠 （L型・U型・V型）、 縁石	イ. 通行上の支障に係る縁石、及び受枠の破損の有無。 ロ. 通行上の支障に係る水溜りの有無。 ハ. 街渠の排水状況の良否。	・通行に重大な支障のある破損はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・縁石、エプロン部の破損やがたつき（波打状態）が著しく足をはさんだり、つまづく恐れのあるもの。 ・街渠の排水不良が著しく、広範囲に水溜りがみられるもの。	・縁石、エプロン部の破損が部分的にあるもの。 ・街渠の排水不良はあるものの、水溜り等が局部的にあるもの。
	桝、 桝蓋 （ｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ、ｺﾝｸﾘｰﾄ、鋳鉄）	イ. 通行上の支障に係わる蓋の変状（破損、がたつき等）の有無。 ロ. 通行上の支障に係る水溜りの有無。 ハ. 桝の集水・排水状況の良否。	・蓋部分の軽微な詰まりは、排除する。（桝内が滞水していない場合） ・蓋、受枠の破損が著しく、足を挟む恐れのあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・蓋、受枠の破損が著しく、足をはさんだり、つまずく恐れのあるもの。 ・桝周辺部の水溜りが深く、常時広範囲にみられるもの。 ・桝から溢水しているもの。 ・桝内に樹木の根が著しく進入し機能を阻害しているもの。	・枠内泥溜以上に常時滞水しているもの。 ・蓋、受枠の破損はあるが軽微なもの。

点検項目		点検内容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（2）道路（駐車場上部構造、駐車場下部構造及び暫定平面化駐車場（駐車場下部空間あり）含む）	安全施設 （ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ、ﾊﾟｲﾌﾟ柵、車止め）	イ. パイプ、レール、ケーブル等の腐食、破損の有無、及び取り付け状態の良否。 ロ. 車止め（擬石、鋳鉄、鉄製等）の破損、曲がりの有無及び固定状態の良否。	・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・事故の発生が予想される端部の飛び出しは撤去できるものは撤去、できないものは番線等で仮止め、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・腐食、破損が著しく、危険なもの。 ・道路に面してパイプ端等が飛び出しているもの。 ・基礎のぐらつきが全体的に生じるもの。 ・車止めの破損、曲がり及びぐらつきが著しく機能上支障のあるもの。	・基礎のぐらつきが生じているが部分的なもの。 ・軽微な破損、曲がりはあるものの固定状態は良好なもの。
	安全施設 （交通標識、標示板、ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ、道路鋲、区画線、駐車番号表示）	イ. 標識板、標示板、カーブミラー、道路鋲、支柱の腐食、割れ、変形、変色の有無。 ロ. 区画線、駐車番号表示の磨耗の有無。	・倒壊の予想されるカーブミラー等は撤去できるものは撤去、できないものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・褪色、変色、磨耗が著しく、表示内容の判読が出来ないもの。 ・カーブミラー〔反射面〕の破損があり、目的物の確認が正確に出来ないもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの裾付方向の悪いもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に腐食があり危険なもの。 ・基礎が著しくぐらついて危険なもの。 ・道路鋲が亡失または著しく破損しているもの	・区画線、駐車番号表示の磨耗があるもの。 ・標識板、標示板、カーブミラーの支柱に軽微な腐食があるもの。
	駐車場上部構造 （S造・RC造壁面）	イ. 亀裂等の状況。 ロ. 錆び及び損傷等の状況。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・亀裂等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・鉄筋が露出しているもの。	・亀裂、腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
	駐車場下部構造 （鉄骨・鋼材（柱・梁・固定金具等））	イ. 支柱、梁の変形の状況。 ロ. 錆び及び損傷等の状況。 ハ. ボルト・ナットの緩み及び欠損等の状況。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・支柱、梁、固定金具等の変状が著しいもの。 ・腐食等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・ボルトの破損又は滅失しているもの。 ・ボルト・ナットに緩みがあり、締め直しが必要なもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
	駐車場下部構造 （ｺﾝｸﾘｰﾄ壁面、支柱・排水溝）	イ. 亀裂等の状況。 ロ. 漏水、錆汁（錆だれ）等の状況。 ハ. 鉄筋の露出（暴露）。 ニ. 排水溝の状況。 ホ. 落ち葉、ゴミ、支障物の有無。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・亀裂等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・浮き又はふくれがあり、剥落により車両被害の恐れがあるもの。 ・鉄筋が露出しているもの。 ・漏水等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・排水不良が著しく、機能上支障をきたすもの。	・亀裂等はあるが、機能上支障がないもの。 ・しみ出し等あるが、機能上支障がないもの。 ・軽微な排水不良はあるが、機能上支障がないもの。
	暫定平面化駐車場構造 （駐車場下部空間ありタイプ、上部・下部共）	〔（車室部（鋼製床）〕 イ. 錆及び損傷等の状況。 ロ. 勾配、がたつき、歪みの状況。	・部材の腐食、破損、変形等が著しく、危険なものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・腐食等が著しく、機能上支障をきたすもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
		〔管理施設（点検口）〕 イ. 点検口の錆、損傷、施錠（固定金具）等の状況。 ロ. 足掛金物等の固定、腐食、破損の状況。	・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・部材の腐食、破損、変形等が著しく、危険なものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・管理点検口の腐食等が著しく施錠できない。侵入、落下の危険がある。 ・足掛け金物取り付けが緩み、腐食が著しく転落の危険がある。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
		〔駐車場下部構造（鉄骨、鋼材（柱・梁・固定金具等）、基礎）〕 イ. 支柱、梁、ブレース、基礎の変形の状況。 ロ. 錆及び損傷等の状況。 ハ. ボルト・ナットの緩み及び欠損等の状況	・ボルト・ナット、ﾌﾞﾚｰｽに緩みがある場合は、締め直す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。 ・部材の腐食、破損、変形等が著しく、危険なものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止措置後、機構担当部署へ報告。	・腐食、変形等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・ボルトの破損又は滅失しているもの。 ・ボルト・ナットに緩みがあり、締め直しが必要なもの。	・腐食等はあるが、機能上支障がないもの。
		〔駐車場下部構造（コンクリート壁面、排水溝）〕 イ. 亀裂の状況。 ロ. 漏水、錆汁（錆だれ）等の状況。 ハ. 鉄筋の露出（暴露）。 ニ. 排水桝、排水溝、溢水跡の状況。 ホ. 落ち葉、ゴミ、支障物の有無。	・変状等が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、状況を把握し直ちに機構担当部署へ報告する。 ・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・亀裂等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・鉄筋が露出しているもの。 ・漏水等が著しく、機能上支障をきたすもの。 ・排水不良が著しく、壁面に溢水跡があり機能上支障をきたすもの。	・亀裂等はあるが、機能上支障がないもの。 ・しみ出し等あるが、機能上支障がないもの。 ・軽微な排水不良はあるが、機能上支障がないもの。

点検内容 判定基準 点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（3）法面・擁壁	植栽による法面	イ. 植生の生育状況、雑草や潅木等の繁茂の状況。 ロ. 地表水及び地下水の流出状況とそれによる浸食の有無。 ハ. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。 ニ. 法面や法肩の塵埃、土砂等の堆積状況。 ホ. 人為的浸食の有無。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、囲障等で囲まれていない場合はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 囲障等で囲まれている場合は立入防止を確認後、機構担当部署へ報告。	・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）が著しいもの、盤ぶくれが生じているもの。又は変状の進行が予想されるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・廃材、枯木及びゴミ等が散在しているもの。 ・のり面から常時湧水があるもの。	・植生の育成状況がよくないもの。 ・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）が軽微なもの。 ・降雨後もしばらく湧水があるもの。
	コンクリート枠等による法面	イ. コンクリート枠等内の中詰材の緩み陥没の状況。 ロ. コンクリート枠等のひび割れ、ハラミ出しの有無。 ハ. 局部的な脱落の有無。 ニ. 裏込土砂の流出状況、保護工の陥没の有無。 ホ. 湧水や浸透水の状況。 ヘ. 保護工の滑動、沈下の有無。 ト. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、囲障等で囲まれていない場合はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 囲障等で囲まれている場合は立入防止を確認後、機構担当部署へ報告。	・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）が著しいもの、又は変状の急速な進行が予想されるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・廃材、枯木及びゴミ等が散在しているもの。 ・のり面から常時湧水があるもの。 ・コンクリート枠の損傷、中詰材の流出等が著しい。	・枠内の中詰材に軽微な沈下、クラック、欠損等がみられるもの。 ・降雨後もしばらく湧水があるもの。 ・法面の変状（クラック、ハラミ、侵食）、コンクリート枠の損傷が軽微なもの。
	自然斜面による法面	イ. 地表水、地下水の流出状況とそれによる侵食の有無。 ロ. 斜面の亀裂、ハラミ出し等の異常の有無。 ハ. 斜面の草木の繁茂状況。 ニ. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものは、囲障等で囲まれていない場合はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 囲障等で囲まれている場合は立入防止を確認後、機構担当部署へ報告。	・法面の変状（クラック、ハラミ、浸食）が著しいもの、又は変状の急速な進行が予想されるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・廃材、枯木及びゴミ等が散在しているもの。 ・のり面から常時湧水があるもの。	・降雨後もしばらく湧水があるもの。
	擁壁 （排水工含む）	イ. 擁壁のひび割れ、目地切れ、ハラミ出し表面劣化の有無。 ロ. 擁壁の滑動、傾斜､沈下の有無。 ハ. 水抜孔の機能及び背面の滞水状況、湧水の有無。 ニ. 擁壁と背面土砂の段差、空隙の有無。 ホ. 擁壁全面及び背面周辺の地盤の状況。 ヘ. 排水施設（U字溝、桝、堅溝等）の異常の有無及び機能の状態。	・排水溝の軽微なゴミの詰まりは、排除する。 ・変状が著しいもの、又は急激な進行が予想されるものはカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。	・擁壁の変状（ひび割れ、ハラミ出し、沈下、水平変位、傾斜、伸縮目地の開き等）が著しいもの、又は変状の急速な進行が予想されるもの。 ・水抜孔が詰まっているもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・壁面に樹木等が根付き破損の恐れがあるもの。 ・ブロックの飛び出し、欠損があるもの。	・擁壁の変状（ひび割れ、ハラミ出し、沈下等）が軽微なもの。 ・排水施設に軽微な異常がみられるもの。 ・壁面に雑草等が根付いているもの。
（4）遊戯施設	砂場	〔遊具周り〕 イ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ロ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 ハ. 犬、猫防止ネットの破損状況。 〔本体〕 ニ. エプロン（砂場枠）の破損状況。 ホ. 砂への異物（ガラス片等）の混入状況。 ヘ. 砂の量の適否。 ト. 水はけの状況。	砂場周りや砂中に異物（突起物やガラス片等）や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識テープ等で使用禁止処置を施し、機構担当部署へ報告。	・砂場周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・エプロン（砂場枠）が破損し、危険な切り口等があるもの。 ・エプロン（砂場枠）の天端破損とボルトの突出があるもの。 ・砂中に、異物（ガラス片等）が混入しているもの。 ・砂の量が著しく不足しているもの。 ・降雨後の滞水が著しいもの。 ・犬・猫防止用ネットの破損により機能を果たしていないもの。	・エプロン（砂場枠）に軽微な破損があるもの。 ・降雨後に滞水があるもの。 ・犬・猫防止用ネットに軽微な損傷があるもの。

点検内容 判定基準 点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	すべり台 （人研、ステンレス、FRP製すべり台、ローラーすべり台等）	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。ステンレス製すべり台にあっては日照による高温化の状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、登行部（階段）、滑走面、手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ. ローラーの破損、変形状況、回転不良。 ト. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 チ. 滑り降り部と着地地盤面との段差。 リ. 地盤面の浸食、水溜りの有無。 ヌ。基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・滑走面やローラー部に破損、変形がある等、利用上危険な場合は上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。ステンレス製すべり台にあっては日照による高温化が著しく、危険なもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、登行部（階段）、滑走面、手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ローラー部に破損、変形があるもの、又は回転不良や回転時の異常音が著しいもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1.5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・滑り降り部と着地地盤面との段差が著しく、頭、腰等を打つ恐れのあるもの。 ・地盤面が侵食され、石、コンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、登行部（階段）、滑走面、手摺り等に軽微なぐらつき、腐食、破損、変形等があるもの。 ・着地面に軽微な窪みがあるもの。
	ブランコ （連座ブランコ・全方向ブランコ）	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、梁、柵等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ. 吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗、破損、変形状況。 ト. ベアリングの回転具合の良否。 チ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況。 リ. 吊り部材と座板の固定状況。 ヌ. 座板の腐食、破損の状況。 ル. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 ヲ. 座板と地盤面との間隔の適否。 ワ. 地盤面の浸食、水溜りの有無。 カ. 着地面の保護材の損耗状況。 ヨ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗等が著しく、破断、外れの恐れがあるものは、吊り金具をダルマ金具より取り外し、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・その他利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、梁、柵等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・吊り金具、ダルマ金具の磨耗が著しく（概ね1/3以上の磨耗）、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ベアリングの動きが著しく固いもの、又は著しく不快な音をだすもの。 ・吊り部材の磨耗（概ね1/3以上の磨耗）、腐食、破損、変形が著しく、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ロープ、ザイルロープにほつれ、破損、破断があり危険なもの。 ・吊り部材と座板の固定状況が悪いもの。 ・座板の腐食、破損が著しく、危険なささくれ、突起等があるもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1.5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・座板と地盤面との間隔が危険なもの。（間隔が35cm～45cm(幼児用は30cm～40cm)の範囲内におさまっていないもの） ・地盤面が大きく侵食されているもの。侵食により石やコンクリート等が露出しているもの。 ・保護材（人工芝等）が損耗しており、危険なもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、梁、柵等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・吊り金具、ダルマ金具に軽微な磨耗があるもの。 ・ベアリングに軽微な回転不良、不快音があるもの。 ・吊り部材に軽微な腐食、磨耗、破損、変形があるもの。 ・座板に軽微な腐食、破損があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

点検内容 判定基準 点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	シーソー （弓形シーソー・シーソー）	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 軸受支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 ヘ. 腕部（本体）の腐食、破損、ぐらつき（横揺れ）状況。 〔消耗部材〕 ト. 支点部の動作具合の良否。 チ. 支点部の磨耗、腐食、破損状況。 リ. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 ヌ. ハンドル、つり鎖の破損、変形、固定状況。 〔基礎・地盤面〕 ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヲ. 接地部の陥没状況、タイヤの破損状況。 ワ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・腕部（本体）の腐食、破損、ぐらつきが著しく、危険なものは、腕部を取り外し安全な場所へ仮置きし、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・その他利用上危険なものは、上記同様に使用禁止措置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・軸受支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・腕部（木製本体）の腐食、破損が著しく、危険なささくれや突起等があるもの。 ・支点部の動作不具合により、異常な音を発したり、横揺れがひどいもの。 ・支点部の磨耗、腐食、破損が著しく、危険なもの。 ・ハンドルの破損、変形が著しく、抜ける恐れがあるもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1.5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・接地部の陥没やタイヤの破損が著しく、危険なもの。 ・基礎部が大きく露出しているもの。	・軸受支柱、支点部、腕部（本体）、ハンドル等に軽微な腐食、破損、変形、ぐらつきがあるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、固定状況。 ホ.握り棒、横架材等の腐食、破損、変形状況。 ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 チ.バスケットサークルの網の欠損状況。 〔基礎・地盤面〕 リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・握り棒、横架材等の腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、握り棒、横架材等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。 ・バスケットサークルの網に軽微な破れ、欠損があるもの。

点検内容 判定基準 点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	チェーンジャングル、ネットジャングル	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ．チェーン、ネット、ロープ等の固定状況。 ト．チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況。 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、 またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・設置面〕 リ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きのあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・チェーン、ネット、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損が著しく、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱及び梁等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・チェーン、ネット、ロープ等に軽微な磨耗があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	グローブジャングル	〔外観・遊具周り〕 イ．本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ．支柱のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ．回転部の床、縦部材、横部材等の腐食、破損、変形状況。 ヘ．回転部の回転具合の良否、ぐらつき（横揺）状況。 ト．継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 チ．ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無 〔基礎・地盤面〕 リ．地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ．基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・本体にゆがみや傾きがある場合、又は回転不良やぐらつき（横揺れ）、異常な回転音がある等、利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・回転部（床、縦部材、横部材）の腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・回転具合が悪く、異常な音を発するもの、又は横揺れするもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が大きく露出しているもの。	・支柱及び回転部（床、縦部材、横部材）に、軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・回転時に、軽微な不快音があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

点検内容 判定基準 点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	スプリング遊具	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔上物・台座部〕 ニ. 上物、台座のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 取っ手（ハンドル）の固定状況。 ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト. スプリングの腐食、破損、変形状況。 チ. ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 リ. 基礎のぐらつき状況。 ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ル. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・スプリング、台座に異状がある等、利用上危険なものは、結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・上物、台座のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・取っ手（ハンドル）の固定状況が悪く、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・スプリングの腐食、破損、変形があり、危険なもの。 ・基礎部のぐらつきがあり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・上物、台座に軽微なぐらつき、腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	コンクリート遊具 （プレイウォール、石の山、球技ウォール等）	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材（本体）〕 ニ. 本体（人研部等）の破損、クラックの状況。 ホ. コンクリート面への苔の付着状況。 ヘ. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ト. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 チ. ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・地盤面〕 リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヌ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・部材の腐食、磨耗、破損、変形等が著しく、危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・本体（人研部等）の破損、クラックの発生が著しく、危険なもの。 ・苔の付着が著しい等、滑りやすい状況となっており危険なもの。 ・手摺りのぐらつき、腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石やコンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・本体（人研部等）に軽微な破損、クラックがあるもの。 ・手摺り等に軽微な磨耗、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	複合遊具(コンビネーション遊具)	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、梁、床、登行部（階段等）、滑走面等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 手摺り、パネル、チューブトンネル等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト. ブランコの吊り金具、ダルマ金具等の腐食、磨耗、破損、変形状況。 チ. ベアリングの回転具合の良否。 リ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況。 ヌ. ブランコ座板等の腐食、破損状況。 ル. 吊り部材と座板の固定状況。 ヲ. チェーン、ネット、ロープ等の固定状況。 ワ. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況。 カ. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・設置面〕 ヨ. 滑り台着地部の着地面との段差。 タ. ブランコ座板と地盤面との間隔の適否。 レ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ソ. 基礎部の露出状況。 ツ. ブランコの着地面の保護材の損耗状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗が著しく、破断、外れの恐れがあるものは、吊り金具をダルマ金具より取り外し、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等、利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、梁、床、登行部（階段等）、滑走面等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・手摺り、パネル、チューブトンネル等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・吊り金具、ダルマ金具の磨耗が著しく（概ね1/3以上の磨耗）、破断、外れの恐れのあるもの。 ・ベアリングの動きが著しく固いもの、又は著しく不快な音を出すもの。 ・吊り部材の磨耗（概ね1/3以上の磨耗）、腐食、破損、変形が著しく、破断、外れの恐れのあるもの。 ・吊り部材と座板等との固定状況が悪いもの。 ・チエーン、ネット、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損が著しく危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・滑り降り部と着地地盤面との段差が著しく、頭、腰等を打つ恐れのあるもの。 ・ブランコの座板と地盤面との間隔が危険なもの。（間隔が35cm～45cm(幼児用は30cm～40cm)の範囲内におさまっていないもの） ・地盤面が大きく侵食されているもの。侵食により石やコンクリート等が露出しているもの。 ・保護材（人工芝等）が損耗しており、危険なもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、梁、床、登行部（階段等）、滑走面、手摺り、パネル、チューブトンネル等に軽微な腐食、変形があるもの。 ・吊り金具、ダルマ金具、座板に軽微な腐食、破損があるもの。 ・ベアリングに軽微な回転不良、不快音があるもの。 ・吊り部材に軽微な腐食、磨耗、破損、変形があるもの。 ・チェーン、ネット、ロープ等に軽微な磨耗があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。 ・座板に軽微な破損、腐食があるもの。
	ロープウェイ	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差、窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 支柱、梁、はしご、踊り場等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ヘ. ケーブル、ロープ等の固定、磨耗、断線、破損状況。 ト. 滑車部の腐食、磨耗、破損、回転不良等の状況。 チ. 握り部の腐食、破損、変形状況。 リ. 緩衝装置の損耗、腐食状況。 ヌ. ボルト・ナットの緩みの有無、またはボルト・ナットの突起の有害性の有無 〔基礎・設置面〕 ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ヲ. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形、ぐらつきが著しい等、利用上危険なものは、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・支柱、梁、はしご、踊り場等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・ケーブル、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損があり、危険なもの。 ・滑車部の腐食、磨耗、破損、回転不良等が著しく、危険なもの。 ・握り部の腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・緩衝装置の損耗、腐食が著しく、危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が侵食され、石、コンクリート等が露出しているもの。 ・基礎部が露出しているもの。	・支柱、梁、はしご、踊り場等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・滑車部に軽微な回転不良、不快音があるもの。 ・握り部、緩衝装置に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	徒渉池 （パーゴラ、ベンチ、スツール、プレイスカラプチヤー、舗装、囲障等を含む）	〔本体〕（池底面、側壁等躯体） イ. 徒渉池全体の安全上の支障に係る変状（クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、石、枝、ガラス片等）の有無、床部滑り具合。 〔周辺施設〕（足洗い場、シャワー、洗顔・飲用水エリア、舗装、囲障、階段、滑走台、外周柵、立ち上がり部、モニュメント等を含む） ロ. 安全上の支障に係る変状（クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、石、枝、ガラス片等）の有無、床部滑り具合。 ハ. シャワー・洗眼器具等施設の破損、ぐらつき、変形、腐食等の状況。 ニ. （囲障）金網や胴縁下空間、格子やフレーム下空間における危険な開口の有無、門扉の破損・ぐらつき・開閉状態、鍵の破損・欠損、塗装等の状況。 ホ. 制札版の有無、破損、変形、ぐらつき、塗装等の状況。 〔消耗部材〕 ヘ. ボルト・ナットの緩み、突出部の有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔給排水施設（側溝を含む等）〕 ト. 集水桝、散水栓、止水栓、排水目皿、グレーチング等の蓋の異常、変形、がたつき、外れ、破損、詰まり等の有無。 チ. 蓋の紛失の有無、蓋の固定状況。（排水桝蓋の鎖2ヶ所止め等） リ. 蓋穴の大きさ、蓋材質の適否。 ※ 「安全」の観点を最優先とし、土木・造園施設に限定せず、建築・機械・電気施設についても点検対象とする。 ※※ その他付属施設については、各々の点検内容・判定基準に基づき点検する。（ﾊﾟｰｺﾞﾗ、ﾍﾞﾝﾁ、ｽﾂｰﾙ、ﾌﾟﾚｲｽｶﾙﾌﾟﾁｬｰ等）	・徒渉池周りに異物がある場合、除去可能なものは除去する。 ・事故の発生が予想される著しい破損、段差等は常温合材等ですり付けを行うか、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 ・蓋のズレは補正する。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。 ・蓋が外れてしまう箇所、蓋の紛失や破損箇所は立入禁止処置後、機構担当部署へ報告。 ・排水溝、排水口等の軽微な詰まりは取り除き、処置後機構担部署に報告。 ・（囲障）金網の欠損等は、番線、標識ロープ等で仮繕い。又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。	※「子どもが裸足で遊ぶこと」、「濡れた体で、肌の露出が多い状態で遊ぶこと」を前提とした視点で判定する。 ・ポットホール（局部的小穴）、段差、亀裂が著しく、子どもの安全上支障があるもの。 ・本体および周辺施設、舗装材や縁石等が破損・欠損し、子どもの安全上支障があるもの。 ・蓋・受枠が破損・欠損または腐食し、脱落や怪我の恐れがあるもの。 数回踏むなど荷重をかけた結果、蓋が外れてしまうもの。 ・排水桝蓋の固定鎖がないもの。 ・濡れた素足で乗ると滑りやすい状態にあるもの。（床部、鉄蓋など） ・本体および舗装目地等に樹木等が根付き破損の恐れがあるなど、子どもの安全上支障があるもの。 ・排水不良が著しく、広範な水たまりがみられるもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、有害なボルト・ナットや危険な突出部が容易に子どもが触れられる範囲にあるもの。 ・（囲障）次の症状を示すもの。 イ. 子ども頭大の金網破れやめくれ、格子の有効間隙が11cmを超えるもの。 ロ. 腐食等による基礎、支柱、フレーム、格子等の著しいぐらつき、変形等。 ハ. 下胴縁の地面との間が子どもが潜れる程度のもの。 ニ. 通路に面して胴縁等が飛び出しているもの。 ・その他、子どもの安全上支障のあるもの。	・ポットホール（局部的小穴）、段差、亀裂等を生じているもの。 ・本体および周辺施設、舗装材や縁石等が破損・欠損しているがごく少量・部分的で子どもの安全上支障がないもの。 ・濡れた素足で乗ると滑る恐れがあるもの。（床部、鉄蓋など） ・蓋のがたつき、欠損、腐食があるもの、側溝蓋（鋼製）の連結材がないもの。 ・本体および舗装目地等に雑草等が根付いているもの。 ・（囲障）支柱やフレーム等に軽微な腐食・変形等、金網に軽微な破れやめくれ、基礎部に軽微なぐらつきや変形があるもの。
	その他の遊戯施設	〔外観・遊具周り〕 イ. 本体のゆがみ、傾きの状況。 ロ. 遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無及び段差や窪みの発生状況。 ハ. 遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 〔構造部材〕 ニ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形状況、ささくれ等の発生状況。 ホ. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 〔消耗部材〕 ト. 金具等消耗部材の腐食、磨耗、破損、変形状況。 チ. ﾁｪｰﾝ、ﾈｯﾄ、ﾛｰﾌﾟ等の磨耗、断線、破損状況。 リ. ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 〔基礎・設置面〕 ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。 ル. 基礎部の露出状況。	・遊具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・金具等の腐食、磨耗が著しく、破断、外れの恐れがあるものは、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形が著しい等、利用上危険なものは、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・遊具周りに異物（突起物、ガラス片等）、段差や窪み、危険な樹木の枝があるもの。 ・本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形が著しく危険なもの。 ・金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・チエーン、ネット、ロープ等の固定状況が悪く、又は磨耗、断線、破損が著しく危険なもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 ・地盤面が大きく侵食されているもの。侵食により石やコンクリート等が露出しているもの。 ・保護材（人工芝等）が損耗しており、危険なもの。 ・基礎部が露出しているもの。	

点検内容／判定基準／点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（4）遊戯施設	健康器具系施設	[外観・施設周り] イ. 本体のゆがみ・傾きの状況。 ロ. 施設周り（施設端部から概ね2.0mの範囲）の異物（突起物、ガラス等）の有無・段差や窪みの発生。 ハ. 施設周り（上空を含む、施設端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無。 ニ. 正しい使用方法・サイン等の設置状況。 ホ. 年齢表示シール（大人用）等の設置状況。 [構造部材] ヘ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれ、節穴の発生等の状況。 ト. 手摺のぐらつき、腐食、破損、変形状況。 チ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 [消耗部材] リ. ボルト・ナットの緩みの有無、 または、ボルト・ナットの突起の有害性の有無。 [基礎・地盤面] ヌ. 地盤面の侵食、水たまりの有無。 ル. 基礎部の露出状況。 ヲ. 着地面の保護材の損耗状況。	・器具周りに異物や危険な樹木の枝がある場合、除去可能なものは除去する。除去できず利用上危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・正しい使用方法を示すサイン及び年齢表示サイン（大人用）が設置されていない場合、又は判読不明なものは、機構担当部署へ報告。 ・ボルト・ナットに緩みがある場合は、締め直す。 ・部材の固定状況が悪い、又は腐食、破損、変形、ぐらつきが著しい等、利用上危険なものは、標識ロープ、番線等で部材とともに結束固定後、上記同様に使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	※子どもが遊具として利用する可能性を考慮して判定する。 [外観・施設周り] ・本体に破損やゆがみ、不自然な傾きがあるもの。 ・器具端部から2.0mの範囲内に異物（石等の突起物、ガラス、段差や窪み、樹木の枝や根等）があるもの。 ・正しい使用方法を示す看板もしくはサイン等がないもの、又は判読不能なもの。 ・利用対象者が成人であることを示すサイン等がないもの、又は判読不能なもの。 [構造部材] ・本体、支柱等に、ぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれ、節穴等が発生しているもの。 ・手摺にぐらつきや腐食、破損、変形が発生しているものや、表面に突起やささくれのあるもの。 ・つなぎ手金具にヒビや割れ、ゆがみ、腐食による穴があるもの。 [消耗部材] ・ボルト・ナットが欠落しているもの、又は腐食等により締め直しができないもの。 ・有害なボルト・ナット類が設置面や歩行面から1．5mの範囲にあり、直接衝突の危険があるもの。 [基礎・地盤面] ・地盤面が侵食され、石、コンクリート等が露出しているもの。 ・着地面の保護材の著しい損耗又は剥がれや欠損があるもの。	・本体、支柱、床、登行部（ステップ）、手摺り等に軽微な腐食、変形があるもの。 ・つなぎ手金具や座板等に軽微な腐食、破損があるもの。 ・座板に軽微な破損、腐食があるもの。 ・看板やサインがあっても、シールや塗装の剥がれ、落書きなどで判読しにくいもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。 ・着地面の保護材に損耗が見れれるが軽微なもの
（5）休息施設	スツール、ベンチ	イ. 座面、背当て部の腐食、破損等状況。 ロ. 座面、背当て部の釘、ボルト、ビス等の突起物の有無。 ハ. 支柱（脚）、フレームの腐食、破損、変形状況。 ニ. 地盤との固定具合、ぐらつき状況。 ホ. 地盤面の侵食、水溜りの有無。	・座面に鋭利な突起がある等危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・座面、背当て部に危険なささくれ、鋭利な切り口等があるもの。 ・座面、背当て部の腐食、破損が著しく腰掛けられないもの。 ・座面、背当て部に釘、ボルト、ビス等の危険な突起物があるもの。 ・支柱、フレームの腐食、破損、変形が著しく、危険なもの。 ・地盤との固定具合が悪く、又はぐらつきが著しく、転倒の恐れのあるもの。	・座面、背当て部に軽微な腐食、破損があるもの。 ・支柱（足）、フレームに軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・地盤面が侵食されており、軽微な滞水の恐れがあるもの。
	あずまや、パーゴラ、シェルター、ゲート	イ. 本体のゆがみ、傾き、変形等の状況。 ロ. 支柱、梁等のぐらつき、腐食、破損、変形状況。異常を示す亀裂の有無。 ハ. 鉄筋の露出、腐食の有無。 ニ. 屋根材、横架材の腐食、破損、変形状況。 ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況。 ヘ. 共架施設の腐食、破損、固定状況。	・屋根又は横架材の腐食、破損、変形、亀裂が著しく、落下の恐れがあるものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体にゆがみ、傾きがあるもの。 ・支柱、梁等のぐらつき、腐食、破損、変形、亀裂等が著しく、倒壊の恐れがあるもの。 ・破損断面が鋭利である等危険なもの。 ・屋根、横架材の腐食、破損、変形、亀裂が著しく、落下の恐れのあるもの。 ・屋根が破損し、機能を果たしていないもの。 ・継手金具等の固定状況が悪く、又は腐食、破損があり、危険なもの。 ・看板・サイン・灯具等の共架施設の取り付け金具の腐食、破損等落下の危険があるもの。	・支柱、梁等に軽微な腐食、破損、変形があるもの。 ・鉄筋の軽微な露出（錆汁の発生含む）又は、腐食がみられるもの。 ・屋根、横架材に軽微な破損、変形があるもの。
	吸殻入れ、屑入れ	イ. フレーム、外箱の腐食、破損状況。 ロ. ゴミ籠、内容器の腐食、破損状況。	・腐食、破損が著しい等危険なものは、カラーコーン、標識ロープ等で使用禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・フレーム、外箱の腐食、破損が著しい等、危険なもの。 ・ゴミ籠、内容器の腐食、破損により、機能を果たさないもの。 ・ゴミ籠、内容器が紛失しているもの。	・フレーム、外箱に軽微な腐食、破損があるもの。
	水飲み	イ. 本体の腐食、破損状況。 ロ. 水栓の欠損、固定状況。 ハ. 排水桝の破損状況。 ニ. 桝からの溢水の有無及び蓋の異常、変形の有無。 ホ. 桝回りの地表面の陥没の有無。	・格子蓋等の破損が著しく足を挟む恐れがあるものは、カラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・本体の腐食、破損が著しいもの。 ・水栓が欠損しているもの。固定状況が悪いもの。 ・排水桝の格子蓋の破損が著しく、足を挟む恐れのあるもの。 ・桝から溢水しているもの。 ・溢水によると思われる地表面陥没が生じているもの。 ・桝の蓋が紛失しているもの。 ・桝に著しい詰まりがあるもの。	・本体に軽微な破損があるもの。 ・排水桝の格子蓋に軽微な破損があるもの。 ・桝に軽微な詰まりがあるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（6）通路	通路舗装、広場舗装（ｺﾝｸﾘｰﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄ平板、ﾀｲﾙ、ﾀﾞｽﾄ、ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ、ﾚﾝｶﾞ、透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ、ｳｯﾄﾞﾃﾞｯｷ）	イ. 通行上の支障に係わる舗装面の変状〔ﾎﾟｯﾄﾎｰﾙ（局部的小穴）、段差、クラック等〕の有無。 ロ. 通行上の支障に係わる水溜りの有無。	・事故の発生が予想される著しい段差等は常温合材等ですり付けを行うか、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・ポットホールが著しく（径20㎝以上、深さ2㎝以上）通行上支障のあるもの。 ・段差が生じて（2㎝以上）通行上支障のあるもの。 ・隙間が著しく（5㎜以上）通行上支障のあるもの。 ・排水不良が著しく、広範な水溜りがみられ通行上支障のあるもの。 ・舗装材や縁石が破損又は欠損し、不陸を生じて通行上支障のあるもの。 ・部材の著しい変形やささくれがあり、通行上支障のあるもの。	・ポットホール（局部的小穴）、段差、亀裂等を生じているものの判定A基準値以下にあるもの。 ・舗装面に不陸が生じているが部分的なもの。
	屋外階段（ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾀｲﾙ、平板張り等）	イ. 通行上の支障に係わる踏面の段差、欠損及び滞水の有無。 ロ. 手摺、転落防止柵等の腐食、変形、欠損の有無、及び取付け状態の良否。 ハ. ノンスリップの欠損の有無。 ニ. 袖壁の損傷の有無。	・脱落したタイル等は排除する。 ・事故の発生が予想される著しい破損部分は常温合材等ですり付けを行うか、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、機構担当部署へ報告。	・路面の破損が著しく、つまずく恐れのあるもの。 ・手摺の腐食、変形が著しく、倒壊の恐れのあるもの。 ・転落防止柵（縦格子フェンス）の格子の有効間隔が11cmを超えるもの。 ・ノンスリップが欠損しているもの。 ・袖壁の損傷が著しく、倒壊等の恐れのあるもの。	・路面に滞水する恐れのあるもの。 ・路面に軽微な損傷があるもの。 ・手摺り等に軽微な腐食、変形があるもの。
	案内板、掲示板、立札等（照明器具のないもの）	イ. 基礎、フレーム、木部についての腐食、破損状況。 ロ. 収容箱、ﾎﾞｰﾄﾞについての腐食、破損状況。 ハ. ガラスのひび割れ、破損状況。	・倒壊の恐れがあるものやガラスが破損しているものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・基礎、フレーム等の腐食、破損が著しく、倒壊の恐れのあるもの。 ・収容箱、ﾎﾞｰﾄﾞの腐食、破損が著しく掲載できないもの。 ・ガラスが破損しているもの。 ・樹木が繁茂して、本来機能を果たせないもの。 ・褪色、変色、腐食等が著しく、案内板の標示内容が判読できないもの。	・部材のささくれが目立つもの。 ・基礎、フレーム等に軽微な腐食、破損があるもの。
	粗大ｺﾞﾐ置場 厨雑芥置場	イ. 構造体の傾斜、変形等の有無。 ロ. 構造体の異常を示す亀裂の有無。 ハ. 鉄筋の露出の有無。 ニ. 排水施設の異常の有無。	・壁が著しく傾斜、ぐらついているもの又は倒壊の恐れのあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・壁が著しく傾斜、又はぐらついているもの。 ・壁に著しい横クラック等が生じ、倒壊の恐れのあるもの。 ・排水施設の異常（破損、沈下等によるU字溝、桝等の詰まり）がみられるもの。 ・鉄筋の露出、腐食があるもの。	・構造材に軽微な亀裂がみられるもの。 ・舗装面に軽微なひび割れ、陥没がみられるもの。 ・表面排水が逆勾配等で滞水の恐れがあるもの。
	人止柵	イ. フレームの腐食、破損、変形状況。	・通路にフレーム端が飛び出している等危険なものは、危険部位の撤去、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・通路フレーム端が飛び出している等、危険なもの。 ・ぐらつき、腐食、変形が著しく危険なもの。	・軽微なぐらつき、腐食、変形があるもの。
	モニュメント（通路・広場・遊び場等内及びその周辺）	〔躯体〕 イ. 構造体の傾斜やぐらつきの有無。 ロ. 構造体や共架部の異常を示す腐食や亀裂の有無。 ハ. 接合部のボルトや金具に落下につながる緩みや、破損、腐食、欠損の有無。 ニ. 表面の危険な突起やささくれの有無。 ホ. 挟み込み等の事故につながる穴や隙間、足掛かりの有無。	・モニュメントの倒壊やモニュメントの一部が落下する恐れのあるものはカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・モニュメントの位置、構造により、挟み込みや落下等の事故につながる危険がある場合はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・躯体にぐらつきがあるもの。 ・接合部のボルトや金具に緩みや欠損があるもの。 ・手の届く範囲に危険な突起やささくれがあるもの。 ・指、首、胴体、頭等の挟み込みの危険があるもの。	・表面に突起やささくれはあるが、軽微なもの。

点検内容 判定基準 点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
（6）通路	樹　木	イ. 道路沿い、通路沿い、広場周り、遊び場周り、駐車場周辺における、日常生活の支障に係わる倒木・落枝の有無。 ロ. 枯木、枯枝、キノコ類の発生等倒木・幹折れ・枝折れの恐れのある樹木の有無。 ハ. 通行上の障害、又は外灯、架線の障害となっている樹木の有無。	・道路、通路、広場、遊び場、駐車場周辺等における倒木あるいは落下枝で、日常生活に支障をきたしているものは、安全な場所へ移動、又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・落下により重大事故につながる可能性がある枯枝は、できる限り除去。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・道路、通路、広場、遊び場、駐車場周辺等における倒木又は落下枝等により、日常生活に支障をきたしているもの。 ・道路、通路、広場、遊び場、駐車場周辺等において、枯木、枯枝、不自然な傾きやぐらつき、根元・幹・大枝にキノコ類の著しい発生等により、倒木・幹折れ・枝折れ等の危険性があり、日常生活に支障をきたす恐れのあるもの。 ・樹木が通路等に張り出すなど、通行上の障害となっているもの、又は外灯、架線等の障害となっているもの。	・枝葉の繁茂等により、通行の支障となる恐れのあるもの。見通しを阻害している等安全上の支障となる恐れのあるもの。 ・外灯、架線等に支障を与える恐れのあるもの。 ・幹や大枝にキノコ類の発生がある高木。大枝が枯れている高木。 ・被圧等により樹勢が衰退しているもの。
	樹木支柱、植樹桝 (ツリーサークル等)	イ. 道路沿い、通路沿い、広場周り、遊び場周り、駐車場周辺の樹木支柱の状況及び固定具合等の良否。 ロ. 植樹桝のがたつき、破損等の有無。 ハ. 植樹桝等の構造体の異常を示す亀裂等の有無。	・支柱の折損部が鋭利な状態である等危険なものは、危険部位の除去又は布巻きを施し、標識ロープ等で立入禁止処置を行う。 ・ツリーサークルのがたつき、破損が著しく通行上支障のあるものは、番線で結束固定、又はカラーコーン、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、立入禁止板を設置。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・支柱が破損しているため、倒木など日常生活に支障をきたす恐れのあるもの。 ・支柱の折損部が鋭利な状態であるもの、釘等の突起や脚部のはずれ等があり危険なもの。 ・支柱が樹木の幹にくい込んでいるもの。 ・植樹桝の縁、壁等が著しく破損しているもの、又は横クラック等が生じ、倒壊の恐れのあるもの。 ・ツリーサークルのがたつき、破損が著しく、通行上の支障のあるもの。	・支柱結束等が外れ、通行に影響を及ぼしそうなもの。 ・支柱の軽微な折損部があるもの。 ・植樹桝の縁、壁等に軽微な破損又は横クラック等が生じているもの。 ・ツリーサークルに軽微なガたつき、破損があるもの。
（7）囲障	ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ、ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ、金網柵、排ガス防止板	イ. 金網や胴縁下空間における危険な開口の有無。 ロ. フレームの腐食、変形、ぐらつき、塗装の状況。	・危険箇所（1.高低差の大きい所、2.調整池を含む池や水路沿い等、3.管理施設の外周）において、金網の欠損等は、番線、標識ロープ等で仮繕い。又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・危険箇所（1. 高低差の大きい所、2. 調整池を含む池や水路沿い等、3. 管理施設の外周をいう。）において、次の症状を示すもの。 イ. 子ども頭大の金網破れやめくれ。 ロ. 基礎、支柱の著しいぐらつき。 ハ. 下胴縁の地面との間が子どもが潜れる程度のもの。 ・共通事項 イ. 通路に面して胴縁等が飛び出しているもの。 ロ. 門扉蝶番が破損し、開閉に支障のあるもの。 ハ. 腐食等による基礎部のぐらつきや変形等があり危険であるもの。	共通事項 ・支柱やフレーム等に軽微な腐食、変形等があるもの。 ・金網に軽微な破れやめくれがあるもの。 ・基礎部に軽微なぐらつきや変形があるもの。
	パイプ柵	イ. 格子やフレーム下空間における危険な開口の有無。 ロ. フレームの破損、腐食、変形、ぐらつきの状況。	・危険箇所（1. 高低差の大きい所、2. 調整池を含む池や水路沿い等、3. 管理施設の外周）において、金網の欠損等は、番線、標識ロープ等で仮繕い。又はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・危険箇所（1. 高低差の大きい所、2. 調整池を含む池や水路沿い等、3. 管理施設の外周をいう。）において、次の症状を示すもの。 イ. 格子の有効間隙が11cmを超えるのもの。 ロ. 基礎、支柱の著しいぐらつき。 ハ. 下部フレーム胴縁と地面との間が子どもが潜れる程度のもの。 ・共通事項 イ. 通路に面して胴縁等が飛び出しているもの。 ロ. 支柱、フレーム、格子等の腐食、変形が著しいもの。 ハ. 腐食等による基礎部のぐらつきや変形等があり危険であるもの。	共通事項 ・支柱やフレーム、格子に軽微な腐食、変形等があるもの。 ・金網に軽微な破れやめくれがあるもの。 ・基礎部に軽微なぐらつきや変形があるもの。
	空洞ﾌﾞﾛｯｸｳｫｰﾙ、組立式ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	イ. 基礎を含めた壁の傾斜、ぐらつき、沈下の状況。 ロ. 壁、控壁のたるみ、クラック、沈下の状況。	・壁が著しく傾斜している、若しくは倒壊の恐れがあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・壁が著しく傾斜しているもの。 ・著しいクラック、沈下等が生じ、倒壊の恐れのあるもの。 ・鉄筋の著しい露出、腐食があるもの。	・構造材に軽微な亀裂等がみられるもの。

点検内容 判定基準 / 点検項目		点　検　内　容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は、処置を要するもの。	判定　B Aまでは至らないもの。あるいは経過観察等を要するもの。
（8）調整池	流出入口	イ. 雨水の流出入口を妨げる土砂、木材、粗大ゴミ等異物の有無。 ロ. 調整塔の欠損、亀裂、変形等の有無。 ハ. ゲートの機能状態。	・越流、倒壊の恐れのあるものは、金網柵等フェンス、門扉の閉鎖を確認し、機構担当部署へ報告。	・土砂、木材等異物により流出入口が詰まり、越流の恐れがあるもの。 ・調整塔の欠損、亀裂、変形等が著しく倒壊等の恐れがあるもの。 ・ゲートの操作が困難なもの、又は破損しているもの。	・ゲート、調整塔の軽微な破損、亀裂、変形があるもの。
	堤体	イ. のり面の浸食、亀裂、はらみ等の有無。 ロ. 擁壁の欠損、亀裂、はらみ等の有無。 ハ. RC擁壁においては鉄筋露出、腐食等の有無。	・越流、倒壊の恐れのあるものは、金網柵等フェンス、門扉の閉鎖を確認し、機構担当部署へ報告。	・堤体保護工に、漏水等につながる重大な変状が生じているもの。 ・堤体保護工に、崩壊等につながる異常な破損等が生じているもの。	・構造材に軽微な亀裂等がみられるもの。
	池内	イ. 床張のコンクリート等の欠損、亀裂、沈下等の有無。 ロ. 土砂、粗大ゴミ等の異常堆積、雑草の異常繁茂の有無。 ハ. 池内の水位状況。	・越流、倒壊の恐れのあるものは、金網柵等フェンス、門扉の閉鎖を確認し、機構担当部署へ報告。	・床張のコンクリート等に著しい欠損、亀裂、沈下等があるもの。 ・床張りコンクリート等の破片が流出入口を防ぐ塞ぐ恐れのあるもの。 ・土砂及び粗大ゴミの異常堆積や雑草の異常繁茂により、越流の恐れのあるもの。 ・異常水位により、越流の恐れのあるもの。	・池内に軽微な土砂、ゴミの堆積があるもの。
（9）橋梁	路面、伸縮装置	イ. 通行上の支障に係わる舗装面の変状の有無。 ロ. 伸縮部での間隔、段差の有無。	・通行上重大な支障を与える陥没、段差や舗装材の破損、欠損、不陸が生じ通行上支障のあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・通行上重大な支障を与える陥没、段差や舗装材の破損、欠損、不陸が生じ通行上支障のあるもの。 ・伸縮部での間隔はハイヒール等のかかとが入る恐れのあるもの。 ・橋面に通行に支障を来たす滞水の恐れのあるもの。	・橋面に軽微な滞水の恐れのあるもの。 ・橋面に軽微な陥没、段差や舗装材の破損、欠損及び不陸があるもの。
	地覆、高欄等	イ. 破損、変形等の有無。	・地覆、高欄の破損により転落の恐れがあるものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・地覆、高欄の破損、変形により転落の恐れのあるもの。	・地覆、高欄に軽微な破損、変形があるもの。
	横断構造物等	イ. RC床版のひび割れの有無。 ロ. 主構、及び鋼床版の腐食状況。 ハ.ボルト・ナットの欠落の有無。	・RC床版の亀裂が著しく発生しているものは、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施す。 ・当処置後、機構担当部署へ報告。	・RC床版の亀裂等が著しく発生しているもの。 ・RC床版の鉄筋が露出しているもの。 ・鉄骨が腐食しているもの。 ・ボルト・ナットが欠落しているもの。	・構造材に軽微な亀裂等がみられるもの。
	排水施設	イ. ドレーンの土砂、ゴミの堆積の有無。 ロ. 部材の腐食、変形の有無。 ハ. 管類の抜け、外れの有無。	・軽微な詰まりは 排除する。 ・通行に重大な支障のある滞水はカラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、機構担当部署へ報告。	・橋面に大きな滞水を生じているもの。 ・床版への漏水を生じているもの。 ・ドレーンが土砂等で塞がれているもの。 ・ドレーンが破損しているもの。	・側溝等に土砂が溜まっているもの。
（10）サクラ大径木	サクラ大径木	イ. 樹冠全体の枯れの進行状況。 ロ. 樹形・樹冠に崩れの進行状況。 ハ. 枝の枯れや引っ掛かり枝の有無。 ニ. 枝の腐朽や裂け目（亀裂）の有無。 ホ. 幹・根元の不自然な傾きやぐらつきの有無。 ヘ. 幹・根元のキノコの発生状況。 ト. 幹・根元の裂け目（亀裂）の有無。 チ. 幹・根元の開口空洞の有無。 リ. 幹・根元の腐朽や樹皮の欠損の有無。 ヌ. 根元にシロアリの発生の有無。 ル. 支柱の固定状況やぐらつきの有無。 ヲ. 支柱材の腐朽や亀裂の有無。 ワ. 結束材や結束ボルトの緩みや欠損の有無。	・大枝の折れ・幹折れ・倒木等の兆候がある場合は、カラーコーン、コーンバー、標識ロープ等で危険範囲について立ち入り禁止措置を施し、機構担当部署へ報告。 ・支柱の固定やぐらつき、支柱材の腐朽や亀裂、結束材や結束ボルトの緩みや欠損がある場合も、上記同様に立ち入り禁止措置を施し、機構担当部署へ報告。	・生育状態が極めて劣悪で、樹冠全体の20%以上の枝が枯死しているもの。 ・樹形・樹冠に著しい崩れがあるもの。 ・大枝の枯れや引っ掛かり枝があるもの。 ・幹・根元に著しく不自然な傾きやぐらつきがあるもの。 ・幹に著しくキノコが着床しているもの。 ・根元にキノコが着床しているもの。 ・幹や根元に長さ50cm以上で芯に達する裂け目（亀裂）があるもの。 ・幹や根元に幅が周長の1／3以上、深さが芯に達するの開口空洞があるもの。 ・幹・根元に幅が周長の1／3以上、長さが50cm以上の樹皮の欠損や腐朽があるもの。 ・根元にシロアリが大量に発生しているもの。 ・支柱にガタツキやぐらつきがあるもの。 ・支柱材に腐朽や亀裂が見られるもの。 ・支柱の結束材やボルトに緩みや欠損が見られるもの。	・生育状態は思わしくないが、枯死している枝葉は樹冠全体の20%未満であるもの。 ・樹形・樹冠に崩れがあるが、軽微なもの。 ・枝折れやかかり枝は見られるが、落枝の危険が少ないもの。 ・幹や根元に不自然な傾きはあるが、ぐらつきはないもの。 ・幹にキノコの着床が見られるが、軽微であるものもの。 ・幹や根元に裂け目（亀裂）があるが、長さが短く、深さも芯に達していないもの。 ・幹や根元に開口空洞が見られるが、幅は幹周の1／3以下で深さも芯に達していないもの。 ・幹や根元に傷や樹皮の欠損はあるが、欠陥範囲が軽微で腐朽もみられないもの。 ・支柱材に腐朽や亀裂が見られるが軽微であるもの。

別紙-ニ　　安全点検の点検内容と判定基準　機械

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等		点 検 内 容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は処置を要するもの	判定　B Aまでは至らないもの あるいは経過観察等を要するもの
屋内給排水・ガス設備	給水管 排水管	・共用部の屋内給排水管（メーターボックス、共用トレンチ、床下ピット内配管等含む）の漏水の有無を点検する ・防火区画等の貫通措置及び貫通箇所の損傷防止措置の状況を点検する ・飲料水系統配管の汚染防止措置の状況を点検する ・ウォーターハンマーの防止措置の状況を点検する ・配管（露出部）の腐食等の状況を点検する ・潜熱回収型給湯器の排水処理状況を点検する	溜り水があれば排水する	・漏水しているもの ・著しく屈折しているもの ・掃除口に著しい欠損があるもの	
	ガス管	・共用部の屋内ガス管（メーターボックス、共用トレンチ、床下ピット内配管等含む）の腐食、コンクリート貫通部の白華現象の有無等の状況を点検する ・ガスの臭気の有無を確認する	ガスの臭気があるものは、直ちに報告する	・臭気、漏洩があるもの ・コンクリート貫通部廻り等に著しい白華現象、著しい配管の腐食があるもの ・床下ピット内等で著しい湿潤、常時水と接しているもの	
	支持金物	・支持金物の欠損等の有無及び支持状態を点検する	ボルト、ナットに緩みがある場合は締めなおす	・支持金物が脱落しているもの ・支持金物の腐食で配管の脱落の恐れのあるもの	
	弁類 ・仕切り弁 ・エアー抜き弁	・バルブの破損及び腐食状態等を目視にて点検する ・本体からの漏水の有無を点検する		・漏水しているもの ・著しく破損しているもの	
	防露	・防露材の剥離・損傷等の状況を点検する ・剥離による結露状態及び通行上の支障の有無を点検する		・著しい剥離による結露の発生及び通路上に支障をきたしているもの ・ラッキングの欠損による雨水の進入があるもの	
	点検口 マンホール	・丁番等の欠損による脱落の有無及び開閉状態を点検する ・施錠の不具合がないか点検する		・丁番等が腐食し、扉の脱落の恐れのあるもの ・通路にある点検口で、著しく破損、不陸があるもの ・錠が破損又は滅失しているもの	
	排水・湧水槽	・水位の状態を点検する。 ・排水ポンプの運転時における排水状態を点検する ・排水槽の通気の状況を点検する		・ポンプが作動しないもの ・槽内に著しい欠損があるもの	
地域暖房給湯設備	給湯暖房配管	・共用部の給湯暖房配管（パイプシャフト内、住棟メイン配管）の漏水の有無を点検する ・保温材の剥離、損傷等の劣化の有無を点検する ・曲管、接続部及び弁類の前後における音及び振動の異常の有無を点検する	溜り水があれば排水する	・漏水しているもの ・著しい剥離による結露の発生及び通路上に支障をきたしているもの ・異常音、異常振動が発生しているもの	
	支持金物	・支持金物の欠損等の有無及び支持状態を点検する	ボルト、ナットに緩みがある場合は締めなおす	・支持金物が脱落しているもの ・支持金物の腐食で配管の脱落の恐れのあるもの	
	弁類 ・仕切弁 ・減圧弁 ・伸縮継手、等	・バルブの破損及び腐食状態等を目視にて点検する ・本体からの漏水の有無を点検する		・漏水しているもの ・著しく破損しているもの	

別紙-ニ　　安全点検の点検内容と判定基準　機械

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等		点 検 内 容	応急措置等	判定　A 緊急修理又は処置を要するもの	判定　B Aまでは至らないもの あるいは経過観察等を要するもの
煙道	煙道の大気開放部	・煙道の大気開放部について、破損、磨耗、変形、滅失等の箇所の有無及び防鳥ネットの有無等を確認し風呂釜の安全性に対しての影響程度を判定する	継続使用する煙道については、黄色表示のうえ点検実施時期、住戸番号を記載する（未使用は表示削除）	・排気障害を生じているもの ・防鳥ネットの有無 ・煙道先端部天板破損 ・防鳥ネットの開閉の有無	
	既設煙道の内部	・ファイバースコープ等の内視鏡を用いた内部劣化現象別及び損耗程度を確認し、その安全性及び劣劣化度を判定する（上記の状況をモニター等により目視確認・計測等により確認する。）	・煙道内部の状況写真を撮影 ・煙道内部のビデオ撮影 （いずれも全数）	・壁面欠損等 ・異物による閉塞 ・接続部剥離等 ・排気筒による排気障害 ・底部欠損等	
屋外給水設備	弁、弁筐 ・制水弁 ・仕切り弁 ・減圧弁 ・エアー抜き弁 ・量水器ボックス 等	・バルブの破損及び腐食状態等を目視にて点検する ・弁筐蓋の欠損、紛失等による通行上の支障及びバルブ本体の漏水の有無を点検する ・施錠の不具合がないか点検する ・土砂等の流入の有無を点検する	流入土砂は排除する	・漏水しているもの ・著しく破損しているもの ・弁筐蓋の欠損、紛失による通行上支障をきたしているもの ・鍵の破損、紛失しているもの ・ピット内の水溜や排水不良のもの	
	水栓、標示柱等	・取付状態の有無を点検する		・漏水しているもの ・著しく破損、滅失しているもの	
屋外排水設備	排水ポンプ	・ポンプ本体の外観（破損、錆等の発生、据付状態）を目視にて点検する ・吸込口ストレーナーの詰まり清掃及び破損等を目視にて点検する ・排水ポンプの運転時における本体の異音、振動等及び排水状態を点検する ・ポンプ揚水量の点検（年１回） ※水を使用し、マンホール部分で排水状況を確認する（揚水量を確認できる量の残水が無い場合は報告すること） ・マンホールの外観（蓋、パッキン等）を目視にて点検する ・排水管、バルブ類からの漏水、詰まり、破損がないか点検する ・ポンプピット内（壁面）の亀裂等状況を目視にて点検する ・タラップ・吊上げガイドパイプの破損、錆び等を目視にて点検する ・土砂等の流入の有無を点検する	・ストレーナーが詰まっているものは清掃する	・ポンプが作動しないもの	

安全点検の点検内容と判定基準　　電気

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋内電気設備	(1) 共用灯設備	照明器具	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピングを行う。	(1) 本体、カバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 本体等の欠損が不点となる恐れのあるもの。 (3) 本体、カバー等が脱落しているもの。 (4) 過熱による本体、カバー等の変色が著しいもの。 (5) 不点灯のもの。	(1) 本体、カバー等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 本体等に過熱による変色が認められるもの。 （自然変色及び退色を除く）
	(2) 配線器具	スイッチ コンセント	(1) 欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピングを行う。 (3) プレートが欠損して内部が露出している場合は、触れられないようにする。	(1) プレートの欠損により内部が露出しているもの。 (2) 本体が欠損し充電部が露出しているもの。 (3) プレート、本体が脱落しているもの。	(1) プレートに亀裂が認められるもの。 (2) プレート、本体に退色、変色が認められるもの。
		自動点滅器	(1) 欠損の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。		(1) 本体の欠損が不点の原因となる恐れのあるもの。 (2) 本体が脱落しているもの。	(1) 本体の欠損が認められるもの。
	(3) 盤　　類	引込開閉器盤 (引込口配線を含む) 主開閉器盤 集合計器盤 共用灯盤 制御盤(操作盤・排水ポンプ用 等を含む) 動力分電盤 端子盤 (電話端子を含む) LAN設備収容箱 隔測量水器盤 ※タワー式駐車場及び機械式駐車場における駐車装置については、駐車場装置制御盤類の1次側までを点検対象とする。	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。(収容箱内部含む) (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。(収容箱内の盤類のみ) (3) 端子の状態を点検する。 (4) 雨水の浸入の有無を点検する。 (5) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (6) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。(弱電流電線を除く) (7) 計器、リレー等の作動状態及びその適否を点検する。(水道用計器、リレー等を除く) (8) 分岐回路毎に絶縁抵抗の測定又は漏洩電流の測定をする。 (9) 接地抵抗の測定をする。 (10) 周辺部に操作等の障害となるものの放置の有無を点検する。 (11) ヒューズスイッチ、刃型開閉器、配線用遮断器等の状態を点検する。 (12) ソーラータイマー等の設定を確認する。 (13) 自動通報の動作を確認する。(排水ポンプ用)	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 球切れ等がある場合は予備品と取り替える。 (4) 盤内外の清掃を行う。 (5) 障害物は移動又は撤去する。 (6) ソーラータイマー等の設定に異常があれば、再設定する。 (7) 刃型開閉器は、機構担当部署へ報告する。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (4) 雨水の浸入が導電部付近に認められるもの。 (5) 鍵の変形、損傷しているもの。 (6) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (7) 導電部が過熱により著しく変色しているもの。 (8) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの (9) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (10) 指示計器が正常に作動しないもの。 (11) リレー、表示灯等が正常に作動しないもの。 (12) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの （測定時点で、電圧100Vの場合　0.3M Ω以下） （　〃　　電圧200Vの場合　0.4M Ω以下） （　〃　　電圧400Vの場合　0.6M Ω以下） (13) 漏洩電流値が1mA以上になる恐れのあるもの (14) 接地抵抗値が規定値以上になる恐れのあるもの （測定時点で、D種接地の場合　90 Ω以上） （　〃　　C種接地の場合　9 Ω以上） (15) 周辺等の障害物が移動又は排除できないもの。 (16) ヒューズスイッチ、刃型開閉器、配線用遮断器等が接触不良等の生じる恐れのあるもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (4) 導電部に変色が認められるもの。 (5) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (6) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。 (7) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。
		幹線ピークコントロール設備 監視制御機器 （主装置、電流計測装置、設定装置）、 中継装置	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 雨水の浸入の有無を確認する。 (3) 各種ケーブルの接続、端子の状態を確認する。 (4) CTの取付状況点検する。 (5) 表示灯類の点灯及び異常表示の有無を確認する。 (6) 設定ユニットの表示内容を確認し、子機登録数、住戸通信状況、エラー表示の確認をする。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 汚れ等は清掃する。 (3) コネクタ、CT、端子等に異常があれば調整する。 (4) 設定状況及び通信状況に異常があれば、住戸側も含めて調査し、必要な対応策を講じる。	(1) 本体等の欠損等により内部が露出しているもの。 (2) 雨水の浸入が本体の機能に支障をきたすもの。 (3) ケーブル類の腐食が著しいもの。 (4) ケーブル類の接続部が緩んでいるもの。 (5) 調整、設定ができないもの。 (6) 各操作部が正常に動作しないもの。 (7) 設定内容に異常があるもの。 (8) 通信状況に異常があるもの。 (9) 表示灯類が表示しないもの。 (10) その他、機能に異常があるのもの。	(1) 本体等が欠損又は汚れが認められるもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。

安全点検の点検内容と判定基準　　電気

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋内電気設備	(4) 換気設備	換気扇 ダクト	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 運転状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 脱落の恐れがある場合は、番線等で仮止め措置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 本体、羽根、ガード等が欠損又は腐食により脱落の恐れのあるもの。 (2) 本体、羽根、ガード等が脱落しているもの。 (3) 過熱により本体等の変色が著しいもの。 (4) 異音の著しいもの。 (5) 異臭のあるもの。 (6) 正常に作動しないもの。 (7) 接地線が脱落する恐れがあるもの。	(1) 本体、羽根、ガード等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 本体等で過熱による変色が認められるもの。（自然変色及び退色を除く） (3) 異音のあるもの。
	(5) テレビ・FM共同受信設備	アンテナ アンテナマスト 支線（支持金物を含む） 機器収容箱 機器取付板	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。（収容箱内部含む） (2) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 脱落の恐れがある場合は、番線等で仮止め措置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) アンテナ素子等が欠損又は腐食により脱落の恐れのあるもの。 (2) 支線等が欠損又は腐食し脱落の恐れのあるもの。 (3) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (4) 函体、取付板、機器等が脱落しているもの。 (5) 鍵の変形、損傷しているもの。 (6) 機器類の腐食が著しいもの。	(1) アンテナ素子等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 支線等に欠損又は腐食が認められるもの。 (3) 函体に欠損、腐食又は変色が認められるもの。 (4) 機器類の腐食が認められるもの。
雷保護設備	(6) 雷保護設備	突針 支持管 支線 避雷導線 棟上導体 支持金物 接地極 端子箱	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。（端子箱内部含む） (2) 避雷導線、棟上導体の敷設状態を点検する。 (3) 接地抵抗の測定をする。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 脱落の恐れがある場合は、番線等で仮止め措置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 突針、支持管、支線、支持金物が腐食、欠損により脱落の恐れのあるもの。 (2) 避雷導線、棟上導体が断線又は断面積が減少しているもの。 (3) 避雷導線、棟上導体が落雷により溶着しているもの。 (4) 避雷導線、棟上導体が脱落する恐れがあるもの。 (5) 被保護物が、保護範囲内から外れているもの。 (6) 棟上導体及び避雷導線と近接金属体とが異常接近状態となって いるもの。 (7) 接地抵抗値が規定値以上になる恐れのあるもの。 （測定時点で、単独接地抵抗値45Ω以上） （　〃　　総合接地抵抗値 9Ω以上） (8) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (9) 端子類の腐食が著しいもの。	(1) 突針、支持管、支線、支持金物に腐食、欠損が認められるもの。 (2) 避雷導線、棟上導体に腐食が認められるもの。 (3) 端子類の腐食が認められるもの。

安全点検の点検内容と判定基準　　電気

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋外電気設備	(7) 屋外灯設備	照明器具	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。	(1) 本体、カバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 本体等の欠損が不点となる恐れのあるもの。 (3) 本体、カバー等が脱落しているもの。 (4) 過熱による本体、カバー等の変色が著しいもの。 (5) 不点灯のもの。	(1) 本体、カバー等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 本体等に過熱による変色が認められるもの。 （自然変色及び退色を除く）
		外灯柱(コンクリートポール)	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び建柱状態を点検する。 (2) 孔開きの有無を点検する。 (3) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (4) クラックの有無を点検する。 (5) ポール番号札の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 電線引出口の蓋が欠損し内部が露出している場合は、触れられないようにする。 (4) 著しい傾き、曲がり凹み、孔開き等により、倒壊の予想される場合は、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 傾き、曲がり、凹みがあり、危険なもの。 (2) 孔開きのあるもの。 (3) 亀裂が半周以上に及んでいるもの。 (4) 著しい欠損があり、鉄筋が露出しているもの。 (5) 電線引出口の蓋がなく、ケーブル等の配線が露出しているもの。 (6) 著しい腐食があるもの。 (7) ポール番号札のないもの。 (8) 電線引出口の蓋とポール間に隙間があるもの。	(1) 傾き、曲がり、凹みが認められるもの。 (2) 亀裂の認められるもの。 (3) 欠損の認められるもの。 (4) 腐食の認められるもの。
		太陽光発電設備	(1) 腐食、欠損、変色、変形、損傷、ガラスの汚れ及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (5) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (6) 運転状態を点検する。 (7) 発電の障害となるものの放置の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。 (4) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 鍵の変形、損傷しているもの。 (4) 雨水の浸入が導電部付近に認められるもの。 (5) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (6) 過熱により導電部が変色しているもの。 (7) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (8) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (9) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (10) 運転状態が異常なもの又は運転しないもの。 (11) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (4) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (5) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。
		風力発電設備	(1) 腐食、欠損、変形等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (5) 運転状態を点検する。 (6) 回転異音、異臭の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピングを行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。	(1) 回転羽根等が欠損、変形又は腐食しているもの。 (2) 回転羽根等が脱落しているもの。 (3) 雨水の浸入が導電部付近に認められるもの。 (4) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (5) 導電部が過熱により変色しているもの。 (6) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (7) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (8) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (10) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの。 （測定時点で、電圧100Vの場合 0.3MΩ以下） (11) 運転状態が異常なもの又は運転しないもの。 (12) 回転異音、異臭のするもの。	(1) 雨水の浸入が認められるもの。 (2) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (3) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (4) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点検内容	応急措置等	判定 A 緊急修理又は処置を要するもの。	判定 B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋外電気設備	(7) 屋外灯設備	蓄電池	(1) 腐食、欠損、変色、変形、漏液及び取付状態を点検する。 (2) 蓄電池の電源電圧を測定する。 (3) 蓄電池の充電電圧を測定する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) 著しい腐食又は欠損、漏液しているもの。 (2) 過熱により変色又は変形しているもの。 (3) 蓄電池の充電電圧及び電源が規定値以下になる恐れのあるもの。	(1) 腐食又は欠損が認められるもの。
		案内板、掲示板（照明器具を有するもの）	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 電線引出口の蓋が欠損し内部が露出している場合は、触れられないようにする。	(1) 照明器具の本体、カバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 照明器具の本体等の欠損が不点の原因となる恐れのあるもの。 (3) 照明器具の本体、カバー等が脱落しているもの (4) 過熱による照明器具の本体、カバー等の変色が著しいもの。 (5) 電線引出口の蓋がなく、配線が露出しているもの (6) 本部、ガラス、鉄部の欠損、変形、腐食の著しいもの。 (7) 不点灯のもの。	(1) 照明器具の本体、カバー等に欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 照明器具の本体等で過熱による変色が認められるもの。 (3) 照明器具に異音のあるもの。 (4) 本部、ガラス、鉄部に欠損、変形、腐食が認められるもの。 (5) ポール番号札のないもの。
		屋外灯盤(引込口配線を含む)	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (5) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (6) 分岐回路毎に絶縁抵抗の測定をする。 (7) 接地抵抗の測定をする。 (8) 周辺部に操作等の障害となるものの放置の有無 を点検する。 (9) ソーラータイマー等の設定を確認する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。 (4) 障害物は移動又は撤去する。 (6) ソーラータイマー等の設定に異常があれば、再設定する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 雨水の浸入が導電部付近に認められるもの。 (4) 鍵の変形、損傷しているもの。 (5) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (6) 導電部が過熱により著しく変色しているもの。 (7) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (8) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (9) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの。 （測定時点で、電圧100Vの場合 0.3MΩ以下） (10) 接地抵抗値が規定値以上になる恐れのあるもの。 （測定時点で、第D種接地の場合 90Ω以上） (11) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (4) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (5) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。 (6) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。
		自動点滅器	(1) 欠損の有無及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。		(1) 本体等の欠損が不点となる恐れのあるもの (2) 本体が脱落しているもの。	(1) 本体の欠損が認められるもの。
		鋼管ポール（電気設備用）	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び建柱状態を点検する。 (2) 孔開きの有無を点検する。 (3) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (4) ボルト、ナットの緩み・変形の有無を点検する。 (5) 開口部の蓋の着脱の可否を点検する。 (6) ベースプレートの変形の有無を点検する。 (7) 外面、内面の 発錆の有無を点検する。 (8) ポール開口部の肉厚減少の有無を点検する。 (9) ハンマー等を用いたポール肉厚の減少の有無を点検する。 (10) ポール内面の水の有無を点検する。 (11) ポール番号札の有無を点検する。 (12) 根巻の有無を点検する。 (13) 鋼管ポール根元と基礎間のコーキングの有無を点検する。 (14) 開口部パッキンの劣化の有無を点検する。 (15) 開口部・柱脚部のクラックの有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 電線引出口の蓋が欠損し内部が露出している場合は、触れられないようにする。 (4) 著しい傾き、曲がり凹み、孔開き等により、倒壊の予想される場合は、標識ロープ等で立入禁止処置を施し、処置後、機構担当部署へ報告する。	(1) 傾き、曲がり、凹みがあり、危険なもの。 (2) 孔開きのあるもの。 (3) 亀裂が半周以上に及んでいるもの。 (4) 電線引出口の蓋がなく、ケーブル等の配線が露出しているもの。 (5) 著しい腐食があるもの。 (6) 開口部の蓋が取れないもの。 (7) ベースプレートの変形が著しいもの。 (8) 発錆が著しいもの。 (9) 開口部の肉厚が減少しているもの 。 (10) ハンマー等の打撃でポール肉厚が減少したもの 。 (11) 鋼管ポール根元と基礎間のコーキングが劣化しているもの。 (12) パッキンが劣化しているもの。 (13) 開口部・柱脚部にクラックがあるもの。 (14) ポール内面に水がたまっている もの。 (15) ポール番号札のないもの。 (16) 電線引出口の蓋とポール間に隙間があるもの。 (17) 根巻のないもの	(1) 傾き、曲がり、凹みが認められるもの。 (2) 亀裂の認められるもの。 (3) 腐食の認められるもの。 (4) ベースプレートの変形が認められるもの。 (5) 発錆が認められるもの。

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
屋外電気設備	(8) 架空配線設備	電線、ケーブル 支持金物、メッセンジャーワイヤー 支持柱、装柱金物、支線	(1) 腐食、欠損、変色等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 支持柱、メッセンジャーワイヤー、支線等の施設状態を点検する。	(1) 支線等が脱落し、通行に支障がある場合は、通行に支障がない場所に固定する。	(1) 電線、ケーブルの脱落が著しいもの。 (2) 支持金物、メッセンジャーワイヤー、装柱金物、支線が欠損又は腐食し脱落の恐れのあるもの。 (3) 支持柱が著しく傾柱し、倒柱の恐れのあるもの。	(1) 電線、ケーブルの脱落が認められるもの。 (2) 支持金物、メッセンジャーワイヤー、装柱金物、支線に欠損又は腐食が認められるもの。 (3) 支持柱に傾柱が認められるもの。
	(9) 地中配線設備	ハンドホール マンホール 地中配線	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 欠損等による通行上の障害の有無を点検する。 (3) 配線経路上の障害物の有無を点検する。 (4) ハンドボール、マンホールの内部の状態を点検する。 (5) 埋設標の有無を点検する。	(1) 通行上危険又は支障がある場合は、撤去又は防護を行う。	(1) ハンドホール、マンホールの蓋が欠損又は腐食し脱落の恐れのあるもの。 (2) ハンドホール、マンホールの蓋又は仕上げが欠損し通行に支障があるもの。 (3) ハンドホール、マンホール内に著しい滞留水があるもの。 (4) 配線経路上に、無断掘削又は構築物が認められるもの。	(1) ハンドホール、マンホールの蓋又は仕上げに欠損又は腐食が認められるもの。 (2) ハンドホール、マンホール内に滞留水が認められるもの。
太陽光発電設備	(10) 太陽光発電設備 (低圧20KW未満)	太陽電池アレイ 取付架台 接続箱 パワーコンディショナ 系統連携保護装置 表示パネル	(1) 腐食、欠損、変色、変形、損傷、ガラスの汚れ及び取付状態を点検する。 (2) 充電部の外気露出の有無を点検する。 (3) 雨水の浸入の有無を点検する。 (4) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (5) 電線、ケーブルの過熱、絶縁物の状態を点検する。 (6) 変換装置の電圧計が設置されている場合、計測する。 (7) パワーコンディショナーの異音、異臭、換気口フィルタの目詰まりの有無を点検する。 (8) 接地線の損傷の有無を点検する。 (9) 運転状態を点検する。 (10) 発電の障害となるものの放置の有無を点検する。 (11) 系統連携保護装置が正常か点検する。 (12) 停電時に太陽光発電設備と商用電源の並列接続用開閉器が投入できないことを点検する。 (13) 復電時に、所要時間内に並列運転できることを点検する。 (14) 蓄電池の充電電圧を測定する。 (15) 蓄電池の電源電圧を測定する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (3) 盤内外の清掃を行う。 (4) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 函体が脱落しているもの。 (3) 鍵の変形、損傷しているもの。 (4) 雨水の浸入が導電部付近に認められるもの。 (5) 開閉器類の腐食が著しいもの。 (6) 過熱により導電部が変色しているもの。 (7) 絶縁物が欠損し絶縁不良になる恐れのあるもの。 (8) 電線、ケーブル類の腐食が著しいもの。 (9) 電線、ケーブル類が過熱しているもの。 (10) 運転状態が異常なもの又は運転しないもの。 (11) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。 (12) 蓄電池の充電電圧及び電源が規定値以下になる恐れのあるもの。 (13) パワーコンディショナー等が異音、異臭するもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) 開閉器類に腐食が認められるもの。 (4) 絶縁物の欠損が認められるもの。 (5) 電線、ケーブル類に腐食が認められるもの。

安全点検の点検内容と判定基準　　電気

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
段差解消機	(11) 段差解消機	テーブル 手すり ジャバラ 昇降部 電気部品 電気配線等 油圧シリンダー部 油圧ユニット部 油圧配管部 附帯設備	(1) 腐食、欠損、摩耗等の有無及び取付状態を点検する。 (2) 昇降時に異音及び振動がないか点検点検する。 (3) 各スイッチ類の作動状態を点検する。 (4) 油漏れ及び油量を点検する。 (5) 上昇、下降速度を点検する。 (6) 配線の充電部の外気露出の有無を点検する。 (7) 絶縁抵抗の測定をする。 (8) 電源電圧を測定する。 (9) 蓄電池の充電電圧を測定する。 (10) 昇降機ピットの状態を点検する。 (11) 周辺部に操作又は車いすの通行等の障害となるものの放置の有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 必要に応じて摺動部注油箇所に注油を行う。 (3) 速度が異常の場合は調整する。 (4) 充電部が露出している場合はテーピング等を行う。 (5) ピット内にゴミ等がある場合は、除去する。 (6) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 作動しないもの又は使用上、安全上支障のあるもの。 (2) 油漏れがあるもの。油量が少ないもの。 (3) 速度調整ができないもの。 (4) 絶縁抵抗値が規定値以下になる恐れのあるもの。 （測定時点で、電圧100Vの場合 0.3MΩ以下） (5) 蓄電池の充電電圧が規定値以下になる恐れのあるもの。 (6) 周辺等の障害物が移動又は撤去できないもの。	(1) 腐食、欠損、摩耗等が認められるもの。
防犯カメラ設備	(12) 防犯カメラ設備	防犯カメラ 録画機器 附帯機器 機器収容箱	(1) 腐食、欠損、変色、変形、損傷、レンズカバー等の汚れ及び取付状態を点検する。 (2) 雨水の浸入の有無を点検する。 (3) 撮影範囲、画角等を点検する。 (4) 録画状態を点検する。 (5) 設定内容を点検する。 (6) 各操作部の動作及び表示灯類の点灯の有無を点検する。 (7) 鍵の変形、損傷の有無を点検する。 (8) 表示プレートの有無を点検する。 (9) 撮影に障害となるものの有無を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) レンズカバー及び収容箱内外の清掃を行う。 (3) テープ交換及びヘッドクリーニングを行う。(VTR方式のみ) (4) 映像に異常があれば調整する。 (5) 設定内容に異常があれば再設定する。 (6) 障害物は移動又は撤去する。	(1) 本体、レンズカバー等の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 雨水の浸入が本体の機能に支障をきたすもの。 (3) レンズカバー等が脱落しているもの。 (4) レンズカバー等の欠損、変色が著しく撮影に支障をきたすもの。 (5) ケーブル類の腐食が著しいもの。 (6) 調整、設定ができないもの。 (7) 各操作部が正常に動作しないもの。 (8) 表示灯類が表示しないもの。 (9) 発熱、異音、異臭があるもの。 (10) 鍵の変形、損傷しているもの。 (11) 表示プレートの無いもの。 (12) 撮影に障害となるものが認められるもの。	(1) 本体、レンズカバー等が欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) レンズカバー等に亀裂が認められるもの。 (4) ケーブル類の腐食が認められるもの。

安全点検の点検内容と判定基準　　電気

点検項目 ＼ 点検内容 判定基準 等			点 検 内 容	応急措置等	判 定　A 緊急修理又は処置を要するもの。	判 定　B Aまでは至らないもの。 あるいは経過観察等を要するもの。
駐車場管制設備	(13) 駐車場管制設備	カーゲート (本体、主要部品、 機種別部品、 付属部品)	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 配線及び端子接続状態を点検する。 (3) 発熱、異常音、異常振動の有無を点検する。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧を測定をする。 (5) リレー動作を点検する。 (6) 車両感知感度を点検する。 (7) 車両感知時の各機器との連動を点検する。 (8) 赤外線の受・発光状態及びモニタの点灯状態を点検する。 (9) チェーン及び遮断バーの位置を確認する。 (10) 各ベルト及び各ギヤ部等の状態を点検する。 (11) 開閉動作を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 接続部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (3) 発熱、異常音、異常振動が認められるもの。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧の測定値が規定値以下になる恐れのあるもの。 (5) リレーが正常に動作しないもの。 (6) 車両感知感度が標準値以下になる恐れのあるもの。 (7) 車両感知時の各機器との連動が正常に作動しないもの。 (8) 赤外線の受・発光器が正常に反応しないもの。 (9) チェーン及び遮断バーが正常位置に停止しないもの。 (10) 各ベルト及び各ギア部等が正常に作動しないもの。 (11) 開閉が正常に作動しないもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 端子が発錆等が認められるもの。
		ｶｰｹﾞｰﾄ用送受信機 (専用アンテナ、 受信ボックス 、 受信ユニット)	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 雨水の浸入の有無を点検する。 (3) 配線及び端子接続状態を点検する。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧を測定をする。 (5) 送信機で受信状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 盤内外の清掃を行い、防水処理をする。 (3) 接続部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) アンテナ素子に折れ及び破損があるもの。 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 雨水の浸入が導電部付近に認められるもの。 (3) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (4) 供給電源電圧及び出力電圧の測定値が規定値以下になる恐れのあるもの。 (5) 規定距離で操作しテスト送信して開信号発報率が規定値以下のもの。	(1) アンテナ素子に曲がりがあるもの。 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 雨水の浸入が認められるもの。 (3) 端子に発錆等が認められるもの。
		車路管制設備 (車体検知器、 表示灯)	(1) 腐食、欠損等の有無、蓋の異常及び取付状態を点検する。 (2) 配線及び端子接続状態を点検する。 (3) 車両感知感度を点検する。 (4) 車両感知時の各機器との連動を点検する。 (5) 赤外線の受・発光状態を点検する。 (6) 表示灯の点灯状態を点検する。	(1) 取付部等に緩みがある場合は、締め直す。 (2) 接続部等に緩みがある場合は、締め直す。	(1) 函体の欠損又は腐食により内部が露出しているもの。 (2) 端子が発錆等により接続不良になる恐れのあるもの。 (3) 感度が標準値以下になる恐れのあるもの (4) 車両感知時の各機器との連動が正常に作動しないもの。 (5) 赤外線の受・発光器が正常に反応しないもの。 (6) 本体、カバー等が脱落しているもの。	(1) 函体の欠損又は腐食が認められるもの。 (2) 端子に発錆等が認められるもの。
	(14) J型受信機	J型受信機	(1) シーケンサー(ﾒｲﾝCPU)の動作(通電、エラー、開信号発報)の確認を行う。 (2) 信号受信処理装置(ｻﾌﾞCPU)の動作(リレー出力動作、通信)の確認を行う。 (3) 性能試験(設定コード、送信機番号受信、抹消コード)の確認を行う。 (4) バッテリーの劣化の確認を行う。 (5) 受信ユニットの校正を行う。	(1) 設定時刻にズレがある場合は時刻修正を行う。	(1) シーケンサーが正常に動作しないもの (2) 信号受信処理装置が正常に動作しないもの。 (3) 機能が正常に動作しないもの。 (4) 内部バッテリーに故障が認められるもの。 (5) 受信感度値が規定値より低いもの。	(1) 内部バッテリーに劣化が認められるが故障ではないもの。 (2) 一時的に不具合が見られるがその後正常動作しているもの。

別紙ーへ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容		判定基準	
下水管	（1） 流水状況	イ．汚水の流水状況	0	流れはよい
			1	流れはあるがきわめてゆるい
			2	流れは停止又はそれに近い状態（押水状態）
	（2） コレステロール	イ．コレステロールの付着程度	0	流路表面積の10%未満
			1	流路表面積の10%以上30%未満
			2	流路表面積の30%以上
	（3） 土砂、汚物の堆積	イ．土砂、汚物の堆積の程度	0	流路表面積の10%未満
			1	流路表面積の10%以上30%未満
			2	流路表面積の30%以上
	（4） 樹根侵入	イ．樹根の侵入の程度	0	樹根は認められない
			1	流路表面積の30%未満
			2	流路表面積の30%以上
	（5） インバート逆段差、逆勾配	イ．インバートの逆段差、逆勾配による流水状況	0	逆段差、逆勾配は認められない
			1	逆段差は認められるが、流れは確保されている
			2	逆段差により障害が生じている
	（6） インバート破損	イ．インバートの劣化、破損の程度	0	認められない、又は軽微な変状
			1	桝上からの目視でクラック、欠損が認められる
			2	桝上から目視で著しい破損が認められれる
	（7） 管口の破損	イ．管口の破損の程度	0	認められない、又は微妙な変状
			1	桝上からの目視でクラック、欠損が認められる
			2	桝上からの目視で著しい破損が認められる
道路	（1） ポットホール	イ．ポットホールの幅、深さ ロ．ポットホールの有無	0	ポットホールは認められない
			1	幅D＜20cm又は深さh＜2cm
			2	D≧20cmかつh≧2cm
	（2） ひび割れ	イ．ひび割れの開き幅 ロ．ひび割れの範囲	0	ひび割れは認めれらない(ヘアクラック以下)
			1	線状ひび割れ（クラック幅5mm未満)又は亀甲状ひび割れの軽度なもの
			2	線状ひび割れ（クラック幅5mm以上)又は亀甲状ひび割れの重度なもの
	（3） 対構造物段差（補修跡段差）	イ．段差の有無	0	段差は認められない
			1	高低差h＜2cm
			2	h≧2cm
	（4） 表面劣化	イ．表面劣化の程度	0	表面劣化は認められない
			1	表面骨材の形状は判るが、アスファルト分により付着している
			2	アスファルト分がなく、表面が骨材でザラザラしている
	（5） 補修跡	イ．補修跡の大小 ロ．補修跡の多少 （補修跡の有無）	0	補修跡は認められない
			1	小さな補修跡が点在する（ある）
			2	大きな補修跡が点在する（ある）
	（6） 桝間の下がり	イ．街渠の下がりの有無 ロ．桝の飛び出しの有無	0	桝間の下がりは認められない
			1	桝間の下がりh＜2cm
			2	h≧2cm
	（7） 街渠・桝・縁石の破損	イ．ひび割れ、損傷の有無	0	ひび割れ、破損は認められない
			1	ひび割れ、隅欠けがみられる
			2	部材の大半が損なわれている
のり面・擁壁	のり面変状形態	変状形態 （1）変状なし	0	健全なのり面をいうが、以下の状況は特記事項に記入する ・局部的な植生生育不良、雑草繁茂 ・人為的な踏跡、小穴等 ・マンホール周辺の土砂流出（小規模）
		（2）クラック	5	幅、深さ、長さともわずかに生じている状態
			10	幅、深さ、長さのうちいずれか一つが著しく生じている状態 及び、幅、深さ、長さも著しく生じている状態
		（3）ハラミ、盤ぶくれ	5	（ハラミ）ハラミを生じているが、わずかな状態
				（盤ぶくれ）盤ぶくれを生じているが、わずかな状態
			10	（ハラミ）のり尻にハラミを生じている状態
				（盤ぶくれ）のり尻、平地に盤ぶくれを生じている状態
		（4）小崩壊・滑落	5	（小崩壊）小崩壊を生じているが、わずかな状態
				（滑落）滑落を生じているが、わずかな状態
			10	（小崩壊）のり面中央等で崩壊、陥没、土砂流出を生じている状態
				（滑落）表層部が大きく滑り落ち、のり面が裸地状になっている状態

別紙ーへ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容		判定基準	
			（5）オーバーハング	5	オーバーハングが1m以下の場合
				10	のり面の土砂流出がはげしく、上部土砂との開きが1m以上の状態
			（6）ガリー侵食	5	表面水による侵食の幅が狭く、深さも浅くのり面の部分的にある状態
				10	表面水による侵食の幅が広く、深さも深く、のり面全体に及んでいる状態
			（7）表面保護工の変状	5	枠内土砂流出、中詰材流出等があるが、保護工の変状までは至っていない状態
				10	枠内土砂流出、中詰材流出があり、保護工の変状（浮上がり等）が生じている状態
	擁壁変状形態	（1）変状形態の程度	変状なし	0	健全な擁壁のことをいうが、以下のような状態は特記事項に記入する ・合端目地材の部分的な剥離 ・伸縮目地材の老朽化
			変状（小）	5	各変状形態の「あり」が1個のみ反応した場合 （例） ・水平変位 ・不同沈下 ・伸縮目地部の開き ・局部的なクラック ・ズレ ・欠損等
			変状（中）	10	各変状形態の「あり」が2個反応した場合 （例） ・水平変位と不同沈下 ・水平変位と縦クラック ・不同沈下と縦クラック ・複数の縦クラック（水平クラックは注意が必要）
			変状（大）	20	各変状形態の「あり」が3個反応した場合。但し、変状が著しい場合は個数にかかわらず変状（大）とする （例） ・ハラミ、傾斜を伴ったクラック ・伸縮目地間（20m）におよぶ水平クラック ・複数の水平クラック
のり面・擁壁	擁壁変状形態	（2）水平変位		ー	・天端部からの見通しで点検する ・伸縮目地部に生じている場合が多い ・相対的な変位量を測定しておく
		（3）ハラミ		ー	・基礎部からの見通しで点検する ・目地ラインの変形、勾配変化から判別 ・勾配変化を測定しておく（上部と下部）
		（4）傾斜		ー	・コンクリート系擁壁に見られる ・伸縮目地部に生じている場合が多い ・天端部の離れを測定しておく
		（5）不同沈下		ー	・天端部からの見通しで点検する ・天端部のクラック、段差量を測定しておく
		（6）伸縮目地開き		ー	・目地板（スギ板：9mm）以上の開きの有無を点検する ・不同沈下を伴う場合が多い
		（7）クラック（水平）		ー	・位置、幅、範囲を測定する ・局部的か、全体に及んでいるか点検する

別紙ーへ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容		判定基準	
					・水平クラックの場合、1スパン(約20m)以上か点検する
		(8) クラック（縦、斜）		ー	・縦クラックの場合、天端まで達しているか点検する ・目地沿いのクラックか、ブロック圧裂クラックか点検する ・単一か、複数に生じているか点検する ・補修跡の再クラックか、新規クラックか点検する
		(9) ズレ・欠損・飛出し		ー	・ズレはブロック積の上一段に生じている場合が多い ・局部的な飛出し等は落下の有無を点検する
	機能障害	排水施設 変状形態 （のり面）	(1) 異常なし	0	以下の場合は特記事項に記入する ・のり尻排水溝の詰まり、土砂堆積等 ・空かん、ゴミなどの一時的な堆積 ・排水溝周辺の雑草繁茂
			(2) 機能障害あり	5	通水機能はあるが何らかの障害がある状態
				10	通水機能が阻害又は、ほとんど機能を果たしていない状態
		排水施設 変状形態 （擁壁）	(3) 異常なし	0	以下の場合は特記事項に記入する ・のり尻排水溝の詰まり、土砂堆積等 ・空かん、ゴミなどの一時的な堆積 ・排水溝周辺の雑草繁茂
			(4) 機能障害A	2	天端排水溝に軽微なズレ、欠損がある状態。天端背面、舗装面等に軽微なクラック、陥没等がある状態(状況を特記に記入する)
				10	天端排水溝に著しいズレ、欠損がある状態。天端背面、舗装面等に著しいクラック、陥没等がある状態(状況を特記に記入する)
			(5) 機能障害B	2	水抜孔の軽微な詰まり、破損がある状態 クラック、目地等から軽微な湧水がある状態 （状況を特記に記入する）
				10	水抜孔の著しい詰まり、破損がある状態 クラック、目地等から著しい湧水がある状態 （状況を特記に記入する）
遊戯施設（金属製）	(1) 金属腐食	イ. 腐食の範囲 ロ. 腐食の程度		0	腐食は認められない
				1	軽微な腐食、錆、メッキ被服の損傷がある
				2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、剥離がある
	(2) 変状	イ. 曲がり ロ. 亀裂		0	変状は認められない
				1	軽微な曲がり、窪みがある
				2	大きな曲がりがあるか、亀裂がある
	(3) ボルト・ナット	イ. ゆるみ ロ. 腐食等による劣化		0	ゆるみがない
				1	ゆるみがあるが締め直せる
				2	ゆるみがあり、締め直しができない、又は腐食等で動かない
	(4) 全体の固定具合	イ. 全体の固定具合		0	がたつき、ぐらつきがない
				1	揺すると軽微な振動、がたつきがある
				2	揺すると、がたつき、ぐらつきがある
遊戯施	(1) 鉄筋露出	イ. 鉄筋の状態		0	露出は認められない
				1	軽微な露出が1，2箇所ある
				2	著しい露出（露出箇所が3箇所又は1／3以上の露出等）がある

別紙ーへ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容		判定基準
設（コンクート・木・ＦＲＰ等）	（2） 人造石研出し等	イ．人造石研出し、モルタル部分の亀裂、浮き、ポットホール	0	亀裂、浮き、ポットホールは認められない
			1	亀裂、浮き、ポットホールが全体の15%未満ある
			2	亀裂、浮き、ポットホールが全体の15%以上ある
	（3） 木部腐食	イ．腐食の程度 ロ．割れ、欠け等損耗	0	腐食、ささくれ、割れは認められない
			1	表面に艶がなく、ささくれ、浅い割れがある
			2	表面に艶がなく、ささくれ、深い割れ、角部に欠け等がある
	（4） プラスチック・FRP等の劣化	イ．プラスチック、FRP等の劣化	0	劣化は認められない
			1	表面に小さな傷やピンホールがあり、褪色している
			2	表面に傷が多く、ざらつきや割れがあり、褪色している
	（5） 金属腐食	イ．腐食の範囲 ロ．腐食の程度	0	腐食は認められない
			1	軽微な腐食、錆、メッキ被服の損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、剥離がある
	（6） 変状	イ．曲がり ロ．亀裂	0	変状は認められない
			1	軽微な曲がり、窪みがある
			2	大きな曲がりがあるか、亀裂がある
	（7） ボルト・ナット	イ．ゆるみ ロ．腐食等による劣化	0	ゆるみがない
			1	ゆるみがあるが締め直せる
			2	ゆるみがあり、締め直しができない、又は腐食等で動かない
	（8） 全体の固定具合	イ．遊具全体の固定具合	0	がたつき、ぐらつきがない
			1	揺すると軽微な振動、がたつきがある
			2	揺すると、がたつき、ぐらつきがある
通路（コンクリート）	（1） ひび割れ	イ．ひび割れの開き幅 ロ．ひび割れの範囲	0	ひび割れは認めれらない
			1	クラックは連結している。又は、クラック幅が3mm未満
			2	格子状クラックが連結している。又はクラック幅が3mm以上
	（2） 表面劣化	イ．表面劣化の程度	0	表面劣化は認められない
			1	表面骨材の形状は判るが、セメント分により付着している
			2	セメント分がなく、表面が骨材でザラザラしている
	（3） 破損	イ．破損の幅、深さ ロ．破損の有無	0	破損は認められない
			1	幅D＜20cm又は深さh＜2cm
			2	D≧20cmかつh≧2cm
	（4） 補修跡	イ．補修跡の大小 ロ．補修跡の多少 （補修跡の有無）	0	補修跡は認められない
			1	小さな補修跡が点在する（ある）
			2	大きな補修跡が点在する（ある）
通路（コンクリート以外）	（1） 不陸	イ．不陸の程度	0	不陸は認められない
			1	版を連ねる線がほぼ直線である（小さな不陸）
			2	版を連ねる線が波形をしている（大きな不陸）
	（2） 表面劣化	イ．表面劣化の程度	0	表面劣化は認められない
			1	骨材の形状は判るが、アスファルト分等により付着している
			2	アスファルト分等が少なく表面が骨材でザラザラしている
	（3） 破損	イ．破損の部分、程度 ロ．破損の有無	0	破損は認められない
			1	幅D＜20cm又は深さh＜2cm
			2	D≧20cmかつh≧2cm
	（4） 補修跡	イ．補修跡の大小 ロ．補修跡の多少 （補修跡の有無）	0	補修跡は認められない
			1	小さな補修跡が点在する（ある）
			2	大きな補修跡が点在する（ある）
外柵（	（1） 変状・破れ	イ．金網の変状、破れの有無	0	変形、破れは認められない
			1	網がゆるんだり、破れたりしている
			2	網の変形が著しいか、大きく破れている

別紙ーへ　計画点検判定基準（土木・造園）

点検項目		点検内容	判定基準	
金網柵）	（2）　網端の固定不良	イ．縦・横鋼線の切断、外れの有無	0	固定不良は認められない
			1	一辺が切断、又は外れている
			2	二辺以上が切断、又は外れている
	（3）　腐食	イ．支柱・胴縁、取付金具の腐食の有無	0	腐食等は認められない
			1	錆の発生、又は軽微な腐食が見られる
			2	腐食による断面欠損率30%以上、又は孔食がある
	（4）　変形	イ．支柱、胴縁の曲がり、折れの有無 ロ．支柱、胴縁の取付不良の有無	0	変形は認められない
			1	軽微な変形がある
			2	著しい変形や部材の折断がある
外柵（パイプ柵）	（1）　立子の腐食	イ．立子腐食の範囲 ロ．立子腐食の程度	0	腐食があるが範囲が少ない
			1	腐食範囲が広いか、メッキ被覆に損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、はく離がある
	（2）　立子の変形・外れ	イ．立子の変形、外れの有無	0	変形、外れは認められない
			1	立子の変形、外れがある
			2	立子の変形が著しく、立子の外れが数多くある
	（3）　支柱・フレームの腐食	イ．支柱、フレームの腐食の範囲 ロ．支柱、フレームの腐食の程度	0	腐食があるが範囲が少ない
			1	腐食範囲が広いか、メッキ被覆に損傷がある
			2	腐食範囲が広く、錆が浮き出たり、はく離がある
	（4）　支柱・フレームの変形	イ．支柱、フレームの曲がり、折の有無 ロ．支柱、フレームの取付不良の有無	0	変形は認められない
			1	軽微な変形がある
			2	著しい変形や部材の折断がある
雨水浸透施設	（1）　桝内部状況	イ．劣化損耗に関するもの	0	良好
			1	桝内に亀裂が入っていたり、砕石の一部が欠損していたり、接続間の一部が破損しているもの。機能に影響は与えないが、適切に施工されていないもの
			2	桝や接続管が破損していて漏水するもの、砕石の相当量が欠損しているもの。施工が不適切で、機能に影響をおよぼすもの
	（2）　桝内湛水状況	イ．湛水の有無	0	湛水していない
			1	全面に湛水はしないが、一部が湛水し、湛水していない部分にも十分に湿り気がある
			2	桝内全面が湛水している
	（3）　土砂堆積厚測定	イ．桝内の土砂測定深測定 ロ．桝深及び泥溜深の確認	ー	浸透桝及び浸透人孔の桝天端か土砂表面までの距離（測定深）を測定し、土砂堆積厚を求める。 ・土砂堆積圧＝桝深ー測定深 ・余裕高＝泥溜深ー土砂堆積厚
	（4）　管閉塞率測定	イ．管口閉塞率の判定 ロ．管径の確認	ー	浸透トレンチ管の管閉塞率は、管内の土砂堆積厚(閉塞厚)と管径との割合とし、上流の管口における閉塞率と下流の管口の閉塞率との平均を管閉塞率とする。 ・管閉塞率(%)＝（上流管口管閉塞率(%)＋下流管口管閉塞率(%)）／2

別添様式1

安 全 点 検 票 （建築）

※ ①外壁・外壁以外同時実施 ②外壁点検のみ ③外壁以外点検のみ

団地名	点検号棟	支社名	ｾﾝﾀｰ名	点検年月日
	丁目 街区 号棟	支社	ｾﾝﾀｰ	自 平成 年 月 日
(コード)	(コード)	(コード)	(コード)	至 平成 年 月 日

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名・点検者氏名（主たる点検結果の判定者）	点検項目(※)
年度				階建	戸		

点検項目	判定 A-1	判定 A-2	判定 B	内容説明	面	判断箇所	箇所数	数量	応急措置有無	添付資料 写真NO	添付資料 図面NO	(緊急処理用) 補修伝票NO / 送付年月日	[住宅管理センター記載欄] 発注NO / 発注年月日	備考
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	
												NO ・ ・	NO ・ ・	

安全点検実施(直近)： 平成 年度　　計画点検(建物診断)実施(直近)： 平成 年度　　壁改修年度(直近)： 平成 年度　　屋根防水工事： 平成 年度

(所見欄)

(外壁等点検部位)
- □ A 外壁
- □ B 窓廻り外壁
- □ C 大庇鼻先・上裏
- □ D バルコニー壁
- □ E バルコニー鼻先・上裏
- □ F ｺﾝｸﾘｰﾄ手摺り壁・笠木
- □ G 階段室壁・上裏
- □ H 共用廊下壁・上裏
- □ I 小庇・窓台
- □ J 基礎
- □ K ＥＸＰ・Ｊ部
- □ L パラペット
- □ M ＰＣ目地
- □ N 塔屋
- □ Z その他

(外壁以外の点検部位)
- □ ア 階段室壁・上裏
- □ イ 共用廊下壁・上裏
- □ ウ 階段室床
- □ エ 共用廊下床
- □ オ 建具
- □ カ 防火戸
- □ キ 防火シャッター
- □ ク 排煙窓
- □ ケ 金属製手摺り・パネル
- □ コ 雨樋
- □ サ 枡・人孔
- □ シ U字溝・側溝
- □ ス 付属金物
- □ セ ＥＸＰ・Ｊ
- □ ソ 落下防止庇
- □ タ ｸｰﾗｰ用室外機置場
- □ チ 高置水槽
- □ ツ 自転車置場等
- □ テ 看板・広告塔
- □ ト 機械式駐車場
- □ ナ 区画線・路面標示
- □ ニ 自走式立体駐車場主要構造部
- □ ヌ 車路・車室（壁・天井を含む）
- □ ネ 屋根（押えコンクリート）
- □ ノ 屋根（露出アスファルト防水）
- □ ハ 屋根（塗膜防水）
- □ ヒ 屋根（断熱コンクリートブロック）
- □ フ 屋根（断熱アスファルト成形板）
- □ ヘ 屋根傾斜屋根（ｺﾛﾆｱﾙ、瓦葺き）
- □ ホ 屋根（その他）
- □ マ 塗装（外回り鉄部・建具）
- □ ミ 塗装（屋外工作物） □ ン その他

(劣化種別等)
- ①剥落
- ②白華現象
- ③水漏れ
- ④ひび割れ
- ⑤鉄筋露出
- ⑥錆の流出
- ⑦浮き（ふくれ）
- ⑧塗膜剥れ・ふくれ
- ⑨溜水・水勾配不良
- ⑩腐食・変形・破損
- ⑪欠損
- ⑫緩み・はずれ
- ⑬開閉不良
- ⑭落書き
- ㉚その他

① 当該住棟に無い項目は取消し線で削除する
② 点検を実施した項目にチェックを記入する

判定A-1・A-2・Bの場合は写真を添付する
ただし、同様の劣化状況が複数ある場合、代表写真と箇所数を表記した図面の添付を可とする

別添様式2-1　**安全点検・点検票（土木・造園）**

土木 造園	団地名	団地 ﾌﾞﾛｯｸ	点検場所		形式	高層	中層	低層	計	点検年月日	
					戸数					点検者氏名	

点検項目No.		判定 A	判定 B	異常箇所	状況補足	応急措置有無	添付資料No. 写真	添付資料No. 図面	（緊急処理等）補修伝票No. 送付年月日	〔センター記載欄〕発注No. 発注年月日	備考
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
									No. . .	No. . .	
	各部に異常が認められない。										

点検項目

(1)排水施設
①桝、人孔
②U字溝
③敷地排水
④水路等
(2)道路
（駐車場上部構造、駐車場下部構造、暫定平面化駐車場を含む。）
①舗装
②鉄板（車室部）
③街渠、縁石
④桝、桝蓋
⑤ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、車止め
⑥標識、標示板、区画
⑦駐車場上部構造（S造・RC造壁面）
⑧駐車場下部構造（鉄骨、鉄板）
⑨駐車場下部構造（コンクリート壁面、支柱、排水溝）
⑩暫定平面化駐車場構造（駐車場下部空間ありﾀｲﾌﾟ）
(3)法面・擁壁
①植栽保護
②ｺﾝｸﾘｰﾄ枠等
③自然斜面
④擁壁
(4)遊戯施設
①砂場
②すべり台
③ブランコ
④シーソー
⑤鉄棒、ﾗﾀﾞｰ、ｼﾞｬﾝｸﾞﾙｼﾞﾑ雲梯、はん登棒、ﾊﾞｽｹｯﾄｻｰｸﾙ
⑥ﾁｪｰﾝｼﾞｬﾝｸﾞﾙ・ﾈｯﾄｼﾞｬﾝｸﾞﾙ
⑦ｸﾞﾛｰﾌﾞｼﾞｬﾝｸﾞﾙ
⑧ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ遊具
⑨ｺﾝｸﾘｰﾄ遊具
⑩複合遊具
⑪ﾛｰﾌﾟｳｪｲ
⑫徒渉池
⑬その他の遊戯施設
⑭健康器具系施設
(5)休息施設
①ｽﾂｰﾙ、ﾍﾞﾝﾁ
②あずまや、ﾊﾟｰｺﾞﾗ
③吸殻入れ、屑入れ
④水飲み
(6)通路
①通路舗装、広場舗装
②屋外階段
③案内板、掲示板立札等
④粗大ｺﾞﾐ置場、厨雑芥置場
⑤人止柵
⑥モニュメント
⑦樹木
⑧樹木支柱、植樹桝
(7)囲障
①ﾒｯｼｭ・ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ、金網柵、排ガス防止板
②パイプ柵
③空洞ﾌﾞﾛｯｸｳｫｰﾙ、組立式ｺﾝｸﾘｰﾄ塀
(8)調整池
①流出入口
②堤体
③池内
(9)橋梁
(10)ｻｸﾗ大径木
(11)その他

異状箇所

（記入例）
・1号棟妻側PL
・2号棟北側ｱﾌﾟﾛｰﾁ
・3号棟北西の汚水本管
・団地東端の民家境界付近

なお、別途に当該箇所を明示した図面（フリーハンド可）及び写真を添付する。

※対象箇所が容易に特定できるようにする。

状況補足

（記入例）
・木部腐食によるささくれ
・破損による鋭利な切り口
・ゴミ詰まりによる漏水
・外数量記載

※駐車場点検範囲（専用道路含む）に該当する場合は、状況補足欄に「駐車場」と記入する。

別添様式2-2(1)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(砂場)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
砂場							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
遊具周り	イ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
	ハ. 犬、猫防止ネットの破損状況	目視	A ・ B ・ 良		
本体	ニ. エプロン(砂場枠)の破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 砂への異物(ガラス破片等)の混入状況	目視・触診	A ・ 良		
	ヘ. 砂の量の適否	目視	A ・ 良		
	ト. 水はけの状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		

判定基準は仕様書による。
判定A・Bの場合は写真を添付する。

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した ☐	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	☐	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有　☐

別添様式2-2(2)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(すべり台)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
すべり台							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ・傾きの状況、高温化の状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、登行部(階段)、滑走面、手すり等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. ローラーの破損、変形状況 回転不良、異常音等の状況	目視・触診	A ・ 良		
	ト. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	チ. 滑り降り部と着地地盤面との段差	目視	A ・ B ・ 良		
	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有　□

別添様式2-2(3)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(ブランコ)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
ブランコ							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、梁、柵等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. 吊り金具、ダルマ金具の腐食、磨耗、破損変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	ト. ベアリングの回転具合の良否	触診	A ・ B ・ 良		
	チ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ、変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	リ. 吊り部材と座板の固定状況	触診	A ・ 良		
	ヌ. 座板の腐食、破損の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヲ. 座板と地盤面の間隔の適否(判定A＝一方向ブランコ:350mm未満、幼児用:300mm未満、全方向ブランコ:400mm未満)	計測	A ・ 良		
	ワ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	カ. 着地面の保護材の損耗状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ヨ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有　□

別添様式2-2(4)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(シーソー)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
シーソー							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 軸受支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 腕部(本体)の腐食、破損、ぐらつき(横揺れ)状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. 支点部の動作具合の良否	目視・触診	A ・ 良		
	チ. 支点部の磨耗、腐食、破損状況	目視・触診	A ・ 良		
	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
	ヌ. ハンドル、つり鎖の破損、変形、固定状況	目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 接地部の陥没状況、タイヤの破損状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ワ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した ☐	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	☐	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有　☐

別添様式2-2(5)

安全点検・点検票〔遊戯施設（鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等）〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
鉄棒、ジャングルジム、ラダー、雲梯、はん登棒、バスケットサークル等							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ．本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ．遊具周り（遊具端部から概ね2mの範囲）の異物（突起物、ガラス片等）の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ．遊具周り（上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲）の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ．支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ．握り棒、横架材等の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ．継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト．ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無（※）	打診目視・触診	A ・ 良		
	チ．バスケットボールサークルの網の欠損状況	目視	A ・ B ・ 良		
基礎・地盤面	リ．地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ．基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印：ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」：緩みが有る場合、「とっき」：突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」：いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の（概要）の条件を満たさない場合、有害性あり（判定A）とする。
（概要）ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材：
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有　□

別添様式2-2(6)

安全点検・点検票 〔遊戯施設(チェーンネットジャングル、ネットジャングル)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
チェーンネットジャングル、ネットジャングル							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱及び梁のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. チェーン、ネット、ロープ等の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ボルトナットの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はボルトキャップ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有 □

別添様式2-2(7)

安全点検・点検票 〔遊戯施設(グローブジャングル)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
グローブジャングル							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 回転部の床、縦部材、横部材等の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 回転部の回転具合の良否、ぐらつき(横揺)状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有 □

別添様式2-2(8)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(スプリング遊具)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
スプリング遊具							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
上物・台座部	ニ. 上物、台座のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 取っ手(ハンドル)の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. スプリングの腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ 良		
	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 基礎部のぐらつき状況	目視・触診	A ・ 良		
	ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ル. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有　□

別添様式2-2(9)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(コンクリート遊具)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
コンクリート遊具							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材(本体)	ニ. 本体(人研部等)の破損、クラックの状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. コンクリート面への苔の付着状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	チ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	リ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヌ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した ☐	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	☐	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		

備考欄

最調査の必要性有　☐

別添様式2-2(10)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(複合遊具)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
複合遊具							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、梁、床、登行部(階段等)、滑走面等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 握り棒、横架材等の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. ブランコの吊り金具、ダルマ金具等の腐食、磨耗、破損、変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	チ. ベアリングの回転具合の良否	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	リ. 吊り部材の腐食、磨耗、破損、ねじれ変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	ヌ. ブランコ座板等の腐食、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. 吊り部材と座板の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヲ. チェーン、ネット、ロープ等の固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ワ. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	カ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヨ. 滑り台着地部の着地面との段差	目視	A ・ 良		
	タ. ブランコ座板と地盤面との間隔の良否	計測	A ・ 良		
	レ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ソ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ツ. 着地面の保護材の損耗状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した ☐	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	☐	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有　☐

別添様式2-2(11)　　安全点検・点検票〔遊戯施設(ロープウェイ)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
ロープウェイ							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無、段差・窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 支柱、梁、はしご、踊り場等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ヘ. ケーブル、ロープ等の固定、磨耗、断線破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ト. 滑車部の腐食、磨耗、破損、回転不良等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	チ. 握り部の腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	リ. 緩衝装置の損耗、腐食状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヌ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ル. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有　□

別添様式2-2(12)

安全点検・点検票〔遊戯施設(徒渉池)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
徒渉池							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
本　体 (池底面、 側壁等躯体)	イ. 徒渉池全体の※安全上の支障に係る変状(クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、突起物、石、枝、ガラス片等)の有無、床部滑り具合。	目視・触診	A ・ B ・ 良		
周辺施設 (足洗い場、シャワー・洗眼・飲用水エリア、舗装、囲障・門扉、鍵、制札版、階段、滑走台、外周柵立上り部、モニュメント等を含む)	ロ. ※安全上の支障に係る変状(クラック、破損・欠損、浮き、隆起、沈下、段差、めくれ、小穴、目地開き、突起物、石、枝、ガラス片等)の有無、床部滑り具合。	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ハ. シャワー・洗眼器具、囲障等施設の欠損、破損、ぐらつき、変形、腐食、塗装等の状況	目視・触診・打診	A ・ B ・ 良		
	ニ. (囲障・門扉)金網や胴縁下空間、格子やフレーム下空間における危険な開口の有無。門扉の破損・ぐらつき、開閉状況、鍵の破損・欠損・塗装等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 制札版の有無、破損、変形、ぐらつき、塗装等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
給排水施設等 (側溝を含む)	ヌ. 集水桝、散水栓、止水栓、排水目皿、グレーチング等の蓋の異常、変形、がたつき、外れ、破損、詰まり等の有無。	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ル. 蓋の紛失の有無、蓋の固定状況(排水桝蓋の鎖2ヶ所止め等)	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 蓋穴の大きさ、蓋材質の適否	目視・触診	A ・ B ・ 良		
その他付属施設については、各々の点検内容・判定基準に基づき点検する。 (パーゴラ、ベンチ、スツール、プレイスカルプチャー、舗装、囲障等)					

・判定基準は仕様書による。

・徒渉池外に設けられた足洗い場、シャワー・洗顔・水のみ等施設も徒渉池に含むものとする。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※　安全上の支障とは「子供が裸足で遊ぶこと」「濡れた体で、肌の露出が多い状態で遊ぶこと」を想定した支障とする。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

・応急処置を実施した場合はその内容を記載する。 □

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した	

―職員等記入欄―

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材　有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有

別添様式2-2(13)

安全点検・点検票〔遊戯施設(その他の遊戯施設)〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
その他の遊戯施設							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観・遊具周り	イ. 本体のゆがみ、傾きの状況	目視	A ・ 良		
	ロ. 遊具周り(遊具端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無・段差や窪みの発生	目視	A ・ 良		
	ハ. 遊具周り(上空を含む、遊具端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視	A ・ 良		
構造部材	ニ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれの発生等の状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ホ. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	ヘ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	ト. 金具等消耗部材の腐食、磨耗、破損、変形状況	目視・計測	A ・ B ・ 良		
	チ. チェーン、ネット、ロープ等の磨耗、断線、破損状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ル. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有 □

別添様式2-2(14)

安全点検・点検票〔遊戯施設(健康器具系施設)〕

点検項目	施設名・場所	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
健康器具系施設							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
外観	イ. 本体のゆがみ、不自然な傾きの状況	目視	A ・ 良		
施設周り	ロ. 施設周り(施設端部から概ね2mの範囲)の異物(突起物、ガラス片等)の有無・段差や窪みの発生	目視・計測	A ・ 良		
	ハ. 施設周り(上空を含む、施設端部から概ね2mの範囲)の樹木の枝の有無	目視・計測	A ・ 良		
	ニ. 正しい使用方法を示すサイン及びシールの設置状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ホ. 年齢表示シール(大人用)等の設置状況	目視	A ・ ・ 良		
構造部材	ヘ. 本体、支柱等のぐらつき、腐食、破損、変形、ささくれ、節穴の発生等の状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ト. 手摺り等のぐらつき、腐食、破損、変形状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
	チ. 継手金具等の腐食、破損、固定状況	目視・触診	A ・ B ・ 良		
消耗部材	リ. ボルト・ナットの緩みの有無、または突起の有害性の有無(※)	打診目視・触診	A ・ 良		
基礎・地盤面	ヌ. 地盤面の侵食、水溜りの有無	目視	A ・ B ・ 良		
	ル. 基礎部の露出状況	目視	A ・ B ・ 良		
	ヲ. 着地面の保護材の損耗状況	目視	A ・ B ・ 良		

・判定基準は仕様書による。

・判定A・Bの場合は写真を添付する。

・子どもが遊具として利用する可能性を考慮して判定すること。

・点検方法に計測の指示のある項目は、備考欄に計測値を記入する。

・施設台帳の未登録施設は、施設名欄に設置場所を記入する。

・※印:ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
「ゆるみ」:緩みが有る場合、「とっき」:突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」:いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の(概要)の条件を満たさない場合、有害性あり(判定A)とする。
(概要)ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

		点検内容	点検方法	□ 種類	写真NO.	備考
特記	A	可動部の有無	目視・触診	□可動部 有 □回転部 □ ダンパー □板バネ □チェーン □その他( )		
				□可動部 無		
	B	地盤面の舗装の種類	目視	□コンクリート舗装 □インターロッキング舗装 □ その他硬い舗装 ( )		
				□ダスト舗装 □ゴムチップ舗装 □芝生・裸地 等		

・特記Aは、可動部の「有」「無」を選択するとともに、「有」の場合はその種類を選択し、写真を添付する。

・特記Bは、地盤面の舗装の種類を選択するとともに、硬い舗装の場合は写真を添付する。

—職員等記入欄—

当該遊具設置年	年	構造部材:
消耗部材 有	□	金属・木材・FRP・その他
部位		
部位		
備考欄		
		最調査の必要性有

印刷対象外　リンク用

・※印：ボルト・ナットに「緩み」または「突起の有害性」のいずれかが有る場合、判定をAとする。
　　また、備考欄に、判定がAの事由を次のとおり記入すること。
　　「ゆるみ」：緩みが有る場合、「とっき」：突起の有害性が有る場合、「ゆるみ・とっき」：いずれも有る場合

ボルト・ナットの突起の有害性有無の判断は、「遊具の安全に関する規準JPFA-SP-S:2014」4.4.6に準拠することとし、次の（概要）の条件を満たさない場合、有害性あり（判定A）とする。
（概要）ﾎﾞﾙﾄﾅｯﾄの突起が設置面や歩行面から1500㎜の範囲にあり、かつ
直接衝突の危険がある場合、①及び②を満たすこと。
①直角立ち上がりが3㎜未満かつ引っ掛からない形状であること
②直角立ち上がりが3㎜以上の場合はﾎﾞﾙﾄｷｬｯﾌﾟ保護が埋め込まれていること

別添様式2-3　　安全点検・実施項目チェックリスト（土木・造園）

○○センター

11111　○○○○団地

管理開始 昭和/平成○○年○月
住所　　○○県○○市○○町○-○
管理戸数 ○○○戸

団地平面図

安全点検の実施項目確認表（土木・造園）

	主な点検項目	ﾁｪｯｸ欄
(1) 排水施設	① 桝・人孔	□
	② U字溝	□
	③ 敷地排水	□
	④ 水路等	□
(2) 道路（駐車場上部構造、駐車場下部構造、暫定平面化駐車場を含む。）	① 舗装(As、Co、ILB)	□
	② 鉄板（車室部）	□
	③ 街渠、縁石	□
	④ 桝、桝蓋	□
	⑤ 安全施設（ｶﾞｰﾄﾞﾚｰﾙ、ｶﾞｰﾄﾞﾊﾟｲﾌﾟ、ﾊﾟｲﾌﾟ柵、車止）	□
	⑥ 安全施設（ｶｰﾌﾞﾐﾗｰ、交通標識、標示板、区画線）	□
	⑦ 駐車場上部構造（S造・RC造壁面）	□
	⑧ 駐車場下部構造（鉄骨、鉄板）	□
	⑨ 駐車場下部構造（コンクリート壁面、支柱、排水溝）	□
	⑩ 暫定平面化駐車場構造（駐車場下部空間ありタイプ）	□
(3) 法面・擁壁	① 植栽保護	□
	② ｺﾝｸﾘｰﾄ枠等	□
	③ 自然斜面	□
	④ 擁壁	□
(4) 遊戯施設	① 砂場	□
	② すべり台（人研、ｽﾃﾝﾚｽ、FRP等）	□
	③ ﾌﾞﾗﾝｺ（連座・全方向）	□
	④ ｼｰｿｰ（弓形ｼｰｿｰ・ｼｰｿｰ）	□
	⑤ 鉄棒、ﾗﾀﾞｰ、ｼﾞｬﾝｸﾞﾙｼﾞﾑ、雲梯、はん登棒、ﾊﾞｽｹｯﾄｻｰｸﾙ等	□
	⑥ ﾁｪｰﾝｼﾞｬﾝｸﾞﾙ、ﾈｯﾄｼﾞｬﾝｸﾞﾙ	□
	⑦ ｸﾞﾛｰﾌﾞｼﾞｬﾝｸﾞﾙ	□
	⑧ ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ遊具	□
	⑨ ｺﾝｸﾘｰﾄ遊具(ﾌﾟﾚｲｳｫｰﾙ等)	□
	⑩ 複合遊具(ｺﾝﾋﾞﾈｰｼｮﾝ遊具)	□
	⑪ ﾛｰﾌﾟｳｪｲ	□
	⑫ 徒渉池	□
	⑬ その他の遊戯施設	□
	⑭ 健康器具系施設	□
(5) 休息施設	① ｽﾂｰﾙ、ﾍﾞﾝﾁ	□
	② あずまや、ﾊﾟｰｺﾞﾗ、シェルター、ｹﾞｰﾄ	□
	③ 吸い殻入れ、屑入れ	□
	④ 水飲み	□
(6) 通路	① 通路舗装、広場舗装（As、Co、平板、ILB、ﾚﾝｶﾞ、ｳｯﾄﾞﾃﾞｯｷ）	□
	② 屋外階段	□
	③ 案内板、掲示板、立札等	□
	④ 粗大ゴミ置場、厨雑茶置場	□
	⑤ 人止柵	□
	⑥ ﾓﾆｭﾒﾝﾄ	□
	⑦ 樹木	□
	⑧ 樹木支柱,植栽桝（ﾂﾘｰｻｰｸﾙ等）	□
(7) 囲障	① ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ、ｴｷｽﾊﾟﾝﾄﾞﾌｪﾝｽ金網柵、排ガス防止板	□
	② ﾊﾟｲﾌﾟ柵	□
	③ 空洞ﾌﾞﾛｯｸｳｫｰﾙ、組立式ｺﾝｸﾘｰﾄ塀	□
(8) 調整池	① 流出入口	□
	② 堤体	□
	③ 池内	□
(9) 橋梁	① 路面	□
	② 地覆、高欄等	□
	③ 伸縮装置	□
	④ 排水装置	□
	⑤ 横断構造物等	□
(10) サクラ大径木	① サクラ大径木	□
(11) その他	① その他(1)～(10)に類するもので監督員の指示するもの［　　］	□

実施点検日
平成　　年　　月　　日
点検者

（備考）① 団地平面図を添付し、点検を実施した範囲を明記する(着色など)
② 当該団地に無い項目は取り消し線で削除する
③ 点検を実施した項目にチェックを記入する
④ 調整池については、別途拡大図に点検ルートを記入し報告する。

別添様式2-4　安全点検・点検票〔橋梁〕

橋梁番号		橋名		団地コード		団地名	
総径間数		径間番号		点検日		点検者	

項目		着目点（該当する項目に○を付けて下さい）					対策の必要性（該当する項目をチェック）	備考
		①	②	③	④	⑤		
1	路面の異常	橋面舗装のポットホール	橋面舗装のひび割れ	橋台背面のひび割れ	異常音・異常振動	車両や歩行者の通行阻害	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
2	地覆・高欄等の異常	地覆・高欄の通り異常	伸縮装置付近での段差・ずれ	高欄の破断・変形	高欄の腐食	車両や歩行者の通行阻害	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
3	伸縮装置の異常	遊間以上	段差	ずれ	破損	土砂詰り	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
4	排水装置の異常	排水不良	土砂詰り	車両や歩行者の通行阻害			□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	
5	横断構造物等の異常	主桁等の変色・腐食・傷（衝突痕）	床板・地覆コンクリートの変色・漏水	排水装置の変色・漏水	照明機器・柱等付属物の変色	部材等の落下による第三者被害の恐れ	□要対策（A判定） □経過観察（B判定） □対策不要 □対策済	

別添様式2-4　安全点検・点検票〔橋梁損傷写真〕

橋梁番号		橋名		団地コード		団地名	
総径間数		径間番号		点検日		点検者	

損傷写真

写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
部材名				部材名				部材名			
損傷の概要				損傷の概要				損傷の概要			
写真番号		径間番号		写真番号		径間番号		写真番号		径間番号	
部材名				部材名				部材名			
損傷の概要				損傷の概要				損傷の概要			

別添様式2-5　　安全点検・点検票〔サクラ大径木〕

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
サクラ大径木							

場所	エリア又はブロック名	樹木No.	樹種名	目通り周
				※実測による m

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
全体・樹冠	イ. 樹冠全体の20%以上が枯れていないか	目視	A ・ B ・ 良		
	ロ. 樹形・樹冠に異常な崩れがないか	目視	A ・ B ・ 良		
枝	ハ. 大枝の枯れや引っ掛かり枝がある	目視	A ・ B ・ 良		
	ニ. 大枝に著しい腐朽や裂け目（亀裂）がある	目視	A ・ B ・ 良		
幹・根元	ホ. 幹・根元に異常な傾きや著しいぐらつきがある	目視・負荷	A ・ B ・ 良		体重をかけて強く揺らす
	ヘ. 幹・根元に著しくキノコが着床している	目視	A ・ B ・ 良		
	ト. 幹や根元に異常な裂け目（亀裂）がある	目視・計測	A ・ B ・ 良		亀裂の長さ、深さを計測する L＝　　h＝
	チ. 幹・根元に著しい開口空洞がある	目視・計測	A ・ B ・ 良		開口空洞の長さ、幅、深さを計測する ø＝　　w＝　　h＝
	リ. 幹・根元に著しい腐朽や樹皮の欠損がある	目視・計測	A ・ B ・ 良		欠損部の大きさを計測する L＝　　w＝
	ヌ. 根元にシロアリが異常発生している	目視	A ・ ・ ・ 良		
支柱	ル. 支柱材に著しいぐらつきがある	目視・負荷	A ・ ・ ・ 良		
	ヲ. 支柱材に腐朽や亀裂が見られる	目視	A ・ ・ ・ 良		
	ワ. 結束材や結束ボルトに緩みや欠損がある	目視	A ・ ・ ・ 良		

判定について
・判定基準は仕様書による。
・判定A・Bの場合は写真を添付する。

応急処置について
判定項目により、応急処置を実施した場合は、その内容記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

特記事項

※参考

□ ホ～ヌ（幹と根元の区分）

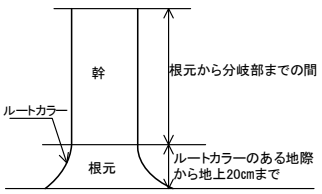

□ ト（亀裂の判定）

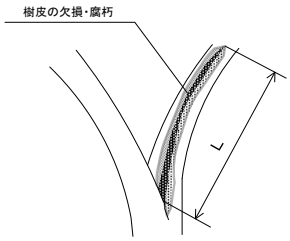

L=長さ：亀裂の長さ50cm以上、深さが芯に達している場合はA判定

□ チ（開口空洞の判定）

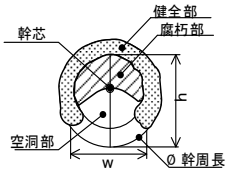

h=深さ：芯まで達している場合はA判定

w=幅：幹周長の1／3以上ある場合はA判定

以下、 破線枠内は住宅管理センターが記入する。

イ～ヌについて、判定Aが1項目以上ある場合、
グリーンマネージャー（植物管理業務の実務者）に確認し、下表①～⑤の対応をする。

措置	対応	○印を記入	グリーンマネージャー記入欄 確認	グリーンマネージャー記入欄 実施条件	伝票No.
必要	① 支柱の設置		□	条件：	
	② 剪定除去、枝おろしの実施		□	条件：	
	③ 伐採の実施		□	条件：	
	④ 樹木安全度診断の実施		□	条件：	
不要	⑤ 経過観察		□		

別添様式3

安全点検　　点検票（機械）

機械	団地名 〔コード〕	点検箇所	丁目　街区　号棟 及びその周辺	高層　中層　低層 戸数　戸	点検年月日 点検者氏名	・　・

点検項目No.	判定 A	判定 B	異常個所	状況補足	応急措置有無	添付資料 写真No.	添付資料 図面No.	（緊急処理等） 補修伝票No. 送付年月日	〔センター記載欄〕 発注No. 発注年月日	〔センター記載欄〕 備考
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	
								No. ・ ・	No. ・ ・	

	各部に異常が認められない。	煙道内部点検実施年度（直近）　平成　年度

点検項目

① 屋内給水管
- □ (1) 給水管
- □ (2) 支持金物
- □ (3) 弁類
- □ (4) 防露
- □ (5) 点検口・マンホール

② 屋内排水管
- □ (1) 排水管
- □ (2) 支持金物
- □ (4) 防露
- □ (5) 点検口・マンホール
- □ (6) 排水・湧水槽

③ 屋内ガス管
- □ (1) ガス管
- □ (2) 支持金物

④ 給湯暖房配管
- □ (1) 給湯暖房管
- □ (2) 支持金物
- □ (3) 弁類

⑤ 煙道
- □ (1) 大気解放部
- □ (2) 煙道内部

⑥ 屋外給水設備
- □ (1) 弁・弁筐
- □ (2) 水栓、標示柱等

⑦ 屋外排水設備
- □ (1) 排水ポンプ

⑧ その他
- □ (1) その他

・点検を行ったトレンチ・ピットは点検口とｽﾊﾟﾝの位置を概要図面に記載して添付する。

判定Aの場合は写真を添付する。

別添様式４

煙道の点検票

点検会社名	
点検者	
資格名	
資格№	

点検日			
団地名等			
系統名			
大気開放部	・排気障害　（　有　・　無　） ・防鳥ネット　（　有　・　無　） ・煙道先端部の欠損　（　有　・　無　） ・煙道先端部天板　（　欠　損　・　破　損　）		
煙道内部の状況	劣化状況等	劣化等内容	・詰まり　・欠損 ・穴明き　・底部欠損
		計測	劣化状況等位置 （先端部より　m点）
		緊急措置	・安全確認　・異物の除去 ・燃焼機器の使用停止
		緊急連絡	・管理者への緊急報告 ・居住者通知
		その他	
点検箇所の現況	写真貼付 （一括で別紙により処理できるものとする。）		

※必要箇所に○印等を記載する

別添様式5－1

安全点検　点検票（電気）

電気	団地名	点検　丁目　街区　号　棟 〔コード〕　箇所　及びその周辺	高層　中層　低層 戸数　戸	点検年月日 点検者氏名	・　・

点検項目No.	判定 A	判定 B	異常個所	状況補足	応急措置有無	添付資料 写真No.	添付資料 図面No.	（緊急処理等）補修伝票No. 送付年月日	〔住宅管理センター記載欄〕発注No. 発注年月日	備考
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	
								No.　.　.	No.　.　.	

安全点検の実施項目確認表

① 当該団地にない項目は二重線で削除する。
② 点検を実施した項目にチェックを記入する。

点検項目

- ① 共用灯設備
  - (1)照明器具 □
- ② 配線器具
  - (1)ｽｲｯﾁ､ｺﾝｾﾝﾄ □
  - (2)自動点滅器 □
- ③ 盤類
  - (1)引込開閉器盤 □
  - (2)主開閉器盤 □
  - (3)集合計器盤 □
  - (4)共用灯盤 □
  - (5)制御盤 □
  - (6)動力分電盤 □
  - (7)端子盤 □
  - (8)LAN設備収容箱 □
  - (9)隔測量水器盤 □
  - (10)幹線ﾋﾟｰｸｺﾝﾄﾛｰﾙ □
- ④ 換気設備
  - (1)換気扇 □
  - (2)ダクト □
- ⑤ ﾃﾚﾋﾞ・FM共同受信設備
  - (1)アンテナ □
  - (2)アンテナマスト □
  - (3)支線 □
  - (4)機器収容箱 □
  - (5)機器取付板 □
- ⑥ 雷保護設備
  - (1)突針 □
  - (2)支持管 □
  - (3)支線 □
  - (4)避雷導線 □
  - (5)棟上導体 □
  - (6)支持金物 □
  - (7)接地極 □
  - (8)端子箱 □
- ⑦ 屋外灯設備
  - (1)照明器具 □
  - (2)外灯柱(ｺﾝｸﾘｰﾄ柱) □
  - (3)太陽光発電設備 □
  - (4)風力発電設備 □
  - (5)蓄電池 □
  - (6)案内板、掲示板 □
  - (7)屋外灯盤 □
  - (8)自動点滅器 □
  - (9)鋼管ポール □
- ⑧ 架空配線設備
  - (1)電線、ｹｰﾌﾞﾙ □
  - (2)支持金物 □
  - (3)ﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰ □
  - (4)支持柱、装柱金物 □
  - (5)支線 □
- ⑨ 地中配線設備
  - (1)ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ □
  - (2)ﾏﾝﾎｰﾙ □
  - (3)地中配線 □
- ⑩ 太陽光発電設備
  - (1)太陽電池アレイ □
  - (2)取付架台 □
  - (3)接続箱 □
  - (4)ﾊﾟﾜｰｺﾝﾃﾞｨｼｮﾅ □
  - (5)系統連携保護装置 □
  - (6)表示パネル □
- ⑪ 段差解消機
  - (1)ﾃｰﾌﾞﾙ □
  - (2)手すり □
  - (3)ｼﾞｬﾊﾞﾗ □
  - (4)昇降部 □
  - (5)電気部品 □
  - (6)電気配線等 □
  - (7)油圧シリンダー部 □
  - (8)油圧ユニット部 □
  - (9)油圧配管部 □
  - (10)附帯設備 □
- ⑫ 防犯カメラ設備
  - (1)防犯カメラ □
  - (2)録画機器 □
  - (3)附帯機器 □
  - (4)機器収容箱 □
- ⑬ 駐車場管制設備
  - (1)ｶｰｹﾞｰﾄ □
  - (2)ｶｰｹﾞｰﾄ用送受信機 □
  - (3)車路管制設備 □
- ⑭ J型受信機
  - (1)J型受信機 □
- ⑮ その他
  - (　　) □
  - (　　) □
  - (　　) □
  - (　　) □

異状箇所がある場合は、別途に当該箇所を明示した図面(フリーハンド可)を添付する。
判定基準は仕様書による。判定A・Bの場合は写真を添付する。

別添様式5－2

安全点検・点検票〔鋼管ポール用〕

〇〇〇柱

点検項目	施設名	センター		団地		点検日	点検者
		コード	センター名	コード	団地名		
鋼管ポール							

項目	点検内容	点検方法	判定	写真NO.	備考
全般	① 傾き、曲がり、凹み、変形の有無	目視・触診	A・B		
	② 腐食の有無	目視・触診	A・B		
	③ 発錆の有無	目視・触診	A・B		
	④ 孔開きの有無	目視・触診	A・良		
	⑤ 充電部の外気露出の有無	目視	有・無		
柱脚部	① ボルト・ナットの緩みの有無	打診・触診	有・無		
	② 基礎部(コンクリート)のクラックの有無	目視・触診	A・B		
	③ アンカーボルト、ナットキャップの変形の有無	目視・触診	有・無		
	④ ベースプレートの変形の有無	目視・触診	A・B		
	⑤ 発錆の有無	目視・触診	A・B		
	⑥ 根巻きの有無	目視	有・無		根巻き無本数／全本数
	⑦ 鋼管ポール根元と基礎間のコーキングの有無	目視	A・良		
	⑧ ポール番号札の有無	目視	A・良		
開口部	① 蓋の着脱の可否	打診・触診	A・良		
	② パッキンの劣化の有無	目視・触診	A・良		
	③ 開口部・溶接部のクラックの有無	目視・触診	A・良		
	④ 開口部の発錆の有無	目視・触診	A・B		
ポール内面（開口部から柱脚部）	① 鋼管ポール開口部からの内面の発錆の有無	目視・触診	有・無		
	② 鋼管ポール開口部の肉厚の減少の有無	目視・触診	A・良		
	③ 鋼管ポールの肉厚の減少の有無(ハンマー打撃試験)	打診・触診	A・良		
	④ ポール内面の水の有無	目視	A・B		

A・B判定基準は仕様書による。判定A・B・有の場合は写真を添付する。

応急処置を実施した場合はその内容を記載する。

応急処置実施	実施内容
応急処置を実施した □	

別添様式５－３

安全点検・点検票〔J型受信機用〕

点検項目	施設名	センター		団地		点 検 日	点検者氏名
		コード	センター名	コード	団地名		
J型受信機							

No.		点検項目	点 検 内 容		チェック欄
外観	①	専用アンテナ	アンテナ素子に曲がり・折れ・破損のないこと（目視）		
	②	受信ボックスの防水性（シール）	アンテナ接合部に防水性（シール）が保たれていること		
	③		扉部に防水性（シール）が保たれていること		
	④		孔加工部に防水性（シール）が保たれていること		
	⑤	内部機器及び受信ボックスの傷、汚れ	内部機器に錆・汚れ等がみなれないこと（目視）		
	⑥		塗装剥がれ・腐食破損等がみられないこと（目視）		
	⑦		機能障害の発生する傷・へこみがないこと（目視）		
	⑧	機器間の配線	各締結部の緩みや断線等の破損がないこと（目視）		
	⑨	コネクタ、ビス類	配線コネクタのゆるみがないこと（締め確認）		
	⑩		ユニットの固定ビスにゆるみがないこと（締め確認）		
	⑪		各電源アダプターがコンセントにしっかり差込まれていること		
性能	⑪		SUB-CPUアダプター出力電圧　DC4.8V以上であること（NGの場合交換）		＿＿V
			MAIN-CPUアダプター出力電圧　DC17V以上であること（NGの場合交換）		＿＿V
	⑫	受信感度	送受信距離10m操作位置での開信号の発報を確認　又は 実用操作位置での開信号の発報を確認		＿＿m
	⑬	SUBMAIN-CPU LED点燈確認	通常待機時	SUB-CPU：LED1,4（常灯） MAIN-CPU：LED0,1（常灯）	
			受信P/Mコード一致時	SUB-CPU：LED3（瞬灯）5,6,7（点灯） MAIN-CPU：LED6,7（点灯）	
	⑭	MAIN-CPU設定・時刻修正	メンテナンス専用機（MNT-1000）によりMAIN-CPUの時刻修正を行なう		
	⑮	MAIN-CPU設定・P/Mコード確認	メンテナンス専用機（MNT-1000）によりMAIN-CPUのP/Mコードが登録されているかの確認		
	⑯	MAIN-CPU設定・操作ログ確認	メンテナンス専用機（MNT-1000）により開信号発報時の操作ログ（日時・Sコード）が正常に認識されているかの確認		
	⑰	停電試験・時刻確認	20分間の電源遮断後、MAIN-CPUの時刻が初期値にならないこと 初期値（00/01/01　00:00:00）になる場合は時計カートリッジ交換		
	⑱	停電試験・コード確認	20分間の電源遮断後、MAIN-CPUのコード設定が初期値にならないこと 初期値（Pコード全て0000　Mコード0001）になる場合はMAIN-CPU交換		
	⑲	その他	□	ループ検知式　□　非ループ検知式	

特記事項		点検記号説明					
		□	V	良	□	△	修理
		□	A	調整	□	×	取替
		□	T	締付	□	C	清掃
		□	W	分解			
検査結果	合格　・　不合格						

別添様式6

段差解消機　点検票

団地名		団地	点検日	年　月　日
棟番号		号棟	点検者	
室番号		号室	機種名	
氏　名			設置日	年　月　日

	点検項目		判定	記事
	1　駆動装置			
(1)	油圧パワーユニット	駆動装置カバー		
(2)		高圧ゴムホース		
(3)		油漏れ		
(4)		油量		
(5)		常用圧力(Mpa)		
(6)	パンタグラフ	摩耗、変形、損傷、腐食		
(7)		注油		
(8)	シリンダー	摩耗、変形、損傷、腐食		
(9)		油漏れ		
(10)		固定絞り弁		
	2　かご室			
(11)	かご・手すり	かご		
(12)		手すり		
(13)		可動式手すり		
(14)	スイッチ	かご操作盤		
(15)		障害物検出装置		
(16)	床下保護	ジャバラ		
	3　乗り場			
(17)	スイッチ	乗り場の操作盤		
(18)		ﾌｧｲﾅﾙﾘﾐｯﾄｽｲｯﾁ		
(19)	設備	乗り場の戸		
(20)		ﾊﾞﾙｺﾆｰ段差解消板		
	4　制御器			
(21)	制御器	電源電圧		
(22)		充電器		
(23)		充電タイマー		
(24)	測定	絶縁抵抗(MΩ)		
(25)		上昇速度		
(26)		下降速度		
	5　ピット			
(27)	設備	昇降機ピット		
(28)		昇降機ピット排水		
	6　充電池(バッテリー)			
(29)	電圧	V		
(30)	液量	cc		

(31)	比重	①	②	③	④	⑤	⑥
	比重値実測						
	比重値補正後(補正値0.0007)						
(32)	セル温度（°）						

特記事項

凡例　V：異常なし　／：該当なし　×：要交換　△：要修理
A：調整　T：締付け　C：清掃　L：要給油

※要交換、要修理及び要給油の判定をした場合は、様式5－1にも記載すること。

別添様式７

計画点検票(建物診断)

（※）①全面打診　②一部打診

団地名		点検号棟	丁目　街区　号棟	支社名		センター名		点検年月日	自　平成　年　月　日
(コード)		(コード)		(コード)		(コード)			至　平成　年　月　日

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	打診範囲（※）	打診面積	外壁点検面積	前回の修繕時期	資格名	
年度				階建	戸		A　㎡	㎡	年度	点検者氏名	

点検項目			単位	各壁面数量表 東面	西面	南面	北面	合計	点検結果	評価点	所見
計画点検（建物診断）	①	剥落(欠損)	ヶ所						ヶ所	a	
	②	白華現象・漏水(ｴﾌﾛﾚｯｾﾝｽ)	ヶ所						ヶ所	b	
	③	ひび割れ 0.3㎜未満	m						イ　m	c	
		ひび割れ 0.3㎜～1.0㎜未満	m						イ/A×100　%		
		ひび割れ 1.0㎜以上	m								
	④	鉄筋露出	ヶ所						ヶ所	d	
	⑤	錆の流出	ヶ所						ヶ所	e	
	⑥	浮き（ふくれ）	㎡						ロ　㎡	f	
									ロ/A×100　%		
	⑦	外壁塗膜	ヶ所						ヶ所	g	
※ 点検結果の不具合箇所等については、別添図・写真を添付すること。									合　計	/	

総合所見

＊評価基準及び評価点について:
- ①、②、④、⑤の項目については打診面積200㎡を基準とし、200㎡を超える場合は、打診面積Ａを200㎡で除した値を算出し、点検結果の数量をその値で除したものを評価点とする。
- ⑦外壁塗膜については点検実面積について算定を行い評価点を付ける。
- ①、②、④、⑤の項目については、「なし：０点、1ヶ所：１点、2ヶ所：２点、3ヶ所：３点、4ヶ所：４点」を評価基準とする。
- ③、⑥の項目については、「なし：０点、6%未満：１点、6～15%未満：２点、15～18%未満：３点、18%以上：４点」を評価基準とする。
- ⑦の項目については、「気にならない：０点、少し気になる：１点、部分的に気になる：２点、全体的に気になる：３点、全体的に著しい：４点」を評価基準とする。

※打診面積が200㎡以下は点検結果そのままで、200㎡以上の場合は　÷　200　≒　この計算から、点検数量を　で除した数字を点検結果とする。

別添様式8

計 画 点 検 票 （ 建 物 診 断 ）

（※）①全面打診　②一部打診

団地名	点検号棟	支社名	ｾﾝﾀｰ名	点検年月日
	丁目　街区　号棟	支社	ｾﾝﾀｰ	自　平成　年　月　日
（コード）	（コード）	（コード）	（コード）	至　平成　年　月　日

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名・点検者氏名（主たる点検結果の判定者）	打診範囲（※）
年度				階建	戸		

点検項目		判定（※） A-1	A-2	B	内容説明	面	判断箇所	箇所数	数量	応急措置有無	添付資料 写真NO	図面NO	（緊急処理用） 補修伝票NO 送付年月日	［住宅管理センター記載欄］ 発注NO 発注年月日	備考
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	
													NO ・ ・	NO ・ ・	

※判定A-1・A-2・Bの場合は写真を添付する。ただし、同様の劣化状況が複数ある場合、代表写真と箇所数を表記した図面の添付を可とする

別添様式９

計画点検票（ＰＣ目地）

（※）①全面打診　②一部打診

団地名		点検号棟	丁目　街区　号棟	支社名		センター名		点検年月日	自　平成　年　月　日
（コード）		（コード）		（コード）		（コード）			至　平成　年　月　日

管理開始年度	棟分類コード	外壁部位仕様コード	棟型式区分コード	階数	戸数	資格名		打診範囲（※）
年度				階建	戸	点検者氏名		

評価基準／評価点／部位		コーキング・シーリング材					目地部ＰＣ版					累計長さ	備考
		・コーキング材等に、やせや皺が見える。	・指触でコーキング材等がかなり硬くなっている。 ・やせや皺が目立つ。	・ｺｰｷﾝｸﾞ材等に割れが目立つ。 ・悪戯等による針穴や傷がある。 ・やせが著しく凹部が4㎜以上ある。	・やせすぎ等により、目地下地ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材が露出している箇所がある。 ・PC版とｺｰｷﾝｸﾞ材との間に隙間や剥がれが生じている。	評価点	・目地部付近に汚れ、外壁仕上材の剥がれがある。	・目地部付近に細かいクラックがある。	・目地部付近に細かいクラックが目立つ。 ・表面的なジャンカがある。	・目地部付近に欠損、又はコーキング部分に達するクラック（幅0.3㎜以上）がある。	評価点	・ﾊﾞｯｸｱｯﾌﾟ材の露出箇所 ・ｺｰｷﾝｸﾞ材に隙間や剥れが生じている箇所	
		0	1	2	3		0	1	2	3			
東妻壁	縦ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
西妻壁	縦ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
南側壁	縦ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	バルコニー											（　m）	
	窓廻り											（　m）	
北側壁	縦ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	窓廻り											（　m）	
階段室	横ｼﾞｮｲﾝﾄ											（　m）	
	さ　さ　ら											（　m）	
		小　計					小　計					（　m）	

所見	（コーキング・シーリング材）	（目地部ＰＣ版）	評価点合計　／
			劣化長さ合計　m

※ 点検結果の不具合箇所等については、別添図・写真を添付すること。

別添様式10

■計画点検総括票 （下水管修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計

全体数量	幹線・枝 本 m	建物前 本 m	点検数量	幹線・技 本 m	建物前 本 m

等級	No.	現状仕様	桝・人孔個数	延長（m）	劣化度の推移 ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	備考
計									

〈全体平面図〉
・線区番号を記入

別添様式11

計画点検票（下水管修繕）	（コード）団地名	（　　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

区分	項目											
幹・枝・建 系統 No.												桝及び人孔の蓋を開け、地上からの目視により判定を行う。
所見												
種別		桝／人孔	桝／人孔	桝／人孔	桝／人孔	桝／人孔	桝／人孔	桝／人孔	桝／人孔	桝／人孔	桝／人孔	
番号		No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	No.	
桝・人孔	流水状況	0 良好 / 1 流れがゆるい / 2 停滞している	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	合計
桝・人孔	異物の有無 コレステロール	0 10%未 / 1 10%～30% / 2 30%上	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	
桝・人孔	異物の有無 土砂、汚物の堆積	0 10%未 / 1 30%未 / 2 30%上	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	サンプル数
桝・人孔	異物の有無 樹根侵入	0 良好 / 1 30%未 / 2 30%上	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	
桝・人孔	流路の状況 インバート逆段差逆勾配	0 良好 / 1 流れ確保 / 2 流れ障害	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	平均
桝・人孔	流路の状況 インバートの破損	0 変状少 / 1 ｸﾗｯｸ欠損 / 2 破損大	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	
管渠	管口の破損	0 変状少 / 1 ｸﾗｯｸ欠損 / 2 破損大	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	0 1 2	
得点計												

①インバートの表面劣化、　②蓋、スラブ、壁のズレ、破損、劣化、　③管の詰まり等で特に異常があれば、所見欄に記入する。

別添様式12

■計画点検総括票 （道路修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計

全体数量	幹線・補助	アプローチ	点検数量	幹線・補助	アプローチ
	本 m	本 m		本 m	本 m

等級	No.	舗装仕様	幅員（m）	延長（m）	劣化度の推移 ・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	備考
計									

〈全体平面図〉

・道路番号を記入

・移管道路を明示

別添様式13

計画点検票 （道路修繕−ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装）	（コード）（　　） 団地名	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

道路等級																																			
道路番号																																				
幅員	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m
点検区間			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m	点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
所見																																				
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい
舗装面 ポットホール	0	1 20cm.2cm未	2 20cm.2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
舗装面 ひび割れ	0	1 5mm未	2 5mm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
舗装面 対構造物段差（補修跡段差）	0	1 2cm未	2 2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
舗装面 表面劣化	0	1 付着	2 ｻﾞﾗｻﾞﾗ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
舗装面 補修跡	0	1 小	2 大	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
街渠・桝・縁石 桝間の下がり	0	1 2cm未	2 2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
街渠・桝・縁石 街渠・桝・縁石の破損	0	1 隅欠け	2 部材大半	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
得点計																																				

合計

サンプル数

平均

①舗装面の　a表面剥離、bかまぼこ形状、②桝の詰まり等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式14-1

■法面・擁壁変状票

団地名		法面・擁壁番号	

点検年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日	特記事項
法面変状形態	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10)	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10)	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10)	1.変状なし (0) 2.クラック (5・10) 3.ハラミ・盤ぶくれ (5・10) 4.小崩壊・滑落 (5・10) 5.オーバーハング (5・10) 6.ガリー侵食・小 (5) 7.ガリー侵食・大 (10) 8.表面保護工の変状 (5・10)	
	1.植生剥離・裸地　2.踏跡(小・大) 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出(法枠・路面・排水溝) 5.人為的な変状(　　) 〔　　〕	1.植生剥離・裸地　2.踏跡(小・大) 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出(法枠・路面・排水溝) 5.人為的な変状(　　) 〔　　〕	1.植生剥離・裸地　2.踏跡(小・大) 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出(法枠・路面・排水溝) 5.人為的な変状(　　) 〔　　〕	1.植生剥離・裸地　2.踏跡(小・大) 3.樹木の木根露出(少・多) 4.土砂流出(法枠・路面・排水溝) 5.人為的な変状(　　) 〔　　〕	
擁壁変状形態	1.変状なし (0) 2.変状(小) (5) 3.変状(中) (10) 4.変状〔大) (20)	1.変状なし (0) 2.変状(小) (5) 3.変状(中) (10) 4.変状〔大) (20)	1.変状なし (0) 2.変状(小) (5) 3.変状(中) (10) 4.変状〔大) (20)	1.変状なし (0) 2.変状(小) (5) 3.変状(中) (10) 4.変状〔大) (20)	
	1.水平変位(　cm) 2.ハラミ(1:　～1:　) 3.傾斜(　cm)　4.不同沈下(　cm) 5.伸縮目地開き(　cm)　6.欠損　飛出し 7.クラック(水平、縦、斜、単一) 複数(　本)、最大幅(　cm) 8.ズレ(一部　cm、全体　cm～　cm) 〔　　〕	1.水平変位(　cm) 2.ハラミ(1:　～1:　) 3.傾斜(　cm)　4.不同沈下(　cm) 5.伸縮目地開き(　cm)　6.欠損　飛出し 7.クラック(水平、縦、斜、単一) 複数(　本)、最大幅(　cm) 8.ズレ(一部　cm、全体　cm～　cm) 〔　　〕	1.水平変位(　cm) 2.ハラミ(1:　～1:　) 3.傾斜(　cm)　4.不同沈下(　cm) 5.伸縮目地開き(　cm)　6.欠損　飛出し 7.クラック(水平、縦、斜、単一) 複数(　本)、最大幅(　cm) 8.ズレ(一部　cm、全体　cm～　cm) 〔　　〕	1.水平変位(　cm) 2.ハラミ(1:　～1:　) 3.傾斜(　cm)　4.不同沈下(　cm) 5.伸縮目地開き(　cm)　6.欠損　飛出し 7.クラック(水平、縦、斜、単一) 複数(　本)、最大幅(　cm) 8.ズレ(一部　cm、全体　cm～　cm) 〔　　〕	
排水施設変状形態（注）	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10)	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10)	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10)	法面 1.異常なし (0) 2.機能障害あり (5・10)	
	擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2) 3.機能障害B (5)	擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2) 3.機能障害B (5)	擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2) 3.機能障害B (5)	擁壁 1.異常なし (0) 2.機能障害A (2) 3.機能障害B (5)	
	1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕	1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕	1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕	1.雑草繁茂　2.U字溝欠損　3.ズレ 4.陥没・沈下　5.クラック 6.土砂・落葉の堆積　7.ゴミ等詰り 8.水抜孔詰り　9.縦排水溝詰り　10.滞水 〔　　〕	
	〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少）	〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少）	〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少）	〔湧水〕1.乾燥 2.湿潤 3.滲み出し（多・少）	
竣工後年数	1. 10年未満 (0) 2. 10年以上20年未満 (2) 3. 20年以上 (3)	1. 10年未満 (0) 2. 10年以上20年未満 (2) 3. 20年以上 (3)	1. 10年未満 (0) 2. 10年以上20年未満 (2) 3. 20年以上 (3)	1. 10年未満 (0) 2. 10年以上20年未満 (2) 3. 20年以上 (3)	
	更新点小計　(　　)	更新点小計　(　　)	更新点小計　(　　)	更新点小計　(　　)	

注）S、SWは法面欄に記入。Wは擁壁欄に記入。

別添様式14-2

■法面・擁壁変状手簿

団地コード:〇〇〇〇			
団地名:〇〇団地	法面擁壁番号:SW-〇	管理開始年度:昭和〇年	センター名:〇〇
変状箇所:〇	位置:No.〇-B+〇m		

経過観測の方針

（1）変状の状態

（2）経過観測の方針

写真

変状図

測定記録

測定年月日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日	平成〇年〇月〇日
測定者						
変状						
①						
②						
③						
④						
備考						

※本様式の作成対象については、別途指示による。（点検者は基本的に測定記録欄の記入を行う。）

別添様式15

■のり面・擁壁総括票

支 社	（　）	団 地	（　）	年 度		作成日	

番　号	のり面	擁 壁	排 水	固定点	変　状　点							
					4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年
	（㎡）	（㎡）	（m）		・	・	・	・	・	・	・	・
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												
ー												

別添様式16

■計画点検総括表 （遊戯施設修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計

No.	施設名称	標準	主要部材	劣化度の推移				備考
				．　．	．　．	．　．	．　．	
計								

＜全体平面図＞

・施設番号を記入

- S:金属
- W:木
- F:FRP
- C:コンクリート

別添様式17

計画点検票 （遊戯施設修繕）	（コード） 団地名	（　　）	管理 年度	年	管理 戸数	戸	調査 月日	年　月　日	調査員	

遊戯施設																												
-1	名　称																											遊戯施設ごとに、該当項目のみを記入する。
-2	材　質																											
の劣化判定に使用する。当該項目を判定する。	一連番号																											
	所　見																											

変状項目		なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	なし	軽減	大きい	
遊戯施設2	(1)鉄筋露出	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	合　計
			1～2ヶ所	3ヶ所以上、1/3																								
	(2)人造石研出し等	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		5%未	5～15%	15%上																								
	(3)木部腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
			浅い割	深い割																								
	(4)ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ、FRP等の劣化	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
			傷　少	傷　多																								
遊戯施設1・2共通	(5)金属腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
			メッキ損傷	錆剥離																								
	(6)変　状	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平　均
			軽　曲	大　曲																								
	(7)ﾎﾞﾙﾄ･ﾅｯﾄ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		締直る	腐食で固	腐食で不動																								
	(8)全体の固定具合	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
			ガタ有	ガタ･グラ有																								
得　点　計																												

可動機構（a金属腐食、b摩耗、開き、c変状、dボルト・ナット、e木部腐食、f可動部の滑さ、g可動方向の正確さ）等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式18

■計画点検総括表（通路修繕）

①ｺﾝｸﾘｰﾄ ②ｺﾝｸﾘｰﾄ以外

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計
全体数量	ｺﾝｸﾘｰﾄ 本 m	ｺﾝｸﾘｰﾄ以外 本 m	点検数量	ｺﾝｸﾘｰﾄ 本 m	ｺﾝｸﾘｰﾄ以外 本 m

等級	No.	現状仕様	幅員（m）	延長（m） ①	延長（m） ②	劣化度の推移 . .	. .	. .	. .	備考
計										

〈全体平面図〉

・通路番号を記入

別添様式19

計画点検票 （通路修繕-コンクリート舗装）	(ｺｰﾄﾞ) 団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

道路等級																									点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
道路番号																									
幅員	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	W=		m	
点検区間			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m	
所見																									合計
項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	
経年劣化・歩行障害 ひび割れ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		2cm未	2cm上																						
経年劣化・歩行障害 表面劣化	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数
		付着	ザラザラ																						
経年劣化・歩行障害 破損	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	
		2cm未	2cm上																						
補修跡	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平均
		点在小	点在大																						
得点計																									

歩行障害となる舗装面のa段差、b水、土砂の溜り等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式20

計画点検票 （通路修繕−コンクリート以外）	（ｺｰﾄﾞ） 団地名	（　　）	管理 年度	年	管理 戸数	戸	調査 月日	年　月　日	調査員	

道路等級																										点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
道路番号																										
幅員	W=　m			W=　m			W=　m			W=　m			W=　m			W=　m			W=　m			W=　m				
点検区間	から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m				
所見																										
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい		
経年劣化・歩行障害　破損	0	1 2cm未	2 2cm上	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
経年劣化・歩行障害　表面劣化	0	1 付着	2 ザラザラ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
経年劣化・歩行障害　不陸	0	1 直線	2 波形	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
補修跡	0	1 点在小	2 点在大	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
得点計																										

合計

サンプル数

平均

歩行障害となる舗装面のa段差、b水、土砂の溜まり等で異常があれば所見欄に記入する。

別添様式21

■計画点検総括表（外柵修繕）

団地ｺｰﾄﾞ		団地名		センター名	
管理年度		管理戸数	低	中高	計
全体数量	金網柵・パイプ柵　本 m	点検数量	金網柵・パイプ柵　本 m		

No.	現状仕様	高さ（m）	延長（m）	劣化度の推移 ・・	・・	・・	・・	備考
計								

＜全体平面図＞

・線区番号を記入

別添様式22

計画点検票 （外柵修繕－金網柵）	(ｺｰﾄﾞ) 団地名	（　　）	管理 年度	年	管理 戸数	戸	調査 月日	年　月　日	調査員	

外柵番号																														
高さ				H= m			H= m			H= m			H= m			H= m			H= m			H= m			H= m			H= m		
点検区間				から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m		
所見																														
変状項目		なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい
金網	変形、破れ	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
			小さく	大きく																										
	網端の固定不良	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
			1辺	2辺上																										
胴縁・支柱	腐食	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
			錆	欠損30%上																										
	変形	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
			軽微	折断																										
得点計																														

点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。

合計

サンプル数

平均

①金網の腐食、②基礎のa破損、露出、bぐらつき等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式23

計画点検票（外柵修繕－パイプ柵）	(ｺｰﾄﾞ) 団地名	（　　）	管理年度	年	管理戸数	戸	調査月日	年　月　日	調査員	

外柵番号																													点検区間は適当な目標物を見切りにして定める。
高さ	H=		m	H=		m	H=		m	H=		m	H=		m	H=		m	H=		m	H=		m	H=		m		
点検区間			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m			から まで m				
所見																													
変状項目	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	なし	軽微	大きい	合計	
立子 腐食	0	1 メッキ損傷	2 錆剥離	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
立子 変形・外れ	0	1 数少	2 数多	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	サンプル数	
支柱・フレーム 腐食	0	1 メッキ損傷	2 錆剥離	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2		
支柱・フレーム 変形	0	1 軽微	2 折断	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	平均	
得点計																													

①基礎のa破損、露出、bぐらつき等で特に異常があれば所見欄に記入する。

別添様式24

雨水浸透施設　計画点検　点検票

団地名						
調査年月日						
調査者						
系統番号						
桝番号						
桝種別						
桝立地						
桝蓋材質						
桝蓋形状						
桝天端状況						
桝規格（mm）						
泥溜深（cm）						
	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果
桝内部状況		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大
桝内湛水状況		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水
土砂堆積厚（cm）						
トレンチ管土砂堆積厚（cm）						
所見						

系統番号						
桝番号						
桝種別						
桝立地						
桝蓋材質						
桝蓋形状						
桝天端状況						
桝規格（mm）						
泥溜深（cm）						
	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果
桝内部状況		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大
桝内湛水状況		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水
土砂堆積厚（cm）						
トレンチ管土砂堆積厚（cm）						
所見						

系統番号						
桝番号						
桝種別						
桝立地						
桝蓋材質						
桝蓋形状						
桝天端状況						
桝規格（mm）						
泥溜深（cm）						
	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果	前回点検結果・管番号	点検・確認結果
桝内部状況		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大		良好・中程度・重大
桝内湛水状況		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水		湛水無・一部湛水・湛水
土砂堆積厚（cm）						
トレンチ管土砂堆積厚（cm）						
所見						

別添様式25

雨水浸透施設　点検結果入力シート

調査年月日

系統番号																		
桝番号																		
桝内部状況　0:良好;1:中程度;2:重大																		
桝内湛水状況　0:湛水無;1:一部湛水;2:湛水																		
土砂堆積厚　(cm)																		
余裕高　(cm)																		
管閉塞厚(cm)	①																	
	②																	
	③																	
所見																		

別添様式26

計画点検　　点検票　　屋内給水管

団地名〔コード〕		点検・箇所	No.1		No.6		点検日	
			No.2		No.7			
			No.3		No.8		氏名	
管理年度	年度		No.4		No.9			
			No.5		No.10			

劣化種別		評価基準及び配点									評価点					
		直管部			継手部			ネジ部			点検箇所	直管部	継手部	ネジ部	評価点	
外面腐食	浸食	なし		あり	なし		あり	なし		あり					合計点	(1) 合計点／点検箇所数
		0		3	0		3	0		3						
											小計	点	点	点	点	点
	錆び	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上					合計点	(2) 合計点／点検箇所数
		0	1	2	0	1	2	0	1	2						
											小計	点	点	点	点	点
	漏水の痕跡	なし		あり	なし		あり	なし		あり					合計点	(3) 合計点／点検箇所数
		0		5	0		5	0		5						
											小計	点	点	点	点	点

〔全体所見〕

総合評価点
(1)+(2)+(3)
点

別添様式27

計画点検　　点検票　　雑排水管

団地名		点検・箇所	No.1		No.6		点検日	
〔コード〕	〔　　〕		No.2		No.7			
			No.3		No.8		氏名	
管理年度	年度		No.4		No.9			
			No.5		No.10			

劣化種別		評価基準及び配点						評価点					
		直管部		継手部		ネジ部		点検箇所	直管部	継手部	ネジ部	評価点	
外面腐食	浸食	なし	あり	なし	あり	なし	あり					合計点	(1) 合計点／点検箇所数
		0	3	0	3	0	3						
								小計	点	点	点	点	点
	錆び	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上	なし	50%未満	50%以上			(2) 合計点／点検箇所数
		0	1	2	0	1	2	0	1	2			
								小計	点	点	点	点	点
	漏水の痕跡	なし	あり	なし	あり	なし	あり					合計点	(3) 合計点／点検箇所数
		0	5	0	5	0	5						
								小計	点	点	点	点	点

〔全体所見〕

総合評価点

(1)+(2)+(3)

点

別添様式28

計画点検点検票（共用灯設備）

団地名（コード）		号棟管理開始年度		点検日	・　・
				点検者氏名	
号　棟		階　層		棟全量 (−)(非)/(計)	サンプル数 (−)(非)/(計)
前回修繕時期		現状仕様			

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
汚　損	困難		容易	困難	不可				カバー又は表示板の文字等の判定。
	不可		0	1	3				
亀　裂（欠　損）	あり		なし	あり					カバー又は表示板の亀裂（欠損）の状態。
			0	3					
腐　食	0.5%～3.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			錆の発生を本体見付面積に対応する率で判定。
	3.0%～5.0%未満								
	5.0%以上		0	1	3	5			
変　形	軽微		軽微	全体					カバー又は表示板の変形状態。
	全体		1	2					
変　色	全体		自然	全体	ｿｹｯﾄ部				カバー、表示板、本体及びｿｹｯﾄの変色の状態。
	ｿｹｯﾄ部		0	2	3				
異　音	あり		なし	あり					異状音の発生。
			0	3					
異　臭	あり		なし	あり					異状臭の発生。
			0	3					
絶　縁	1.0MΩ～10MΩ未満		10MΩ以上	1.0MΩ～10MΩ未満	0.5MΩ～1.0MΩ未満	0.1MΩ～0.5MΩ未満			区分開閉器毎の絶縁抵抗値。
	0.5MΩ～1.0MΩ未満								
	0.1MΩ～0.5MΩ未満		0	10	20	30			
取替経過年数	5年～10年未満		5年未満	5年～10年未満	10年～15年未満	15年以上			
	10年～15年未満								
	15年以上		0	1	2	3			
評価点合計								総合評価点＝評価点合計／サンプル数　総合評価点＿＿＿＿点	

総合所見	
	サンプルした号棟及び場所等を記入のこと。 カバー及びランプをはずし内部の状態についても点検すること。

※　器具本体の劣化が場所によって異なる場合、サンプル数の半数程度を下記の場所とすること。
　　器具本体の劣化進行が早い場所 … 人通りの最も多い場所（エントランス・エレベーターホール）、風通しが悪い場所

※　総合評価点が3点以上の場合は写真を添付する。

別添様式29

計画点検点検票（テレビ受信設備）

団地名（コード）		号棟管理開始年度		点検日	・　・
				点検者氏名	
号　棟		階　層		棟全量（U・BS計）	サンプル数
前回修繕時期		現状仕様			

劣化種別	劣化数量	評価基準				評価点	所見	備考
亀　裂	導波器 給電部	なし	導波器の取付部	給電部の取付部	素子の取付部全体			エレメント取付け部に割れが生じている状態
	素子全体	0	1	2	3			
腐　食	0.5%～3.0%未満 3.0%～5.0%未満	0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			エレメントの腐食の状態
	5.0%以上	0	1	3	5			
欠損	導波器曲り 導波器欠落	なし	導波器の曲り	導波器の欠落	給電部の曲り欠落			エレメントが曲がったり、欠落している状態
	給電部	0	3	5	8			
取替経過年数	3年～6年未満 6年～10年未満	3年未満	3年～6年未満	6年～10年未満	10年以上			
	10年以上	0	15	25	35			

アンテナ出力端子でUHF・SHFの出力電圧値を測定し、報告すること。

評価点合計		総合評価点＝評価点合計／サンプル数	総合評価点　点

総合所見	サンプルした号棟等を記入のこと。

※　総合評価点が25点以上の場合は写真を添付する。

別添様式30

計画点検点検票（屋外灯設備）

団地名 （コード）		号棟管理 開始年度		点検日		・　・	
				点検者氏名			
号　棟		階　層		棟全量		ｻﾝﾌﾟﾙ数	
前回修繕時期		現状仕様					

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
汚損	困難		容易	困難	不可				カバー又は表示板の文字、ポール外面等の判定。
	不可		0	1	2				
亀裂（欠損）	あり		なし	あり					カバー又は表示板亀裂（欠損）の状態。
			0	2					
腐食	0.5%～3.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			錆の発生を本体（ポール外面含む）見付面積に対応する率で判定。
	3.0%～5.0%未満								
	5.0%以上		0	1	3	5			
変形	軽微		軽微	全体					カバー又は表示板、ポール外面の変形状態。
	全体		1	2					
変色	全体		自然	全体					カバー、表示板、本体（ポール外面含む）及び変色の状態。
			0	2					
異音	あり		なし	あり					異状音の発生。
			0	2					
異臭	あり		なし	あり					異状臭の発生。
			0	2					
絶縁	1.0MΩ～10MΩ未満		10MΩ以上	1.0MΩ～10MΩ未満	0.5MΩ～1.0MΩ未満	0.1MΩ～0.5MΩ未満			区分開閉器毎の絶縁抵抗値。
	0.5MΩ～1.0MΩ未満								
	0.1MΩ～0.5MΩ未満		0	10	20	30			
孔開き	あり		なし	あり				ありは、縦横寸法値報告	カバー又は表示板、ポール等の発生。
			0	5					
亀裂、欠損残存率	70%～90%未満		90%以上	70%～90%未満	50%～70%未満	50%未満		サンプル数の半数以上は、計測値報告	コンクリートポールの場合
	50%～70%未満								
	50%未満		0	1	3	5			
肉厚残存率	70%～90%未満		90%以上	70%～90%未満	50%～70%未満	50%未満		サンプル数の半数以上は、計測値報告	鋼管ポールの場合
	50%～70%未満								
	50%未満		0	1	3	5			
灯具取替経過年数	5年～10年未満		5年未満	5年～10年未満	10年～15年未満	15年以上			
	10年～15年未満								
	15年以上		0	1	2	3			
				評価点合計				総合評価点＝評価点合計／サンプル数	総合評価点　点

総合所見	
	サンプルした屋外灯番号を記入のこと。

※　サンプル数の半数程度を下記の場所とすること。
　　ポールの地際部の劣化進行が早い環境場所 … 植栽内、土の環境で根巻のないポール
※　総合評価点が3点以上の場合は写真を添付する。

別添様式31

計画点検点検票(動力設備)

団地名 (コード)		号棟管理 開始年度		点検日		・	・
				点検者氏名			
号棟など		階層		棟全量		ｻﾝﾌﾟﾙ数	
前回修繕時期		現状仕様					

劣化種別	劣化数量		評価基準				評価点	所見	備考
破損	軽微		なし	軽微	全体				盤の箱体、内部の破損の状態。
	全体		0	1	2				
機能劣化	あり		なし	あり					盤の機能の状態。
			0	2					
腐食	0.5%～3.0%未満		0.5%未満	0.5%～3.0%未満	3.0%～5.0%未満	5.0%以上			錆の発生を導電部見付面積に対応する率で判定。
	3.0%～5.0%未満								
	5.0%以上		0	1	2	3			
変形	軽微		なし	軽微	全体				盤の箱体、内部の変形状態。
	全体		0	1	2				
変色	電源部		自然	電源部	全体				盤の内部の変色の状態。
	全体		0	2	3				
異音	あり		なし	あり					異状音の発生。
			0	5					
異臭	あり		なし	あり					異状臭の発生。
			0	5					
絶縁	5.0MΩ～10MΩ未満		10MΩ以上	5.0MΩ～10MΩ未満	1.0MΩ～5.0MΩ未満	0.2MΩ～1.0MΩ未満			区分開閉器毎の絶縁抵抗値。
	1.0MΩ～5.0MΩ未満								
	0.2MΩ～1.0MΩ未満		0	5	15	20			
取替経過年数	10年～15年未満		10年未満	10年～15年未満	15年～20年未満	20年以上			
	15年～20年未満								
	20年以上		0	2	4	6			
			評価点合計					総合評価点＝評価点合計／ｻﾝﾌﾟﾙ数	総合評価点 ＿＿＿＿ 点

総合所見	サンプルした盤名称を記入のこと。

※ 総合評価点が20点以上の場合は写真を添付する。

別添様式32

外壁点検予備調査票　※図面の縮尺は任意とするが、寸法を記入すること。

東立面図

西立面図

南立面図

北立面図

団地名	調査号棟	支社名	ｾﾝﾀｰ名
	丁目　街区　号棟	支社	ｾﾝﾀｰ
(コード)	(コード)	(コード)	(コード)

管理開始年度	立地状況（※1）	屋根形状（※2）	工法区分（※3）	階数	戸数	外壁仕様（※4）
年度				階建	戸	

調査年月日	資格名	調査員氏名
自　平成　年　月　日		
至　平成　年　月　日		

外壁仕様			合　計	東　面	西　面	南　面	北　面
①	外壁点検 面積 ㎡						
		合　計					
②	一部打診 面積 ㎡	－					
		合　計					
③	全面打診 面積 ㎡	－					
		合　計					
④	①－②：一部打診時のその他の点検面積㎡						
⑤	①－③：全面打診時のその他の点検面積㎡						

		合　計	東　面	西　面	南　面	北　面
ゴンドラ架替回数		回	回	回	回	回
ゴンドラによる点検が出来ない場合の点検手段	高所作業車	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
	仮設足場	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
	その他（　）	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面	一部・全面
上記の概算点検面積						

［建物周辺の状況等］

別添：外壁面積計算書　　枚

［特記事項］

落下防止庇:

植　込　み:

その他の対策:

※1　1:平面　2:丘陵　3:寒冷地　4:海岸地　のいずれかを記入
※2　1:陸屋根（屋上非解放）　2:陸屋根（屋上解放）　3:勾配屋根　のいずれかを記入
※3　1:壁式工法　2:ﾗｰﾒﾝ工法　3:壁式ﾗｰﾒﾝ工法　4:ﾒﾀﾙﾌｫｰﾑ工法　5:壁式ﾌﾟﾚｷｬｽﾄ工法のいずれかを記入
※4　1:打込ﾀｲﾙ仕上げ　2:ﾓﾙﾀﾙ下地のうえ塗装仕上げ　3:打放しのうえ塗装仕上げ　4:打放しのうえﾀｲﾙ仕上げ　5:ﾓﾙﾀﾙ下地のうえﾀｲﾙ仕上げ　のいずれかを記入

別添様式33

点 検 業 務 実 施 計 画 書 （ 年 間 ）

点検区分（　　　　　）　　　業務区分（　　　　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　　　　　センター）

団地名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考

別添様式34　　（　　センター）

業務区分	点検業務実施計画書（　　月）	所長	課長	班
実施時期	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	業務会議日時場所	平成　年　月　日	

独立行政法人都市再生機構　　支社（地域支社）
支社長　　殿　　平成　年　月　日
下記のとおり、平成　年　月の法定点検等業務を実施することとしたので実施計画書を提出します。

請負者

記

業務内容	団地名	数量	備考	業務内容	団地名	数量	備考

※業務指示内容等打合せ記録及び点検業務実施日程表を添付すること。

別添様式35　　（　　センター）

業務区分	点検業務実施報告書（　　月）	所長	課長	班
実施時期	平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	業務会議日時場所	平成　年　月　日	

独立行政法人都市再生機構　　支社（地域支社）
支社長　　殿　　平成　年　月　日
下記のとおり、平成　年　月の法定点検等業務を実施しましたので報告します。

請負者　（住所）

記

業務内容	団地名	数量	備考	業務内容	団地名	数量	備考

※実施計画を変更した場合は、業務指示内容等打合せ記録を添付すること。

別添様式36

法定点検等業務実施日程表（平成　　　年　　　月分）

センター	人員	点検項目	団地名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

別添様式37

業務請負指示内容等打合せ記録	所長	課長	班

業務請負名称	平成　年度法定点検等業務（　地区）		
打合せ年月日	平成　年　月　日	業務担当者	
請負者名		管理技術者等	
出席者			

※業務の進捗状況・接着強度測定の指示・点検箇所の指示、追加、取止め等の内容を記録する。

法定点検等システム
概要資料

ＵＲ都市機構
住宅経営部

1．ログイン画面

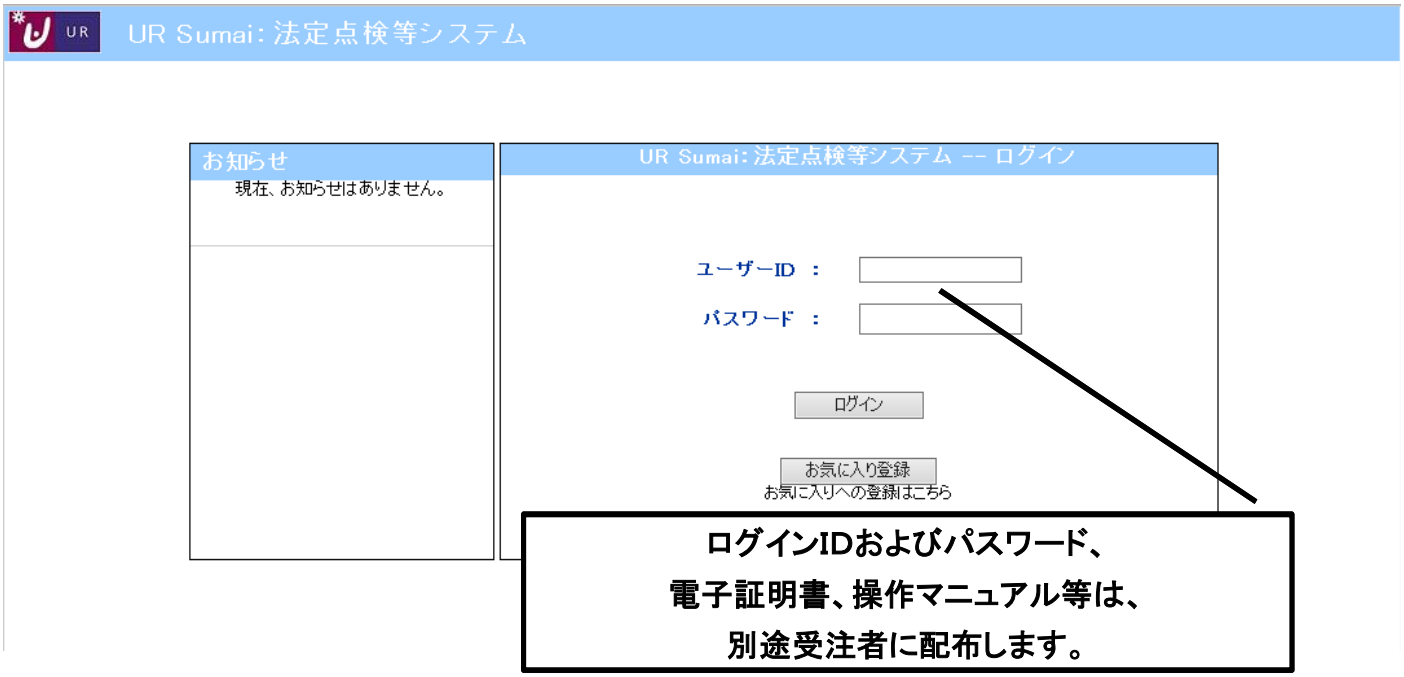

2．メニュー画面

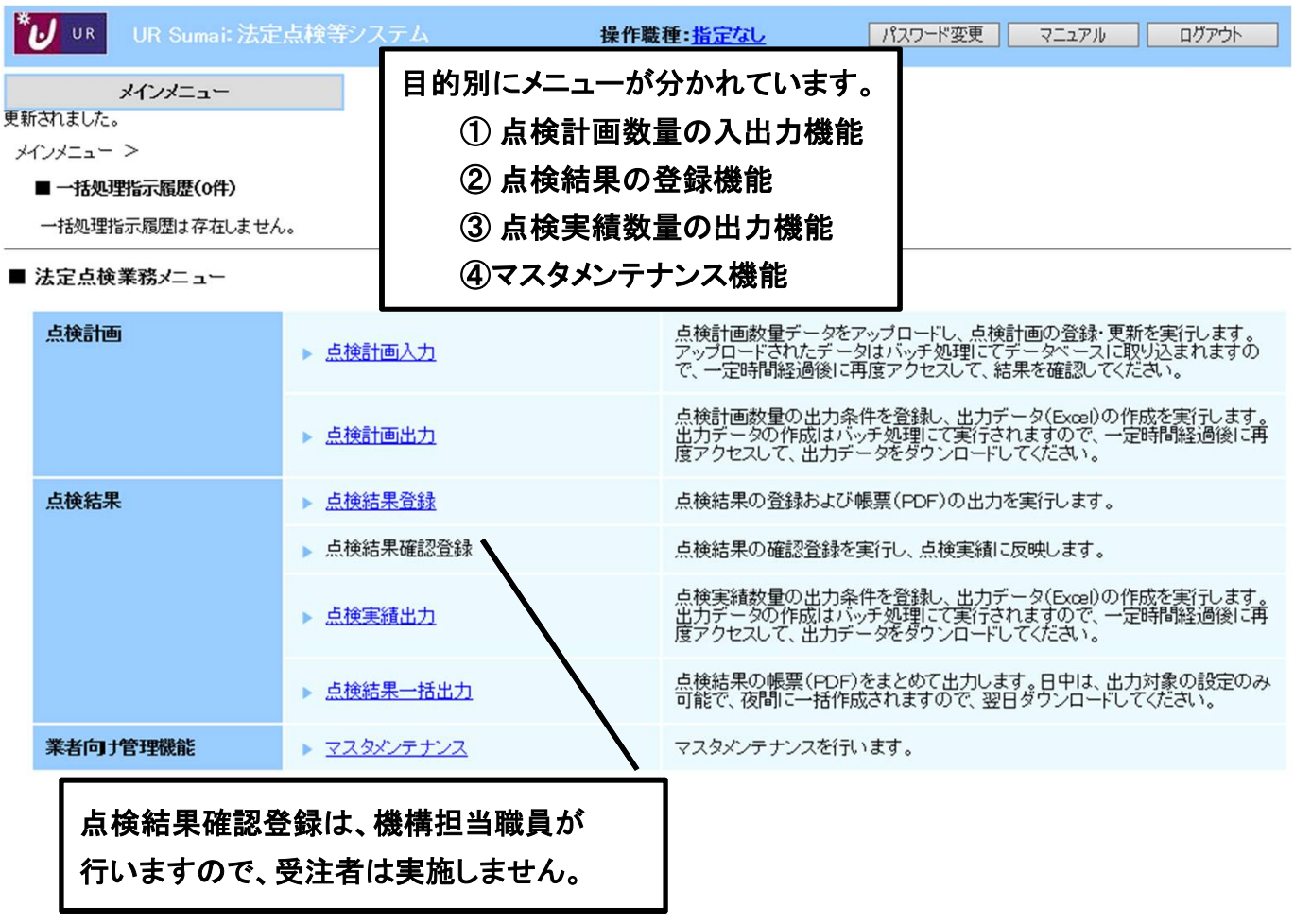

3．点検結果登録（例：安全点検（建築））

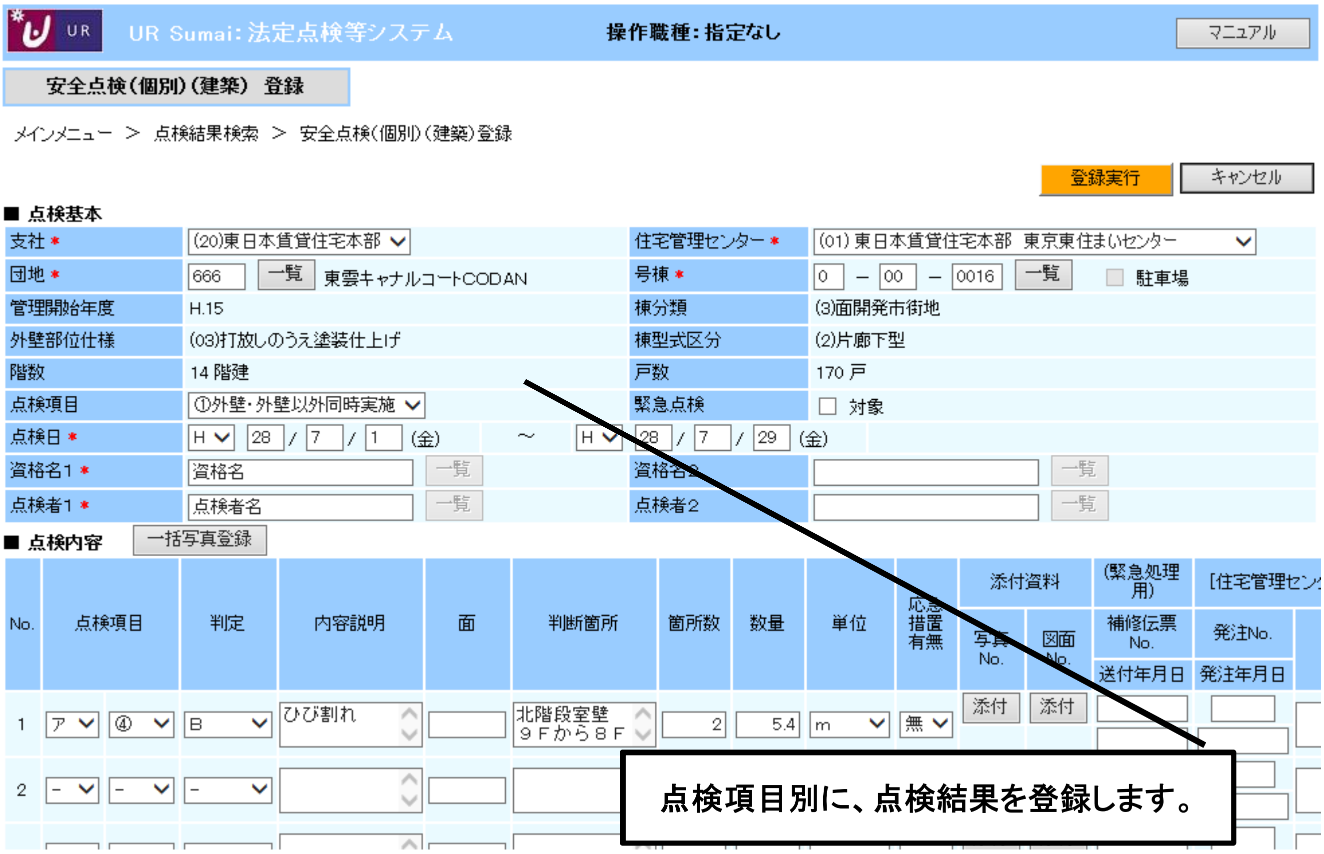

点検項目別に、点検結果を登録します。

4．点検結果出力（例：安全点検（建築））

別添様式1

安全点検点検票（建築）

①外壁・外壁以外同時実施 ②外壁点検のみ ③外壁以外点検のみ

団地名	点検号棟	支社名	住宅管理センター	点検年月日
東雲キャナルコートCODAN	0 丁目 0 街区 16 号棟	東日本賃貸住宅本部	東日本賃貸住宅本部 東京東住まいセンター	自 H28/1/29
(コード) 666	(コード) 0000016	(コード) 20	(コード) 01	至 H28/2/2

管理開始年度	棟分類コード		外壁部位仕様コード		棟型式区分コード		階数	戸数	資格名・点検者氏名（主たる点検結果の判定者）	点検項目（※）
平成15年	3	面開発市街地	03	打放しのうえ塗装仕上げ	2	片廊下型	14階建	170戸		③

点検項目		判定 A-1	判定 A-2	判定 B	内容説明	面	判断箇所	箇所数	数量	応急措置有無	添付資料 写真NO	添付資料 図面NO	(緊急処理用) 補修伝票NO 送付年月日	[住宅管理センター記載欄] 発注NO 発注年月日	備考
ア	④			○	ひび割れ		北階段室壁 9Fから8F・5F	2	5.4m	無	001, 002, 003, 004				
ア	⑫			○	壁ボードはがれ		北階段室壁 4Fから3F	2	1.5m	無	001, 002				
ウ	④			○	ひび割れ		北階段室階段踏面 RFから11F・9Fから1F	0	1式	無	001, 002, 003, 004				
ウ	④			○	ひび割れ		北階段室床 10F・9F・4F・2F	4	5.3m	無	001, 002, 003, 004, 005, 006, 007				
ア	④			○	ひび割れ		階段室壁 北EVホール1Fから地下駐車場	1	1.1m	無	001, 002				
オ	⑬		○		開閉不良（ラッチ不良）		北階段室扉 4F	0	1箇所	無	001, 002				
ア	⑧			○	塗膜の剥れ・ふくれ		南外階段上裏 13Fから11F・9F・8F・5Fから2F	0	9箇所	無	001, 002, 003, 004, 005				
ア	②			○	エフロ		南外階段上裏・壁 8F	0	2箇所	無	001, 002, 003, 004, 005, 006				
ウ	⑪			○	床シート　継目の見開き（はがれなし）		南外階段床 14F・11F・9F	0	3箇所	無	001, 002				
イ	②			○	エフロ（廊下見付目地）		共用廊下14F（最上階）上裏尾垂 南側、1403号室から1406号室	0	1式	無	001, 002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009				
イ	⑥			○	鉄製カバー　錆		共用廊下14F（最上階）ダウンライトカバー　東南角	0	1箇所	無	001, 002				
イ	[99]			○	目地シーリング干割れ		共用廊下14F（最上階）南面壁	5	9m	無	001, 002				
イ	②			○	エフロ（廊下見付目地）		共用廊下上裏尾垂 13F×16、12F×17、11F×9、10F×12、9F×15	0	69箇所	無	001, 002, 003, 004				
イ	②			○	エフロ（廊下見付目地）		共用廊下上裏尾垂 8F×10、7F×13、6F×10、5F×4、4F×7	0	44箇所	無	001, 002, 003, 004, 005				
イ	②			○	エフロ（廊下見付目地）		共用廊下　上裏尾垂 3F×3、2F×4　13Fから2F　計117箇所	0	7箇所	無	001, 002, 003				
イ	⑦		○		バックアップ材浮き（廊下見付目地）		共用廊下上裏尾垂 EV前4F	1	0	無	001, 002, 003				

安全点検実施（直近）:	平成25年	計画点検（建物診断）実施:		外壁改修年度:		屋根防水工事:	

（所見欄）

（外壁等点検部位）
- □ A 外壁
- □ B 窓廻り外壁
- □ C 大庇鼻先・上裏
- □ D バルコニー壁
- □ E バルコニー鼻先・上裏
- □ F コンクリート手摺り壁・笠木
- □ G 階段室壁・上裏
- □ H ~~共用廊下壁・上裏~~
- □ I 小庇・窓台
- □ J 基礎
- □ K ~~EXP・J部~~
- □ L ~~パラペット~~
- □ M ~~PC目地~~
- □ N 塔屋
- □ Z その他

(1) 当該住棟に無い項目は取消し線で削除する
(2) 点検を実施した項目にチェックを記入する

（外壁以外の点検部位）
- ☑ ア 階段室壁・上裏
- ☑ イ
- ☑ ウ
- ☑ エ
- ☑ オ
- ☑ カ
- □ キ
- ☑ ク
- ☑ ケ
- ☑ コ
- □ サ ~~樋・大孔~~
- □ シ ~~U字溝・側溝~~
- □ ニ ~~合差式立体駐車場主要構造部~~
- □ ヌ ~~車路・車室（壁・天井を含む）~~

（劣化種別等）
(1) 剥落
(8) 塗膜剥れ・ふくれ
(9) 漏水・水勾配不良

システムに点検結果を登録すると、
報告様式の形で出力されます。